

平成29年2月定例会

農 水 経 済 委 員 会

予算決算委員会（農水経済分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

(2月21日 〔概要説明〕)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、審査事件	1
4、経過	
《委員会》	
関係部所管事務概要説明	3

(第1日目)

1、開催日時・場所	4
2、出席者	4
3、審査事件	4
4、付託事件	5
5、経過	
《分科会》	
産業労働部長予算議案説明	6
決議に基づく提出資料の説明	8
予算議案に対する質疑	8
予算議案に対する討論	4 3
《委員会》	
産業労働部長総括説明	4 4
産業政策課企画監補足説明	4 6
議案に対する質疑	4 6

(第2日目)

1、開催日時・場所	5 6
2、出席者	5 6
3、経過	
(産業労働部)	
《委員会》	
議案に対する質疑	5 6
議案に対する討論	5 8
議案外所管事項に対する質問	5 8
(水産部)	
《分科会》	
水産部長予算議案説明	7 7
漁政課長補足説明	8 1
漁港漁場課長補足説明	8 1
決議に基づく提出資料の説明	8 1
予算議案に対する質疑	8 2
予算議案に対する討論	1 1 4

(第3日目)

1、開催日時・場所	1 1 5
2、出席者	1 1 5
3、経過	

(水産部)

《委員会》

水産部長総括説明	1 1 7
漁業振興課長補足説明	1 1 9
決議に基づく提出資料の説明	1 2 1
陳情審査	1 2 1
議案外所管事項に対する質問	1 2 2

(農林部)

《分科会》

農林部長予算議案説明	1 3 1
農政課長補足説明	1 3 4
決議に基づく提出資料の説明	1 3 8
予算議案に対する質疑	1 3 8
予算議案に対する討論	1 6 7

(第4日目)

1、開催日時・場所	1 6 8
2、出席者	1 6 8
3、経過	

(農林部)

《委員会》

農林部長総括説明	1 6 8
畜産課課長補足説明	1 7 1
諫早湾干拓課長補足説明	1 7 1
林政課長補足説明	1 7 3
議案に対する質疑	1 7 4
議案に対する討論	1 8 0
決議に基づく提出資料の説明	1 8 0
陳情審査	1 8 0
議案外所管事項に対する質問	1 8 2
審査内容報告等に関する委員間協議	2 0 4

審査結果報告書	2 0 6

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料（追加1）
- ・委員会関係議案説明資料（追加2）
- ・委員会関係議案説明資料（追加3）
- ・委員会関係議案説明資料（追加4）
- ・委員会関係議案説明資料（追加5）

2 月 2 1 日
(概要説明)

1、開催年月日時刻及び場所

平成29年2月21日

自 午前10時00分
至 午後 3時10分
於 議 会 会 議 室

2、出席委員の氏名

委 員 長	宅島 寿一 君
副 委 員 長	近藤 智昭 君
委 員	宮内 雪夫 君
〃	渡辺 敏勝 君
〃	山田 博司 君
〃	外間 雅広 君
〃	松島 完 君
〃	西川 克己 君
〃	中島 浩介 君
〃	大久保潔重 君
〃	麻生 隆 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

産 業 労 働 部 長	古川 敬三 君
水 産 部 長	熊谷 徹 君
農 林 部 長	加藤 兼仁 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時00分 開会 —

【宅島委員長】ただいまから農水経済委員会を

開会いたします。

まず、委員席でございますが、お手元に配付いたしております、委員配席表のとおり決定いたしたいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

議事に入ります前に、選任後初めての委員会でございますので、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、農水経済委員会の委員長を仰せつかりました 宅島 寿一 でございます。

近藤副委員長、宮内委員をはじめ、各委員や理事者の皆様方のご指導とご協力を賜りながら、公正かつ円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本委員会は、本県の主要産業である農林水産業及び産業振興の分野を所管しております。農林水産業分野では、先行きが不透明なTPP対策や諫早湾干拓事業の開門問題のほか、生産性の向上や担い手減少への対策、農水産物の流通や加工の推進など。産業振興の分野では、企業誘致の推進、新産業の創出・育成、地場中小企業の支援、若者の県内定着を図るための雇用対策など、県政の重要課題を担っております。

また、県民所得の向上を図るため、力強い産業を育て、県民の皆様働く場を創出し、成長につながる付加価値の高い産業群を構築していく上でも、本委員会の役割は、ますます重要性を増してきております。

山積する課題の解決に向けて、近藤副委員長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、積極的に論議を深めていただきますとともに、円滑な委員会の運営にご協力賜りますようお願い申し上げます。

微力ながら本県の農水経済委員会所管行政の進展に取り組んでまいりますので、委員及び理

事者の皆様方のご指導とご鞭撻を賜りますよう、
よろしくお願いいたしまして、簡単であります
が、私のご挨拶といたします。

それでは私から副委員長並びに委員の皆様方
をご紹介いたします。

〔各委員紹介〕

以上でございます。どうぞよろしくお願いいた
します。

次に、理事者側の紹介を受けたいと思います。

【熊谷水産部長】水産部長の 熊谷 徹 でご
ざいます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

農水経済委員会の開会にあたり、関係部局を
代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

私ども、本委員会所管の各部におきましては、
商工業・農林水産業の振興、雇用の促進など本
県の経済活性化にかかる各種施策を展開してお
ります。

本県の景気は、全体としては緩やかな回復基
調を続けており、中小企業の景況指数も改善傾
向にありますが、国内市場の規模の縮小や生産
年齢人口の減少など、経営環境は厳しい状況が
続いております。農林水産業におきましても、
就業者の高齢化や後継者不足、農林水産物の価
格低迷、生産コストの高止まりなど、多くの課
題を抱えております。

このような状況の中、本年度からは、新たに
「長崎県総合計画 チャレンジ2020」がス
タートしたところであり、具体的な成果を県民
の皆様を感じていただくことができるよう、全
力で取り組んでまいり所存でございます。

各部におきましても、個別計画である「なが
さき産業振興プラン」、「長崎県水産業振興基
本計画」及び「新ながさき農林業・農山村活性
化計画」のもと、企業の競争力の強化、戦略的
な企業誘致、新産業の創出・育成、雇用の場の

確保、産業人材の育成、長崎ブランドの確立、
農林水産業における収益性、生産性の向上、意
欲ある経営体の育成、担い手の確保・育成等
に向けた各種施策を積極的に進めてまいります。

また、製造業、サービス産業や農林水産業の
振興による、県民所得の向上対策に取り組んで
おり、力強い産業を育て、良質な雇用の場を創
出し、地域の活力を取り戻すための各種施策を
推進してまいります。

さらに、地方創生におきまして、国は引き続
き様々な支援に取り組むこととしており、こう
した国の施策を積極的に活用し、県内の産業、
経済の活性化に全力を注いでまいります。

宅島委員長、近藤副委員長をはじめ、各委員
の皆様のご指導、ご協力を賜りながら、県政推
進に全力を尽くしてまいりたいと存じますので、
どうぞよろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、重ねて温かいご
指導をお願いいたしまして、ご挨拶といたしま
す。

それでは、本日出席しております幹部職員を
紹介させていただきます。

産業労働部長 古川敬三 君でございます。
農林部長加藤兼仁 君でございます。
以上でございます。よろしくお願いいたします。

【宅島委員長】ありがとうございました。それ
ではこれより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を、慣例によりまして、
私から指名させていただきます。会議録署名委
員は、大久保委員、麻生委員のご両人にお願
いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたしま
す。本日の委員会は、関係部局の所管事務の概
要について、説明を受けるためにお集まり願っ
ておりますので、これより本委員会を協議会に

切り替え、お手元に配付しております審査順序のとおり、それぞれ説明を受けることにいたします。

なお、所管事務の概要説明についてのご質問等につきましては、今回は特に理解しにくかった点についての質問にとどめ、具体的な質問につきましては、各課へ個別に質問していただくか、3月3日からの委員会の中で行うことにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

準備のため、しばらく休憩します。

— 午前10時 8分 休憩 —

— 午後 1時32分 再開 —

【宅島委員長】委員会を再開します。

なお、近藤副委員長、外間委員から、午後の委員会を欠席する旨の連絡がっておりますので、ご了承をお願いいたします。

念のため、仮委員長を選任しておきたいと存じます。仮委員長には、過去の例に倣い、最年長委員である宮内委員を指名したいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

宮内委員におかれましては、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

— 午後 1時33分 休憩 —

— 午後 2時52分 再開 —

【宅島委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、所管事務の概要説明を終了いたします。理事者退席のため、しばらく休憩します。

— 午後 2時52分 休憩 —

— 午後 2時53分 再開 —

【宅島委員長】委員会を再開いたします。

これより、3月3日からの委員会の審査内容等についての委員間討議を行いたいと思います。

審査の方法について、お諮りいたします。

委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。しばらく休憩いたします。

— 午後 2時54分 休憩 —

— 午後 3時 9分 再開 —

【宅島委員長】委員会を再開します。

本日は、これをもちまして散会いたします。おつかれさまでした。

— 午後 3時10分 閉会 —

第 1 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成29年3月3日

自 午前10時 0分
至 午後 4時49分
於 議 会 会 議 室

海洋・環境産業
創 造 課 長
商 務 金 融 課 長
雇 用 労 働 政 策 課 長

森田 孝明 君
荒田 忠幸 君
松本 和也 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	宅島 寿一 君
副委員長(副会長)	近藤 智昭 君
委 員	宮内 雪夫 君
〃	渡辺 敏勝 君
〃	山田 博司 君
〃	外間 雅広 君
〃	松島 完 君
〃	西川 克己 君
〃	中島 浩介 君
〃	大久保潔重 君
〃	麻生 隆 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

産業労働部長	古川 敬三 君
産業労働部次長	宇戸 真二 君
産業労働部次長	山下 和孝 君
産業政策課長	山下 三郎 君
産業政策課 企画監	吉村 邦裕 君
企業振興課長	貞方 学 君
企業振興課 企画監	原田 一城 君
食品産業・ 産地振興室長	櫻井 毅 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（農水経済分科会）

第1号議案

平成29年度長崎県一般会計予算のうち関係
部分

第3号議案

平成29年度長崎県農業改良資金特別会計予
算

第4号議案

平成29年度長崎県林業改善資金特別会計予
算

第5号議案

平成29年度長崎県県営林特別会計予算

第6号議案

平成29年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会
計予算

第7号議案

平成29年度長崎県小規模企業者等設備導入
資金特別会計予算

第9号議案

平成29年度長崎県長崎魚市場特別会計予算

第13号議案

平成29年度長崎県港湾整備事業会計予算の
うち関係部分

第47号議案

平成28年度長崎県一般会計補正予算（第7号）
のうち関係部分

第49号議案

平成28年度長崎県農業改良資金特別会計補
正予算（第1号）

第50号議案

平成28年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）

第51号議案

平成28年度長崎県県営林特別会計補正予算（第2号）

第52号議案

平成28年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）

第53号議案

平成28年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）

第58号議案

平成28年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第3号）のうち関係部分

7、付託事件の件名

○農水経済委員会

（1）議案

第33号議案

長崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例を廃止する条例

第34号議案

長崎県工業技術センター条例の一部を改正する条例

第35号議案

長崎県窯業技術センター条例の一部を改正する条例

第36号議案

長崎県勤労福祉会館条例及び長崎県技能会館条例の一部を改正する条例

第37号議案

長崎県職業能力開発関係手数料条例の一部を改正する条例

第38号議案

長崎県獣医修学資金貸与条例の一部を改正する条例

（2）請願

なし

（3）陳情

・要望書（半島振興対策の充実について 外）

8、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開会 —

【宅島委員長】 おはようございます。

ただいまから農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第33号議案「長崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例を廃止する条例」のほか5件であります。そのほか、陳情1件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を農水経済分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第1号議案「平成29年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分ほか14件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。審査は、従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

これより、産業労働部関係の審査を行います。

【宅島分科会長】 まず、分科会による審査を行

います。

予算議案を議題といたします。

産業労働部長より予算議案の説明をお願いいたします。

【古川産業労働部長】 おはようございます。

産業労働部関係の予算議案についてご説明いたします。

予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料の産業労働部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、第1号議案「平成29年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第7号議案「平成29年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算」、第47号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分、第53号議案「平成28年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）」であります。

議案の説明に先立ちまして、産業労働行政の取組方針についてご説明いたします。

平成29年度は、昨年度策定をいたしました「ながさき産業振興プラン」の実行2年目にあたることから、プランに定める基本指針である「生産性／競争力を高める」「新たな需要を発掘／創出する」「働く場を創る／改善する」「有能な人材を育成／確保する」という4つの方向性に沿って、目標の実現へ向け、以下の5つの課題に対する施策を重点的に展開してまいります。

まず、1つ目の課題は「若者の県内定着」であります。

他県と比べても顕著な本県の若者の県外流出を抑制するため、県内企業の魅力や地元で生活することの良さなどを様々な情報媒体により周知するほか、高校生や大学生を対象とした企業

説明会等を通して、若者の県内就職に対する意識の醸成を図ってまいります。

2つ目の課題は、「県民所得向上対策」であります。

一人当たり県民所得の低迷という本県経済の大きな課題を克服するため、中小企業診断士を活用し、県内企業の経営力向上を支援するとともに、ネット通販市場への更なる進出等による県内サービス産業の域外需要取込に対する支援、さらには海洋エネルギー関連産業の拠点形成及び実証フィールドの構築等の新産業創出支援などにより、県内経済の浮揚と県民所得の向上を目指してまいります。

3つ目の課題は「生産性の向上」であります。

本県産業の生産性を向上させるため、商工会や商工会議所、中小企業団体中央会等の県内の産業支援機関との連携をこれまで以上に強化し、目標の共有化を図り、一丸となって地場企業の事業拡大等の支援を行ってまいります。

課題の4つ目は「I o Tの利活用推進」であります。

センサーやA I等のI o T技術の進展に伴い、今後、産業のみならず生活の様々な場面が大きく変わっていくことが予想されます。このような現状を踏まえ、I o T技術を活用した県内産業の競争力強化を推進するため、I o T活用戦略を策定するとともに、普及啓発のセミナー開催や企業間マッチングなどによる総合的な支援を行ってまいります。

課題の5つ目は「国境離島地域の産業振興」であります。

しまの地域資源を活かした産業の振興と若者定着のための雇用の場の確保を図るため、国境離島地域におけるI T関連の企業誘致や、国境離島地域を対象としたビジネスプランの全国公

募など、地元市町と協力しながら進めてまいります。

それでは、議案について説明をいたします。

第1号議案「平成29年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分について、歳入予算、歳出予算は記載のとおりであります。

主な内容についてご説明いたします。

3ページ、産業政策課でございます。

（中小企業振興費について）

県内小規模事業者等の生産性向上や事業拡大を図るため、産業支援機関と連携し、協同化・協業化、事業承継を推進するために要する経費として、4ページでございます。小規模事業者等経営強化促進事業費811万円、商工会・商工会議所による小規模事業者対策、中小企業団体中央会による協同組合の連携組織化対策等に要する経費として、中小企業団体指導育成費16億9,714万1,000円等を計上いたしております。

続いて、企業振興課でございます。

（工鉱業振興費について）

県内ものづくり企業の事業拡大に向けた取組への総合的な支援や、中小企業等に対する中小企業診断士による「経営革新計画」及び「経営力向上計画」の策定支援並びに地場企業の工場立地、設備投資等を促進するための助成等に要する経費として、地場企業総合支援事業費13億2,676万5,000円、誘致企業に対する助成や企業誘致活動の推進などに要する経費として、企業誘致推進費24億4,234万8,000円等を計上いたしております。

続いて、食品産業・産地振興室でございます。

（ふるさと産業振興費について）

食料品製造業の高度加工化や衛生体制の強化等による高付加価値化の支援や、物流コスト低減に向けた検討等に要する経費として、食品製

造業の高付加価値化支援事業費9,635万9,000円等を計上いたしております。

続いて、海洋・環境産業創造課でございます。

（工鉱業振興費について）

海洋再生エネルギーの実証フィールドの整備促進及び拠点形成に要する経費として、海洋エネルギー関連産業集積促進事業費4,817万2,000円等を計上いたしております。

続いて、商務金融課でございます。

6ページをご覧ください。

（中小企業金融対策費について）

中小企業の経営基盤の安定及び体質強化等に必要な資金の貸付に要する経費として、金融対策貸付費248億3,710万円（融資枠789億8,830万円）等を計上いたしております。

続いて、雇用労働政策課でございます。

7ページ中段をご覧ください。

（雇用安定対策費について）

高校生や大学生等の県内就職を促進するための合同企業説明会、企業見学会、企業情報発信等の実施に要する経費として、若者県内就職対策事業費4,671万9,000円等を計上いたしております。

次に、債務負担行為の主な内容についてご説明いたします。

「緊急離職者能力開発事業」は、離職者に対する職業訓練について、必要となる債務負担を措置するものであります。

次に、同じく7ページの第7号議案「平成29年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算」について、歳入歳出予算は記載のとおりであります。

その主な内容は、高度化資金に係る中小企業基盤整備機構への償還金等であります。

8ページをお願いいたします。第47号議案「平

成28年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分について、歳入予算、歳出予算は記載のとおりであります。

その主な内容は、中小企業向け制度資金の貸付額の減に伴う、金融対策貸付費の減等であります。

次に、11ページの第53号議案「平成28年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）」について、歳入予算、歳出予算は記載のとおりであります。

その主な内容は、高度化資金償還金の減に伴う、小規模企業者等設備導入資金償還事業費の減等であります。

最後に、平成28年度の予算につきましては、本議会に補正をお願いいたしておりますが、国庫補助金等に未確定のものがあり、また、歳出面においても年間の執行額確定に伴い整理を要するものもあります。

従いまして、これらの調整、整理を行うため、3月末をもって、平成28年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、あらかじめご了承を賜りますようお願いいたします。

また、産業労働部の平成29年度の主な事業内容等に関する補足説明資料及び「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料を配付させていただいております。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【宅島分科会長】 ありがとうございます。

次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保に関する資料（政策的新規事業

の計上状況）」について、説明をお願いいたします。

【山下産業政策課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく産業労働部の状況について、ご説明いたします。

お手元に配付しております農水経済委員会提出資料、産業労働部・水産部・農林部の1ページをご覧ください。

これは議決第5（3）に基づき、政策的新規事業に係る予算要求について、査定結果を提出するもので、産業労働部につきましては、1ページの下から2行目までの9の事業の計上状況を記載しているところでございます。

右のほうに要求額と計上額をそれぞれ記載しておりますが、いずれも経費の精査あるいは事業規模の見直し等によるものでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

【宅島分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【松島委員】 まず、予算の中で、企業誘致推進費、説明資料では24億4,000万円ほど計上されています。私の中の原則として前年と比較するわけですが、前年から6億円ぐらい下がっているんです。簡潔に構いませんが、まず、その状況説明をお願いします。

【原田企業振興課企画監】 企業誘致の差についてのご質問でございしますが、部長説明に載っております約24億4,200万円につきましては、主に、企業に対する補助金です。

【宅島分科会長】 ちょっと大きな声でお願いします。

【原田企業振興課企画監】 主に、企業に対する

補助金、それから産業振興財団が行っております企業誘致活動に関する人件費と活動経費でございます。このほかに、市町が整備しております市町営の工業団地の整備費、そういったものもございますので、企業誘致の予算トータルにつきましては30億3,800万円でございます。これは前年と比べますと約9億4,800万円の減でございます。主な増減理由といたしましては、企業に対する補助金が前年比約18億円増でございます。それから、工業団地の整備に関する予算が前年比約3億1,500万円ほど減っております。それと、昨年度は、出島に現在、産業振興財団が整備中のオフィスビルに対します県からの貸付金等の予算がございましたので、そちらの減が約24億5,000万円ございまして、その差し引きで、トータル9億4,800万円の減になっております。

【松島委員】 この説明資料1ページ目に、企業誘致推進費、ここには6億円減。今言われた9億円と、この6億円との違い、中身、このことも説明を加えてください。

【宅島分科会長】 しばらく休憩いたします。

— 午前10時16分 休憩 —

— 午前10時16分 再開 —

【宅島分科会長】 再開いたします。

ちょっと大きな声で言ってください。

【原田企業振興課企画監】 横長資料の21ページの件だと思いますけれども、企業誘致推進費でトータル6億3,000万円の減と資料には書いてございます。

【松島委員】 今言った9億円とどう違うのですか。

【原田企業振興課企画監】 資料の企業誘致推進費のマイナス6億3,000万円と、それから新工業

団地整備事業費のマイナス3億1,500万円、これを足しますと約9億4,800万円の減になっております。

【松島委員】 今の意味、わかりました。

それで、減で大丈夫かという思いで質問しているのですが、総括質疑で取り上げられた件の関係で今日の新聞にも載ってございましたね。一定成果も出ているのですが、この場で、企業誘致の訪問件数をお聞きしておきたいと思います。成果としては、雇用計画数とその誘致企業数、いただいた資料では、平成23年度から誘致企業何社成功したというのはわかっていますが、いわば成功率がどのくらいか知りたいので、企業訪問の実績もこの場で教えてください。

【原田企業振興課企画監】 企業訪問は、延べで年間4,000件超実施しております。

【松島委員】 細かい数は後で構いませんが、概ね4,000社ほどやっていて、前、ここに所属していて、成功率をより高めてほしい、4,000社回るのもお金もかかるし、時間もかかるし、人もかかる、大変じゃないかということで、少し質を高めるといいうふうに変えていただいて、実は、また4,000社のほうに戻っているのですが、要は、やり方は産業振興財団のほうに主にお任せしたいと思います。訪問数が云々というよりも、何よりも成功率を高めていただきたいという思いがありますので、その旨、よろしくお願いします。

今回、企業誘致に関しての特徴というか、離島に関して専門人員配置、そこが独立した新規事業として立ち上がって、国境離島の企業誘致に向けて頑張っていただくと、これが企業誘致の中における大きな特徴なんだろうと思います。離島にも頑張っていただきたい。

一方で、半島にも頑張っていただきたい。離

島に対するものは説明資料で十分わかりましたので、半島に対しても戦略と意気込みとを聞かせてください。

【原田企業振興課企画監】半島地域の企業誘致につきましては、平成12年度以降で23社の立地をいたしております。特に、島原半島につきましては、域内でとれます農産物を加工するような生鮮加工品、それから地理的なハンデを余り感じさせないようなIT企業ですとか情報関連、そういった分野に可能性があると考えております。今回の国境離島を進めるために、本県出身のIT企業の社長さんを順次訪問してまいります。その中で、仮に島原半島ご出身の方がいらっしゃいましたら、例えば、本県に誘致できるような働きかけを離島に対する企業誘致とあわせてやろうかというふうに思っております。

【松島委員】その新情報が聞けて、聞いてよかったです。所属した時は、大変難しいということは重々承知しながら企業誘致について聞いているのですが、産業振興財団のほうに実働として頑張っていただいて、皆さんが戦略をよく話していただいて、半島のほうにもいわゆる戦略が必要なのだらうと。今、少し図らずも言われましたが、私も、やはりそういう系統が一番実現が高いのかなという気がしています。それだけに絞らなくても全く構わないですけども、より成果、実績を何とか積んでいただきたい、そんな思いでありますので、どうぞよろしくお願いします。

食品製造業の高付加価値化支援事業費、これも去年から始まったもので、大変期待もし、楽しみにし、活用も一定されているところです。ますます拡大してほしいという思いで、予算としては1億円ぐらいですが、中でも、私は一番期待したいのは、物流コストの低減対策、これ

が何か示せば、半島としては物流コストがかかりますので、もちろん離島もかかりますけれども、期待をしているんです。物流コスト低減対策としては、これだけに予算はそんなに多くないです。要は、物流コストがどうすれば安くなるかという検討をされるということ、平たく言ったらそういうことだと思いますけれども、これからのスケジュール、いついつまでに検討して、いついつまでに研究結果を、そういったタイムスケジュール、中身を聞かせてください。

【櫻井食品産業・産地振興室長】本県の食料品製造業者の物流が高いのではないかという課題がございまして、まずは各企業さんからのアンケート等による実態を調査した上で、メーカー、物流の関係者とかが入った協議会を立ち上げて、新年度、物流コストの低減に向けた検討をしていこうと思っているところでございまして、スケジュールとしましては、1年間5回ぐらいの会議をやろうかと思っております。

そして、コストの低減に向けた、例えば、今、物流の実態というのは、各メーカーさんが相手の届け先に宅配便を使って送っているものが結構多いのかなというのが1つございます。そういうものを例えば、一つのまとまり、グループで一つのトラックに混載して同じところに持っていくみたいなことができれば、一つのコスト低減にもなるのかなと、もしくはその梱包している包材とか、そういったコストなんかも下げる方法がないのかとか、そんないろんな面からコストを下げる方法がないのかというのを検討していきたいと思っているところでございます。

【松島委員】実は非常に期待をするわけですけども、焦点はどうですか。離島は、新法による航路のコストダウンがもう実現しつつあるわけですが、これは焦点を絞って検討されるのか、

その辺はいかがですか。

【櫻井食品産業・産地振興室長】一定の地域のまとまりの中でやるのだらうと思っていますので、どこか地域を絞りたいと思っておりますけれども、そこは調査をする中で、メーカーさんが参加するという気持ちにならないとなかなか進まないものですから、その辺も踏まえながら決めていきたいと思っております。

【松島委員】食品産業・産地振興室長、ぜひ、コストがかかる島原半島、島原半島だけを殊さらに強調してももちろんだめですが、物流コストが最もかかる地域というのをしっかり認識していただいていると思いますけれども、あえて申し上げます。半島の物流コストはかかっています。もちろん北のほうもかかっています。その辺を認識した上で、この会議、1年間で5回して、何とか物流コストがかかる半島とか、北のほうに少しでも物流コストが低減するようなことにつなげていってほしいと、この当初予算を審議する場で申し上げておきたいです。よろしくお願いします。

【山田(博)委員】それでは、説明資料のページ数から順を追って質問させていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

まず、横長資料の3ページに、歳入の使用料及び手数料とあるんですが、内容説明に工鉦業使用料とあるんです。この内訳を企業振興課長にお尋ねしたいと思います。

それと、常盤・出島地区交流拠点用地内業務施設用地貸付料とありますけれども、まず、この内訳を説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

【貞方企業振興課長】まず、お尋ねの工鉦業使用料1億900万円でございますが、主なものだけ申し上げます。佐世保情報産業プラザというの

がハウステンボスのちょっと先のほうにございますが、その入所者からいただいている使用料が7,940万3,000円、次に、東京の四谷に東京産業支援センターがございます。県内企業の東京進出用の事務所として貸し付けているものでございますが、ここの使用料が1,404万1,000円、あと工業技術センターの開放機器、測定機器とか、工業技術センターのいろんな機械、機器、そういったものの使用料が900万円、また窯業技術センターにも同様の機器がございますので、その使用料が400万円、主なものはそういったものでございます。

次に、工鉦業手数料200万円につきましては、民間の製陶業者等の方から窯業技術センターに試作した陶器の強度とかを調べてくれと、そういった依頼を受けますので、そのための手数料でございます。年額で200万円を計上いたしております。

【原田企業振興課企画監】常盤・出島地区交流拠点用地の貸付料のご質問でございます。この土地は、メットライフ生命に県有地を貸し付けているものでございまして、面積が8,019.94平米でございます。土地の単価が7,164円でございます。掛ける1.2%減額の見直しをさせていただきまして、トータルで5,676万5,000円ということでございます。

【山田(博)委員】まず、工鉦業使用料で、企業振興課長はご丁寧に説明いただきましたけれども、佐世保情報産業プラザとか、使用料ということで、テナントですよ。これは未納があるのかないのか。要するに、入っていますけれども、お金を滞納しているとか、全額きちんと回収しているのかしていないか、それだけお答えください。

【貞方企業振興課長】入居費用につきましては、今のところ、未納、滞納の報告は受けておりま

せん。ないと考えております。

【山田(博)委員】 わかりました。

続きまして、先ほどの常盤・出島交流施設のメットライフ生命とありますけれども、これは1カ月が1平米当たり7,000円ぐらいになるんですか。

【原田企業振興課企画監】 こちらは年間7,160円でございます。

【宅島分科会長】 1平米がということですか。

【原田企業振興課企画監】 1平米当たり年間7,164円ということです。

【山田(博)委員】 あそこが1平米当たり年間7,000円、本当ですか、それは。企業振興課企画監、あのメットライフ生命は長崎県の一等地です。それが1平米当たり年間7,000円ですか。もう一度、お尋ねしますが、間違いありません。

【原田企業振興課企画監】 申しわけありません、確認をさせていただきます。

【山田(博)委員】 幾ら何でもおかしいなと思いますよ。1年間に1平米7,000円と。産業労働部長、おかしいと思うでしょう。単なる間違いであろうけれども、確認ということで、企業振興課企画監、わかりましたら後で教えてください。

続きまして、横長資料の12ページに、産業人材育成奨学金返済アシスト事業と。これはいい事業だと思っているのですが、「県と地元産業界等」とありますけれども、産業界というのはどういったところですか。例えば、私の地元でも今、飲食店の組合でも、役員の方が20人いらっしゃるのですが、後継者が10人しかいないんです。あと5年か10年したら半減してしまうと。これは五島に観光客を誘致しても、飲食店があと5年10年したら後継者がいなくなって半減するというふうな深刻な状況になっていまし

て、ぜひ後継者についても、飲食店にもいろいろとご協力いただきたいというような話があつておりまして、地元産業界というのは、どういったものを示されているのか、お尋ねしたいと思います。

続きまして、13ページに「長崎県商工会館県区分所有部分（8・9階）の管理運営に要する経費」とありますけれども、これはどこに委託して、どのように運営をされているのか、お尋ねしたいと思います。

続きまして、14ページの「石油貯蔵施設の周辺地域整備等に要する経費」とあります。1億9,000万円予算が上がっておりますが、この使用されている状況を説明していただけますか。

まず、その点をお答えいただきたいと思います。

【吉村産業政策課企画監】 まず、お尋ねの産業人材育成奨学金返済アシスト事業の地元産業界でございますけれども、商工団体、例えば、商工会、商工会議所ですとか、そういったところの集まりの機会に幅広くお願いをしたり、あるいはご寄附が期待できるような企業様を個別に訪問したりして寄附をお願いしているところでございます。寄附をいただける企業ということになりますと、ある程度中堅といいますか、余り零細のところからはいただけていないところでございまして、現在までのところ、個人の方もいらっしゃるんですが、全体で48件の寄附のお申し出をいただいております、3,700万円程度の寄附をいただいております。

【山下産業政策課長】 まず、商工会館の管理費としまして2,127万6,000円の経費でございますが、この経費につきましては市役所の前の商工会館の8階、9階を県の区分所有ということで所有しておりまして、その分につきまして、例

えば、商工会連合会とか、よろず拠点、そういった公共的な団体に貸し付けをしているものでございます。それに係る分としまして、財源構成としまして、この使用料については、そこに貸している分の使用料、そして雑入分ということで、これは9階建てでございますけれども、それぞれ長崎市とかが区分所有してまして、そこで管理組合をつくっております、例えば、その管理組合に係る共益費とか、そういったものを県のほうで8階、9階に入居している団体から徴収して、管理組合のほうに出しているという経費でございます。

次の14ページ、石油貯蔵施設周辺の部分につきましては、石油備蓄を立地した自治体に対しまして、交付金ですからオール国庫という形で支出する経費でございまして、主なものとしましては、皆様ご存じのように、上五島の備蓄分が全体の額としまして464万キロリットル貯蔵する、石油を全国の1週間分は対応できるということでございますが、こちらのほうに1億3,700万円の交付金が来ております。また、福島国家石油備蓄のほうが78万キロリットルということで、これが4,000万円、そのほかにも長崎市の民間貯蔵施設に11万キロリットルほど来ておまして、合計で1億9,300万円という形になっています。個々の自治体で、まずはこういったものに使われているかという、消防自動車、ポンプ、そして防災道路等の整備に経費として支出しているという状況でございます。

【山田(博)委員】 まず、吉村産業政策課企画監、先ほどの産業人材育成奨学金返済アシスト事業で、もう3,000万円も集めていただいていると。これはこんな不景気の中で、よく頑張っていたと。ぜひ頑張っていていただきたいと思います。

これは目標はもっと高いのでしょうか。まさか3,000万円でオーケーするというわけじゃないでしょうか。ここはやっぱり目標を上げて、今3,000万円ですけれども、目標は1億円ですよ、それぐらい上げていただきたいと思っているのですが、産業政策課企画監、もちろんそれぐらいありますね。それを言っていただきたいなど。

【吉村産業政策課企画監】 先ほどご説明いたしました3,700万円は今年度分でございます、目標は、実は、単年度で2,000万円、これを平成28年度から平成30年度まで、3年間でトータル6,000万円というのが県で設定している目標でございます。

【山田(博)委員】 じゃ、順調にいつているわけですね。ぜひ頑張っていていただきたいと思います。

「人財県長崎」のながさき経営人材育成塾の開講があつてますね。実は、産業労働部長、これは経営上の課題解決に資する実戦的、専門的なカリキュラムの講座を開いたと。これはいいことをしているなと思ったんです。これはどこに委託しているのですかと言ったら、長崎大学というわけです。産業政策課企画監、間違いありませんね。まず、それだけお答えください。

【吉村産業政策課企画監】 平成28年度から開始した事業でございますけれども、平成28年度は長崎大学へ委託をいたしております。平成29年度についても、現在のところ、長崎大学への委託を予定しております。

【山田(博)委員】 委員の皆さん、ぜひわかっていたきたいのは、私はこれは大変いい事業だと思っているんです。しかし、開催するのは長崎と佐世保というんです。長崎は、長崎大学でいいんじゃないかと。百歩譲ってですよ。佐世保は、県立大学があるのだから、なぜ長崎県立大学を使わないのかと。長崎県立大学は私はO

Bでも何でもないので、長崎県で県立大学の建て替えもするし、経済学部もあるのだから、これは何で使わないのかなと。確かに長崎大学経済学部は優秀な人がいます。しかし、長崎だけじゃなくて佐世保もするのであれば、私は本当に100%長崎県立大学を使ってもらいたいわけです。県立大学でもいい先生がいるんですよ。若干バイオラボの問題を起こした先生もおったけれども、吉村産業政策課企画監、それは考えていただけませんか。長崎県立大学というのは、長崎県のこれからの発展なのだから。いかに長崎県内に優秀な学生を置いていくかというのを一生懸命取り組んでいるのは県立大学なのでしょう。もちろん長崎大学もそうですけれども、それを先頭に立ってやっているのは県立大学というのは間違いありませんからね。これは宇戸産業労働部次長、どうですか。国立大学も頑張っているけれども、それ以上に、長崎県と一体となって、長崎県に定着率をしようとして頑張っている大学は、私は県立大学だと思いますよ。産業政策課企画監、ぜひ考えてください。

【吉村産業政策課企画監】本事業につきましては、大学の支援というよりも、民間の経営者あるいは中核人材、そういった育成に重きを置く事業でございます。現在、もちろん県立大学も県と一体となって一生懸命やっただけだと認識しております。県立大学もこれに参加しておりますが、長崎大学を中心としてCOC+の事業に取り組まれているところがございます。県内最大の総合大学であって、教授等のマンパワー、あるいはこれは企業の経営者、中核人材の方に参加をしていただく必要があるわけですが、そういったところに対するネームバリュー、そういった観点も含めまして、長崎大学を選定させていただいておりますけれど

も、もちろん県立大学がだめということではございません。現在までのところ、長崎大学を前提にして話を進めてまいっておりますけれども、県立大学につきましても、実際お受けいただけるのかどうかも含めまして、少しお話をしてみたいと考えます。

【山田(博)委員】 産業政策課企画監、ぜひ頑張ってください。

産業人材育成奨学金返済アシスト事業ですけれども、県内企業でもそうですし、ぜひ長崎県にゆかりのある企業さんとも連携しながらやっていただきたいと思います。産業政策課企画監、よろしくお願いします。

続きまして、山下産業政策課長、石油備蓄のこれは100%国庫から来ているんですね。最近、テロとか、いろいろ出ていますね。この予算はずっとほとんど変わらないのでしょうか。世界でテロだなんだかんだとあって、これからもっと強化しなければいけないわけです。確かに新上五島町のほうで頑張っております。周辺となると、小値賀もあれば宇久もある、五島市もあるわけです。だから、この予算を確保して、もっと増額できないのかということを見解を聞かせていただきたいと思います。

【山下産業政策課長】この隣接の定義につきましては、国のほうが取り決めがありまして、例えば、海域を挟んだ場合は、6キロメートル以内の自治体であれば対応できるということでございまして、そういう意味では、今回の部分についても今の制度上は新上五島町だけということで、新上五島町だけに対応しているという状況でございます。

また、あわせまして、こういった形のものに充当できるかというのも制度の中で限定されていまして、例えば、道路、港湾、漁港、要は、

この施設に係る防災的なものということで限定列挙されていまして、その中の部分で、特に、消防自動車等が自治体の需要も非常に高いということで、そういったものに充当しているのが現状でございます。

【山田(博)委員】 確かにそうなんです。産業政策課長、私は、これは新上五島町でこれだけの1億9,000万円余りの予算を投じるのはごもつとも思うんです。国において、テロだとかとって、これから大変警備をしなければいけないという時に、新上五島町、またほかの周辺にも頑張ってもらわなければいけないとなると、1億9,000万円よりも、規定がいろいろあるかもしれないけれども、それを改正して、まずは増額をしてもらうように話をしてもらいたいと言っているわけです。玄海原子力発電所なんて、今、ずっと広くできよるじゃないですか。原発は広げて、石油備蓄を広げないというのはどういうことか。原発にも、この石油備蓄でも、テロとかあったら大変なことになるんですよ。だから消防とか、これは火災とかありますけれども、テロとかも対象になるのだから、それはやっぱり警察行政も尽力してもらわなければいけない、長崎県行政も協力してもらわなければいけない、新上五島町の行政も協力してもらわなければいけない、五島市も協力してもらわなければいけない、宇久、小値賀もそうですよ。佐世保もそうですね、上五島とつながっているから。だから、産業政策課長、これを来年度に向けて、政府のほうにそういった話をつけて、含めて予算の増額をぜひ頑張っていたきたい。これはずっと毎年1億9,000万円ですよ。

【山下産業政策課長】 まず、積算については、リッターごとの単価が国の要綱上、設定されていまして、それに基づいた形でやっている関係

で、額については、基本的には、貯蔵量が増えない限り変わらないということで、ほとんど同額でございます。

増額の要望につきましては、まずは今の対象範囲をもうちょっと広げられないかについて、担当課長のほうに、そういったことでお話を持っていきたいと思っています。あわせて増額についても、その範囲を広げる中で対応できないか、担当部署のほうにお話を持っていきたいと考えております。

【山田(博)委員】 ぜひそうしていただきたいと思います。新上五島町の大切な財源ですから、これは確保しつつ、周辺地域のテロとかの対策も含めてぜひやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

【原田企業振興課企画監】 先ほどのメットライフ生命に貸しております土地の貸付料の件でございます。当時、この土地につきまして、港湾会計から平米当たり24万2,000円で購入いたしております。これに面積を掛けますと、トータルで19億4,000万円の土地の価格になります。これを当時の国債の相場を見まして、50年間の国債の利回りで大体3%ぐらいの利回りで収入を得るというふうに積算いたしまして、メットライフ生命に50年間で約3%分の利回りということでお貸しをしまして、平米当たり24万2,393円掛ける面積掛ける3%ということで、貸し付けの年額料金を平米当たり7,165円と算出しております。ちなみに、この貸付料年額を50年分にいたしますと、トータルで28億4,500万円の収入がございますので、購入した当初よりも約9億円の収入があるという計算で当時算出したものでございます。

【山田(博)委員】 これは50年で年率が3%ということで計算したわけですね。これは今、数字

でぱつと言われて、聞き漏れたものがあったはいけませんので、後でメモでもらえませんか。また午後からでも質問したいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

【西川委員】 横長の資料の30ページですけれども、雇用安定対策費の4,671万9,000円、半額程度は国庫ですけれども、高校や大学などの箇所数、それから、どのような内容の発信をしているのか。例えば、結構な金額ですけれども、業者などにどれくらい委託しているのか。

それと、その次の段の高校生のためのふるさと長崎就職応援事業費の7,200万円は、キャリアサポートスタッフの配置ですけれども、工業高校全部に行っているものか、またどのような方を配置しているのか、そしてそれがどのような結果をもたらしているのか。最近、県内工業高校の県内就職率が上がったという話も聞いておりますが、そのような数字を把握しておられれば、それも教えてください。

【松本雇用労働政策課長】 まず、後段のキャリアサポートスタッフの件でございますけれども、これは県内の公立高校、工業高校は昨年から配置したんですけれども、その前から37校に25人の方をキャリアサポートスタッフということで配置しております。その中で、高校生の就職相談、県内企業に対しての情報もございませんし、企業がこういったことを求めていますよとか、例えば、就職をする場合に、こういったところに気をつけましょうとか、あるいは自分はこのことを考えていますけれども、事務職でも、いろんな事務職がありますから、事務職がありますかといったところについて相談できるようなことで配置をしているという状況でございます。そういった中で、委員ご指摘のとおり、工業高校が県内就職率が低いという中で、新た

に配置をして、それを今、進めているというような状況でございます。

県内就職率の割合でございますけれども、平成27年度、57.7%だったものが、昨年度卒業生につきましては60.2%に増えております。今年度の卒業生に至りましては、最終的にはまだ5月にならないとわかりませんが、1月末現在でいきますと62.1%の数字が出ておまして、昨年の同時期と比べますと4ポイントほど上回っているというふうな状況で進んでおります。こういった意味で、直接生徒たちに就職の話をしていく中で、こういった企業が県内にあるかわからないというところについて説明していくことによって、県内就職も進んでいくのかなと思っております。

この配置されている方々につきましては、元教員の方であるとか、あるいは企業に詳しい方、特に資格という形では求めているいんですけれども、そういった方々を配置しているという状況でございます。

最初のほうの4,671万9,000円の件でございますけれども、大きくは、まず合同県内企業説明会の開催ということで、早くから企業の情報を伝える必要があるということで、高校2年生の段階で、もちろん保護者の方も含めて参加されるというような場合を含めてですけれども、県南、県北、県央の3カ所で企業の説明会を行っていくことを考えております。これが大体1,200万円ぐらいでございます。それから、その1,200万円の中には、もう一つ、大学生向けに、県内外での合同企業説明会、これもやはり3年生の段階でやっていこうということで、県南と、県外では福岡でやろうと考えております。これは一堂に集めての企業説明会ですけれども、もう一つ、県内企業を訪問していくといひますか、

見学会をしていくということで、これは工業高校で今やっているんですけれども、これを少し広げて、高校2年生及び保護者を対象に県内企業の見学会をしていこうということで、これは800万円余りの予算を組んでおります。それから、大学情報とか県内企業の情報発信ということで、そういった魅力を発信する情報誌を作成、配付するというのが500万円程度、動画の作成で400万円程度。それからもう一つ、県内就職もそうですけれども、県外に進学される方々も多いものですから、そういった方々にいつまでもふるさとのことを思っていたきたいということで、卒業時に学校を通じてそれぞれのメールアドレスを教えていただいて、そういった方々に県内の情報を発信する事業というものを進めていこうというのがございます。これが150万円程度。それから、通常の継続的にやっていく話の中で、現在もやっております、選考解禁になって6月以降の話になりますけれども、大学でいきますと、実際に採用に向けての合同企業面談会、それから情報発信のNなびを1年前、つくったんですけれども、これの改良経費、あるいは県外ネットの連携、そういったものに1,500万円程度、そういったもので4,600万円の予算を計上しております。

【西川委員】結構ぜいたくな予算だと思うんです。担当としてどう思っているか知りませんが、私は、この事業に4,600万円充てられているということは、潤沢なことができるんじゃないか。そういう中で、例えば、資料とか、A Vを使った映像、パンフレット類、何かすごいものをつくっているのかなと思ったんですけれども、何かそういうものがありましたら、後でいいですから見せていただければと思います。

それと、上の1,000万円は、学卒、つまり首都

圏での大学生に向けての広報と思いますが、それと似たような内容があるのか、全く別個な感じでしているのか。この4,600万円は県内と福岡市でのということ、そして高校生も含んでおりますが、上の1,000万円は首都圏での大学生を対象とした事業ですが、何か共通するものがあつたら教えてください。

【松本雇用労働政策課長】上のほうは、九州各県と合同でやっていくということで、長崎県単独でやるものではなくて、長崎県だけで首都圏でやっても、企業とかを含めて、人もなかなか集まらないところもありますものですから、そういう形で別途それぞれ出し合ってするというふうな事業になっております。

【西川委員】今の九州各県合同でのと、新聞でも見ましたし、長崎県単独よりも、かえって効果がある場合もあると思いますので、そういうことも続けて頑張っていただければと思います。

【大久保委員】部長説明の3ページの一番最後から4ページにかけて、中小企業振興費ということで、小規模事業者のための小規模事業者等経営強化促進事業費ということで811万円、これは新規の事業として今回計上されています。内容は、県内小規模事業者の協同化・協業化、あるいは事業承継を推進する経費ということで、いずれも恐らく、地場の企業、あるいは地域の強い要請のもとでのこの新規事業だと思うんです。ただ、初めてこれだけ強い地域の要請の中での事業にしては、総額が811万円ということで、ちょっと少ないんじゃないだろうかというような感じを持ったわけでありまして、この事業費の内訳を説明していただきたいと思います。

【山下産業政策課長】まず、事業費の内訳でございしますが、協業化に係る部分といたしまして、

額としまして200万円の内訳としまして、こういった事業かといいますと、小規模の企業者を組織化するためのグループに係る経費ということで、専門家の謝金としまして、7人の方を2回ということで100万円、組織して実際成功した事例研修ということで、それに係る部分として50万円、そして今回、中小企業団体中央会だけでなく商工会・商工会議所、金融機関、そして販売のプロといいますか、バイヤー、そういった方を含めた形の現場での指導等を5回、これが50万円、計200万円を協業化の分では計上しているところでございます。

もう一方の事業継承につきましては、500万円の内訳としまして、まず1つに、事業継承に係る客観的なデータがなかなかとりにくい。といいますのが、要は、信用問題にもかかわりますので、これを信用調査会社のほうから、今のところ60歳以上、従業員が5名以上の後継者の有無のデータをもらいまして、その後、後継者が不在の方については、さらにアンケート調査等でその実態の調査も含めまして、500万円を計上しているところでございます。

【大久保委員】 わかりました。

大きく2つご説明をいただきました。まず、県内の小規模事業者の協同化・協業化で、これは協同化と協業化は違うんですね。私の認識では、協業化のほうが、一旦それぞれの事業所を解散して一緒になりましょうという話だから、恐らく、ハードルが高いのだと思うんです。これはケース・バイ・ケースだと思うんですけれども、協同化、協業化、県はどういう認識でおられるのか、あるいはその中心となる中小企業団体中央会あるいは商工会・商工会議所等々は、協同化、協業化をどういう違いを持って取り組もうとしているのか、そこらあたりの情報

がありましたら教えていただきたいと思います。

【山下産業政策課長】 委員がご指摘のとおり、協同化、協業化というのは違いがございまして、協業化につきましては、委員ご指摘のとおりでございます。まさしく統合して、一つの組織体の中に理事がいると。協同化につきましては、例えば、それぞれの事業者の生産部門、販売とか、そういったものを協同化することによって生産の効率を上げるということでございまして、まずは、水産加工、食品加工、小規模な事業者が非常に多いので、それをグループ化して協同化なり、協業化に進める、そういった推進をしたいということが目標にありまして、そういう意味では、協業化は最終の目標でございまして、県としましては、まずは今、グループ化までして、いろいろな債務の問題とか、施設の問題でなかなか組織化まで至っていない事例もありますので、そういったものを今回、まさしく金融のプロとか、そういったものを交える形で積極的に組織化に向けて推進するというところで、この予算をとっているところでございます。

【大久保委員】 よくわかりました。

それで、走り出したということですね。県の事業としては新規の事業で、内容は、ものすごくすばらしいことをしようとしているんだなという感じがするんです。県内の本当に小規模の事業者さんたちが、まずグループ化して、力を合わせてやっていこうということですから、ぜひその支援を全面的にやっていただきたいと思いますし、特に、協業化では、県内もものすごい成功事例がありますよね。だから、ぜひそういうことを県がしっかりバックアップをしていただいて、長崎県発の小規模事業者が束になって協業化をして全国に発信あるいは売り込みができるような支援をしていただきたいと思います

います。

一方、事業承継の部分です。これもやっぱり地域で非常に切実な問題として我々のところにも相談があったりするんです。大企業であれば、そんな悩みはないのでしょうかけれども、小規模あるいは個人の事業主さんが何十年も地域に根を張って商売をされてきて、しかし、年とともに、後継ぎもいないということで、終わってしまうと。それが非常に忍びないということでもありますけれども、今回はまず、どういう状況なのかというその把握のための、ある意味、調査のための費用ということでもあります。その把握というのは非常に大事ですものね。これは個人のプライバシーに係ることなので、例えば商工会議所とか商工会でもなかなか把握することができづらいようなことを、県が予算をつけて調査会社に委託をしてやるということですから、これは非常にいいと思います。

問題は、この後です。調査をして、把握をしました、後は、どう地域において事業継承を促進していくのかということですから、これは今後のことですけれども、大体どういう感じでおられるのか、ご説明していただきたいと思います。

【山下産業政策課長】リスト化した後の支援でございますが、実は、この事業承継につきましては、国のほうも喫緊の課題と考えています。1つの統計数値としまして、今、経営者の平均年齢が全国で60歳と。ここ20年間で経営者の年齢のピーク、一番大きい層が44歳から66歳まで来ています。そういった中で、引退年齢も中小企業では67歳、小規模だと70歳ということで、まさに今ここで何か手を打たなければいけないということで、例えば、事業承継に係る店舗の改修とかについては、平成29年度の予算の中で

国のほうが施設整備の補助金を予定しております、実は、当初予算要望の中では県のほうでもその要望をしていたわけなのですが、国の資金が使えるということで、今回、国の資金を使いながらやっていくということで、まずはきちり調査をしまして、それを受けて、小規模事業者のニーズに応える形で、いろいろな国の支援策等々の活用を図っていきたいと考えています。

また、今まで親族内承継がほとんどだった部分が、現時点においては、親族というよりも第三者承継という形の分が多くなりつつありますので、こういったものにつきましては、長崎商工会議所に事務引継ぎ支援センターが設置されて、そこにプロの専門員がおりますから、そことも連携をとりながら事業承継の推進を図っていきたいと考えているところでございます。

【大久保委員】私の地域の商工会議所も、そういう把握をした後は、いろんなマッチングとか支援をやりたいと言っていますので、ぜひ県としても支援をしていただきたいと思います。

最後になりますけれども、先ほどの山下産業政策課長の説明の中に、調査をするけれども、その会社の条件が60歳以上、スタッフ5人以上ということでありましたけれども、60歳以上というのは年齢的なことだからわかるんですけれども、私の地域でも、高齢化、あるいは後継ぎがいなくて惜しまれながら店を閉じられる会社というのは、大体5人もスタッフがいらないです。まさに1人、2人、3人、家族で個人でやっているところが多いので、そこらあたりにも今後は条件を広げて支援をするということも考えていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

【山下産業政策課長】まず、この調査の中にお

きましては、この条件でやりたいと思っておりますが、今、委員から指摘がございました小規模の個店については、商工会・商工会議所の指導員が日常的に巡回指導の中でそういったヒアリングもしておりますので、事業承継で非常に問題がある部分については、その指導の中で対応していきたいと考えております。

【麻生委員】 おはようございます。

部長説明の5ページの商務金融課のホテル・旅館関係に対して、今回、新たな事業、商品・サービス開発をするということであります。民泊関係が言われて、180日が認可されるかどうかということでもありますけれども、今回のサービス産業活性化事業については、目玉といいますか、旅館の人たちは、家族経営が多かったり、情報発信が少なかったり、そういう嫌いがある、待ちの姿勢でもあるんですけれども、今回、この新たな商品・サービス開発を含めて業務の効率化ということであってありますけれども、まずは、どういう内容を目指しておられるのか、お尋ねしたいと思います。

【荒田商務金融課長】 宿泊業の生産性の向上の支援を実は、平成28年度、今年度から進めております。長崎県は近年、世界遺産登録、夜景ですとか、いろんな追い風がありまして、多くの観光客の方においでいただいているんですけれども、一方で、いらっしゃってもお金を落としていただく仕組みが十分じゃない、特に、宿泊施設が老朽化しているということがあって、高単価の施設は少ないということで、何とかしなければいけないということで、宿泊施設の生産性の向上を目的に昨年から事業を始めて、まずセミナーを開いて経営者の方の意識を新たにさせていただこうとか、あるいは具体的な経営支援、どういうふうにしていったらいいかという考え

方の視点を提供したり、あるいは具体的な経営計画についてアドバイスをしたりしています。また、経営計画をつくられた後に、それに対するソフト面での補助金をつくっております、それでお手伝いをしております。今年度は9件の補助をしているところでございまして、引き続き、平成29年度もこれをやっていこうと思っています。

これは宿泊事業者の方々の評判も非常によくて、今までは、観光振興の面での誘客のほうでは県もやってくれていたけれども、宿泊施設は中小企業でもありますけれども、そういう側面での支援が今までなかったので非常に助かるというご意見をいただいております、来年度もこれをもっともっと多くの方に使っていただくように定着を図っていこうと思っております。

【麻生委員】 今日、九州の旅館のランキングが載っておりましたけれども、トップは沖縄で、長崎県内で5カ所ほどあると。特に伸び率が高いのは、杉乃井ホテルの大分の別府とか書いてありましたけれども、これは宣伝効果とかを含めて大事でしたけれども、実は、長崎市内でもそうですけれども、今、長崎県内の事業者が、やれずに全部手放しているというところがあるんです。ここは修学旅行主体であつたり、旅館のお客さんの傾向が変わってきたということで、泣く泣く手放しをされて、累積赤字があつたという状況はあるんでしょうけれども、今後は、小さいところにやるということになると、一番の課題は、水回りの設備、トイレ関係の補助。実は、和式便器が結構多かつたりして外国人相手の営業ができなかったとかいう状況もありますので、これは観光コンベンションを含めて補助金も一部出しているということは聞いていますけれども、ぜひ連携しながらお願いしたいと

いうのと、Wi-Fi設備を設置して、ちゃんとやれるようなことです。それと、ホームページをつくって、ちゃんと出してできるような形じゃないと、なかなか集客の状況でも、アクセスできなかったと。今、インターネットでAVの反響も言われて、県内、市内も結構あるんです。そういったところに小規模の人たちが自分たちの持っている旅館のよさとかをきちっと出していかなければいけませんので、そういった面での後押しの支援とかはあるのでしょうか。

【荒田商務金融課長】そういうお声をいただきまして、今年度から、県の制度資金の中に、宿泊業生産性向上支援資金というものをつくっています。これは20年にわたる長期の期間です。これは初めての長期でございまして、また利率も、最初の10年間は1.0%、その後は、その時点の経営安定資金の利率以内としております。また、保証料の補給もしておりますし、保証制度の枠が2億8,000万円までなものですから、その限度いっぱいまでの融資ができるように体制をつくっております。

【麻生委員】ぜひこの件については、今から観光客も踏まえて、世界遺産のキリスト教関連もありますから、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、企業振興課さんがやっている元気なものづくり企業ステップアップ支援事業がありますけれども、今回、専門家のプロデューサーを1人雇いました。技術高度化支援コーディネーターとかありますけれども、こういう専門家というのは、どこから来られて、どういうターゲットでやるのか。「ものづくり」とありますけれども、産業機械だとかいろいろありますけれども、どういうところをターゲットとして今回は県として支援していこうとされているのか、

お尋ねしたいと思ひます。

【貞方企業振興課長】まず、配付資料の6ページ、元気なものづくり企業ステップアップ支援事業についてのお尋ねでございまして、その中の事業拡大支援プロデューサー1人、そして技術高度化支援コーディネーターを2人、これがどういうところから採用して、具体的に、どういった企業を対象として支援をしているのかというお尋ねでございました。

まず、事業拡大支援プロデューサーにつきましては、今年度からの新規事業でございまして、来年は2年度目になります。こちらは委託事業で行っておりまして、プロデューサーを派遣していただきたいという委託事業でございまして、関西にあります企業支援を主にやっているコンサルに委託をしております。そこから、中央の産業支援機関、産業技術総合研究所でありますとか、いろんな大学、他県の工業系の研究機関、大手のメーカーさん、そういったところに特に強いネットワークを持っているような方がいらっしゃいましたので、その方を派遣していただいております。支援対象企業は、主に中堅企業の特に大きな販路拡大の芽を持ったような企業で、なかなかそれを大きくできないようなところ、そういったところに支援をしています。メーカーとしては、金属加工でありますとか、最近手がけているのは、電子部品、半導体、そういったところに特に注力をしていただいておりますのでございます。

次に、技術高度化支援コーディネーター2人は、それぞれ平成25年、平成26年に産業振興財団に嘱託職員で雇っているものでございまして、産業振興財団の大村に委託をして、配置しております。それぞれご自身は、大手の電機メーカーでございまして、無線関係の大手の会社のご

出身、部長クラスをされた方で、MOT、技術と経営がよくわかっていらっしゃる方お2人でございまして、この方は中堅企業及びやや小さな中小、場合によっては零細のところまで、この方は県内にいますので、県内くまなく回って技術の掘り起こしを行う、そしてそのブラッシュアップのアドバイスを、その際には工業技術センターと連携してやっていく、そういったことを手がけている2人でございます。

【麻生委員】 後で結構ですから、この成功事例とか、こういうものを出して、結果がこうなりましたということでありましたら教えてもらえませんか。4,000万円近い人材投入して、こういう形になりました、ということがわかれば、私たちも継続でぜひお願いしたいと思っています。

2点目の5年間で20%増加した企業の計画化というところを支援するということでありますけれども、こういう限度額、補助率、2年間で2,000万円、こういう企業として見込まれている業種も今どうなのかということでもありますけれども、手挙げ方式でしょうから、予算を組まれているからあると思うんですけれども、こういうものが県内、何件か出てきているのですか。

【貞方企業振興課長】 実は、この事業は平成28年度新規事業でございまして、これに先立って、本会議でも産業労働部長から答弁いたしましたけれども、元気なものづくり企業成長応援事業というような事業もございまして、ほぼ同様の枠組みでの支援をする事業でございます。その事業で既に30社を支援しておりまして、その平均付加価値は、8%から9%ぐらいが目標達成のところ、既に合計で12%を達成しているところとございまして、その30社の内訳でございますが、主に、金属加工、機械加工、電子部品、半導体関係、そういったものの製造装置をつく

る関係が数としては多いと認識をしております。

【麻生委員】 ものづくりを含めた支援をぜひお願いしたい。昨日、コールセンターの話も出ておりましたけれども、契約社員が多いと。収入が少なく、定着の状況もいかがということも言われておりましたけれども、ものづくりをしっかりとやることによって、長崎で定着する、若者が長崎に就職するということにつながってくると思いますので、その点もよろしくお願ひしたいと思います。

それと、横長資料の24ページでありますけれども、ナガサキ・グリーンイノベーション関係でお尋ねしたいと思うんです。ナガサキ・グリーンイノベーションの中で、燃料電池の計画が減額になっていきますよね。昨年やった分の7,600万円から大きく減っていますけれども、これが昨年実施予算ができたのかどうか、そして今回減額されておりますけれども、今後の水素エネルギー、燃料電池含めて新たな燃料の仕組みになっていくということですが、今後これをどういう形でものにされていくのか。私も実は、福岡の九州大学にお邪魔してきましたけれども、燃料電池は三菱重工さんがやっていたけれども、こういう基礎技術が全然ない長崎で、予算を上げたりしてありますけれども、本当にこれが形としてなるのかどうか、その点、お尋ねしたいんです。

【森田海洋・環境産業創造課長】 再生可能エネルギーを由来にした水素などを使った燃料電池船などの環境性の高い船に取り組んでいくということを方向性として打ち出しまして平成28年度にスタートしたということで、その予算のところですが、基本的には、国の開発資金や国のプロジェクトを狙いながら、長崎における産学官、また県外大学、有力な機関とも連

携しながら取り組んでいくということで、予算そのものにつきましては、国の競争的資金がとれた場合、もしくは国の制度の装置がとれた場合に活用するという予算を計上いたしておりました。

減額の大きなものは、水素の供給施設に対する補助も環境省にあるわけですが、そういったものを前提としておりましたが、グループのほうで検討して国の資金にトライをいたしましたけれども、不採択となったということもありまして、初年度については、それ以降、そのプロジェクトについては具体的に進むことはできませんでしたが、一方、グループそのものにつきましては、さらに検討を深めて、新年度においても取り組んでいきたいということで、検討活動は活発になっております。その中で、一足飛びに燃料電池船を建造していくというプロジェクトがいいのか、九州大学等水素について研究されているところなどとも情報を集めながら、どういうステップで取り組んでいくかということを今まさに検討しているところでございます。ただ、非常に重要なテーマだということで、これから一步一步取り組んでいくと、そういう段階にございます。

【麻生委員】 グリーンイノベーションで、今、潮流発電があつて、それをどうするかということで、次につながるからだから、私も大事だと思っています。ただ、基礎技術がなかなか現状で、言われたように、中小造船を含めて、国の競争資金獲得にいくということで、産業技術総合研究所もそうでしたけれども、なかなか長崎のポテンシャルというのは低いと聞いています。もっとそこら辺のことを充実してやっていかなければ、中小造船の皆さんは期待して、これをやりたいと思っていらっしゃるん

ですよ。そこら辺のことをしっかり明確にしながら、どうしたらとれるのかということをやぜひ頑張っていたきたいと思うんです。ただ協議会だけで終わらせるのではなくて、どうしたら物になるのかと、そして形としてつくれるのかということを実際に考えてもらわないと、予算をとったけれども、協議会が終わって、ただそれで報告書で終わったということでは、これは地元の産業振興にもならないし、目の前に海洋クラスターで発電ができるということが来ますから、ぜひお願いしたいということを重ねてお願いしたいと思います。

【中島(浩)委員】 説明資料の6ページの長崎港活性化推進事業費についてですが、コンテナ航路の開発ということで、コンテナヤードに対しては、もう1.2ヘクタールから2.4ヘクタールと倍に拡張されておりまして、平成29年度においてはクレーンも導入されるということで整備が進んでいるようですけれども、現状の航路と今後開設される航路について、ご説明をお願いします。

【荒田商務金融課長】 現在、長崎が持っている国際航路は釜山航路3便でございまして。これは高麗海運さんとシノコーさんで、高麗海運さんが月曜と土曜日、シノコーさんが火曜日に就航しています。また、新しい航路ですが、長崎は中国とのゆかりがありますので、過去に上海航路がありました。また、中国向けの貨物も結構多いものですから、何とかそういう航路開設ができないかということで検討しております。ただ、前の航路がああいう状況で頓挫したものですからなかなか慎重になっております。既存の航路は日本と中国は3社ございまして。その3社に何とか長崎にも寄っていただくことはできないのかということで今、お願いをしてい

るところでございます。具体的にはまだやってみようというところでは出てきませんけれども、何とかお願いしていこうと思っております。

【中島(浩)委員】中国航路に関しては、恐らく、福岡のほうに関係者は出されているんです。非常に運賃がかかるわけです。長崎にあれば、もちろんすぐに出せるんですけれども、そういった状況ですから、予算も計上されておられるわけですから、中国航路に対しては、ぜひ開設できるように努力していただきたいと思います。

【渡辺委員】部長説明資料の4ページなんですけど、中小企業団体指導育成費に16億9,714万1,000円、これは内訳を見ますと全部一般財源なんです。こういうものは国庫支出金とか、国からの交付金というのはいないのですか。

【山下産業政策課長】中小企業団体指導育成費の16億9,714万1,000円につきましては、内容につきましては、商工3団体、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会の運営に係る部分の経費でございます。これは法に基づく設置団体でございます。この経費については当初、国庫2分の1、あと一財という形で措置をされておりました。これが三位一体の改革の中で交付税措置化されておまして、この財源の約7割が交付税で来ているという状況でございます。

【渡辺委員】そうしたら、一財が約17億円入っているの、商工会議所は県下いっぱいあるのでしょうか。それにどれくらいの予算がつけられているのか、その中身の一覧表を資料請求したいと思います。よろしく願いいたします。

それと、部長説明資料の6ページなんですけど、今回、中小企業海外展開支援強化事業費ということで、ビジネスサポートデスクの設置に関する経費として3,942万円あるんですが、これは場所はどこにつくろうとしているのですか。

【荒田商務金融課長】既にビジネスサポートデスクは設置しておまして、中国上海、北京、天津、青島にあります。また、東南アジアでは4カ所ございまして、ベトナム、インドネシア、ミャンマー、カンボジアに置いております。

【渡辺委員】メモすることができなかったもので、要するに、何カ所ですか。

【荒田商務金融課長】中国が4カ所で、東南アジアが4カ所でございます。中国が上海、北京、天津、青島の4カ所でございます。東南アジアがベトナム、カンボジア、インドネシア、ミャンマーでございます。

【渡辺委員】そうしたら、既にそこに設置されて、その運営費がこれだけ要するという事で理解していいのですか。

【荒田商務金融課長】ビジネスサポートデスクは事業の内訳、一つの事例でございまして、全体では、680万円がビジネスサポートデスクの運営経費でございます。

【渡辺委員】わかりました。

この辺の費用につきまして、ぜひアジア地域、中国等も含めて、交流振興を強化するようにお願いしたいと思います。

それと、7ページ、職業能力開発運営費について質問しますが、県立高等技術専門校の管理運営の経費として、「職業能力開発校費」となっているんですけれども、職業能力開発校、これは県立高等技術専門校のことなんですか。そういう意味でとっていいのですか。

【松本雇用労働政策課長】そのとおりでございます。

【渡辺委員】わかりました。

わかりにくいから、「高等技術専門校費」と名目を書いておってもらったほうが、よりわかりやすいと思いますので、これはよく検討して

ください。

その後の離職者に対して、職業訓練に要する経費として、緊急離職者能力開発事業費5億2,000万円ぐらいあります。これは高等技術専門校でこういう訓練をやっているのですか、どこでやっているのですか、そこを示していただけませんか。

【松本雇用労働政策課長】実施自体は高等技術専門校でやるのではないんですけれども、そちらのほうから委託訓練という形で民間の訓練機関に委託をして実施していただく事業でございます。例えば、OAの専門校とか、あるいは介護の専門校、そういったところが実際には訓練生を募集して実施していくという形になります。

【渡辺委員】民間のところに委託をして訓練しているわけですか。

これは何人ぐらいの経費を計上して、この5億2,000万円になったのですか。何人を予定しているのですか。

【松本雇用労働政策課長】2,300人ぐらいの計画をしています。

【渡辺委員】そうしたら、民間に委託する時は、今までの付き合いがあって、離職者が、自分は例えば製造業の溶接を学びたいとか、いろんな職種があるわけでしょう。何種類ぐらいの職種を民間に委託しているわけですか。

【宅島分科会長】暫時休憩いたします。

— 午前11時40分 休憩 —

— 午前11時40分 再開 —

【宅島分科会長】再開いたします。

【松本雇用労働政策課長】種類で説明するとしにくいのでございますけれども、例えば、介護福祉養成コースとか、ITコース、OA事務のコース、経理事務コースあるいは建設コース、

そういった形でのコースがありまして、それぞれに対して企画提案をしていただいて、それから選定をして、業者を決定していくという形になっております。

【渡辺委員】諫早に、ポリテクセンター、離職者用の職業訓練をしているハローワークの出先機関がありますね。あそことの連携はとれているのですか。あそこも離職者の訓練をしているわけでしょう。そことの連携はどうなっているのですか。

【松本雇用労働政策課長】ポリテクセンターでは、雇用保険のない求職者の方々を中心に訓練をしています。そういった意味で、実際の実施については、協議会をつくりまして、重複をしないように訓練の期間とか内容を調整しながらしているというような状況でございます。もちろんポリテクセンターでも別途、訓練をしています。

【渡辺委員】そうしたら、去年の実績でいいですから、どういうところで、これくらいの人たちの職業訓練をしましたというのを後で出してもらえませんか。

それと、これは特別会計の補正予算になるんですけれども、9ページの上から3段目に、諸収入が50億2,953万4,000円の減になっているんです。この要因は何でしょうか。中身を教えてください。

【宅島分科会長】しばらく休憩いたします。

— 午前11時42分 休憩 —

— 午前11時42分 再開 —

【宅島分科会長】分科会を再開いたします。

午前中の会議はこれにとどめ、しばらく休憩いたします。

なお、午後は1時30分から再開いたします。

―― 午前11時43分 休憩 ――

―― 午後 1時31分 再開 ――

【宅島分科会長】 分科会を再開いたします。

午前中に引き続き、審査を行います。

【松本雇用労働政策課長】 先ほど10時に、雇用情勢ということで、長崎労働局から求人倍率の公表がございましたので、机の上に1枚、1月の有効求人倍率を置かせていただいております。

それと、午前中、質疑がありました離職者の訓練コースの一覧をお配りしております。

【宅島分科会長】 ありがとうございます。

【荒田商務金融課長】 午前中に渡辺委員からご質問がありました説明資料9ページの上から3行目、諸収入50億円、これだけ減ったのはどうしてかということでございましたけれども、この50億2,953万4,000円の主なものは、商務金融課の中小企業対策資金等貸付金の元金の減51億890万4,000円でございます。この資金は、制度資金の預託金でございます。県の制度資金は、県から金融機関に融資原資を預託し、金融機関は、この原資に一定の協調融資を加えて、中小企業に対し、長期固定低利で資金を貸し付ける制度となっております。預託については、各金融機関の融資実績に応じて行い、年度内に預託した金額については、年度末に金融機関から全額償還されるため、預託額が減少した場合は、収入も合わせて減少することとなります。

なお、この預託金に関する当初予算は、災害発生時や経済環境の悪化など緊急事態に備え、中小企業者の資金需要に迅速に対応するため、あらかじめ予算に余裕を持って計上しておりますが、毎年、融資残高の見込みに応じて2月補正で減額をさせていただいております。

また、先ほど渡辺委員のサポートデスクにつ

いてのご質問がありましたけれども、訂正を2点させていただきます。中国に4カ所、上海、北京、青島、天津と申し上げましたけれども、天津ではなくて大連でございました。申しわけございません。それから、予算680万円と申し上げましたけれども、580万円でございました。訂正をいたします。

【渡辺委員】 そうしますと、制度資金が活用されなかったから、こういう形になりましたということですね。

当初予算は幾ら組んでおったのですか。

【荒田商務金融課長】 当初予算は、266億8,450万円でございます。

【外間委員】 初めての委員会です。初めて質問いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

予算説明資料、農水経済分科会の12ページの雇用安定対策費に3点上がっております。まず朝ほどは、山田(博)委員からも、産業人材育成奨学金返済アシスト事業費について、寄附金額の推移、現況、中身について質問なされたけれども、関連して1つ2つお聞きしたいことがあります。

まず、この予算は、寄附金が2,000万円で、財源の4,051万8,000円を合わせた6,057万8,000円の本年度予算となっているということ、平成28年度においては、47社、3,700万円の寄附があったということ、そしてそのほかに私が2点ほどお聞きしたいことは、この事業の内容について、説明がここに書いてございますけれども、もう一度、対象者となる方々、どのような金額を返済アシストされるか、そのアシストぶりというのをお聞かせいただきたいことと、そのアシストの対象者の範囲をお聞かせください。

それから、実際47社、寄附金を企業あるいは

個人から集められたということですが、そういった方々へのメリットといたしますか、何かございましたら、その点もお触れいただければと思います。

【吉村産業政策課企画監】お尋ねのありました産業人材育成奨学金返済アシスト事業についてご説明をさせていただきます。この事業は、既存の奨学金、対象の奨学金は4種類ございます。日本学生支援機構の第1種及び第2種、県の育英会、それと母子父子寡婦福祉資金、この4種類の奨学金のいずれか、あるいは併給できるものもございますけれども、それを活用して大学等で学んで、大学は県内、県外問いません、卒業後、県内の対象企業に一定期間、6年間でございますけれども、就業して、県内に定住していただいた場合に、貸与受けた奨学金の返済すべき額の半額を支援すると、ざっくり言うとそのようなものでございます。

もう少し詳しく申し上げますと、まず支援の方法でございますけれども、返済すべき額の2分の1と申し上げましたけれども、上限を150万円に設定いたしております。定住の期間でございますが、6年間と申し上げましたけれども、6年間支援なしというわけではございませんで、3年間たったところ、ですから就職後4年目ということになりますけれども、そこで支援すべき額の半額、ですから上限いっぱいの場合ですと75万円、さらに3年たって6年たったところ、7年目に残りの半額を、これは支援対象者に直接支給するものではなくて、その奨学金を貸与した機関に代理で返済をする、そうすることによって繰り上げ償還の効果がありまして、奨学金の返済期間がざっと半分で済むという制度でございます。

現在、対象者の募集をしているところでござ

います。最終締め切りは3月30日、1次締め切りを3月10日と設定しております。募集対象者は、学年で言いますと高校3年生から、ですからこれは進学予定者ということになります、短大、大学、大学院の卒業まで1年以上ある学生さんということで、4年制の大学でいくと3年生までということで募集をかけております。

対象の業種、職種を定めておりまして、就職先としての業種でございますけれども、製造業、建設業、観光関連の産業、あとこれは県と立地協定を結んだ誘致企業に限定しておりますけれども、保険金融業あるいはBPOの企業、こういった企業を対象にしております、対象の職種もございます。製造業の場合ですと、製造技術者もしくは情報処理通信技術者、建設業ですと、建築、土木、測量等の技術者、観光関連産業の場合は、宿泊業、旅行業、観光関連団体、観光施設、それと保険業、金融業、BPO企業につきましては、情報処理通信技術者を対象にしているところでございます。

寄附をいただいた方、今、委員は47とおっしゃいましたけれども、48でございます。メリットでございますが、いただいた金額によって設定をしております、まず3万円以上ですと、県のホームページで企業のお名前を紹介して、ホームページをお持ちのところだと、そのホームページへリンクを張る、それと寄附をいただいた企業、「アシスト企業」という言い方をしておりますけれども、Nびに掲載をする、そういったことをやっております。10万円以上になりますと、学生さん、生徒さんを募集する際の応募チラシにその企業名を掲載いたします。それと、30万円以上の場合ですと、県主催の合同企業面談会に優先的に参加をしていただく、50万円以上になりますと、知事からの感

謝状を贈呈します。50万円以上の場合に、100万円以上ですと贈呈式を行います。先日、個人1名と企業6社に対して贈呈式を行ったところですが、50万円以上100万円未満については感謝状をお贈りする、それに加えて、50万円以上ですと、これは対象業種の企業に限定されますけれども、ご本人の了解をいただくようにしておりますけれども、支援候補者のお名前、住所、電子メールのアドレス、学校名、学部名等を企業にお知らせをする、これによって対象者が就職先を探す時期になると企業からダイレクトにアクセスをしていただいて、そこへの就職を促すこともできるような仕組みでやっております。

【外間委員】 ありがとうございます。

わからなかったのは、その対象業者、48社については、特に、今お話がありました技術者をアシスト返済の対象とすると、個人以外は技術者を抱える企業さん方が限定されるということでのお話のようですので、一定理解をいたしました。

それから、その下の「佐世保高専を卒業後、県内で就職した生徒の奨学金返済の支援に要する経費」ということで、一般財源で139万2,000円を産業人材育成事業費として上げてございます。この金額についても、同じように、対象者となる佐世保高専のどのような形でのアシスト事業なのかをお示しをお願いします。

【吉村産業政策課企画監】 お尋ねの産業人材育成事業費でございますけれども、これは佐世保高専を卒業後、県内企業に就職した方に対して補助金を支出するといったようなものでございます。

申請を受け付けましたのは平成20年度からで、この制度は平成25年度までで募集を停止い

たしております。来年度は、最後の募集をいたしました平成25年度に認定をした方が支給の時期を迎えますので、3名分、139万2,000円を予算計上させていただいております。

この事業につきましては、先ほど申し上げたとおり、平成20年度から始めたわけですが、その実績を見ました時に、事業を開始する前と後で有意な県内就職率の差が見受けられなかったということと、対象が佐世保高専に限定されていたということで、募集はもう停止をしているところでございます。

【外間委員】 ものづくり、技術系についての支援ということで今、2点ご説明をいただきましたが、「人財県長崎」人材育成モデル構築事業費、これもご説明いただけますか。

【吉村産業政策課企画監】 「人財県長崎」人材育成モデル構築事業費でございます。これは大きく5つの事業で構成をしております。1つ目が、産業人材育成戦略の推進ということで、本年度、策定を進めております産業人材育成戦略の推進、具体的には、戦略の冊子の印刷・配布ですとか、優良事例の収集・紹介、そういった経費に266万円を計上させていただいております。

2つ目が、県内大学と連携した人材育成の推進ということで、午前中に山田(博)委員からお尋ねがありました、ながさき経営人材育成塾の開講等に1,953万円を計上させていただいております。

3つ目といたしまして、成長分野高度人材育成支援事業。これは今後成長が見込まれる新産業分野において、企業の従業員に最先端の技術、知識を身につけていただくために、大学ですとか大手企業に研修派遣をした場合に支援する事業でございますけれども、この経費として1,380万円を計上させていただいております。

4つ目といたしまして、インターンシップの推進。これは離島・半島地区においては、インターンシップを受け入れ可能な企業がなかなか少ないという事情もございます、離島・半島の高校生を対象として、都市部を中心とした企業とマッチングを図り、一部宿泊費、交通費の支弁をする、それと大学生のインターンシップのマッチングを行う事業として1,317万1,000円を計上させていただいております。

最後、5つ目でございますけれども、ものづくりを担う人材の育成・確保事業ということで、高校生を中心としたものづくり人材の育成のために、溶接資格取得講習会の開催ですとか、ものづくりコンテスト、あるいは若年者ものづくり競技大会への支援、そういったものに要する経費として899万2,000円を計上させていただいているところでございます。

【外間委員】 どうもありがとうございます。

昨日は県内の公立高校の卒業式がありました。各議員さんも恐らく行かれたと思いますが、私が行った高校は、230名近い卒業生がいらっちゃって、ほとんどが大学に行かれるのかもしれませんが、長崎県内には60校近くの高校があって、今日、古川産業労働部長の説明で、高校生の就職率の数値を聞かせていただく中で、特に、ものづくりの高校は、私は、宮内委員や西川委員と同じ県北地域は、佐世保工業高校、鹿町工業高校、佐世保高等技術専門校、国立佐世保高専、こういった高校生で、卒業生だけで1,000人ぐらいいらっしゃるんです。受け入れ企業が200人ぐらいて聞いております。県北地域では、結局、就職率というのはわずか20%ということになるんです。

それで、ダム機能を有する受け皿にしていくためには、そういう高校生の就職先をしっかりと

この産業労働部の所管でこれから1年間、1人でも就職できるようにどうしていけばいいかということをお今日のこの予算の中で、皆さんと一緒にになってお付き合いをして一緒に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【山田(博)委員】 それでは、再び質問させていただきます。横長資料の18ページ、地場企業総合支援事業とあるんですけれども、ここに「県外需要の獲得と県内企業への波及効果の最大化を図るため、地域経済を牽引する中堅ものづくり企業等の事業拡大の取組を総合的に支援するために要する経費」とあるのですが、これはこういった事業をされるかお尋ねしたいと思えます。

続きまして、19ページの「県内企業の商品デザイン力向上の支援に要する経費」とあるんですが、これはどのような取組ですか。簡単に言うと、離島の企業というのは、こういったデザインというのは、どのようにしていいかわからないとか、結構相談が多いものですから、これをどのような形で支援していくのか、お尋ねしたいと思えます。

続きまして、21ページに新工業団地整備事業費とあるんですが、「工業団地の開発可能性についての調査に要する経費」として200万円ほど上がっておりますが、今、どちらの団地を開発しているのか、これをまずお尋ねしたいと思います。まずは、その質問にお答えいただけますか。

【貞方企業振興課長】 ただいまご質問ございましたのは、横長資料の18ページの右側、内容説明の下から2段目の県外需要の獲得と県内企業への波及効果の最大化というところの事業でございます。

どんな事業かと申しますと、事業名は「元気なものづくり企業ステップアップ支援事業」でございまして、予算額は1億6,700万円でございます。事業目的は、そこにも書いてありますが、県内の中堅企業が県外から仕事をとってきて、かつそれを県内の中小や小規模な企業に下請でおろしていく、そういったものを総合的に支援することによって、経済波及効果の最大化を目指すものでございます。

主な支援内容としましては、今までは2点ございました。1つは、事業拡大に向けた新たな取組に対する補助金でございまして、これはまず、2年間で2,000万円の補助金を1年間に5社ずつ認定しまして、2カ年間、事業拡大を支援しようとするものでございます。対象は、中堅企業でございます。

2つ目は、午前中に質問がございましたが、人的支援ということで、事業拡大支援プロデューサー1名、技術高度化支援コーディネーター2名、その他、取引マッチング担当等も入れまして、そういった人による支援により、事業拡大であるとか、技術開発を支援していこうというものでございまして、こういった取組を総合的に推進しながら県内経済の活性化を目指していくものでございます。

【原田企業振興課企画監】新工業団地整備事業でございます。今現在、県内で工業団地を5カ所整備中でございますけれども、これに続きます団地として、各市町に、こういった適地があるかを調査いたしまして、その中で、特に売れそうなところにつきましては、例えば、開発面積、額とかを委託として工業団地としての開発可能性を探るという事業でございます。今から適地を探して、いい場所がございましたら、その可能性を調査するという事業でございます。

【貞方企業振興課長】答弁を一部漏らしておりまして、お尋ねだったのが、横長資料の19ページの一番下、デザイン力強化支援事業費の部分でございます。これは平成29年度新規事業でございまして、デザインを活用した非常に特徴のあるいろんな製品開発を促進していくために、すぐれたデザインの商品の商標でありますとか、セミナー、長崎県内にはデザイナーが相当いますので、そのデザイナーさんのネットワークをつくって、いろいろとご相談を受け付けると、そういう制度でございまして、一番主になってくるのは、その中でも、デザインアワード、秋に開いておりますが、その年の1年間の新商品、新デザインなどを集めまして、優秀なものについて表彰するという制度でございまして、そういったことを関係者の皆さんと一緒に取り組みながら、県内の産業デザインの向上を目指していくものでございます。

【山田(博)委員】 それでは、再度質問していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

先ほど企業振興課長からありました元気なものづくり企業ステップアップ支援事業ということで、これは要するに、認定企業が今30社あるわけですね。平成25年度から始まりまして、平成28年度までで30社ありますね。一覧表をいただいたのですが、この中に、同じ会社が2回受けているところがありますね。それで、私は思うんですけども、チャンス을 平等にやるのか、やる気があるところにやるのか。これは募集者が多くてこうしたのか、少なくとも2回になったのか、その点をお尋ねしたいと思います。

【貞方企業振興課長】 まず、2回採択されているということですが、形式的に言うと、別の事業でございます。30社のほうは、元気な

ものづくり企業成長応援事業で、5社のほうは、元気なものづくり企業ステップアップ支援事業ということで、組替新規ではございますが、別事業でございます。ただ、その上で、性格、目的も似通った事業でございますので、ご説明しますと、まず今回、2社重複している企業がございすけれども、いずれも前回の計画をきちんとその年度までに、その年度の目標、毎年4%ずつ付加価値を伸ばしていくという目標がありますから、そこをクリアしていることによって初めてゼロベースで新しい発射台からスタートするということになりますので、それができているところを採択しております。募集数が少なかったからとか、多かったからということは採択の内容には影響を与えておりません。

【山田(博)委員】 いただいた資料の元気なものづくり企業成長応援事業と元気なものづくり企業ステップアップ支援事業というのは、趣旨は一緒なんですね。要するに、衣替えしただけということでありますけれども、そうしますと、考え方をどっちをとるかですね。企業振興課長、要は、チャンスを数多くの会社にやるか、やる気のある会社にやるかということですね。応募者が少なかったじゃなくて、これはやはりやる気があるするのであれば、チャンスは平等なんです。だから、私は特定の会社の名前は出しませんが、やっぱりやる気があるって、チャンスをいただきたいと。同じ会社に2回というよりも、長崎県内、いっぱい会社はあるわけだから、これは考え方ですね。産業労働部長、集中して同じ会社にやるか、平等的にやるか。国の予算も、今は港湾とかでも集中的にやっておりますけれども、予算として、産業労働部としては、こういった補助金とかをこれからどんどん、どんどんやっていきますよね。会社が、去

年も受けました、今年もしますよと。例えば、去年じゃなくて、その何年か前もしたけれども、するのか、これはどうなのですか。企業振興課長としての見解をお答えください。

【貞方企業振興課長】 大変欲張りな考え方ではございますが、担当課長としましては、できれば両方満足させたいと思っております。やる気があるところをさらに伸ばすのも非常に大事でございすし、新たにやる気のあるところを広く採択するのも大事でございす。ただ、予算には限りがあります。その上で、今年度の採択の考え方としましては、あくまでもこの事業は、知事の政策目標である県民所得向上対策、そのために一番伸び代があって、県内の付加価値を上げられるところ、県民所得向上対策につながるところを支援するという目的から構築した事業でございすので、重複した2社につきましては、その可能性が非常に高い企業ということで、実際に前回の事業でも実績を上げておりますので、そういった点を踏まえて採択をしたところでございす。できれば広く採択をしたいと思っています。

【山田(博)委員】 そういうことでございすね。わかりました。

続きまして、さっきのデザインのことなんですけれども、これは大変結構なことなんですけれども、企業振興課長、そういった会議とかをする時に、五島とか、離島とかありますよね。企業とか離島の人があるよりも、デザインのいろんな知識とか経験ある人が来てもらって、講演とか、講習会をしてもらったほうが大変よろしいんじゃないかと思うわけです。離島とかでもこのデザイン力向上の会議をするのかどうかというのをお尋ねしたいと思っております。

もう一つ、企業振興課企画監、先ほどの工業

団地というのは、今のところ特段ないわけですね。目ぼしいところをどこかつけているというわけじゃないわけですか。どこかあれば、その時に調査するということなんですね。そうしたら、アバウトな予算ということですね。わかりました。

続きまして、食品産業・産地振興室長にお尋ねしますけれども、長崎かんころ餅プロジェクト推進事業費ということで1,188万9,000円ということになっています。予算の伸びが少ないですけれども、地元ではだんだん盛り上がってきておりますので、もうちょっと予算を獲得して、ぜひ頑張っていたきたいと思うんですが、見解を聞かせていただきたいと思います。

【櫻井食品産業・産地振興室長】 長崎かんころ餅プロジェクト推進事業に関しましては、平成27年度からやってまいりまして、来年度が3年目になります。これまで2年間取り組んできました結果、農業者とか、高校生、お菓子屋さん、そういった方々も巻き込みながら、かんころを活用した新たな取組が始まりましたし、またかんころそのものの品質を上げるような取組というの也开始してくるなど、徐々に広がりが出てきたような気がいたしておりますし、またマスメディアでも最近、取り上げられる機会が多くなったと感じております。

かんころ餅の製造業者というのは非常に規模が小さく、事業者によっては、島外に販路を広げたいという方もいらっしゃる、島内で頑張りたいという方もいらっしゃる、そういった両面を見ながら事業を進めていかなければいけないのかなと思っております。

平成29年度は、今年度やっておりますワークショップの状況などを踏まえまして、かんころ餅の持つ価値を情報発信するような媒体という

ものをひとつ整備していこうかと思っております。また、その商品を島外に売ったり、もしくは島内で売ったり、そういった商品開発とか販路拡大の支援もやっていきたい、また引き続き、かんころサミットもやりたいと考えております。

なお、予算額に関しましては、初年度が250万円ぐらいだったと思いますけれども、去年が900万円ぐらい、そして今度が1,100万円と、徐々に伸びてきております。

【宅島分科会長】 暫時休憩いたします。

―― 午後 2時 5分 休憩 ―

―― 午後 2時 5分 再開 ―

【宅島分科会長】 分科会を再開いたします。

【貞方企業振興課長】 今年度までは、デザインセミナーということで、県内で幾つかやっていたんですけれども、残念ながら、離島での実施はしておりませんでした。ただ、来年度は、そもそもデザインセミナー自体が集まりの状況が余りよくなかったことと、売上に本当につながるのかということもありまして、少し予算規模を見直しております、回数が相当減ってくると思います。そこを踏まえて、離島でどのようなやり方があるのか、そういったことも考えながら取り組んでまいりたいと思います。

【山田(博)委員】 企業振興課長、私は質問で立っているわけであって、世間話をしているわけではありませので、ぜひご理解いただいて、デザイン力向上はぜひ離島で、少なくとも、五島のほうは大変な相談件数というか、私にも来ていましたから、ぜひ開催していただきたいと思います。企業振興課長、離島といたって、順番を間違えたらだめですよ。どこをまず先にしなければいけないというのはわかるでしょう。ここが一番大切なところですから、お願いしま

す。

それで、かんころ餅の件なんですけれども、食品産業・産地振興室長に確認します。かんころ餅を将来的にどのようにしてやっていくかというのを、例えば、内村航平選手の大好きなブラックサンダーというお菓子をご存じですか。内村航平選手が食べていたおかげで有楽製菓さんの売上が2倍に上がったとか、4倍上がったとか言っているんですよ。だから、そういうふうな戦略を考えて、五島といたら芸能人は誰か知っていますか。知らないでしょう。川口春奈さんがいるんですよ。お母さんを紹介しますから、かんころ餅のPRをぜひ頑張ってくださいと思うんですよ。それでやってくださいよ。いかがですか。そういった経費はないのですか。

【櫻井食品産業・産地振興室長】 今ご提案の芸能人の方を使ったPRというのは確かに効果があるのだろーと思いますけれども、一方で、非常に多額な経費を要することもございます。今後、かんころ餅の振興をどうしていくのかというのは、かんころサミットの中でも関係者の意見を聞きながら進めていくようにしております。

【山田(博)委員】 何で私がお母さんを紹介するかというと、お母さんを通じて、何らかの機会でかんころ餅をPRしてくださいと。私的にかんころ大使になれないのか、そういったものをお母さんを通じて話しできないかということを行っているわけであって、そのプロダクションとかに多額のお金を払えとか、そんなことを言っているわけではないのです。そこはあなただってできるんです。ぜひ頑張ってくださいと思っています。

続きまして、「廃止鉱山の坑廃水処理事業に対する支援」とありますけれども、これはどこをやっているかお尋ねしたいのと、商務金融課

長にお尋ねします。25ページに、サービス産業活性化事業費とあります。これは「金融機関と連携し」とありますけれども、金融機関というのはどこを指しているのかお尋ねしたいと思いますので、よろしくお尋ねしたいと思います。

横長資料では最後になるんですけれども、雇用労働政策課長にお尋ねします。若者県内就職対策事業費ということで、「高校生や大学生の県内就職を促進するための合同企業説明会、企業見学会」とあります。例えば、こういったところに離島の子どもたちが行く時、何らかの支援があるのかなのか、あるのであれば具体的に説明いただきたいと思いますので、よろしくお尋ねします。

【櫻井食品産業・産地振興室長】 廃止鉱山の関係のご質問でございますけれども、これは対馬市にありました対州鉱山が昭和48年に閉山いたしましたけれども、そこから排出される雨水の中和処理をするための経費でございます。国と県と市と管理事業者で負担をしながら処理しているという状況でございます。

【荒田商務金融課長】 午前中にも宿泊業の生産性向上の制度資金についてご紹介をしましたが、金融機関は宿泊業の経営について非常に力を入れていらっしゃる。施設が老朽化している、しかしながら、累積の債務があって、新しい資金を借りてつくり変えることがなかなか難しい状況で、非常に悩んでいらっしゃいます。そういうこともあって、制度資金、宿泊業の生産性向上支援資金をつくりました。また、今回のこの4,635万1,000円の事業についても、宿泊業を何とか応援したいということでつくったんですけれども、この支援事業への参加、セミナーへの参加ですとか、生産性の支援の計画づくり、あるいは補助金の申請、そういうとこ

ろにもぜひ金融機関さんから融資先にお声かけしていただいて、ぜひこの事業に参加していただきたいと、そういうこともあって「金融機関と連携し」としておりまして、県内金融機関、制度資金を活用していただいているところは21機関ございますので、全ての金融機関を想定しております。

【松本雇用労働政策課長】企業説明会の件でございますけれども、基本的に、大きな枠組みの中で今から詰めていくところもあるんですけれども、それぞれの離島におきましても、島内で例えば企業の見学会とか、そういったものもできるような形で考えておりますので、島内にもこんな企業があるとか、そういった企業情報も説明できるような形で取り組んでいきたいと考えているところでございます。

【山田(博)委員】雇用労働政策課長、長崎市内とか佐世保市内で合同企業説明会をされるのでしょうか。離島の子どもたちが行きたいと行った時に、学校単位でバスとかで行く時があるでしょうけれども、離島の子どもたちが行く時に、例えば、まとまって来る場合には学校に対して補助をするのか、個人にするのか、そういった制度設計があるかないのかというのをお尋ねしたいと思います。

【松本雇用労働政策課長】今、制度設計として考えていますのは、バス代の助成というような形、バス代の借上料などについては検討しております。

【山田(博)委員】離島から、例えば、五島からバスでそのまま来るわけではない、海を渡らなければいけないのだから、船に乗っていくのか、まとまって何人以上来たらバス代をやるのか、船賃をやるのか、それを今までできていなかったらできていなかったで、今から考えて予算の

中でやっていただければいいわけだから。そういうふうにもう構想はあるわけでしょう。いかがですか。

【松本雇用労働政策課長】実際に企業説明会あるいは企業見学会をしていく場合に、それぞれの高校の協力といいますか、当然、教育委員会の方々から始まって、そういったところと連携をしながら進めていくような形になってまいりますので、その過程の中で、どういった方法で実際に具体的な説明会ができるかとか、見学会ができるかというのは決まっていくと考えております。予算的には、高校2年生あるいは保護者を対象に企業説明会をしていくということでここに上げておりますけれども、具体的なところは、今からまだ詰めていくというような状況でございます。

【山田(博)委員】要は、例えば、壱岐とか対馬だったら、確かにバスで行くとか、遠いからですね。福岡から長崎に来るのもそうですけれども、バスにするのか、団体として何人に幾ら補助をするのか、そういったものは去年はなかったんでしょう。今から考えてきたんですね。じゃ、まずお尋ねします。以前はなかったのですか。平成28年度はそういった制度があったかないか、それだけお答えください。

【松本雇用労働政策課長】そういった制度はございません。

【山田(博)委員】だけれども、平成29年度からは、それを前向きに取り組んでいこうと。離島の方々がこういった企業説明会とかに来る時に、極力負担がかからないように、そういったものをしっかりとサポートしていくということで間違いありませんか。松本和也雇用労働政策課長、大切な今日の発言ですよ。前向きにしていきたいと思います。

【松本雇用労働政策課長】 今、制度設計をどういうふうに考えているかというところがございました。最初にご答弁申し上げましたように、基本的には、本土地域は本土地域の中での県内どこに就職していくかということ、それから離島におきましても、島内にいかに残っていただくかといったところの中で、去年から、五島でも、対馬、壱岐でもそれぞれ企業説明会とかもやっておりますけれども、そういった中で、そんな企業があったのかという声も出ているということも聞いております。そういった中で実際に企業見学会というのもやっていこうと考えておりますので、今言われたご意見も踏まえながら詰めていきたいと思っております。

【山田(博)委員】 詰めていくというか、例えば、島内に残ってもらう体制が大切です。しかし、島外に行く人も希望があって、今、ご存じのように、ミスマッチというのがあるわけだから。ミスマッチを解消するには、島外ですると、要するに、長崎県内で全部カバーしていこうという方針もあるわけでしょう。雇用労働政策課長、離島の子どもたちを少なくとも長崎県に全部引き止めようという考えがあるわけでしょう。これは離島の子どもたちは全部離島に就職すればいいんじゃないかという考えじゃないのでしょうか。全部県内にとどまってもらうというのが最終的な目的でしょう。だから、長崎で合同説明会をする時に、離島の子どもたちが行きたいとか、学校を通じて行きたいとか、案内する時には、簡単に言うと、旅費とかの支援を考えているのでしょうか。去年はなかったけれども、今年は考えているということで理解していいかどうかというのをお聞きしているわけです。いかがですか。

【松本雇用労働政策課長】 今までなかった制度

を平成29年度、新たにやっていくという形で、そこもこれまでですと、3年生の段階で企業面談会とかをやっておりましたけれども、まず企業の説明会をしていくと。その第一歩を進めていくわけですので、そういった意味では、それぞれの地域でできるところからまずやっていく、その結果を見ながら、そこについてはどんどん進めていく。委員がおっしゃったように、当然、離島の方々も本土にも来ていただいて、県外に出るのではなくて、とどめるということも考えていかなければいけないと思っておりますけれども、まずはそれぞれの地域地域も踏まえたところを知っていただくというところでの制度設計を考えていったということでございます。

【山田(博)委員】 雇用労働政策課長、その離島に押しつけるという考えはどうなっているのですか。離島は離島でいいけれども、佐世保とか長崎の説明会に行きたいという時に、支援的な制度を平成29年度予算で考えているか考えていないかと、それだけ答えていただきたいわけです。今の雇用労働政策課長は、最初、考えましかと、何か後退したような考えですね。

【松本雇用労働政策課長】 発言自体は変わっていないつもりなんですけれども、基本的に、どういう考え方で進めていくかという中で、まずは今何が原因で島内から島外に出るか、あるいは県内から県外に出るか、そういった中で何をしなければいけないかというところで考えて、2年生の段階で説明会をするということを考えています。そうすると、例えば、自分が事務職だと思っていた方が、製造業にも事務職があったり、いろんなことがあります。そういったことも含めて、まずはそれぞれの生徒さんたちが県内にいろんな企業があるということを知っていただくという初めの一步として平成29年度

は考えているというところが現状で、中身については、学校側の考え方いろいろございますので、教育委員会の考え方ともすり合わせをしながら、これから決めていかなければいけないと思っております。予算としては、こういった形で組み立てをしていくという状況でございます。

【山田(博)委員】 雇用労働政策課長、この事業は何年から始めて、何年目になるのですか。

【松本雇用労働政策課長】 この企業説明会というのは平成29年度が初めての事業でございます。

【山田(博)委員】 企業説明会というのは今年が初めてやるわけですか。これは今までやっていなかったわけですか。合同企業説明会と、よくテレビとか新聞でやっていますけれども、これは初めてやるわけですか。面談会はそうだけれども、合同企業説明会というのは去年もやっていました。これは本当に初めてやるのですか。それをお答えください。

【松本雇用労働政策課長】 県としてやるのはもちろん初めてですし、先ほどもご説明したと思っておりますけれども、今まで、企業面談会というのはやりました。そこでは採用を前提に生徒さんが来て、面接をしていくような形です。それが高校生の場合は9月17日以降になってくるので、その後、10月ぐらいに企業面談会をやっておりました。そうすると、大体高校生の方々が高校3年生の夏休みに、基本的に3者面談という形で、自分の行き先を決めてしまうというところがあるものですから、その前に、我々としても事前に、県内にこんな企業があるということを説明会という形でやってみようというのが今回提案したものでございます。

【山田(博)委員】 これは初めてやったとして、

そうしたら今の趣旨では、県内、離島にどれだけ会社があるかというのをわかってもらうために大変いい事業ということであれば、これは雇用労働政策課長も産業政策課長もご存じだと思うんですけども、ミスマッチというのは認めますよね。ミスマッチを島内でクリアできないから県外に行っている人もいますわけです。それを長崎県内で全部カバーしてしまおうということであれば、離島からも来たいという人がいれば、何らかの交通費などの支援をしていただきたいという考えがあるわけです。それは教育委員会と話しながら、今後、平成29年度の予算内でどれだけできるかというのを踏まえてやっていただきたいということなんです。それを踏まえて頑張っていたきたいと思うんですよ。いかがですか。

【松本雇用労働政策課長】 そのあたりは学校側とも話をしながら検討してまいりたいと思います。

【山田(博)委員】 私も地域を回っていたら、子どもたちの就職に対する考え方と、医師とか看護師、保育士、介護士も足りないわけです。やっぱりミスマッチとか、建設業に勤務したいとって、事務職も要るんだけれども、なかなか希望者が来ないという現実もありますから、ぜひそういったものを踏まえて頑張っていたきたいと思います。

最後の質問になると思うんですけども、海洋・環境産業創造課にお尋ねしたいと思うんですけども、これは私の地元で、海域の洋上風力とかしていただいておりますけれども、今、海洋エネルギー関連産業ということでやっておりますけれども、これは海洋・環境産業創造課として、最終的にどういうふうな目標を立てられているのか。この前、県議会での質問でも、こ

の波及効果というのがありましたけれども、経済波及効果はさることながら、それを持っていくまでのプロセスというのは、最終の目標年度というのは、今どういうふうに考えているのか。ちまたによると、五島沖に洋上風力で10基を建てるとかいう話がありましたけれども、それはいつ頃を目指して関係機関と話しているのか、それを踏まえてお尋ねしたいと思います。これは海洋エネルギー関連産業集積促進事業費の中で質問しているわけですので、よろしくお願いします。

【森田海洋・環境産業創造課長】 海洋エネルギー関連産業集積促進事業が目指す目標のご質問でございますけれども、まず長崎県で取り組んでおりますのは、海洋再生可能エネルギー実証フィールドの構築ということで、海洋エネルギーについては、まだ開発要素も非常に大きいということで、こういったものの技術確立をしていく、そこについて、そういったフィールドを用意して、長崎がその開発の拠点になるというようなことを目指していくということでございます。

チャレンジ2020での目標につきましては、平成32年までに、こういった実証プロジェクトを6件起こしていくということを数値目標として掲げながら取り組んでいるところでございます。

一方、まだ技術開発といいながらも、長崎が全国に先駆けてその実証地になった浮体式洋上風力発電につきましては、昨年度までで実証を無事完了し、今、事業化というふうな段階に入っております。ただ、事業化になりますと、これは民間の発電事業ということになりますので、県のほうで、いつまでに何ということではありませんし、また環境アセスメントも丁寧にやりながらのことですので、そのスケジュール等

について目標を持っているわけではございませんけれども、大きな取組方としては、再生可能エネルギー導入促進ビジョンというものを策定いたしております。全国の中で、再生可能エネルギーの目標に海洋エネルギーを入れているところというのはなかなかないだろうと考えておりますけれども、長崎においては、2030年に洋上風力については200メガ、潮流発電については36メガというようなことで、具体の計画がこれらがあるということではなしに、2030年に向かっては、これぐらいのところの数字を掲げてみるということでやっているところでございます。

こういったものが出てきますと、一定の経済効果は出てくるという思いの中で取り組んでおりますが、マーケットとして、これぐらい見える、また計画がこうであるというところまではまだないということでございます。

【山田(博)委員】 それでは、洋上風力発電を活用した漁場造成手法の検討ということで、水産部漁政課と話しておりますけれども、これは確認ですけれども、県当局としては、こういった漁場造成というのは、あくまでも県がやるのか、事業者がやるのかというのは、どういうふうに判断しているのかというのを説明資料の中の海洋エネルギーの商用化を見据えた取組の中の1,900万円の予算の中で関連してお尋ねしたいと思うんですが、お答えいただけますか。

【森田海洋・環境産業創造課長】 海洋エネルギー産業づくりの取組の中で、水産部と連携をいたしまして、漁業との協調ということにも取り組んでおります。個々の発電事業に対応してこういったことをやるということではなく、洋上風力発電などは、長崎の場合は浮体式が実証されましたけれども、そこに魚が集まるという

ことはどうも確からしくあるということで、そういった効果と連携をして、水産振興事業、そういった手法が編み出せるのではないかとということで、これは水産部のほうが取組を開始しているところでございまして、洋上風力が広く広まった時に、効果的な水産資源を育成する、漁場をつくるというようなことができないかということに今年度から取り組んでいるところでございます。

【山田(博)委員】 これは海洋・環境産業創造課長にお尋ねしますけれども、洋上風力に魚が集まってくるということでありましたけれども、そうすると、魚が集まってくるから大変資源にも効果があるとおっしゃいましたけれども、聞くところによりますと、洋上風力は、あくまでも周辺は漁業の規制がされるようになっておりますよね。そうすると、優良な漁場が失われて、漁業者の所得の損失にもつながるということですが、活用できないんじゃないかと思うんですよ。その対策はどっちがするか、県がやるのか、事業者がやるかというのを改めて確認したいと思えます。

【森田海洋・環境産業創造課長】 洋上風力発電については、海を使うということで、海を利用する際には、これは所管が土木部になりますけれども、海域を占用するということになります。ただ、そこについては、これは事業者が事業としてやる場合は、そういう事業について、海の利用について調整をした上で起こってくる事業であると思っておりますので、個々の発電事業においては、その発電事業をするために、いろんな地元の調整をされる、それをした上で事業が起こってくるということでございますので、先ほど申し上げました県のほうで行います漁業

振興策というのは、洋上風力発電などは、これからいろんな形でそういった利用調整を経た上で行われると。行われた上で、そういったものが出てきた場合には、効果的な漁業振興、漁業協調策があるんじゃないかというような考え方でございます。

【山田(博)委員】 海洋・環境産業創造課長、私の言っている言葉がわかりませんか。そんな遠回しで言ったら困りますよ。じゃ、2つお答えください。洋上風力の発電をする時に、周囲が半径40メートルの区域では漁業の操業を制限したいという予定をしているのかしていないか。それをした場合には、その損失はどちらが対応するのかしないのか、それをお答えください。簡単明瞭にお答えください。お願いします。

【森田海洋・環境産業創造課長】 個々の事業の実施において影響ということの対応については、その発電を行う事業者自らが対応していくべきものと考えております。

【山田(博)委員】 海洋・環境産業創造課長、私が言っているのは、まずは洋上風力を建てました。その周囲の半径40メートルは漁業の制限はあるのかなのか、まずそれをお答えください。それで、制限があった場合には、その対応は県がするのか、事業者がするのかどうか、それをお答えください。

【森田海洋・環境産業創造課長】 発電事業になりますと、その発電事業を行う場合に、こういう広さについては、こういうふうな操業の自粛をお願いしますというような個々の計画としては出てこようかと思えます。そこについては事業者が対応するものと考えております。

【宅島分科会長】 休憩します。

— 午後 2時35分 休憩 —

— 午後 2時41分 再開 —

【宅島分科会長】 分科会を再開いたします。

【森田海洋・環境産業創造課長】 委員がおっしゃっていただきましたように、今、五島で行われている事業につきましては、事業者のほうで半径40メートルについて操業の自粛をお願いするというふうな計画だと聞いております。それらのことへの対応については、事業者のほうで対応すべき内容だと考えております。

【山田(博)委員】 そういった方針であればね。地元の漁業者の方とか関係者は、県とか市がやっていただけるんだというふうに誤解しているわけです。そういうふうな誤解があって、私も大変プレッシャーいただいているわけです。しかし、私は、洋上風力発電事業は、五島のみならず県内に大きな経済波及効果をもたらすということで応援している立場の1人であるんですけれども、しかし、すばらしい良好な漁場が失われる中で、漁業者のための振興策がどのように図られるかということで、曖昧なことがあったから、あえてお聞きしているわけです。海洋・環境産業創造課長、今の方針は間違いございませんね。お答えください。

【森田海洋・環境産業創造課長】 先ほど申し上げたとおりでございます。自粛をするという範囲においての対応については、事業者が行うべきものというふうに考えております。

【山田(博)委員】 これは洋上風力もそうですけれども、ほかにも潮流発電がありますね。潮流発電も、今のような問題が発生した場合には、明らかにこれは同じような方針で間違いございませんね。それはどうなんですか。

【森田海洋・環境産業創造課長】 現在、潮流発電については、海洋エネルギーの実証フィール

ドというエリアを決めたところの中での実証事業となっております。この実証フィールドにつきましては、県内市町に手を挙げていただいて、手を挙げていただいたところの計画に従って県で練り上げて、国が公募した実証フィールドの募集に提案をしたということで、国から選定を受けたという形になっております。その際に、その実証フィールドについては、地元の漁業者様の同意を得て、そういった形に使うことについては、補償とか、そういったことではないことで合意をするというものがあるところについて選定を受けたという経緯でございます。開発中ということもありますので、そういった開発のための場所という位置付けになっております。

【山田(博)委員】 最後に、この予算に組まれているかどうかお尋ねしたいんですけれども、これは洋上風力とかは別として、例えば、県外とか県内の企業で、会社で開発しました、実証実験としてやってみたいといった時に、その成果を確認する時に、県の補助金とかは要らないけれども、いろんなアドバイスなりをいただきたいという場合の窓口なり、その予算とかが入っていますか。例えば、県外のいろんな機械とかの実証実験を長崎県でやってみたいとかいう時の窓口なり、予算というのが平成29年度予算に含まれているのだったら、ご説明していただきたいと思うんです。ずっと予算を見たんですけれども、そういったものが見当たらなかったものですから。去年、9月にそういった予算も本会議でも質問したことがあったんですけれども、それをお答えいただけますか。

【宅島分科会長】 休憩します。

— 午後 2時46分 休憩 —

— 午後 2時47分 再開 —

【宅島分科会長】 分科会を再開いたします。

【貞方企業振興課長】 一般的な成果の検証も含めて、ご相談いただく窓口としては、製造業であれば工業技術センター、窯業技術センター、そういったところが可能性として考えられますけれども、県が設置する機関でございますので、基本的には県内企業に限定されるものであって、なかなかそこはお受けしにくいのかなと。その場合には、例えば、その企業の所在する都道府県の同じような公的な研究施設でありますとか、九州管内であれば、産業総合技術研究所が鳥栖にございますので、そういったところを紹介するなど、そういった対応が考えられるものと考えております。

【山田(博)委員】 その時に、そういった予算がないということでありましたので、その時にはまたいろいろとご相談したいと思いますので、よろしくお願いします。どうもありがとうございます。

【松島委員】 去年の一般質問で古川産業労働部長に、県民所得向上対策の一環で、特に、製麺業、そうめん業の所得向上対策についてお尋ねして、答弁では、出荷額、現状が大体63億円、ピーク時が平成22年の74億円ぐらいで、その厳しい現状を踏まえて、いろいろ国内PRとか答弁いただきましたが、最近、産業労働部として一番スポットが当たるのは海外展開だろうかと思えます。皆さんの言葉で言うのであれば、認知度向上と販路拡大で、今当初予算に、産地ブランド確立推進事業費として約1,000万円ほどその予算が計上されております。例年並みというか、同規模だと思うのですが、これは平成26年度からですか。その確認から入ります。

【櫻井食品産業・産地振興室長】 事業の開始は

平成26年度からでございます。

【松島委員】 平成26年度から、予算額の推移はどうなっているのですか。

【宅島分科会長】 そこは後で松島委員のほうに。

【松島委員】 予算額を聞いて、今出ないということなので後で構いませんが、要は、この事業をしっかりと見ていっています。しっかり予算をつけてほしいと思っています。

成果とすれば、これも皆さん方の言う言葉、これはそうめんだけじゃないですけども、パリ市内の2つの高級百貨店で常設販売が始まったと。ミラノやパリなどの飲食店では17店舗、正式メニューとして採用。成果とすれば、この2つになりますか。漏れ、間違いがあったらご答弁ください。

【櫻井食品産業・産地振興室長】 この事業で取り組んだ主な成果としては、今ご指摘の2点だと思っております。

【松島委員】 高級百貨店2カ所、常設販売はうれしいですよ。これはどうなんですか、売れているのですか。

【櫻井食品産業・産地振興室長】 その高級百貨店、17店舗も含めまして、今までに、ボリュームでいくと、こちらから出しているものが1,400キログラムぐらいございます。

【松島委員】 今言われたトータルの数字、それもありがたいですけども、販売が決まりました、どのくらい売れているのかとか、皆さん、どこまで追いかけているのか。私は新聞情報しかわからなくて、これは長崎新聞ですけども、パリ市内のレストランで島原そうめんがホタテきのこを混ぜ合わせ、クリーム味にしかけたメイン料理として出ていると。日本でイメージするそうめんとは全く違うようなメニューとして出ているみたいなのですが、これ

はこれで瞬間的にならないこと、どんどん、どんどん拡大していただきたいんです。食品産業・産地振興室長、県がどこまで追いかけるのか、どこまで皆さんの成果を考えられているのか。今ご答弁いただいた総量ぐらいですか。販売額とかそういったことは難しいですか。

【櫻井食品産業・産地振興室長】こちらからパリなり、ミラノのお店に行くまでの間に、まず製麺業者さんが日本国内の例えば神戸なり東京の港まで送って、そこで輸出業者に売って、その輸出業者がフランスなりイタリアに持って行って、そこから各お店に流れるという形になっておりまして、我々がつかめるのは、製麺業者さんが国内の輸出業者に渡すところまでのボリュームもしくは金額しか押さえ切れないのです。それが例えば、パリ市内の今おっしゃったお店でどれだけ売れているのかとか、デパートでどれだけ売れたのかという個々の実際の出口の部分の金額なり量というのは、なかなか押さえ切れない状況でございます。

【松島委員】 そうしたら、メニューにしろ、販売にしろ、取扱い店舗がどんどん広がっているじゃないですか。県とすれば、その拡大、店舗のメニューにしろ、販売にしろ、数を増やしていくことを目標と捉えていいですか。

【櫻井食品産業・産地振興室長】私が考えているのは、フランスもしくはヨーロッパというのは非常に食の情報発信力が強いということがございまして、そこで認知度を高めて評判になる、それを日本国内に情報発信することで、日本国内でのそうめんなり、うどんの量、単価とかを上げていきたいというのが目標でございます。

【松島委員】それは本当に強く期待するんです。目下、この当初予算に海外展開を投入するので、その際の皆さんなりの目標というのはあっては

しいと思って問うているんです。これはそうめんに限らず農産物でも、単純に、やりました、よかった、で終わらないでくださいと私はよく言っておったんです。その延長にあるものなんです。この1,000万円ほどの予算で常設販売をさらに増やす、メニューをさらに増やすと、これはどうなんですか。

【櫻井食品産業・産地振興室長】平成29年度の事業になってくるかと思えますけれども、平成29年度に当たりましては、今までやってきたヨーロッパでの店舗数の拡大に向けた営業活動もやっていきたいと思っておりますけれども、それに加えて、そういった成果というものを国内で情報発信して、新たにそういった取組をやっていききたいと考えているところでございます。

【松島委員】今、新たに成果と言われたのは、どういうことですか。もうちょっと詳しくお願いします。

【櫻井食品産業・産地振興室長】目標が、国内での単価なり、量の拡大というところでございますので、今までフランスなりイタリアに行って、そこで営業活動して、取扱い店舗を増やしたりということに注力してまいりましたけれども、今後は、フランスの高級デパートで常設で売られている、もしくはフランスのこういった店、イタリアのこういった店で扱われているとか、そういった評判を日本国内でも情報発信をしていきたいと、そういった取組を新たにやっていきたいということでございます。

【松島委員】ご答弁いただけるのはそこまでのかなと思いますが、産業労働部長、私は、食品産業・産地振興室長が本当に汗流していただいているのをよく見ている1人だと思うのですが、そうめんについては、より厳しく成果を見

ていきたいと思っています。というのは、今、本当に厳しいです。どの業界も厳しいんだと思うんですけども、なかなかいい話がない中で、強いて挙げるなら、この海外展開が少し広がっているというのが小さいいいニュースであるんです。だから、ここから育んでいただきたいと思うので、食品産業・産地振興室長に、厳しくこれからも見ていきたいと思っているんです。

同時に、産業労働部長、せんだって工業技術センターのほうから10名ほど専門員の方々に来ていただいて、すぐに対応していただいて本当にありがとうございました。これも地元の方々の方々は喜んでいました。

産業労働部長もお忙しいと思います。ただ、現場を極力見ていただきたいと。もっと現場の厳しさを肌で感じなければいけないと私も思っております。産業労働部長も、ぜひともその厳しさを肌で感じていただいて、今もそうでしょうけれども、来年度の事業にもしっかりとつながってほしいと思っています。

【古川産業労働部長】先ほど食品産業・産地振興室長は申し上げましたけれども、この事業の趣旨、海外展開をやっているのは、ブランド力といいますか、認知度を上げて、国内にその部分をしっかりと還元していくことだというふうに思っています。パリの二大百貨店、そもそもボン・マルシェは世界で最初の百貨店なんです。その位置付けというのは全然違うんです。そういう中での常設というところにいっているというふうなことでございまして、そういうところをしっかりと国内にも訴えていく必要があると思っています。

もう一つは、揖保乃糸とかとの価格差とかあるのですが、そこはやっぱり皆さんの集まり、団体が一つになって、しっかりその部分をや

らないと、なかなかその辺も攻めるにしても力とならないというふうな問題もあると思っています。その辺のこともしっかり含めながら、長崎島原手延べそうめんというのは生産量2位の位置を占めておりますから、その振興をしっかりと図っていききたいと思っております。

【渡辺委員】1点だけ確認させてください。燃料電池船建造プロジェクト事業費です。今年度は7,631万7,000円の予算がついて、2月補正で7,083万円の減額補正して、平成29年度はたったの1,506万2,000円しか予算を組んでいませんよね。燃料電池船に対する県の方針というんですか、姿勢はどうなんですか。

【森田海洋・環境産業創造課長】燃料電池船建造プロジェクトでございますけれども、今年度につきましては、国のプロジェクトにトライをして、それで国に採択になった場合に、先ほどちょっと答弁申し上げましたが、水素供給装置なども整備してということでございましたが、プロジェクトが採択になっていないということでございます。

今後ということではありますが、国のプロジェクトに提案した際に、燃料電池船等、技術的な課題についての検討事項が多々あるということで、この検討には地元中小造船や東京工業大学、あと国の研究機関とも連携をとりながらの研究会ができておりますが、そこで今年度の取組、もしくは国が不採択だった理由等も再度検討して、前に進めていく方向で鋭意議論が進んでいるところですけども、来年度にまた水素供給装置を整備していくというような検討会の希望方向にはなっておりませんので、その分が計上になっていないというところが金額的な差としては大きいわけですけども、ただ、決して取組自身が縮小しているということではなくて、採

択を得るためには、中央の船用関係のメーカーとも組んで取り組む必要があるというようなことなども県のほうも支援をして、企業連携グループをさらに広げて、来年度もいい提案をやっていくと、そういう方向で取り組んでおります。

【渡辺委員】 確認したいのですが、要するに、今年度の7,631万7,000円の予算は、国のプロジェクトとして採用されたから、これだけ予算がついたのですか。

【森田海洋・環境産業創造課長】 国に採択になった場合に執行する予算として計上していたものでございます。

【渡辺委員】 その結果、研究開発がうまくいかなかったから、今回2月補正で7,083万円の減額をしたわけですか。これは要するに、国のプロジェクトに採用されたら、繰越明許でそのまま引き継いで研究開発はできなかったのですか。

【森田海洋・環境産業創造課長】 国のプロジェクトに採用された場合は、執行できる予定の予算として計上しておりますけれども、国のプロジェクトでの採択になっておりませんので、予算を減額補正させていただいたということでございます。

【渡辺委員】 確認したいのですが、国のプロジェクトに採択されなかったのですか。されなかったから、これだけ下げたわけですか。そうしたら、今年の1,506万2,000円は、県の単独予算になるわけですか。県の一般財源になるわけですか。

【森田海洋・環境産業創造課長】 地方創生の交付金の対象になり得るということで、そこにも織り込んでやっております。対象になれば、2分の1の交付金の財源手当がございまして、そういう予算になっております。

【渡辺委員】 これは要望しておきますけれども、国の政策としてプロジェクトになるように積極的に働きかけていただいて、国からの予算をがっばり持ってきていただくように、先端の技術を設けていただきますように、よろしくお願いしたいと思います。

【宅島分科会長】 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島分科会長】 ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分、第7号議案、第47号議案のうち関係部分、及び第53号議案は、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、各予算議案は、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以上で、分科会による審査を終了いたします。暫時休憩をいたします。

— 午後 3時 6分 休憩 —

— 午後 3時 6分 再開 —

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

ただいまから10分休憩の後、3時15分から委員会を再開いたします。

— 午後 3時 7分 休憩 —

— 午後 3時15分 再開 —

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、産業労働部長より総括説明をお願いいたします。

【古川産業労働部長】 産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

資料といたしましては、農水経済委員会関係議案説明資料と、その追加1、追加2がございます。

まず、農水経済委員会関係議案説明資料、産業労働部の1ページをご覧ください。

第33号議案「長崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例を廃止する条例」、第34号議案「長崎県工業技術センター条例の一部を改正する条例」、第35号議案「長崎県窯業技術センター条例の一部を改正する条例」、第36号議案「長崎県勤労福祉会館条例及び長崎県技能会館条例の一部を改正する条例」、第37号議案「長崎県職業能力開発関係手数料条例の一部を改正する条例」であります。

第33号議案「長崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例を廃止する条例」については、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金の交付を受けて実施した緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の終了に伴い、長崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例を廃止しようとするものであります。

第34号議案「長崎県工業技術センター条例の一部を改正する条例」については、関係経費の増減に伴い、手数料等について所要の改正をしようとするものであります。

第35号議案「長崎県窯業技術センター条例の一部を改正する条例」については、関係経費の

増減に伴い、手数料について所要の改定をしようとするものであります。

第36号議案「長崎県勤労福祉会館条例及び長崎県技能会館条例の一部を改正する条例」については、指定管理者の指定基準の見直し等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第37号議案「長崎県職業能力開発関係手数料条例の一部を改正する条例」については、若者が技能検定を受検しやすい環境を整備するための国による受検手数料減免措置の実施に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、産業労働部関係の議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

本日はご報告いたしますのは、経済・雇用の動向について、企業支援体制の強化による中小企業の支援について、地場企業の支援について、食料品製造業の振興について、研究事業評価に関する意見書について、ナガサキ・グリーンイノベーション戦略について、サービス産業の振興について、伝統的工芸品の振興について、ベンチャー支援外部専門家委員会からの提言について、企業誘致の推進について、産業人材の育成について、雇用対策についてで、内容につきましては記載のとおりであります。

そのうち、新たな動きなどについてご紹介をいたします。

3ページをご覧ください。

（企業支援体制の強化による中小企業の支援について）

本県中小企業の振興を図るため、平成29年度から県と商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、産業振興財団等の支援機関が有する知識やノウハウ、支援施策等についてお互いに情報を共有し、連携を強化して企業支援を進めてまいります。

具体的には、各企業のニーズに対応するため支援内容の見える化など、相談体制を強化するとともに、目標の共有化を図り、一丸となって企業の支援を推進してまいりたいと考えております。

また、食品製造業等、小規模事業者においては、中小企業団体中央会を中心に、商工会、商工会議所、金融機関等からなる推進チームを組織し、事業の協同化並びに協業化を推進し、規模拡大による生産性の向上を図ってまいります。

さらに、民間調査会社を活用して、事業後継者不在の企業をリストアップし、当該企業に対しアンケート調査等を実施したうえで、雇用数が大きく地域経済に与える影響が強いなどの優先度の高い企業を中心に、商工会・商工会議所の経営指導員による巡回訪問や事業引継ぎ支援センターとの連携、さらには新たな制度資金の創設・活用などを通して、事業承継を積極的に推進してまいります。

（地場企業の支援について）

県外需要の獲得と県内企業間の取引拡大を目指し、地域経済を牽引する中堅企業支援を核とした事業を推進しておりますが、平成27年度までに30社、平成28年度も新たに5社を助成対象として認定し、技術開発や販路拡大等の事業活動を支援しているところであります。認定企業においては、半導体製造装置の関連機器や船舶用の防音扉などで県外・国外からの受注につながるなど、支援の成果が着実に現れております。

平成29年度からは、これまでの専門家による技術高度化の支援や補助金による支援に加え、地場企業支援の第三の施策として、中小企業の生産性向上や意識改革を図るため、県において新たに中小企業診断士を配置し、昨年7月に施行された中小企業等経営強化法に基づく「経営

革新計画」や「経営力向上計画」の策定について、商工会・商工会議所等の支援機関と連携して支援することとしております。

本事業により、設備投資の意欲喚起など攻めの経営に向け、経営者の意識改革を図るとともに、国のものづくり補助金などの外部資金獲得を促進することで、中堅企業の厚みの拡大と県民所得の向上につなげてまいります。

続きまして、追加2の1ページをご覧ください。（ベンチャー支援外部専門家委員会からの提言について）

平成28年11月定例会の当委員会において、平成15年度から19年度にかけて長崎県産業振興財団が「大学等発ベンチャー創出事業」及び「元気ベンチャー創出事業」を通じてベンチャー企業に対して行った投資について、同財団が設置したベンチャー支援外部専門家委員会が株式の売却等について検討を進めていること、及びその検討状況について報告を行ったところですが、去る2月24日、同専門家委員会から検討結果を取りまとめた提言書の提出を受けました。

提言においては、支援先8社の株式の売却価格について、投資先の財務状況に応じ、債務超過となっている5社の株式は備忘価額での売却もやむを得ないが、債務超過でない3社の株式は出資額や純資産に基づく株価など複数の方式を総合的に考慮し当事者間で協議のうえ慎重に決定すべき、とされるとともに、その売却時期については、投資先の経営に支障が出ないよう十分に配慮すべきものとされております。

このほか、今後の県や財団によるベンチャー企業支援のあり方に関し、民間からの投資も含めた資金調達や内部統制の厳格な運営、企業の組織化など企業の発達段階に応じた多面的な支援等について提言をいただいたところであり、

県及び財団といたしましては、本提言の趣旨を踏まえ、適時適切に株式の売却を進めるとともに、ベンチャー企業の発達段階に応じ必要となる支援を含め、地域経済の活性化に向け更なる創業・起業支援施策の推進に取り組んでまいります。

その他の事項につきましては、記載のとおりであります。

また、「長崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例を廃止する条例」、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料に関する補足説明資料を配付させていただいております。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【宅島委員長】 ありがとうございます。

次に、産業政策課企画監より補足説明をお願いいたします。

【吉村産業政策課企画監】 それでは、第33号議案「長崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例を廃止する条例（案）」についてご説明をいたします。

資料は、お手元に配付をさせていただいております「平成29年2月定例県議会農水経済委員会補足説明資料（産業労働部）」でございます。昨日、差し替えを配付させていただいております。表紙の右肩に「差し替え」と書いているものでご説明をさせていただきたいと思っております。

この「長崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例を廃止する条例（案）」でございますが、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用して、平成21年度から実施した緊急雇用創出事業臨時特例基金事業が平成27年度をもって終了

し、その清算事務についても今年度末までに完了することから、長崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金を廃止するため、同基金条例を廃止しようとするものでございます。

緊急雇用創出事業臨時特例基金事業は、当時、雇用・失業情勢が厳しい状況にあった中、離職を余儀なくされた失業者に対して、一時的な雇用と就業の機会を創出・提供する事業などを実施し、対象者の生活の安定を図ることを目的として創設された事業でございまして、4の表に書いておりますけれども、本県では、平成21年度から平成27年度までの7年間で、緊急雇用事業、重点分野雇用創造事業、震災等緊急雇用対応事業、起業支援型地域雇用創造事業、地域人づくり事業を実施してまいりました。事業費の実績、総額でございますが、約180億円で、延べで1万7,000人以上の雇用の創出拡大につながってまいりましたけれども、雇用情勢等の変化を踏まえ、平成27年度までで終了とされたものでございます。

以上で、「長崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例を廃止する条例（案）」の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【宅島委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 まず、第33号議案、長崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例を廃止することにしておりますね。先ほど産業政策課企画監が説明しているんですけども、179億9,400万円がこの基金の事業実績とありまして、雇用も相当な数になっているわけでございます

が、改めて、事業実績の総額と、雇用も合計で1万4,000人～1万5,000人ぐらいの緊急の雇用実績になるわけですね。お答えいただけますか。

【吉村産業政策課企画監】雇用創出拡大の延べ人数でございますけれども、1万7,534人でございます。

【山田(博)委員】 そうしたら、まずこの緊急雇用で179億円の投資をして、1万7,000人の雇用創出があったといえますけれども、これで経済波及効果はどれぐらいあって、現時点で、この1万7,000人の方はどれだけ今も継続して雇用されているか把握されていると思うんですが、お答えいただけますか。

【吉村産業政策課企画監】 申しわけございません、経済波及効果についての計算は行っておりません。

継続雇用の状況でございますけれども、この事業はもともと失業者に対して、次の就業までの短期の雇用の場を提供するということを目的としておりまして、基本、継続雇用を前提とした事業にはなっておりません。この中で、表の下から2つ目、④の起業支援型地域雇用創造事業は、正規雇用につなげることを想定した事業でございまして、事業終了時点で、正規雇用につながった対象の企業には一時金を支給するという形になっておりまして、その定着率の計算はできるようになっております。対象雇用創出総数に対する一時金の支給率でございますが、25.1%でございます。これは全国の中で5位、九州の中で3位ということで、定着率はかなり高かった事業だと考えております。

【山田(博)委員】 経済波及効果は別として、これは緊急雇用で短期間ですから、後はわからないのか、そのままほったらかしておったのか。緊急雇用のお金を180億円、これだけの投資を

して、その後、継続をされた方はどれだけいますかといったら、わかりませんでは、これはどうかと思いますよ。たとえ緊急であったとしても、それが継続されているかされていないかという確認をすぐやってください。私もこの時おったけれども、条例で、この使い道でどれだけ議論しましたか。それで、緊急ですから、短期間ですから、失業ですから、それで終わりですよとか、そんな言い方はないでしょう、というふうに聞こえたわけです。吉村産業政策課企画監、そうじゃないと思いますよ。それは調べてください。これは大切なことですよ。国のお金といえども、これは回り回れば私たちの税金なんですよ。県民の皆さん方の税金になるわけですよ。それが短期間で使って1万7,000人でしたよと。じゃ、どれだけ残っているんですかと。言われた時に、わかりませんと。こんな話あるものですか。いいですか、これは税金なんですよ。皆さんが一生懸命働いて納めた税金で、こういうふうに使ったわけだから、これは産業労働部長、委員会が終わるまでに、しっかりと調査してください。

【古川産業労働部長】 先ほど産業政策課企画監がご説明しましたように、これは離職を余儀なくされた失業者に対して一時的な就業の機会を創出、提供するための事業でございます。オール国費でした事業ですけれども、これは会計検査等も当然経ているわけですが、そのこのところの部分については、事業自体がそういうふうな目的でないものですから、そういうふうな確認はできていないということでございます。

【山田(博)委員】 産業労働部長、私もそれはわかっているんですよ。わかっているけれども、これをしたおかげで、どれだけの継続雇用になったかとか、創出になっているかというのを

調べることができないか。それは確かに緊急に必要な対策はわかるんです。それは私も知っているんですよ。しかし、それでどれが残ったかというふうに調べなかったのかと。だから、目的はそうかもしれません。長崎県はたくさんお金があるわけじゃないのだから、こういった基金を活かして、それがこれだけ残りました、よかったなという話ができないのかと言っているわけですよ。これは調べることはできないのですか。目的はわかっているんです。目的はわかるけれども、こういったことによって、どれだけの雇用が生まれましたということを調べることができるかできないかというのをお聞きしたいと思います。

【古川産業労働部長】 この事業、そういう一時的な人たちを雇うために、今ある事業に入れたわけではなくて、新たに事業をつくって、そこに雇用を生んだという事業なものですから、基本的に、事業のつくりとして、そういう事業になっていないというのをご理解いただきたいと思います。

【山田(博)委員】 だから、それはわかりますと。事業はわかるけれども、それをこういったことでやったけれども、雇用主が、やっぱり来てくれないか、とかとなって、雇用がずっと継続になりましたということを調べることができるかできないか、調べるのか調べないか、それをお答えいただきたいと言っているわけです。

【古川産業労働部長】 ここの実績も上げさせていただいておりますが、1万7,000人を超える就業者がいるわけです。この分を確認するというのは、それ相応の大変な作業になろうかというふうに思っております。

【山田(博)委員】 大変な作業だからできませんということなんですね。今、県民所得の向上と

か、雇用促進をする時に、予算決算委員会で中山議員がした時に、調べることは困難ですということでありましたね。大変なのはわかるんですよ。しかし、そうしたら、あなた方はどうやってバックデータとか、そういった調査をしているのですか。今回これを振り返って、今が1万7,000人だから調べることはできませんといったら、今後、そういった観点からぜひやっていただきたいと思うんです。

【古川産業労働部長】 この事業の目的が、そういう中での事業設定であれば、当然その部分は確認をする必要もあろうかと思います。求められている成果がそこになろうかと思うのですが、先ほども言いましたように、この事業をするために新たに臨時的な事業を生んでいるんです。ですから、その受けた事業者自体も、その事業はずっと続いているわけではない、そういう事業が主になるわけですから、ずっと雇い上げる事業がそこにはないということになると考えております。

【山田(博)委員】 それはわかるんです。わかるけれども、私が言っているのは、長崎県はお金がない、財政的基盤が脆弱なところだから、例えば、こういった基金が来て、これをどういうふうにプラスにいかうかという発想の上に、これから持っていかなければいけないんじゃないかと私は言っているわけです。これは事業の目的がそうだから、それで終わりですよとか、数えるのは大変ですよとか、それだったら、今後はもうちょっとそういった基金を、その目的じゃなくて、プラスアルファでその使い方を考えなければいけないんじゃないかと私は言っているわけです。逆に、そうしたら、あなた方は、国からこうしなさいと言われました、じゃ、そのとおりするのですかと、それにプラスアル

ファをを考えてやっていかないのかというのを聞きたいんです。これは緊急だから、これに使えません、確かにそうです。それ以外に、長崎県として、部として、考え方をちょっと変えて、それをプラス方向に持っていこうというあれはないのかどうかということを私は今言っているわけです。産業労働部長としては、基金がその目的だから。確かに基金の目的は大切なんですよ。それプラスアルファして、別の角度から長崎県の雇用なりが増えるような考えを持ってやるべきじゃないかと私は言っているわけです。別に1万7,000人が確かに増えたから、今から調べるのは困難だからご理解いただきたいと、それはわかりますよ。しかし、その目的がそうなのだから、そんなことはしなくてもいいという考え方はどうかと私は言っているわけです。産業労働部長、今、1万7,000人を調べるというのは確かに大変でしょうけれども、これからは、そういった考えを持って頑張っていたきたいということをお話しさせていただきます。

【古川産業労働部長】 正規であるとか、常勤の雇用とかというのは非常に大事なことでございますので、これからの事業とかにつきましては、そういう観点を非常に重視して事業をつくり上げてやっていきたいと思っております。

【山田(博)委員】 特に産業労働部というのは新しい考え、新しい発想でやっていかなければいけない部署だと思いますので、ぜひ頑張っていたきたいと思っております。

続きまして、第36号議案の長崎県勤労福祉会館条例の改正内容の中に、指定管理者の基準に「県内に主たる事務所を有すること」という規定を削除するとありますけれども、これは幅広い参入の機会を確保し、競争性を高めるということでもありますけれども、じゃ、今は競争性を

高めていないのですか。「幅広い参入の機会を確保し、競争性を高める」と、今、それはなっていないのですか。逆に、なぜこういうふうになっていないのか、ご説明いただきたいと思います。

【松本雇用労働政策課長】 今回、議案を上げさせていただきましたのは、実は、平成27年度に、県全体の指定管理施設に対しまして、包括外部監査がございました。そういった中で、勤労福祉会館につきましては、平成23年度、平成26年度、過去2回続けて1者しか入札がなかったと、そういった状況がございました。そういった中で、監査の意見の中で、「県内に主たる事務所を有する」という条件を付すというのは、県内の産業の振興という観点からすれば一定の理由があるようにも思えるけれども、そもそも指定管理制度の導入の目的というのは何かというと、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図っていくと、そういった形でかかる目的を達成するために、指定管理者の応募資格を県内に限定する必要性は存在しないというふうな意見をいただきました。我々も、今、委員がおっしゃったとおり、3年ごとに指定管理者を選定している段階では、よりよく住民サービスが上がるような形で、例えば、勤労福祉会館であれば、住民の方が会議室をより借りやすいような形でどういったことをしていただけるかとか、そういったものを含めながら進めてきておったんですけれども、過去2回続けて1者しか応募がなかったということもございまして、そういった指摘を受けました。

そういったところで見直した時に、まず参入自体は広く門戸を開いた上で、そういった意味での競争性を確保しながら、ただ一方で、管理の事業の遂行、そういったものをしていく上で

の適格性、そういった意味では、例えば、県内に事務所があったほうが、より緊急時にも対応ができるのではないかと、そういったものは応募された後の評価の段階で、技術評価という段階で審査に加えることで、より具体的なサービスあるいは競争性が確保できた上でできるのではないかと、今回このような提案をさせていただいております。

【山田(博)委員】 私は2つ問題があると思うんです。1つは、この条例を変えとなると、委員長、私は、県内企業優先ということで、「県内に主たる事務所を有する」ということで、県議会で議決した記憶があるんです。これを改正して認めるとなると、県議会の議決というのは大きな問題になってくるわけです。これはほかのものとも全部かかわってくるわけですよ。私は議会事務局にお願いして、委員長、入札に関することは、「県内に主たる事務所」、要するに、私の記憶によると、決議をたしか宮内議長時代に議決した経緯があるわけです。だから、これは「はい、そうですか」と簡単には認められないような改正条例なんです。慎重に議論しなければいけないところなんです。

もう一つは、先ほど、入札に参加する会社が少なかったと。1者とありますけれども、その1者しかしなかった責任がこの条例にあるということなのかということを言いたいわけです。じゃないんじゃないかと。入札の公告はどのようにしていたのかと。参加できなかったのは、これだけが問題なのかとなるわけです。包括外部監査で指摘されたというのはわかるんです。しかしながら、雇用労働政策課長、私が思うのは、1者しか参加できなかったのは、この条例の第5条の要綱にこれがあるからということで、それだけで一言で済まされるのかと言いたいわけ

です。周知徹底をされていないんじゃないか、PRもしていなかったんじゃないかと。それが包括外部監査で指摘されたから、これもあるかもしれないけれども、要は、包括外部監査が言っているのは、幅広い機会を確保して競争性を高めるというのに、参加者が1者しかいなかった、それはこの条例のせいですよというふうに結論づけられるというのもいかなものかと言っているわけです。

委員長、たしか宮内委員が県議会議長の時に、そういった議決をした記憶があるので、議決した資料に基づいて、特に、この議案というのは慎重審議をしなければいけないから、県議会が議決した分と整合性を合わせなければいけないわけだから、しっかりとやらなければいけないわけですので、そこは特に、宅島委員長の時に議会の議決と違うことをしたとなったら大変なことになるから、そこは慎重審議をしなければいけないから、まずはその議決の資料を入手して、改めて議論していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【宅島委員長】 暫時休憩いたします。

— 午後 3時46分 休憩 —

— 午後 3時50分 再開 —

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

しばらく休憩をいたします。再開は午後4時からいたします。

— 午後 3時51分 休憩 —

— 午後 4時18分 再開 —

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

【西川委員】 もとに戻りますけれども、さっきの山田(博)委員の緊急雇用対策の件なのです

が、私も、もし実績を示したペーパーが出されていたら申しわけないですけども、どういう会社が何人雇ったかとか、またその会社の所在地が長崎市なのか、佐世保市なのか、また諫早市なのか、そこに何人雇った、延べ何人とか、そういう数字はないのですか。例えば、①の緊急雇用事業で、長崎市内のどのような業者のA者が10人雇いましたとか、震災等緊急雇用対応事業で、ある会社が何人雇いましたとか、そういう数字は把握していないのですか。もしあったら知りたいんです。それを平成27年度か平成28年度に出しておったら申しわけないんですけども、出しなかったら出してもらいたい、知りたいと思いますけれども、それはどうですか。

【吉村産業政策課企画監】ご質問のどこの何という企業が何人雇ったかという実績でございますけれども、この緊急雇用基金事業でございますが、平成21年度からやっております、対象の雇用拡大数が1万7,000人という数字で申し上げておりますけれども、対象となる企業ですとか、法人関係、かなり膨大な数になってまいります。また平成21年度から実施をしておりますので、近いものについては、そういった資料が残っているものもございますが、既に文書の保存年限が切れた分もございますので、全ての資料があるわけではございません。

【西川委員】書類の保存期限は何年というのは決まっていると思いますけれども、そうしたら、こういう数値はコンピューターに記録していないのですか。それもしていなかったり、またはどこかの倉庫に入れ込んでわからないなら、わかるものだけの、会社名とかは要らないんですけども、例えば、A社（長崎市）、B社（佐世保市）とか、それで④の起業支援型地域雇用

創造事業でA社が何人、B社が何人とか、そういう地域性とか、またどういう業種がどんなふうな雇い方をしたかというのは私は知りたいと思いますけれども、そうしたら、決算委員会でもこれは出してないのですか。結論は、どの部分を出されるか、出されないか教えてください。

【吉村産業政策課企画監】まず、過去にそのような資料を出したことがあるかどうかにつきましては、申しわけございません、確認をいたしておりませんでした。

先ほど申しあげました資料が残っているものでございますけれども、これについても、企業名は不要というお話でございますが、そのあたりの加工作業等が必要になってまいりますので、残っている分については整理をさせていただきたいと思いますけれども、しばらく時間をお願いしたいと思います。

【西川委員】例えば、⑤の地域人づくり事業は、平成26年度、平成27年度でしょう。そういうもので延べ3,042名という数が出ています。そうしたら、その根拠は何ですか。結局、どこどこに幾ら、どこどこに幾ら、また市町の自治体かわかりませんが、そういうものを積み重ねて3,042人になったということでしょう。そうしたら、数字がわからないとおかしいじゃないですか。何のためにあなたたちはパソコンを使っているのですか。よっぽど大学ノートにメモしたほうが10年でも20年でも100年でも残らないですか。数字は出してください。知りたいです。

【吉村産業政策課企画監】先ほどお尋ねの例で、地域人づくり事業というお話がございましたけれども、これは平成26年度、平成27年度の2年間で、県事業として64本、市の事業として34本、計98本の事業が発してございます。それぞれの

事業、いわば企業ごとということになろうかと思いますがけれども、数字はございますので、それを整理させていただきたいと思います。時間を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

【宅島委員長】 それでは、後ほど、各委員の皆様方にも提出をお願いしたいと思います。

【西川委員】 平成21年度～平成23年度が無理なら、②の重点分野雇用創造事業が平成22年度から平成25年度まであっています。これぐらい追いかけられないのですか。そして、緊急雇用、重点分野雇用、震災等緊急雇用、起業支援型地域雇用、地域人づくり事業がどのような仕事なのか、それも詳しく教えていただきたいと思います。明日中に無理なら、委員会が終わる日までに出示してください。

【吉村産業政策課企画監】 もとのデータがどこまでさかのぼれるかにつきましては、パソコンのデータも含めて確認をさせていただきたいと思います。

震災等緊急雇用対応事業でございますけれども、これは東日本大震災を契機として失業を余儀なくされた方に対して、当面の雇用機会を創出して生活の安定を図るための事業でございました。

【西川委員】 だから、どんな仕事なのかを知りたいんですよ。今答えなくていいです。後でペーパーにきれいに分類して出示してください。

【宅島委員長】 後ほど、西川委員に提出をお願いいたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ほかに質疑がないようですので、先ほど一旦審査を中断しております「長崎県勤労福祉会館条例及び長崎県技能会館条例の一部

を改正する条例」につきましては、もう一回きちっと議論をして、これは議題になっておりますので、しっかり採決に持っていきたいというふうに思いますので、採決につきましては後ほどということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 議論を進めさせていただきます。

次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明をお願いいたします。

【山下産業政策課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく産業労働部関係の状況について、ご説明いたします。

お手元にお配りしております農水経済委員会提出資料、産業労働部をご覧ください。

まず、1ページでございます。

補助金内示一覧表でございます。これは県が箇所付けを行って実施する個別事業に関し、市町に対し内示を行った補助金であり、間接補助金として、地域拠点商店街支援事業補助金の計3件を計上しております。

次に、2ページでございます。

これは1,000万円以上の契約案件で、1件のみとなっております。

続きまして、別紙につきましては、出納局物品管理室が契約手続を代行している契約案件に係る1,000万円以上の契約案件について、参考資料として添付しているものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

【宅島委員長】 ありがとうございます。

次に、議案外の所管事項に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありません

か。

【山田(博)委員】 先ほどの契約のことなんです
が、産業政策課長、「インターンシップ推進に
向けた県内企業PR動画」とあります。これは
長崎県経営者協会というところにいるわけ
ですけれども、入札要綱には、先ほど、県内に
主たる営業所とか、要綱も入っているか入って
いないか、それだけお答えいただけますか。

【吉村産業政策課企画監】 この事業は、国の加
速化交付金を活用した単発の事業でございまし
て、入札に関する要綱等の定めはございません。

【山田(博)委員】 それは要綱とかなんかは、入
札はしなかったわけですね。これは入札をした
のでしょうか。私が聞いているのは、このインター
ンシップ推進に向けた動画の業務を入札する際
に、入札の要綱の中に、県内に主たる営業所と
かという項目はあったのかなかったのかと聞い
ているわけです。これは1者だったから。それ
をお答えください。

【吉村産業政策課企画監】 この契約につきまし
ては、入札ではなくて、1者随契で行っており
ます。したがって、要綱等の定めはございませ
ん。

【山田(博)委員】 先ほど会計課長からいろいろ
来ていたでしょう。平成25年3月8日に、出納局
会計課長、一般競争における1者応札というけ
れども、これは入札をしてなかったわけですね。
この提出資料は、契約とありますけれども、こ
れは契約をしても、入札してなかったわけです
ね。これは私もびっくりしたんですけども、契
約というからね。入札じゃなくて契約で。これ
はずっとこうやっているんですか。どうなんで
すか、それを教えてもらいたい。

【宅島委員長】 休憩します。

— 午後 4時31分 休憩 —

— 午後 4時32分 再開 —

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ほかに質問がないようですので、
次に、議案外の所管事務一般について質問はあ
りませんか。なお、委員1人当たり20分を目安
に質疑応答をお願いしたいと存じます。

【山田(博)委員】 1つだけ、今回、ベンチャー
支援外部専門委員会ということで、企業振興課
長から提言書をいただきましたけれども、この
提言書で、要するに、株の売却ということで先
ほど産業労働部長からの説明がありましたけれ
ども、売却の時期、価格とか言われますけれ
ども、投資先企業の対応として今考えられるのは
株の売却で、その売却をいつするかということ
でありますけれども、大体今後の方針というの
をどのように考えているのか、それだけをまず
お答えいただきたいと思います。

【貞方企業振興課長】 部長説明にもございまし
たが、まず提言書に株の売却額についての規定
がございまして、債務超過となっている5社に
つきましては備忘価額での売却を原則として行
う。ただし、考え方としては、公金を原資とし
ておりますから、できるだけ、より多くの戻り
があるような協議をしていきたい。ただし、相
手先があるので、まだ従業員さんもいるし、営
業もやっていたら、だからそこを破産させ
るようなことは厳に慎まなければいけないと
思っています。そして、債務超過でない3社に
つきましては、出資額、要するに、株式額相当
額、額面額ですね、そういったものを原則とし
て純資産に基づき計算された株価、そういった

ものの複数の方式を総合的に勘案しながら、当事者間、相手方と十分協議をして慎重に決定していくというふうに考えております。

売却時期につきましては、まず5社につきましては、できるだけ年度明けたら早い時期にということで考えておまして、遅くとも1年以内で整理ができたらいいのではないかと考えています。残る3社につきましては、先ほど申し上げたように、慎重に相手方と話し合いをしていかなければいけないと考えておりますので、これも1年をめどとできたらと考えていますが、相手先の状況等があれば、金額も多額に上りますから、もう少し時間がかかる可能性もあります。今のところ、そういう状況でございます。

【山田(博)委員】 そうしますと、企業振興課としては、相手先があることですので、相手先の経営状況も勘案しながら、1年以内に回収をしたい。今回、県としては、時期は1年以内、目標、トータルで大体どれぐらいを回収を希望しているかというのも多分想定していると思いますけれども、あくまでも想定であって、相手先もあることですから、絶対それでできるということはないけれども、企業振興課長としては、多分、ある程度の額は想定していると思いますから、あくまでも想定として、どういうふうになっているか、お答えいただきたいと思います。

【貞方企業振興課長】 基本的に、債務超過の5社の分、これはもしかすると値がつかないかもしれない状況で、3社については、出資額相当額と先ほど申し上げましたけれども、これは合計して約6,000万円ございますので、できればそこを目標というか、めどとして、まずは交渉を進めていくことになるかと考えております。

【山田(博)委員】 企業振興課長、これは私たち県議会も、バイオラボの後に、慎重なるベン

チャー企業の支援をしてもらいたいということで決議して、予算等を認めてきたわけですので、前委員会でいろんな議論があったと思いますけれども、いずれにしても、合わせて8社の回収を1年以内をめどにやって、目標額は6,000万円ということで、ぜひ頑張ってもらいたいと思うんですが、しかしながら、相手先の会社もあることですから、決して無理がないように、慎重にやっていただきたい。支援するどころか、県が回収して、相手先が経営が困難になって、逆に、応援するどころか足を引っ張って経営が困難になったら大変なことになりますから、産業労働部長、ここは車で言うと、アクセルを踏んでブレーキをするということで、大変難しいところでもありますけれども、そこは部として、担当課と協議しながら、しっかりと対応をやっていただきたいと思うんですが、それについて産業労働部長の見解を聞いて、この件についての質問を終わりたいと思いますので、よろしくお願いします。

【古川産業労働部長】 今、委員がおっしゃったとおりでございます。公金であるがゆえに、この部分というのはしっかり確保したいという気持ちもございますが、実際働いていらっしゃる方もいる企業で、今、現に頑張っているわけですので、委員がおっしゃったところも十分勘案しながら、時期、額等については協議をしていきたいというふうに考えております。

【山田(博)委員】 ぜひそういうふうをお願いしたいと思います。

ところで、高等技術専門学校がありますね。佐世保校と長崎校ですね。この前、これの堀江議員の質問がありましたけれども、あの時、堀江議員がもらった資料は、議場で皆さんに配っ

たわけですね。その時、産業労働部長が持っている資料が違っていたんですね。それで、堀江議員が持っていた資料と産業労働部長が持っていた資料と、どこがどういうふうに違うかというのを説明していただきたいと思うんですが、それは資料がないとできませんので、委員の皆さん方にも配ってほしいので、その資料を用意してもらった後に、再度質問したいと思いますので、委員長、取り計らいをぜひお願いしたいと思います。

一旦私の質問はここで終わって、また改めてさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

【宅島委員長】 暫時休憩いたします。

— 午後 4時39分 休憩 —

— 午後 4時40分 再開 —

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

【麻生委員】 山田(博)委員の追加ですけれども、この新しいベンチャー企業で、最後に11ページに、新事業チャレンジ応援事業ということで、ニュービジネス推進事業以下の延べ35社支援した、そして35人増加して、年間、こういう製品があらわれていると書いてあるんだけど、こういうものが実績として中身があるのであれば、参考資料として出していただきたいと思っているんです。いかがでしょうか。

【宅島委員長】 休憩します。

— 午後 4時41分 休憩 —

— 午後 4時41分 再開 —

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

【貞方企業振興課長】 委員ご指摘のあった提言書の11ページに書かれてあります新事業チャレンジ応援事業及びニュービジネス促進事業に

つきまして、資料を調製した上で、本委員会に提出し、ご説明をしたいと思います。

【宅島委員長】 暫時休憩いたします。

— 午後 4時42分 休憩 —

— 午後 4時48分 再開 —

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、3月6日、午前10時から委員会を再開し、産業労働部審査の続きを行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 4時49分 散会 —

第 2 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成29年 3月 6日

自 午前10時 0分
至 午後 4時41分
於 議 会 会 議 室

商 務 金 融 課 長 荒 田 忠 幸 君

雇用労働政策課長 松本 和也 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	宅島 寿一 君
副委員長(副会長)	近藤 智昭 君
委 員	宮内 雪夫 君
〃	渡辺 敏勝 君
〃	山田 博司 君
〃	外間 雅広 君
〃	松島 完 君
〃	西川 克己 君
〃	中島 浩介 君
〃	大久保潔重 君
〃	麻生 隆 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

産 業 労 働 部 長	古川 敬三 君
産業労働部次長	宇戸 真二 君
産業労働部次長	山下 和孝 君
産 業 政 策 課 長	山下 三郎 君
産業政策課企画監	吉村 邦裕 君
企 業 振 興 課 長	貞方 学 君
企業振興課企画監	原田 一城 君
食品産業・産地振興室長	櫻井 毅 君
海洋・環境産業創造課長	森田 孝明 君

水 産 部 長	熊谷 徹 君
水 産 部 次 長	平田 修三 君
水 産 部 参 事 監 (雇用型漁業・漁船 漁業構造改革担当)	五島 慎一 君
水 産 部 参 事 監 (漁港漁場計画・ 漁場環境担当)	横山 純 君
漁 政 課 長	西 貴史 君
漁 業 振 興 課 長	高屋 雅生 君
漁 業 取 締 室 長	増本 正幸 君
経 営 支 援 室 長	川口 和宏 君
水産加工流通課長	岩田 敏彦 君
漁 港 漁 場 課 長	中田 稔 君
総合水産試験場長	柳村 智彦 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【宅島委員長】 おはようございます。

農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を再開いたします。

3月3日に保留しておりました産業労働部の議案審査の続きを行います。

まず、雇用労働政策課長より説明をお願いいたします。

【松本雇用労働政策課長】おはようございます。前回説明しておりましたけれども、今回、お手元に2月4日付の「入札制度等県の発注方式の改善に関する決議の運用について」という県議会・県政改革特別委員会委員長から総務部長宛てのペーパーを出しております。入札等制度、県の発注方式の改善に関する決議でございます。

その後に、県政改革特別委員会が、平成25年

2月1日に開かれております。その中で、運用について説明がありますけれども、次のとおり確認をされたということがございました。

そこはどういうことかという、県内業者というのがありましたけれども、但し書きの中で「業務の特殊性、緊急性等」の等の中には、県外に主たる営業所を置くも県内に支店等を置き、県民を雇用している企業は、県内に主たる営業所を置く県内企業と同列であるという趣旨を含んでいるというふうな確認がなされております。

そういった意味で、前回のこの委員会でのご議論等々を踏まえ、決議事項との整合性も勘案し、条例の中で「県内に主たる事務所」というところにつきましてはそのまま削除をいたしますけれども、実際の応募要領の段階で「県内に支店等があること」と、そういった項目を明記することで、整合性を含めた上で取り扱ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上で説明を終わります。

【宅島委員長】 ありがとうございます。

以上で、先週金曜日、ペンディングになっておりました件につきまして説明が終わりました。

今の説明に対して質疑はございませんか。

【山田(博)委員】 今、雇用労働政策課長からお話がありましたけれども、やっぱり県議会に出す議案というのは、きちんと出さないといけないわけね。議案の中の文と、応募をすると違うとなるとですね。

今回、宅島委員長の審議の中でやっているわけですが、いずれにしても、議案の条例と、応募するとなると、一応ある程度ね、整合性なり加味してするということはですね。これは時期とか、時の情勢とか、いろいろあって、地元の要望も考えてせんといかんというのはわ

からんでもないんですが、条例の中でそういったことをするというのを、今回お話があるということは、最初からね、言うというのはどうかと思うわけですが、しかし、時期によってはそういったのを考えるわけですので、了とせんといかんのじゃないかなと思っております。

いずれにしたって、今後は気をつけていただきたいと思います。気をつけていただきたいと思います、これは。

私が言いたいことは、この条例議案としても、文言を消すか、つくる時にも相当な慎重審議をしたわけですから、これを削減するとなると、また慎重審議をしないとイケないわけですからね。今後は、議員の皆さん方と事前に相談しながらですね。こういった削除なり文面をつくる時は、していただきたいなと思っております。

そうですね、委員長。どうも委員長も事前に知らなかったみたいですから、今後はですね。

いずれにしても、今回の条例に関しては、県内企業のことを、広く受注機会を広げたいという意思が十分、十分伝わっておるわけですので、了としたいと思っておりますので、私としては、今回の産業労働部の趣旨というのを理解しながら、この議案に賛成をしていきたいと思っております。

【宅島委員長】 ほかに質疑はございませんか。

【渡辺委員】 私は、今回の入札制度の決議、議会として決議をしとったものですから、これを取ることによって、金曜日に山田(博)委員から懸念が示されておったように、ほかの入札に当たってもこれが広がってくることを。

県内事業所、要するに2年続けて1者しかなかったから、今回、こういった形でしょうとしているわけでしょう。これがほかの入札にも広が

ってくるのを懸念しているわけですよ。平成24年に県議会として決議しているわけですから。

単なるビルの維持管理の入札、指定管理者の制度でしょう。これが1者しかなかった。私は、ほかにまだおと思うんですよ。そいけん、このことをなくす条例を承認することによって、よその入札制度に広がってくることを懸念しております。

そういう面では、経過をもう少し見ていいんじゃないかなと。今日、会派の中でもちょっと意見を聞いたんですけど、そういう意見がありましたので、私どもの会派としては、少し推移を見て、あと1年ぐらい待ってもいいんじゃないかなという意見を申し上げておきたいと思います。

【宅島委員長】 しばらく休憩いたします。

— 午前10時 7分 休憩 —

— 午前10時13分 再開 —

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

【渡辺委員】 この入札制度の発注方式の決議を優先するという事で、県内発注をまず優先しますよという条件のもとで、この「県内に主たる事務所を有すること」を外すという原案につきましては理解いたしますので。

【宅島委員長】 ありがとうございます。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもちまして質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第33号議案乃至第37号議案は、それぞれ原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

次に、議案外所管事務一般に対する質問の続きを行うことといたします。（発言する者あり）

【貞方企業振興課長】 お手元に「ニュービジネス促進事業等について」という1枚の資料を配付していると思いますので、ご覧ください。

金曜日に麻生委員からご質問がございました。提言書の中にニュービジネス支援事業というものがあるが、これがどんな事業者にどのような支援をして、どんな成果が上がったのかということを説明していただきたいということでございましたので、本資料を用いてご説明をします。

本事業は、事業概要にもありますとおり、今後の大きな成長が期待できる環境・新エネルギー等の分野において、新事業に取り組む中小企業者等が行う販路開拓など商品開発後の事業化に対しまして、補助金による資金支援を行うものでございます。

助成率は3分の2以内、限度額は1年間で200万円、2年連続申請可能でした。対象経費は事業化に要する経費で、人件費を除きます。

実施期間は、このニュービジネス促進事業は平成25年から平成26年。実は、平成22年度から平成24年度までの3年間、大体同じ内容の新事業チャレンジ応援事業を実施しておりまして、実質的に同一の事業でございます。

具体的な成果としましては、（1）全体概況

に書いてありますとおり、この2つの事業で、5カ年間で延べ35社に対しまして5,700万円を補助いたしました。

開発した商品の事業化を支援しまして、その結果、延べ20社で売り上げが増加するとともに、雇用者数も延べ35社合計で35人増加いたしております。

その中で、具体的な成功事例としまして2社ほどご紹介いたします。

まず、F社でございますが、佐世保市にあるソフト関係の会社でございますが、平成25年度、平成26年度の2カ年間で200万円ずつ、合計400万円を補助いたしております。

どういったことを支援したかという点、この会社のホームヘルパー事業用の介護事務ソフトの販売促進に要するパンフレットの印刷経費、及びダイレクトメール等の発送に要する経費について補助をいたしております。

平成26年度の売り上げが伸びますとともに、平成28年度には、その事業内容について非常に評価をいただいております、民間のベンチャーキャピタルから2,000万円の投資を受けております。

次に、②のI社でございますが、長崎市内にある環境関係のシステムを製造、販売している会社でございます。ここには、平成23年度、平成24年度で150万円ずつ、合計300万円を補助いたしております、支援内容は、この会社が開発しました太陽光発電システムの販路開拓及び、この会社が設計しました住宅用の架台システムの改良に要する経費を補助いたしております、売上高が、そこに説明してあるとおり大きく伸びますとともに、新規雇用者数も2年度目には10人に増加をいたしております。

以上でございます。

【宅島委員長】ほかに説明等々ありますか、委員からの質問に対しての説明は。

【松本雇用労働政策課長】お手元に、高等技術専門校の入校・修了者のペーパーを2枚お配りしております。山田(博)委員からご質問があった点の資料でございます。

この資料につきましては、質問通告の前に事前に堀江議員から、長崎校、佐世保校の過去5年間の入校者の状況とか、卒業生の状況とか、あるいは退校者の状況、そういったものを出してくださいと、それをまた学科別で出してくださいと、そういう話がございましたものですから、それを順次お配りしておりました。

その資料を出した後に質問通告が出まして、その質問通告を受けた時に、最初に出した資料が1枚目のペーパーでございます。

2枚目の、平成27年度のところにバーが入っておりますけれども、それが、当日、一般質問の時に配られたペーパーでございます。

質問の中でどういったことがあったかといいますと、質問通告を取りに行った時に、最終的にこの紙を議会に出しますということだったので、ここの数字に間違いがあつてはいけないと思って、1枚目のペーパーの確認をした時に、校の卒業については、2年課程と1年課程があつて、例えば平成23年度に入校した方が、1年課程であれば同じ年度に卒業するんですけども、2年課程でいくと、平成23年度に入校したら卒業は平成24年度になります。そういったことがあるものですから、最初のペーパーについて、議会に出すものですから数字に間違いがないかとチェックをしてまいりましたら、欄が1年ずれている格好になっておりました。

そこを次の日に堀江議員にご説明したら、そこは修正しておかないといけないわねというこ

とでありまして、修正した結果が、議会に一般質問の時に出了れたペーパーで、「H29. 2. 23 差替」と書いてあるペーパーでございます。

そうしますと、平成27年度の入校の2年制の方は、まだ平成28年は卒業していないということがあったものですから、結果的にその数字についてはわからないという資料になっています。一応、資料の説明はそういったことです。

質問の中で山田(博)委員は、対定員数修了者率、一番右側の欄でございますが、定員に対する修了者の割合が低いですね。これが平成27年度は落ち込んでいるということがありますがけれども、実際、1枚目と2枚目を比べて、確かに2年課程の修了生がずれてはいるんですけども、基本的にはこの修了者率自体は、ずれても変わっていないという状況がありまして。ただ、平成27年度については、2年課程のところが一になっていて少し数字が変わっているというところがありますけれども、基本的に変わっていないという状況があります。

委員のお考えである修了者率についても、定員からすると減っているんですけども、それはもともと入校者が少ないので結果的に修了者も少ないという意味で、定員で考えずに入校者で考えますと、その比率は基本的に80%で変わらないと。

そういった意味で、考え方は基本的に変わっていないなというところがございます、実際に説明する時に、ここの結論からすると、長くなりましたけれども、最終的に、まだ卒業生がいらないんですけども、修了見込を確認して、見込みで何人になるかというところを確認して入れ込んだ数字が、矢印の下の方に書いているところがございます。

それでいくと、長崎校の対定員数修了者率は

65.71%が76.7%、対入校者数修了者率は73%が81%、佐世保校でいくと対定員数修了者率54%が61.4%、対入校者数修了者率76.06%が80.4%というふうに、数字が若干、まだ未確定のところについては変わってくるという数字がございます。

修了見込数についての話が、議場では届いていなかったところがございます。我々としては、大きな方向性が違ってなかったのも、しかも1校、1校で考えるんじゃなくて両校の平均という形で考えておったんですけども、そういったところでちょっと行き違いがあったのかなと思っている状況でございます。説明が長くなりましたけれども、そういった状況でございます。

【宅島委員長】ただいま理事者から説明がありました2つの件に関しまして、どうぞ。

【麻生委員】説明ありがとうございました。キャピタル関係といいますか、ベンチャーに対する取組の中での提言書だったんですけども。

各企業の考え方で、新規で企業を、会社を誘致するというのももちろんそうでしょうけれども、今、エコノミックガーデニングという言葉 皆さん聞かれたと思いますけれども、地元の企業を育てるという手法もあるわけです。これはアメリカのコロラド州でスタートしたということで、オバマ大統領も取り上げてやりましたようにね。

今は、長く定着をする企業をいかに育てるかというのも大事な観点だと思うんですよ。一方ではベンチャーということで、資金の供与も含めて、公的資金を使えるのかという観点もあるかもしれないけど、一方では民間キャピタルを導入させるような呼び水も、後押しが大事かなと思っていますので、ぜひ皆さんにおいては、新しい雇用をつくるという観点で、地元の企業、

小さいところを、今から伸びる方向性があるといわれています福祉だとか情報だとか、新しいコンテンツ業、そういった民間活力の状況をしっかり把握して、そしてそういうコーディネーターともつなげながら、ぜひ、エコノミックガーデニングのことも研究していただいて、地元で雇用をつくっていくと。長い間見ながら、まさに植物を育てるような仕組みの状況をぜひ検討いただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいということで、意見としておきたいと思います。

【貞方企業振興課長】 ありがとうございます。エコノミックガーデニングにつきましては、実はもう2年ほど前から、松浦市の商工会議所や市役所と一緒に、私も中に参画させていただきまして、現在、試行的な取組を進めているところでございまして、非常に有意義な取組だと考えておりますので、今後、業務にも生かしていきたいと思っております。

【宅島委員長】 ほかに、議案外の件で質疑はございませんか。

【渡辺委員】 食品製造業の振興についてお尋ねしますが、今、島原手延そうめんとか五島手延うどんを海外に売り込もうとしているんですが、私が前に一般質問をした中で、農林水産省が認定している地理的表示の商品、あれは農林部、水産部で言う方がよかとか、ここで言う方がよかとか、どっちなのかわからんもんやけん、今聞きよるとやけど。

地理的表示の窓口は、食料品製造業の関係で産業労働部が担当なんですか。

【櫻井食品産業・産地振興室長】 県全体としての窓口は、取りまとめといいますか、農林部でされています。

【渡辺委員】 そうしたら、地理的表示の関係は

全部、農林部が窓口になっているわけか。

【櫻井食品産業・産地振興室長】 その全部といえますか、例えばうどんの地理的表示でしたら私の方で、もちろん構いませんけれども、県全体をまとめてやる時には一応、農林部の方で取りまとめて、ご答弁などもさせていただいていると思います。

【渡辺委員】 うどんは何て？（「うどんは私です」と呼ぶ者あり）そいけん、島原手延そうめんとか五島手延うどんは、地理的表示の申請はしているんですか、していないんですかと言っているんですよ。

【櫻井食品産業・産地振興室長】 五島手延うどんにつきましては、団体の方で部会をつくって、申請に向けた研修であるとか、研究などを今、進めているところです。

手延そうめんについては、品質の統一の問題とか、いろいろ諸事情があって、まだそこまで進んでいないというような状況です。

【渡辺委員】 手延うどんの方は進みよるけど、手延そうめんの方は、ちょっとまだまとまっておらんという状況と。

海外に打って出るなら、日本の政府がちゃんと保証するわけだから、そっちの取組に向けて、ぜひ進めていただきたいと思いますので。

それから、伝統工芸品の関係で、長崎べっ甲が今回、国の伝統的工芸品に認定されましたよね。

今、ワシントン条約でタイマイが輸入禁止になっているでしょう。べっ甲の原材料の確保について、長崎県としてどう取り組もうとしているのか。養殖という話も聞いたことがあるけれども、原材料が心配なので、その辺の方針についてお示しいただければと思います。

【櫻井食品産業・産地振興室長】 べっ甲の原料

であるタイマイについては、ご指摘のとおりワシントン条約で国際的な取引が禁止されております。そのかわりとして今、養殖事業を業界で進めておられます。沖縄の石垣島で養殖の実用化に向けた事業をされているということです。

今年の1月に、長崎べっ甲が国の伝統的工芸品の指定を受けました。それを受けますと、国の補助事業を使って販路開拓とか商品開発、原材料確保のためのいろんな研究とかもできるようになります。その申請を今からやるところですけれども、県もそれに応分の負担をしていくというような状況に考えております。

【渡辺委員】 そういう方向で、新たな原材料確保に向けて取り組もうとしているわけですね。

今ある原材料は、何年分ぐらいあるんですか。今、べっ甲産業の持っている原材料は何年分はあるんですか。調べたことはありますか。

【櫻井食品産業・産地振興室長】 正確には把握できておりません。業界の方では一定、調査などを行っているみたいですが、正確に何年分というのは把握はできていないです、私の方では。

【渡辺委員】 国の伝統的工芸品に指定されたのに、「原材料がありませんから、もうできませんよ」とならんごとしておかんばいかんと思っ

て質問しているんですよ。原材料は、業界として確保しているんですか。それとも、それぞれのべっ甲会社が自分のところでキープしているんですか。どっちなんですか。

【櫻井食品産業・産地振興室長】 ベっ甲の事業者さんに聞きますと、それぞれ事業者によって持っている。団体全体としてどこかにストックしてあるというわけではないと思います。

【渡辺委員】 長崎独特の伝統工芸品であります

から、べっ甲産業について今後とも維持していただくように、よろしくお願ひしたいと思います。

【麻生委員】 私は、五島で推進していましたエビッツについて、お尋ねしたいと思います。

今回、ナガサキ・グリーンイノベーション戦略があるから、海洋事業と発電事業を含めてやることについては方向性は間違っていないと思っていますし、エビッツでできなかった地元雇用を何とか構築してもらいたいということで、これはそういう戦略がとれているので、大いに期待しているところです。

実は五島、上五島を含めてEVの車が200台近くあって、一時期は全国でもすばらしい取組ということになりましたけれども、これが一定終わって、フィールド事業が終わりましたということで、なかなか積みあがった中に、昨年、椿さんのところにおじゃまして聞いたら、実はバッテリーが70%以下であったので全部交換をしてもらったということで、すばらしい事業かなと思っています。

今後、五島が持っている、もちろん五島全体も新しい海洋の発電、エネルギーを利用しながらどうするかということで方向性はあると思いますけれども、ぜひ、エビッツのレガシーに置くんじゃなくて、まさにモデル都市を建築できるような流れができないかなと。

今、中国は、排気ガス問題で相当の補助金を電気自動車につぎ込んでいますよね。国内では、もちろん自動車メーカーがしのぎを削って、三菱が日産に吸収されましたから、ある程度方向性も出るでしょうけれども、新しい事業として、五島のもともと持っているポテンシャルを生かして海洋産業につなげていけるような構想を、ぜひ後押しをしていただきたいと思うんですけ

れども。

一方では、発電でできたものを、リーフ関係のバッテリーを利用して蓄電事業を、大手の商社関係でやっているところも出ていますよね。そういったものを利用しながら、五島ならではの新しい方向性、地域の雇用、そして新しい産業と、そういう観点で取組ができないのか、後押しができないのかということについてお尋ねしたいんですけれども。

【森田海洋・環境産業創造課長】 委員のご指摘の五島、上五島も含めての取組ですけれども、お話がありましたとおり、エビッツの成果を生かしながら、地元にあります協議会が、引き続きいろんな活動をしております。

その活動の中で、蓄電容量が少し低下してきたバッテリーをリプレースするという働きかけ、取組を、私どもも一緒になってやらせていただいて、五島が電気自動車をレンタカーとして活用するという特徴的な先駆的なものであったということもあって、メーカーも、それでは引き続きリプレースをしながら、そのデータをとることによって、今後、レンタカーとしての使い方について業界としても、メーカーとしても参考にしたいということで、動きになっております。

それから、自動車用の蓄電池として使われたものを家庭用の蓄電池にできないかというような実証も、地元協議会がありました関係で進んできたということでございます。

電気自動車については大手メーカーが開発をどんどん進めておりますけれども、長崎においては、中小企業も参加できるような電気の小型のモビリティというところも大事であろうということで、それについても取り組んでおります。今、そちらについては実際に試作をするという

取組もしておりましたが、実際に使われる場面をしっかりとつくろうということで、今年度は、使われる場面についての調査をいたしたところでございます。

使われる場面の調査をする中で、そのほかの離島地区においても関心を持っているということも大分わかってまいりましたので、そういった取組について、県内企業のやりたいという方向と合わせながら支援をしていくということが大事だと思っています。

加えて、そういった取組を海洋産業にも組み合わせていくということにつきましては、これも五島市が先行して検討されております。五島市における構想をおつくりの中に、地域一帯に低炭素型社会をつくりながらモビリティも含めていくという考え方がございますので、引き続き、そういった方向で県も市と一緒に、地域と一緒に取り組んでいくようにしたいと思っております。

【麻生委員】 まだまだ石油関係のニーズも高く、業者さんもおられて、そういう意味ではエネルギーの転換というのはまだ難しいのは十分理解しているんです。

ただ、県内で一番そういう可能性があるのは五島だろうと思っているんですよ。モビリティの活用は、昨年、現場も視察しました。五島の皆さんとも、市の職員さんとも意見交換をさせていただきました。私としては、ポテンシャルとしては高い状況があるので、ぜひここに。

ただ、モビリティをつくっていけという話は、大手がやっているの、そこに参入してもなかなかコストに合わないでしょうと。ただ、フィールド実験だとか、この活用とですね。五島ならではの平坦地域でございますので、うまく改良車とか地元の自動車産業も取り組んでいける

ようなね。

聞きますと、コストが合わないといった話をしていましたので、皆さんから使ってもらえるようなポテンシャルと、今後、電気をうまく使ってゼロミッションでやれるような、そういう構想を県が後押しをしながら、雇用を守りながらどうするかということについて、ぜひ検討していただきたいと思っておりますので、地元の議員さんもおられるし、そういうことでしっかりと、取組を一緒になってやっていただきたいということを要望して終わりたいと思います。お願いしておきます。

【松島委員】麻生委員の質問の中でエコノミックガーデニングが取り上げられて、思い出しながら質問させていただきます、それに関連してですね。

おっしゃるとおり、アメリカで成功して、私なりに注目しておって、先ほど言われたのをメモしたんですけど、長崎県が2年前から松浦市と協議されているということで、実は知りませんでした。ああ、そうなんだという思いで聞いてまして、エコノミックガーデニングとはそもそも何だっかなと思い出しながら質問させていただきます。

2年前からの松浦市との協議、もう少し詳しく教えていただいて。お聞きしたいと思うのは、これが進んでくれば、非常に興味深いなという思いなんですよね。どこまで県が取り組まれているのか、もう少し詳しく教えてください。

【貞方企業振興課長】委員お尋ねのエコノミックガーデニングの取組でございますが、ちょうど2年前ぐらいだと思いますが、松浦市から声が上がって、今般、松浦市で中小企業振興会議というのを立ち上げると、ついては、その委員になってくれということで就任依頼があり

まして、私が松浦市の中小企業振興会議の委員として出席をしております。

この2年間で7回か8回ぐらい会議が開かれまして、要は、松浦市が主体となって、商工会議所、商工会、工業会、中小企業者、そういったところの方が集まって、松浦市のさまざまな産業の地域としての総合的な発展、あたかも畑を耕すように、そんな大きなものから小さなものまで、いらっしゃる商工業者の育成を皆さんでやっていくと、そういった会議を開いております。

まだまだ2年間ですので、完全な方向性が見えるとか、成果が上がったというようなことはそう多くはありませんが、例えば、中小企業者の育成のための補助金を市でつくるといったことが委員会から市長に提案がなされて、これが採択されて予算化に向けて動き出すといったところも出てきているところでございます。

【松島委員】私が興味を持ったのは、企業誘致を一生懸命頑張っても、なかなか限界があるじゃないですか、特に半島とか、離島とか。それなりの特典を県が付与して来てもらいますけど、企業誘致をどんどん進める上で非常に限界を感じて、冒頭に議案の質問の中で、何とか強力に推進してくださいと問いましたけど、一方では限界もわかっていまして、そんな中で勉強しておったら、エコノミックガーデニングという話が出てきた。

私なりのエコノミックガーデニングの解釈ですけど、結局、外から持ってくるのが難しいので域内で、地元の中で成長しそうな企業に目をつけて、そこに予算をばんと投入して地元の企業を強くすると、その実績がコロラドにあるということだろうと思うんです。

でも、地元の企業を育む政策というのは、こ

れまでもされてきていると思うんですね。これまでの政策との違いはどんなふうに考えていらっしゃるのか。地元の企業を育むというのはもろもろあって、片仮名でくるとあたかも新しそうに聞こえるんですけど、その違いというのはどんなふうに認識されていますか。

【貞方企業振興課長】 委員ご指摘のとおり、本県では、例えば製造業に限りまして、元気なものづくり企業ステップアップ支援事業をはじめとして、さまざまな支援策がありますし、私どもとしては、エコノミックガーデニングという言葉を使わずとも、それに相当するようなことはやってきたという自負はございます。

ただ、一方で、例えば松浦市の地域みたいに一定のエリアの中で、農水産業者まで視野に入れたところで地域の経済としてどうやって発展させていくかというところを、その地域のさまざまな経済に関わる方々が集まって真剣に議論するといったことがなされてきたかという、これはなかなか今までなかったものではないかと思います。

そういったことが、名前は失念したんですけれども、拓殖大学の先生がその第一人者でございます。そういった方々のご指導も受けながら松浦市で、松浦市という限られた範囲内でどういったことが可能かということを考えているところでございます。

これをそのまま長崎県の経済の枠組みの中に置き換えてうまくいくかという、私の2年間の議論を経た中では、なかなかそう簡単にはいかないのではないかなというのが率直な感想でございます。

【松島委員】 楽しみというか、起死回生のヒット作にならないかなという思いで、私も個人的に勉強しているので、興味があって県の今の状

況をお聞きするわけです。

鳴門市と大阪府ですか、エコノミックガーデニングとやっているのは。今言われたように、拓殖大学の山本先生か誰かがされているんだと思いますけど、鳴門市を見るに、それが成功になっているのかといたら、なかなかまだ目に見えないのかなと。鳴門市に失礼になるので、言葉を選ばないといけませんですけど。

今、企業振興課長が言われたとおり、これの新しい点というのは、いろんなつながりをつかって、どの業種、どの業界、どの企業に予算を投入するかを地元の人が決めるというのが新しいことなのかなという感じはしています。

お聞きしたいのは、松浦市がそういう取組でやられていく、ほかの市町も出てくるかもしれない。県としては、これからどう関わっていこうと考えられているのか。松浦市の取組を他の市町にも波及させようと考えていらっしゃるのか。それとも、松浦市みたいな取組を自主的にされるところに人員プラス予算、そういった投入も考えていらっしゃるのか、お聞きします。

【貞方企業振興課長】 委員ご指摘のとおり、全国的に見てもまだ、このエコノミックガーデニングの取組は緒に就いたばかりでございまして、成功事例が頻出するというような状況にはございません。

また、ここが成功しているというところもまだ、山本教授の話によりますと、そう出ていない状況でございまして、そのような中で今、松浦市で本県で初めての取組がなされているところでございますので、まずはその取組を。あと1～2年、2～3年は、目に見える成果が出るまで時間がかかるかと思いますが、県としては、そこに委員として積極的に関わりをもって参画して、県という大きな経済の枠組みの中でそれ

がどこまで適用できるのか、参考になるのかというのを今後、検討、研究していく、まだそこまでの段階であると考えています。

【松島委員】 私も、市町の役割と県の役割、この点に関して言えば本当に大きく違うだろうと。非常に市町の自主的な動きが重視されるので、県が前のめりになって動くというたぐいのものではないかなと思っていましたが、大阪府がこういう取組を始めたので、あらっと思って注意深く見えています。

ただ、企業振興課長がおっしゃったとおり、まだこの話は。

あまり私は輸入ものは好きじゃないんですけど、一応コロラドで成功したと、人口5万人ぐらいのところ、これで大成功、異常に税収アップしていたので興味を持たざるを得ないですが。

松浦市の推移を今日お聞きして、県の取組も慎重でしょう、研究報告を随時これからお願いしたいと思います。もちろん自分も勉強せんばいかんと思いますけど。

これがもし起死回生になるのであれば、こんな喜ばしいことはない。これがもし起死回生になったら、どこもかしこも真似するでしょうけど、その自主性を県として育みながら、最先端の研究結果を随時教えていただいて、切磋琢磨させていただければと、そんなふうに思っています。

【宅島委員長】 ほかにございませんか。

【宮内委員】 ちょっとお伺いしますが、農水経済委員会関係議案説明資料の7ページに、「伝統的工芸品の振興について」とありますね。そこに長崎べっ甲、三川内焼、波佐見焼と、本県からの3品目が云々とありますね。

三川内焼、波佐見焼は、本県のお家芸ですか

ら当然のことですけれども、冒頭にきている長崎べっ甲、これは冒頭に書かれるほど、べっ甲の資材というか原材料というか、そういうものが、冒頭に打ち出すほど潤沢に、資材が順調につつがなく、長崎名物として売り出すほど確保できているものかどうか。

実は、10数年前になりますけれども、私が第1回目の議長をした時に、べっ甲関連の業界の皆さん方の、それこそ熱烈な、死活問題だということで陳情がありまして。多分、小笠原その他が中国その他によって荒らされておって、どうにも材料が、資材が入ってこないようになったからだということだったというふうに思いますけれども、どうしてもキューバのタイマイを何とか確保することが、長崎べっ甲の江戸期以来の伝統を継続するためには絶対必要だというような、業界団体の、まあ熱烈な、死活問題だということで陳情がありましたので、県議団と行政関係から県の関係者も加わって調査団を編成して、キューバに出張した経験があるんですがね。

その時には、アメリカには立ち寄らないで、遠慮して立ち寄らないでストレートにキューバに飛びましたよ。後でいろいろトラブルが起きたらいかんからというようなことで、アメリカを避けて、アメリカ経由でキューバに直接入って、キューバ政府といろいろ、長崎県として今後、永続的に良質の資材をですね。べっ甲細工の材料として、どうしても長崎県では必要だから、継続してもらいたいというような陳情をして、それなりの成果を上げて帰ってきたという記憶がありますけれどもね。

その後、随分時間が経過をしておりますので、その後のことについて私は十分承知をしていないわけですが、たまたまここにこういう

ふうに出てきているものだから、そう言われれば、あの頃、担当の大臣、大統領、副大統領等々にもお会いをして、熱心な陳情を長崎の業界の皆さん方とともにしたことを思い出しながらです。

ここに「長崎べっ甲」と書いてありますけれども、これは、日本列島の南方海域で獲れるタイマイを指しているものですかね。それとも、五島周辺か。そこら辺で十分確保できないからということでキューバに行ったという理由づけが、その時にはされたわけでありましてけれども。

後先になりますけれども、そのころも既に中国からかなり、小笠原や、あの周辺のタイマイ採取については荒らされておったということもあって、なかなかべっ甲の材料が入りにくくなってきた。あえてそれを強行すれば、日中関係に国際問題を生じる可能性があるので、それを避けてキューバで材料を確保した方がいいのではないかと、こういうことで現地に交渉に、県議団と県の担当の職員の皆さん方と一緒にやって行ったという経験、体験があるんですけれども、今、ここにぽこっと出てきているものですかね。

そこら辺の問題は、現在の時点では概ね、中国との関係、それからキューバとの関係、さらにはキューバとアメリカとの関係等々、あの頃と今とでは大分変っているような状況でもあるわけですが、冒頭に「長崎べっ甲」と、どんと出てきているものですからね。その後に波佐見焼とか三川内焼と並んでいるものですから、それは三川内、波佐見はお手の物で、地場産業ですから、確かにそういう点では問題はないだろうと思いますけれども、一番冒頭にぽこっときている長崎べっ甲については、かれこれ、いろいろそういう国際問題等々がかつては絡んで、

累卵の危機に陥って、もう長崎べっ甲はいよいよなくなるというような時期がある程度の期間続いたことは事実なので、そこら辺は、こう書いてある以上は、何らかの形で解決したのかなという認識を持たざるを得ないわけですが。

私どもは不勉強で、その後の経過については十分承知をいたしておりませんので、そこら辺について今から一生懸命ご協力をするにしても、十数年前と今日とではどういうふうに変化をしているものやら、そこら辺を十分承知をさせていただかないと、協力をするといったって、その後はどうなったのだろうということがわからないことには、協力のしようもないんじゃないかなという感じがしたのでお伺いをした次第です。

ちなみに、参考までに申し上げますけれども、キューバに行った県議団は、恐らく、私どもをもって最初で最後じゃないかと、そういうふうに思います。その後のキューバからの本県に対する情報提供等々は、恐らくあつてないのではないかなという感じはしておりますけれども、私自身もまた、県からキューバに県の職員の皆さん方と一緒にやって行ったわけですから、県を代表して行ったわけですから、何らかのコンタクトがまだ継続してあるとすれば、何らかのアテンションというか、ニュースが入ってもいいのではないかなという感じがするわけですが、その付近について、わからない点がありますから、もしあなた方が誰か承知している人たちがおられれば。

もうかなり、十数年前の話ですから、あなた方が県庁に入っておられたのか、入っていらっしやらなかったのか。しかし、先輩たちが実績は書類として残しているはずですから、そういう点については十分承知の上で、長崎べっ甲問

題については、ただいま検討をし、推進をし、やろうとしておられるのであろうと、そういうふうに思っておるものですから、あえて、そこら辺のことについて何か参考になるような、その後の変化というか経過というか、そういうものがあるならば、現在の時点までの経過を報告してもらいたい、そういう行動を起こしたことは事実ですから、それも参考にせにやいかんからお聞きしておきたいと、こういうふうに思うわけですが、どうでしょうかね。

【古川産業労働部長】今回、部長説明に上げさせていただいております伝統的工芸品でございます。宮内委員がおっしゃいましたように三川内焼、波佐見焼は、以前から伝統的工芸品ということで国の指定をいただいております。

一方で長崎べっ甲でございますが、その辺の願いはずっと考えておったんですが、今回、1月26日に、伝統的工芸品ということで指定を受けたということでご報告をさせていただいています。

この長崎地域にとって特色あるべっ甲、昔から続いている工芸品でございますので、この大切さは私どもも重要性は認識をいたしております。

そういうことで、先ほどご紹介くださいましたように、県議会のお力もいただいてキューバまで行っていただいて、資材が大事でございますので、その辺のご努力をお願いし、取組をさせていただいたということで感謝を申し上げる次第でございます。

資材の関係で申し上げますと、ワシントン条約でタイマイが輸入できないような状況が続いております。そこは変わっておりませんが、今回、国の伝統的工芸品と指定を受けたことで、養殖関係の事業も国の支援を受けながら取組

むことができようかと思っておりますので、在庫がまだあると聞いておりますけれども、養殖の取組をしっかりと進めてもらうことで、この長崎べっ甲、伝統的工芸品をしっかりと守っていききたいと、そういう努力を引き続きやってまいりたいというふうに考えているところでございます。

【宮内委員】それはわかりましたけれども、キューバのタイマイはもう完全に外して、ワシントン条約等々との問題があるから外して、長崎県独自でべっ甲工芸品として。

波佐見焼や三川内焼は、本県の、あるいは佐賀県の協力があればできるわけですがけれども、何せ材料がですね。

材料は、日本の水域、海域、領域内で十分確保することが非常に困難であったという時期がかなり長期にわたって続いている、今日までも続いているというふうに私は思いますがね。そこら辺を抜本的に解決せんことには、長崎べっ甲を三川内焼や波佐見焼と同じように、並列的に並べても差し支えないように、十分に県内、県外、国内、国外に長崎べっ甲というものを伝統工芸品として供給することは、資材を確保するという点で、波佐見焼や三川内焼と同じような容易さというか、困難性はあまり変わりなくやれるものなのか。

その後、そういうことが改善されて、べっ甲にぼんぼん使うだけの豊富な材料がどんどん供給される、小笠原でもキューバからでも、どんどんくるようになったのかなという感じがちょっとするので、そこら辺はどうなんですか。

【古川産業労働部長】先ほどご答弁申し上げましたが、ワシントン条約で輸入が全くできない状況になっておりまして、ここが変わる、輸入できるような状態になるということは現時点

では見込めない状況でございます。

そういうこともございまして、在庫があるうちに何とか資材を確保するという事で、養殖事業が今、研究等を進めておりますので、その辺でしっかり、引き続き資材の確保につながるように、私どもも業界団体と一緒に取組を進めてまいりたいと思っております。

【宮内委員】そういう国外との条約が依然として変わっていないということであるならば、少なくとも日本国の権限が及ぶ海域、水域内でのウミガメの、べっ甲の資材の確保が十分保障されないという、これは順番がですね。長崎べっ甲、三川内焼、波佐見焼という順番になっていますが、これはどういう意味でこういう順番になったのか、私はわかりませんけれども、察するに、なかなか困難性が高いところから順番に書かれたんじゃないかなという感じが、私としては。そういう前段申し上げたような過去の経過があるものだから、なかなか相変わらずべっ甲の材料の確保は難しいんだと、だからこれが一番最初にきたんだと、こういうふうに私自身は私なりに考えたわけですが。

その点は今後、この第1番に「長崎べっ甲」と打ち出されても差し支えないほど、確保する見込みというか見通しというか、そういうものは業界との関係等々は十分とられるとは思いますが、我々の耳に入ってくる限りにおいてはなかなか、希少性というか、数が少ないというか、獲得する量が少ないというか、繁殖力がそれほどでないというか、あるいは深海でなかなか、そこまで技術的に及ばないというか、そういうような問題点等々があって、べっ甲の問題については若干、焼物、陶器、チャイナウェア等と同等、同列に並べることはできないような困難性があるやに承っておりますけれども、

その辺についてはどうなんですかね。

【古川産業労働部長】委員のおっしゃいましたように、長崎べっ甲資材の問題というのは、今後の伝統工芸品を守っていく上で非常に重要な要素だというふうに思っております。

今回ここに記載させていただいておりますのは、やっと1月に指定を受けたと、その部分をご報告をしたいということで長崎べっ甲を上げております。三川内焼、波佐見焼も伝統的工芸品として非常に大事でございますので、この指定を受けた3つの工芸品については、県としてもしっかり取組を進めてまいりたいというふうに思っております。

【宮内委員】指定を受けたというのはわかりますけどね、ここに書く以上は、やはりそれ相応の確保が可能であるというような確証がなければね。

ここに書くだけでは、なかなかそれを実現すると、前進をさせると、伝統的に国内外に知られる長崎べっ甲というものは、今後も永続的にずっと続く可能性があるというような保障がなされるだけの原材料が確保できるという何らかの形の確証がなければ、ただ打ち出されただけではですね。議会としても、どうすればいいのか、何をすればいいのか、どことどういような交渉をもってバックアップをすべきなのか。

それは、波佐見焼や三川内焼とは、何せ海底何百のタイマイ確保を前提の話ですから、そこら辺はもう少し何か、ふわっとした考え方じゃなくて確信をもって。あなた方が我々にそういう要求をされることに対して我々は、「いや、それは確かにそうだ、立ち上がって、いっちょやってみよう」というような気持ちになるような材料がなからんとですね。

波佐見焼や三川内焼ならば、それは年がら年

じゅう私どもは見て、よく知っていますから、それはどんどんできますよ。しかし、こと、べっ甲というのはちょっと、そこら辺とは感度が違うとじやなかですか。どうですか。

そこら辺をもうちょっと明確な、何らかの国際間の、あるいは国の、そういうものの材料の確保等々について確信があるというような何かがあればですね。領海をおかして、侵犯をしてどんどんやれというようなことを奨励をするというようなことは、まさか通産省としても、あなた方としてもやれるわけでもないでしょうからね。

とりようによっては、相手側にしてみれば、こんなことをどんどん奨励しよると、どんどんどんどん、領海侵犯してでも構わんから、タイマイをよそから取ってこいと、そして伝統の長崎べっ甲を残すべきであると、盛んに日本は氣勢を上げているぞ、なんていうようなことが伝わることは、あまりいいことじゃないんじゃないかなということを危惧するからですね。そこら辺についてはやはり。

長崎だけで獲れるものであれば話は別ですけども、従来そうではなかったですから、だから私は、その点を危惧して申し上げているわけです。長崎だけのべっ甲なんていうものでは、とてもじゃないけど、べっ甲を三川内焼や波佐見焼と同じのごとやると言っただけ、そう簡単なものではないですよ。実態は簡単なものではありませんよ。そこら辺はどういうふうに部長は考えておられますか。

【宅島委員長】 休憩します。

— 午前11時15分 休憩 —

— 午前11時16分 再開 —

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

【古川産業労働部長】 宮内委員のご指摘のとおり、伝統的工芸品「長崎べっ甲」につきましては、資材の確保ということが非常に重要な問題でございますので、この点につきましては、業界団体ともしっかり連携しながら、確保に向けて努力をしてまいりたいというふうに考えております。

【山田(博)委員】 ベっ甲の件で、関連してですね。

先ほど、宮内委員からいろいろご質問があったんですけど、べっ甲の材料は、保管しているということでありまして、大体どれぐらいの保存料があるのか、それをまず明らかにしてもらえますか。

【櫻井食品産業・産地振興室長】 業界の方で調査をしておりますけど、正確な数字というのは、なかなか出ていないような状況です。

【山田(博)委員】 先ほど、産業労働部としては、これだけのべっ甲の伝統として、原材料の確保が難しいという中で、今はありますよと、心配せんでいいですよという話があったからですね。今、現時点ですよ、確保していますと。じゃあ、どれぐらいの。現在の需要からすると何年分の保管があるかということを明確にお答えできる状況にあると私は思っていたんですけど、今はわからないんですか。

【櫻井食品産業・産地振興室長】 調査をしても全数の回答というのがなくてですね。ですから、正確にこれだけあるんだというのはなかなかわからないんですけども、調べている範囲の中では、10年以上はあるというふうには聞いております。

ただ、それは毎年の使用量によっても当然変わってまいりますので、それはご了解いただきたいと思います。

【山田(博)委員】そこは明確にですね。今、10年以上は大体確保しておりますということをお話ししないと。

だから宮内委員が、キューバに行った話をするわけですよ、ずっとですね。それを言えば、宮内委員も「ああ、わかった」となったわけですよ。そういったことを、ね、櫻井室長、議会の答弁をしっかりと勉強したらいいんじゃないかなと思って質問しました。

続きまして、長崎県公共施設等総合管理基本方針というのがあるんですけど、部長はこれをご覧になったことがありますか。基本方針というのがあるというのはご存知ですか。

産業労働部の所管している建物がありますよね。工業技術センターとか、そういった施設の、簡単に言うとこれは、リニューアルとか更新をどのようにしたらいいかということの基本方針が載っているんです。

ずっとこれを拝見しているんですけど、農林部と水産部、土木部とか教育委員会とか警察は載っているんです。施設の方針に、産業労働部の所管している建物が入っているかどうか、調査を受けたかどうかということをお尋ねしたいと思います。

【宅島委員長】 暫時休憩します。

— 午前11時20分 休憩 —

— 午前11時21分 再開 —

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

【山田(博)委員】 先ほどの質問に関しては、ほかの質問をしている間にお答えいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、これは海洋・環境産業創造課になると思うんですが、今、中国が、尖閣諸島のEZ内、日本のですね、海底調査を63件やって

いると聞いております。されているんです。

その一方で、経済産業省に日本全国から海底調査の許可の申請をしていると、なかなか下りないと言っているんです。

現在、長崎海域内で、こういった海底調査を国に対して要望をしている件数とか地域を把握しているか、把握していないか。把握しているんだったら、具体的にお答えいただきたいと思っています。

【森田海洋・環境産業創造課長】 海域の、特に海底資源等の調査については、国の取組として存在しているということは承知しておりますが、県内周辺でそういった箇所の要望がどれぐらいあるかとかということについては、把握はしておりません。

【山田(博)委員】 じゃあ、次の委員会までに調べていただいて、報告していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、今、五島市沖合の洋上風力発電事業に関して、3つ、私に地元から話がきております。

1つ目は、洋上風力発電事業の施設、または建設工事で放出される水中音が海生生物に与える影響はどのようになっているか、その対策を具体的に示してほしい。

2つ目は、建設後における海の潮流変化による海生生物への影響を調査して、具体策を示してもらいたい。

3つ目が、洋上風力発電建設によって、漁業制限区域に発生する、海域での漁業者の所得が減少するおそれがあるので、その具体的な解決策を示してほしいという要望等がきておりますので、これに関して次の委員会までに、海洋・環境産業創造課長、示していただきたいと思いますんですが、いかがですか。

【森田海洋・環境産業創造課長】 五島で検討されております浮体式洋上風力の事業につきましては、環境アセスメントの手続が始まっておりまして、第1段階である配慮書につきましては終了し、現在は方法書という段階に入っておりますかと思ひます。

そういった中で、先ほどの水中音の件や建設後の潮流の件については検討されていかれる、環境に関わることにについてはアセスメントの中で対処をされていくものかと思ひております。

3点目の制限区域に発生する支障等につきましては、事業者の事業に伴って生じるものについては事業者が対応するものであるという考え方でございますが、それとはまた切り離して、水産部でも、洋上風力の浮体を活用した新たな事業モデルということも考えていただいておりますので、そういったことも視点に入れまして、次の委員会までにということでございますので、しっかり勉強してまいりたいと思ひます。

【山田(博)委員】 いやいや、勉強するのはいいんですよ。私は、報告してもらえるか、もらえないか、お答えいただきたいということです。勉強するのはいいんですよ、勉強するのは。報告していただけますか。

【森田海洋・環境産業創造課長】 よく検討いたしまして、ご報告できるものについて逐一、委員会でご報告をさせていただきたいと思ひます。

【山田(博)委員】 では、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、産業労働部もいろんな企業とか団体に補助金を支出されると思うんですが、委員の皆さん方もぜひ理解していただきたいことがありまして。

長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱というのがあるんです。実はこれに、補助金

とかなんとかは含まれていなかったんですね。それを、補助金もしっかりとですね、補助金とか。

今までは公共事業で建設工事が主だったんですが、物品の購入、業務の委託とか役務の提供、公有財産の貸付け、売払いとか、その他契約を締結する、及び補助金等の交付を対象にしたんです。これを私は1年間かけて徹底的に、危機管理監をお願いして、しっかりとやっていただきたいという話をしたんですが。

これに関して、実は、暴力団等排除審査会を構成する委員の中に産業労働部は入っていないですね。

これをつくりまして、今年の4月1日から新たに施行されるようになっていんですが、この施行された要綱が見直されたというのをご存じかどうか、また、どこまで把握されているか、お答えいただきたいと思ひます。

【山下産業政策課長】 委員ご指摘の部分の照会については承知しておりますけれども、具体的な中身まで、申し訳ございません、私の方では把握しておりません。

【山田(博)委員】 これはぜひですね、産業政策課長、今年の4月1日から施行するとありますけど、この要綱をしっかりと周知をしていただきたいと思ひております。部長もあまりまだご存じなかったんでしょうからね、しっかり勉強していただいて、やっていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、最後になると思うんですが、今、国の方で国有財産の売払いで問題になっているんですが、かつて時津にショッピングセンターがあったんですね。そのショッピングセンターの財産が、県の融資があったということで、最終的にはこれは裁判所で売却したわけですね。

これは間違いございませんね。間違いはないかどうか、それをまずお答えいただきたいと思います。

【荒田商務金融課長】未収金がございましたものですから、売却をし、回収をしております。

【山田(博)委員】これは、担当は商務金融課長でよろしいんですか。

【荒田商務金融課長】はい、商務金融課の所管でございます。

【山田(博)委員】商務金融課長、これに関していろんなやり取りがあったと思うんですが、今、このやり取りがあった記録は保管されているか、保管されていないか。これは特に議員とのやり取りがあるか、ないか、それだけお答えください。

【荒田商務金融課長】ご相談を受けたことがございます。

【山田(博)委員】だから、記録があるか、ないかというのをお答えいただきたいと思います。（「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

【宅島委員長】暫時休憩します。

— 午前11時29分 休憩 —

— 午前11時30分 再開 —

【宅島委員長】委員会を再開いたします。

【山田(博)委員】じゃあ、今はないでしょうか、次の委員会にですね。

いいですか、平成25年からこの問題がですね。恐らく県当局に記録があると思いますから、議員とのやり取りのですね。個人情報もあるでしょうから、名前は伏せて結構ですから、委員の皆さん方に提供していただきたいと思います。よろしいですか、次の委員会の時にですね。商務金融課長、よろしいですか。これをしっかりと明確にお答えいただけますか。

【荒田商務金融課長】はい。しっかり資料を確認いたしまして、次の委員会にご報告できるようにしたいと思っています。

【山田(博)委員】ぜひ、よろしくお願いいたしますと思います。

先ほどの公共施設等総合管理基本方針に関しては、いかがだったですか。わからなければ、次の委員会でも結構ですから、お答えいただけますか。

【山下産業政策課長】今の部分の照会については承知しておりますけれども、なぜ当部の分がその部分に掲載していないか、そういった具体的なところまで把握しておりませんので、それはまた別途、ご説明したいと思います。

【山田(博)委員】産業政策課長、ぜひ調査をしていただきたいと。私が把握した中では、見たんですけど、その中になかったものですから、ぜひ、どういうことか調べていただきたいと思うんです。産業労働部の所管にも立派な公共施設があって、しっかりと見直すべきところは見直さないといかんわけですからね。

産業労働部長が財政課の時に、なんでこれは。平成27年12月につくっているんですよ、これ。その時に財政課長は、おらんやったですね。もう部長になっていたんですね。大変失礼いたしました。出世が早いものですからね。わからなかったですね。

商務金融課長、私もこういった大事な資料は持っていますから、もしわからないことがありましたら、遠慮なく私に尋ねていただければ、しっかりと提供するものは提供いたしますので、よろしくお願いいたします。

最後に、先ほど言った、長崎県が行う各種契約等への暴力団等排除要綱とあるんですが、これは、危機管理監が各課をまたがってつくった

要綱でございますので、単なる建設工事だけが対象になっておりましたけど、各種契約、要は全て網羅するようにですね。

網羅されていなかったんです。されていなかったんですよ。極端に言うのですね、皆さん方のいろんな補助金とか、いろいろする時の団体を守るための要綱をつくったんですから、そこはぜひ、しっかりと活用して、周知をして、今後の業務に活かしていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

これは多分、こうされていなかったというのをほとんど気づかなかったと思うんですよ。多分、皆さん方もですね。

なんでこういうのをつくったかという、そういった補助金とか、いろんな売払いとか、貸付けした時に、万が一暴力団関係者がおった時に、その契約の解除とか見直しができないんですよ。これがあればできるわけですから。そういったために危機管理監に言ってつくったわけでございますので、ぜひ、今後の業務に活かして、皆さん方がしっかりと県民視点に立った業務ができるよう、こういうふうなのがありますので、ぜひ周知徹底をして頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【宅島委員長】 ほかにございませんか。

【麻生委員】 私は、雇用関係についてお尋ねしたかったです。9ページにありますけれども。

この前、諫早の、ある中堅の社長と話をしていた時に、もちろん今、人手不足で、求人がありますよね。高校生に対する求人の要望を自分たちも上げるんだけど、学校を訪問するのもそうだけど、やっぱりハローワークに出さなくちゃいけないと、両方出す必要があるんですよ。

ただ、こういう中小企業になると、人事課とかなんとかいなくて、社長自ら訪問せにゃいか

んと、そういう業務が多忙でなかなか。

今はワンストップでいろいろされているとは思いますが、現場の声だったので聞いてほしいと思うんです。

そういう形で、自分たちで回らないといかん、学校も回らないといかんと、なかなかそういうことで説明が不足がちなんですよ。大手の企業さんは人事担当がおって、条件を含めて各学校を手分けして回っていらっしゃるという状況で、なかなか自分たちの状況を説明できないと言われていました。

思いはですね、今お尋ねしたかったのは、0.6ポイント上がりましたと言うけど、今後、県としてどのくらいまで、62%になりましたけど、県内就職率をどこまで上げるのか。今、Nなびだとか、説明会をされていますよね。

特に、ものづくり関係については高校生。その社長いわく、熱心にされているのは私立の高校ですと。どっちかという、県立の工業高校関係に比べると、本当に就職担当の人が一生懸命なんですよという話もされていました。

ですので、そういう意味では、今回は62%だけど、今後、少子化もありますので、県として何パーセントぐらいまで目指していこうと。

あと、県立の大学ですね、県内の大学の就職率を含めて、マッチングの問題もあるかもしれませんが、どこまでやられるのか、お尋ねしたいと思います。

【松本雇用労働政策課長】 委員ご説明がありましたように、私どもも、高校生の県内就職率、基準年の平成26年の段階で57.7%だったわけですが、それを平成31年度までに65%にまでもっていこうということを大きな目標にしております。

委員が言われましたように、高校生につきま

しては、まずハローワークに求人票を出します。そこで受付をしていただいて、それからという話になってまいりますので、必ず高校生の場合は求人票をハローワークに出すという順番になっております。

実際の就職、求人票が解禁されるのは9月中旬以降ですので、それから実際の面接とかとなっていくんです。

金曜日にも若干お話ししたんですけれども、実際の高校生の就職をどの段階で決定していくかと申しますと、高校3年生の夏休みの段階です。3者面談という形で、10月とか9月じゃなくて7月の段階で、どういった企業に決めていこうかと話します。当然その前から自分たちで考えていくとは思いますが、そういったところを見込ましてですね。

一方で企業側としては、求人を出すタイミングがうまくこれまで伝わっていなかったというのがありまして、7月末までに必ず求人票をハローワークに出していただくというところが、全国平均に比べますとかなり下回っておったと。全国では8割ぐらいあったのが、6割台ぐらいだった。そこをまず、この数年の間はですね。

求人票を出さないことには、生徒さんたちも企業の判断ができないというところがありますので、そこをしていこうと。そこあたりを、中小の企業の方々は特にかもしれませんけれども、ご存じなかったところもあって、そこについては一定、全国並みにまでは、ここ1～2年の取組の中で、求人確保キャンペーンという中で一定進んできた。そういったことが、今の県内就職率のアップにつながってきているとは思っております。

あともう一つは、求人票の出し方です。そこも生徒さん方は見るわけなんです。ですから、

何とかの事務職、こういうことと書くだけじゃなくて、こういったところ等をやっていくんですよとか、少しわかりやすく書けるように、もちろん票の範囲内にはあるんですけれども、そこあたりが大手さんはうまかったりしますから、そういったところも必要になってまいります。

学校に行って、自分の企業はこういうことですよと先生方にわかっていただくことが、ある意味ではPRにもなるので、そういったこともぜひ必要ではないかと思っております。

そういったことも含めて、企業訪問であったり、合同企業説明会を平成29年もやっていこうと思っております。ぜひそういったところにも参加していただきたいし、あるいは名刺交換会みたいな形で、企業の社長さん方と先生方との名刺の交換をすとか、いろんな形で企業のPRをしていくような形で取り組んでいこうと思っております。最初に申し上げましたけれども、目標としては65%まで上げていこうと思っております。

大学につきましても、これはCOCプラスということで、政策企画課で国の交付金もいただきながら、県内の地域のニーズに応えるような学科の開発も含めて、県内5大学が集まって、地域の若者の育成をするとともに県内に定着させようという試みをしております。そういった中で取り組んでおりますので。

我々としましても、よく企業面談会とかで聞く話といたしましては、大学生になっても、なつてもというのは言い方に語弊がありますが、県内にどういった企業があるかわからないというところがありましたものですから、Nなびをつくって、企業情報をどんどん出していこうということをやってまいりますし、また、

企業説明会を、3年生の段階でやっていこうと。そういった形で早く、県内にこういった企業があるかと説明していこうということで、今後もし取り組んでいきたいと思っております。

【麻生委員】 ありがとうございます。65%ということ。

私が中小企業のオーナーの方と話していたら、人事もせにやいかんし、工場管理もせにやいかん、生産もせにやいかんと。自分たちの少ない人数でやらんばいかんし、業績が今後見込みがあるかという、大手と比べるとなかなかそこが難しい面もあると思うんです。だから、今、集団面接といいますか、企業を含めてやってもらっていることについて、細かくぜひお願いしたいと。

もともと地元で就職したいという潜在ニーズは高いものがあると思うんです。ぜひマッチングをやっていただいて、中小の小さいところも訪問してもらって、そういう将来的な計画をしっかり立ててもらいながら、高校生が就職できるようにお願いしたいなと。

どうしても今は人材不足で、団体関係というところの会社の社長から、自分のところで広告、DVDをつくって各方面に持って行っても、なかなか人が集まらないんですよという話を聞いているんですよ。今後、県内の企業でも中小企業でも、人材不足といいますか、今後、そういう世代の段階からとらないと、将来的な人材もできませんし、技術系においては5年10年と育てていかないと一人前になりませんので、そういう展望をしっかり後押しをできるというような形で取り組んでいただいて、しっかり地元に残ると、そういうコンセプトに取り組んでいただきたいということで要望しておきたいと思しますので、お願いします。

【宅島委員長】 ほかにございませんか。

【山田(博)委員】 先日、週末に地元に戻りましたら、デザインのことで地元の中小企業の方が大変悩んでいらっしやいまして、デザインの出前講座なり、しっかりとやっていただきたいと要望が強かったものですから、企業振興課長、ぜひ橋渡しをしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それは大丈夫ですよ。予算がないとか、規格外だとか、予想外だとかといって、できませんということは全くありませんよね。そこだけ確認をしておきたいと思っております。

【貞方企業振興課長】 ただいまの委員の要望でございますが、そういった声があることを十分踏まえまして、離島で積極的にそういった開催をしていこうということで、窯業技術センターにデザインの指導部門もございますので、現在、話をしているところでございます。

【山田(博)委員】 ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【宅島委員長】 ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ほかに質問がないようですので、これをもって、議案外所管事務一般に対する質問を終了いたします。

それでは、産業労働部関係の審査結果につきまして整理したいと存じます。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時44分 休憩 —

— 午前11時44分 再開 —

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

以上をもちまして、産業労働部関係の審査を終了いたします。

午後は、1時30分から水産部の審査を行います。

す。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時45分 休憩 —

— 午後 1時31分 再開 —

【宅島委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、水産部の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から幹部職員の紹介を受けることといたします。

【熊谷水産部長】前回の概要説明に出席しなかった理事者を紹介したいと思います。

（幹部職員紹介）

以上でございます。

【宅島委員長】それでは、これより審査に入ります。

【宅島分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

水産部長より、説明をお願いいたします。

【熊谷水産部長】それでは、お手元にお配りしております平成29年2月定例県議会予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料、水産部の1ページ目をお開きいただきたいと思います。

水産部関係の議案につきましては、第1号議案「平成29年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第6号議案「平成29年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算」、第9号議案「平成29年度長崎県長崎魚市場特別会計予算」、第13号議案「平成29年度長崎県港湾整備事業会計予算」のうち関係部分、第47号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分、第52号議案「平成28年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）」、第58号議案「平成28年度長崎県港湾整備事業会計

補正予算（第3号）」のうち関係部分でございます。

本県の水産業は、造船、漁業資材、流通及び加工等の幅広い関連産業を支え、特に離島部においては、地域の経済・社会の維持に大きな役割を担う重要な基幹産業でございます。漁獲量減少や魚価安等による漁労収入の減少や漁業就業者の減少・高齢化などにより大変厳しい状況にあります。

このような中、県におきましては、平成32年度を目標年度とする「漁業を担う人材を確保し、地域の柱となる力強い水産業の育成を目指す」を基本理念とした新たな「水産業振興基本計画」を本年度からスタートさせたところであります。この計画においては、「収益性の高い魅力ある経営体の育成」、「浜・地域の魅力を活かした水産業の活性化と就業者確保」、「国内外での販路拡大と価格向上」、「漁業生産を支える豊かな漁場・安全で快適な漁村の環境整備」を基本目標としており、これらの目標達成のため、経営力強化に向けた指導・支援、浜の活力再生プランに基づく活動推進、就業者確保対策等の充実・強化、海外や大消費地への販路拡大を目指した流通加工対策、資源管理の高度化、藻場回復等による漁場づくり、漁港整備や浜の環境整備等の施策を総合的に推進しております。

平成29年度当初予算におきましては、これらの施策のより効果ある展開を図るため、本県水産業の将来を見据え、水産業の維持・発展のため緊急に解決すべき課題等に対し、新たな事業を立ち上げるとともに、本年4月から施行されます有人国境離島法にかかるさまざまな国の予算や地方創生交付金等を活用し、必要な予算を計上いたしました。

それでは、まず、第1号議案「平成29年度長

「崎県一般会計予算」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳入は、合計で114億1,417万5,000円でございます。歳出は、合計で203億2,714万4,000円、それぞれ計上いたしております。

3ページ目をご覧ください。

歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

水産業の収益性向上・活性化支援について。

経営改善計画に基づき、所得向上を目指す漁業者自身が行う取組への支援に加え、漁業者の所得向上に不可欠な漁協等の取組や施設整備を支援する経費として、新水産業収益性向上・活性化支援事業費1億2,641万6,000円を計上いたしております。

離島漁業再生支援について。

離島の漁業集落が行う漁場生産力の向上や新たな漁法導入等の漁業再生活動、新規就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組、特定有人国境離島地域の雇用を創出するための取組等を支援する経費として、離島漁業再生支援事業費9億3,824万3,000円を計上いたしております。

4ページをお開きいただきたいと思います。

養殖産地育成計画の総合的な推進について。

養殖業者の所得向上及び雇用拡大を推進するため、各産地の将来目標・取組内容等を取りまとめた「養殖産地育成計画」の策定及び実践に加え、各計画の中核グループの協業化に向けた取組に対する支援を実施する経費として、養殖産地育成計画総合推進事業費5,005万9,000円を計上いたしております。

5ページ目をお開きください。

漁業取締について。

水産資源の保護及び漁業秩序の確立を図るため、漁業取締船と航空機による適正操業の指導

や海上保安部、県警などとの連携による漁業違反の取締りに要する経費として、漁業取締費5億7,955万7,000円を計上いたしております。

漁業就業者の確保、育成対策について。

漁業就業者の確保・育成を図るため、関係機関等と連携し、浜の魅力発信による新規就業者の呼び込み、就業前後の技術習得研修等の実施に要する経費として、浜の魅力発信・漁業就業促進総合支援事業費8,533万6,000円を計上いたしております。

水産経営支援について。

経営改善や新たな事業展開を目指す漁業者に対して、関係機関と経営サポートセンターが連携して指導・支援を行い、国・県の補助事業活用促進などにより、強い漁業経営体づくりを推進する経費として、水産経営支援事業費1,011万7,000円を計上いたしております。

雇用型漁業の育成について。

定置網漁業、中小型まき網漁業について、生産設備の導入・改善や加工・流通・観光等を一体的に取組む優良な経営モデルづくりを推進するための経費として、雇用型漁業育成支援事業費1億1,207万8,000円を計上いたしております。

県産水産物の販売・流通強化について。

長崎県水産物の流通強化及び漁業者の所得向上を図るため、生産加工・流通を担うグループの形成を推進するとともに、新たな商品開発、販路開拓、販売促進PR及び品質管理体制の向上に要する施設の改修などを行い、大消費地の量販店等のニーズへの対応を推進するための経費として、市場ニーズに対応した加工・流通対策事業費7,484万9,000円を計上いたしております。

水産物の輸出対策について。

水産物の輸出拡大を促進するため、現地のニ

ーズを踏まえた魚づくりのための市場調査の実施とともに、現地でのPR、衛生管理体制の充実、新たな輸送ルートの試験等を実施するための経費として、輸出拡大に向けた流通・販売強化事業費4,889万2,000円を計上いたしております。

7ページをご覧ください。

水産基盤整備について。

1 公共事業。

漁港・漁場・漁村・海岸整備については、国直轄事業も含め、水産資源の維持・回復、水産物の品質・鮮度維持と安全性確保、持続的な漁業生産力の確保、災害に強い漁港漁村の形成を推進することとし、これらに要する経費として、漁場水産基盤整備費で、水産環境整備費等42億8,692万8,000円、県営漁港水産基盤整備費で、水産流通基盤整備費等59億648万5,000円、市町村営漁港水産基盤整備費で、農山漁村地域整備交付金事業費等25億741万5,000円を計上しております。

2 単独事業。

県単独事業については、修築・維持補修事業により漁港及び海岸の整備を図るとともに、漁港の管理、調査に要する経費として、県営漁港水産基盤整備費で漁港施設維持補修費等3億4,505万5,000円を計上しております。

3 漁港災害復旧事業。

漁港災害復旧事業については、平成29年の災害に迅速に対応するための経費として、29年災害復旧費1,000万円を計上いたしております。

8ページをお開きください。

藻場回復等の推進について。

行政・研究機関・民間・漁業者等が連携し、藻場回復技術の検証、技術普及啓発、漁業者等による活動組織の育成と取組の支援を行い、藻

場回復を推進する経費として、藻場回復等総合推進事業費6,380万円を計上いたしております。

続きまして、債務負担行為の主な内容については、記載のとおりでございます。

次に、第6号議案「平成29年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算」についてご説明いたします。

9ページでございますが、歳入、歳出それぞれ合計1億5,429万7,000円を計上いたしております。

これは、沿岸漁業者等が自主的にその経営や生活環境を改善するため、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金を無利子で貸し付けるものであります。

次に、第9号議案「平成29年度長崎県長崎魚市場特別会計予算」についてご説明いたします。

歳入・歳出それぞれ合計2億3,168万7,000円を計上しております。

これは、長崎魚市場の維持・管理並びに生鮮水産物等の取引の適正化等を図るための経費でございます。

10ページをお開きください。

債務負担行為については、記載のとおりでございます。

次に、第13号議案「平成29年度長崎県港湾整備事業会計予算」の関係部分についてご説明いたします。

収益的収入では、平成29年度に土地売却が見込まれる土地売却収益等として8,780万円、収益的支出では、完成土地の維持管理経費、土地売却収益に伴う土地売却原価等として、8,349万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、第47号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」の関係部分についてご説明いたします。

11ページになりますが、歳入は合計で15億2,541万1,000円の減、歳出は合計で15億3,483万2,000円の減をそれぞれ計上いたしております。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

地方創生拠点整備交付金事業等についてでございます。

未来への投資に向けて、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、施設整備等の取組を推進するために創設された地方創生拠点整備交付金を活用し、総合水産試験場及び栽培漁業センターの基盤整備等を実施するため、総合水産試験場運営費5億6,467万5,000円の増、栽培漁業センター事業費3億1,233万5,000円の増をそれぞれ計上いたしております。

主な内容につきましては、後ほど漁政課長から補足説明をさせていただきます。

12ページをお開きください。

水産基盤整備等についてでございます。

事業費の精算見込み等に伴いまして、漁場水産基盤整備費で水産環境整備費等2億3,345万8,000円の減、県営漁港水産基盤整備費で水産生産基盤整備等10億2,979万5,000円の減、市町村営漁港水産基盤整備費で農山漁村地域整備交付金事業費等7億1,137万2,000円の減をそれぞれ計上いたしております。

繰越明許費につきましては、記載のとおりでございます。

13ページ、債務負担行為についてでございます。

債務負担行為については記載のとおりであり、後ほど漁港漁場課長から補足説明をさせていただきます。

次に、第52号議案「平成28年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

歳入・歳出それぞれ、合計1億7,706万8,000円の減を計上しております。

これは、貸付見込額の減等に伴うものでございます。

14ページをお開きください。

第58号議案「平成28年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第3号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

土地売却収益等の増に伴い、収益的収入で3,046万3,000円の増、土地売却原価等の増に伴い、収益的支出で4,341万8,000円の増を計上しております。

また、国庫補助金返還に伴い、資本的支出で51万1,000円の増を計上いたしております。

最後に、平成28年度予算につきましては、本議会に補正をお願いいたしておりますが、国庫補助金等になお未確定のものがあり、また、歳出面でも年間の執行額確定に伴い整理を要するものがあります。

したがいまして、これらの調整、整理を行うため、3月末をもって、平成28年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、あらかじめご了承を賜りますようお願いいたします。

なお、お手元にお配りしております資料1「長崎県水産部主要施策の概要について」は、2月21日に実施した農水経済委員会でお配りした資料と内容が重複いたしますことから、補足説明は省略させていただきます。

以上をもちまして、私からの説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

げます。

【宅島分科会長】 ありがとうございます。

次に、漁政課長及び漁港漁場課長より補足説明をお願いいたします。

【西漁政課長】 私から、地方創生拠点整備交付金事業について、補足して説明させていただきます。

お手元にお配りしております「予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料 平成28年度2月補正予算（案）地方創生拠点整備交付金事業主要内容」の1ページをお開きください。

まず、総合水産試験場運営費でございます。この事業は、クロマグロ人工種苗の生産技術と高付加価値で優良なトラフグの育種等を推進するため、総合水産試験場の施設整備を実施するもので、事業費は約5億6,500万円でございます。

続きまして、右側でございますが、栽培漁業センター事業費でございます。この事業費は、クエ等の高付加価値魚種の生産拡大を図るため、栽培漁業センターの施設整備を実施するもので、事業費につきましては約3億1,500万円でございます。

交付金事業の補足説明は以上でございます。

【中田漁港漁場課長】お手元に配付しております農水経済分科会補足説明資料、「平成28年度2月補正（ゼロ国債）予算（案）について」に基づきまして、水産基盤整備事業のゼロ国債の設定内容についてご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

ゼロ国債につきましては、本議会でご審議いただいている翌年度予算のうち国庫補助事業の一部について、今年度の支出を伴わずに前倒しして発注するために、国の承認を得て設定する国庫債務負担行為でございます。

設定の主な目的としましては、翌年度の予算

事業の前倒し発注を行い、端境期である4月、5月の事業量を確保するなど、発注の平準化を図ろうというものでございます。

設定額としましては、県予算ベースで4億7,700万円を計上しておりまして、前倒し発注が可能な事業で、水産物の出荷時期や台風等の波浪の影響の少ない時期などに実施すべき箇所の県営漁港7カ所を設定しています。

2ページ目に代表的事例を記載しております。

荒川漁港におきましては、現在、定置網漁業や養殖業の作業基地を整備中でありまして、先行して整備中の防波堤について、冬季風浪の影響を受ける前に本体ブロックの製作から据え付け工事までを完了しようというものでございます。

また、星鹿漁港におきましては、養殖作業基地の静穏度を確保するために防波堤を延伸しており、養殖魚の出荷作業等に影響が出ない時期までに地盤改良工事を完了しようというものでございます。

今後とも、早期の経済効果発現のため、早期発注、早期完成に向け努力してまいります。

以上をもちまして補足説明を終わります。

よろしくご審議のほど賜りますようお願いいたします。

【宅島分科会長】 次に、提出のありました政策等決定過程の透明性等の確保に関する資料、政策的新規事業の計上状況について、説明をお願いいたします。

【西漁政課長】 続きまして、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料の政策的新規事業の計上状況のうち、水産関係について説明をさせていただきます。

お手元にお配りしておりますA4縦長の表紙

に「農水経済委員会提出資料 政策的新規事業の計上状況」と記載された資料をご覧くださいと思います。

1ページをご覧ください。

水産部関係の新規事業、1ページの一番下に記載しております漁業振興課の養殖産地育成計画総合推進事業費でございまして、当初は7,781万8,000円を要求いたしておりましたが、査定によりまして2,775万9,000円減額となり、5,005万9,000円を予算として計上いたしております。

減額の主な理由は、養殖産地計画の作成・実践等に要する経費につきまして精査したものでございます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

【宅島分科会長】 ありがとうございます。

以上で予算議案に対する説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【松島委員】 まず、養殖産地育成計画総合推進事業5,000万円。

概ね、水産の全体的な事業を見せていただいて、非常に期待するもの、ちょっと気になるものを取り上げます。

新規で今度、5,000万円の養殖産地育成計画総合推進事業、漁業振興課、事業説明もいただきました。簡単に言いますと、他県の養殖業は、養殖漁場が集約していて経営が比較的大規模であるが、一方、長崎県は逆であると、養殖漁場が点在しておって経営体も小さいと、そういう現状を踏まえた事業であると。ふむふむ、なるほどと、この事業をしっかりとっていただきたいと思うわけですが。

ちょっと確認させていただきたいのは、この事業を利用するためには、大ざっぱに言ったら計画を策定してやるわけでしょうが、協業化計画に対する支援と、皆さんはそんなふうに書いてあります。協業化計画に対する支援、これをもう少し具体的に教えてください。

【高屋漁業振興課長】 今、委員がおっしゃったとおりの背景でございまして、この計画をつくるに当たりましては、主役はどうしても養殖業の皆様でございしますが、養殖業の皆様が、今後3年なり5年なり先を見据えた時にどこを目指すのかという協議を十分していただきたいと考えております。

その中には、輸出もあれば国内の販路拡大もあります。したがって、その道に長けたアドバイザーやバイヤーの方、それから関係の市町、あるいは県も一緒に入って、そのつくろうとする計画の産地で、どういうやり方で、どういう品物をつくればどれだけ売れるかという計画をまず作り込んで、それに必要なハードの部分がありますと、計画的に施策を打ちこんで、しかるべき目標まで達成するようにフォローしながら事業を詰めていこうというふうな内容になります。

【松島委員】 踏み込んでいただいたなと思ってはいるんですが、簡単に言ったらこれは規模のメリットと言っていいのか、点在したものを集約化することによってコストダウンを図ろうと、そのような考えですか。

【高屋漁業振興課長】 規模が小さいということは、例えば餌をやる漁業では、餌を買う時にロットが小さくなりますので割高になります。また、資材等を購入するにしても同じことが言えると思います。したがって、今、委員から指摘がありました点は、重要な観点として計画

の中に盛り込むべきものと思っております。

それに加えて、もう一つ、協業化で必要になってくるのは、やはり集約化です。例えば、委員のお近くにあるワカメ、島原半島で60経営体ぐらいありますが、残念ながら組織化ができていないために、それぞれの経営体がばらばらに経営をやっているというのが実態でございます。

ワカメも収穫する時に非常に重たくございます。かなり高齢の方は、収穫するだけでも非常に大変な労力を要します。それを協業化することによって、Aさんが収穫する時にはBさん、Cさん、Dさん、寄って一緒にやろうと。翌日は、Bさんがやる時にまた寄ってやるというふうに、作業の効率化という視点も上げたいと考えております。

それからもう一つ加えさせていただきますと、消費地が望む養殖の魚であり、海藻であり、貝なりというものを、協業体の中でつくってリードしていこうというふうに考えております。

【松島委員】聞けば聞くほど楽しみになるわけですが、今おっしゃったとおり、島原半島に関して養殖が盛んなワカメ、ヒジキ、ぜひともご支援をいただきたいと思います。今、漁業振興課長がその旨言われたので、この事業に期待して推移を見守りたいと思います。よろしくお願いいたします。

そして、漁港漁場課になりますが、海底耕うんについて。

例年というか、よく注目して見せていただいて、本当初予算の公共事業の一覧の資料があるかと思いますが、その中で海底耕うんに関しては南島原市のどこに計上というか、記載されていました。どのくらいだったかな、南島原市が6,800万円弱、島原市が約4,700万円と。

それぞれ水産環境整備費と書いてあったんですが、水産環境整備費というのは、海底耕うんの事業のほかに何が含まれているのか、私はわからなかったもので、初歩的な質問ですけど、お聞きします。

【横山水産部参事監】公共事業で行います水産環境整備事業というのは、いわゆる漁場の整備事業を全て総称して言っております。ですので、大きなところでは魚礁の整備などがあります。また、それ以外にも、今委員がおっしゃいましたように海底耕うんの事業。それから、堆積物などがたまって操業に邪魔になるというような場合に、堆積物を除去する事業というのもあります。また、昨今では磯焼けの問題もございますので、藻場を増やすための増殖場の整備といったようなものも入っております。

【松島委員】本予算に関しては、海底耕うんは島原市と南島原市と、ほかにありましたか。

【横山水産部参事監】海底耕うん事業というのは、事業全体として大きく面積をとっております。基本的には有明海、諫早湾から南島原市周辺までを含めて一つの事業という形で組ませていただいております。

【松島委員】だから多分、便宜上、公共事業一覧のところには島原市と南島原市が書いてあったんですけど、それ以外はやっていないんですか。

【横山水産部参事監】今申し上げた面積の範囲におきまして、それぞれの海域でそれぞれ、要望に基づいて進めておりますので、今回は有明海の周辺も含めて広くやらせていただくことを考えております。

【松島委員】有明海及び橘湾では、いつからやられていて、大まかに予算はどのくらいですか。

【横山水産部参事監】この事業につきましては、

平成20年から平成24年まで一度進めさせていただいておりました。単年度の事業費として大体1億円程度とみてやらせていただいていたわけですが、平成24年で終わった後に、平成25年度以降にもまた、集中豪雨だとか、いろいろな問題がありまして、平成26年度から平成30年度までという予定で現在、進めさせていただいております。現在の事業費につきましては、全体で毎年1億2,000万円程度の事業費で、5年間で合計6億円程度という形で考えて進めさせていただいております。

【松島委員】 私の記憶のフックにかかるのは、その昔の部分だったんですね。大分昔からやられていて、一旦終わって、また始まっていると。

この海底耕うん事業というのは、やってくださる方の人件費になるんですか。

【横山水産部参事監】 これに関しましては、海底の耕うんをするための経費ということになります。

現在、どういう手法でやっているかといいますと、漁船をお持ちの方が「貝けた」という漁具を用いて、それを活用して耕うんをしております。これは、ほかの大きな重機を持ってくるよりも非常に効率的に、また経済的にできるということで、そういった観点で漁業者の方に直接作業をしていただいている関係から、漁業者の方にお支払いをするという形で進めております。

【松島委員】 聞きたいのが、そもそも、なんで海底耕うんをやるのかと、皆さんの文章をどこから持ってこようと思って見つけたんですね。そのまま言いますと、「有明海及び橘湾において、漁場の生産力回復、水産資源の生息場の環境改善等を図るため」と、要は漁場をよみがえらせるということなんでしょう。

一旦終わって、また始まっているということもありますが、漁獲量が増えたとか、そういう何か数値的な、目に見えるというか、客観的によくなったという効果がありますでしょうか。

【横山水産部参事監】 今おっしゃいましたように、海底耕うん事業というのは、海底の底質の環境を改善するというところでございます。

これは、堆積した泥などが海底の底質部に溜まることによってCODが増加します。CODが増加するとどういうことが起こるかといいますと、そこに棲んでいる水産生物の餌となる餌料生物が減少します。

餌料生物が減少することによりまして水産生物が減っていきますから、これを改善するために、貝けた等を用いまして底質部分を掘り返し、CODの増加を抑えるということをやっております。

海底耕うんをすることによりまして餌料生物が増え、特に、水産生物の中でもそういった餌を食べるヒラメ、カレイ、タコ、エビ、こういった資源が増加しております。ちなみに、有明海全域で平成22年に363トンであった底生の水産生物が、平成26年には513トンになっているという状況でございます。

【松島委員】 その因果関係は、海底耕うんをやったからそうなったと。いろんな条件はあるでしょうけど、海底耕うんをやったから、今言われたように増えたと考えていいですか。

【横山水産部参事監】 委員おっしゃるように、いろんな要素というのは多分あると思います。全ての要素がどうなのかという分析は、海の中なので、なかなか難しゅうございます。

それで私どもは、底生の餌料、餌となる生物をマクロベントスと申しますが、マクロベントスの量が増えることによって、タコだとかエビ

だとか、こういった資源が比例関係で増加しているというところも押さえた上で、底生生物の増加に伴って水産生物が増加しているというふうに判断をしております。

【松島委員】 聞いてよかったと思っています。

場所は、地元の漁協というか地元の漁師と相談しながらやっていただいていることと思います。事前に、どこの箇所をしているのかも教えていただきました。非常に広くやっていただいている。今年度もしっかりとやっていただきたいという思いです。今おっしゃったような、いいことにつながる報告をまた聞ければいいなと思っています。効果分析も可能な限りしていただいて、この事業を進めていただきたいと思います。

【宅島分科会長】 ほかに質疑はございませんか。

【山田(博)委員】 今、松島委員から話がありました海底耕うん、横山参事監は、大変すばらしい事業だと、事前に海底を調査して、有明海と諫早湾で、よろしいという話がありましたけれども、それは、どういった地域でやるか、事前に調査をしてそうなったのか。

養殖場に古い餌が堆積していくわけです。海底耕うんは大変効果があるということでありますけれども、ほかのところでは海底耕うんの事業を実施する予定があるのか、ないのか。

あるんだけど、まだ調査していないので、そういった情報があればぜひやりたいというのか、お聞かせいただきたいと思います。

【横山水産部参事監】 海底耕うんにつきましては、現在、要望をお聞きして事業をさせていただいております。公共事業では有明海の海域のみでございます。

今、委員がおっしゃいましたように、養殖の漁場において、非常に餌が堆積することによっ

て漁場の生産力が低下しているというご指摘は私も聞いていますわけですが、養殖の場合は、原因者がはっきりしている。要は養殖の漁業者の方が作業をして、そこで落ちたものが海底の漁場を悪くしているということであれば、基本的には、原因者がはっきりしていれば原因者が負担をするということになっています。

私どもが海底耕うんをさせていただいているのは、そういった原因者が特定できないような場合に公共事業という形でやらせていただいているということでございます。ですので、そういった中で現在、基本的には有明海ということでお聞きしておりますので、この海域で今、事業を実施しているという状況でございます。

【山田(博)委員】 参事監、海の中を見て、この餌がたまっているのは、例えば誰々さんの会社がやったんですね、というふうにわかるわけね。参事監はすごか。そういうことなんですね。

【横山水産部参事監】 あの、誰々さんの作業したものがそのまま落ちているということは、さすがにそこに名前が書かれているわけでもないものですから、はっきりとはわかりかねますけれども、基本的に現在、国のほうで、こういった公共事業を行うに当たりましては、原因者ははっきりわからないものという条件がついていますので、そういった懸念があるような場合については、なかなか事業の採択が認められない状況があるということでございます。

【山田(博)委員】 参事監はさっきから国、国とおっしゃいますけど、参事監、あなたは長崎県の職員でしょう、今は。（「はい」と呼ぶ者あり）国はそうであっても、長崎県の事情があるわけですね、参事監。

わかりました。参事監、国がそういうふうに言っているのであれば、どなたがそんな言って

いるのか。そういうふうに言っているわけですね。そういうふうに使っているわけですか。

まあ、参事監、落ち着いて。

そういうふうになっているわけですか。規定がそうになっているのか、そういうふうに使われているのか。

しかし、海の中は、住所とかなんとか、きちんと書いているわけではないからね、なかなかわからんわけですよ。ここで養殖をして、今度は次をして、いろいろ変わるわけですから。これは誰々がやったというのがはっきりわかるような、きちんとした証拠書類とかなんとかを持っていたらわかるけれども、海の中だからですね。陸上だったらわかるけど。

参事監はわかって、私は、普通はわからないんじゃないかと思うんですけどもね。そこは、いろんな調査をしていただければと思うわけですね。

特に私が言いたいのは、五島でもタイの養殖があったわけですよ。そういったことがあるから、一遍海底調査をしていただければ。

要するに参事監の言っていることは、海の中にそういった餌が、ごみが溜まったのは原因者がやるんですよ。原因者がわからない場合は国がやりますけれども、わかった場合は原因者がやるんですよ。その調査は誰がするかとすると、どうなるかということを私は言いたいわけでございましてね。そこは参事監、やっぱり地域の状況とか考えながらやっていただきたいと思うんです。いかがですか、見解を聞かせてください。

【横山水産部参事監】 補助事業というのは、基本的には地元からのご要望をしっかりお聞きしてやっていくということになります。ですので、原因者がわかる場合についてはなかなかという

のは、それは国からそういうふうには言われてはいるわけですがけれども、一般論で話をするとなかなか、どうなのかという話もできないものですから、もしそういう話があれば、具体的に地元の方からいろいろお話をお伺いしながら進めさせていただきたいというふうに考えております。

【山田(博)委員】 わかりました。調査をするというね。

参事監、別にあなたの言葉じりをとるわけではないけど、私が一番嫌いなのは、皆さん方に要望するでしょう。そうしたら、「地元から、地元から」と言うわけね。

この委員の皆さん方は、その選挙区から選ばれている議員なんですよ。地元から、組合から要望を受けるけど、県議会議員から、委員から言われたことはせんということに聞こえるわけですね。

そうじゃないんでしょう。そこはちょっとね、参事監、今までの委員会ではどういうふうな話をしておったか知らんけど、私は、そういった言い方というのは、ちょっと不愉快な思いをするわけですよ。

私も言葉が上手でないというか、品がいいわけではないから、そこは反省しているわけですがけれども、特に参事監には言葉を選んで私は質問しているわけでございまして。普通はこんな質問はしないんですけどね、参事監、そういったことをご理解いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

【横山水産部参事監】 大変申し訳ございません。地元という言葉、ちょっと雑に使わせていただいたんだと思います。

まさに今、委員がおっしゃるように、委員の皆様からのご意見、併せて関係の漁業者の方々

からのご意見などもお聞きしながら判断をさせていただきたいというふうに考えております。

【山田(博)委員】 ぜひ参事監、よろしく願ひしたいと思います。

それでは、引き続き横長資料で質問したいと思いますので、よろしく願ひしたいと思います。

横長資料の「平成29年2月定例県議会 予算決算委員会農水経済分科会説明資料 平成29年度当初予算案」の7ページ、歳入のところに生産物売払収入とありますね。1億3,000万円ほどあります。この説明をしていただきたいと思います。

それと、歳出の方で16ページに、水産試験場の運営費で水産科学フェア開催等に要する経費とありますけど、水産科学フェアというのは、いつごろからどういうふうな経過でやられているのか説明していただきたい。まず、その2つをお願いします。

【高屋漁業振興課長】 今、ご質問いただきました生産物売払収入は、県が小佐々に設置しております栽培漁業センターで生産する放流用の種苗の売払いの収入でございます。

種類はトラフグ、カサゴ、クエ、ガザミ、クロアワビなど11種ほどございますが、基本的には定着性のものは原価で販売しております。ひれがあって泳いで回るもの、要するに放流した人と獲る人が若干異なる可能性があるものについては、生産原価の6割で供給をさせていただいております。その合計が1億3,400万円の収入ということになります。

【柳村総合水産試験場長】 16ページ、運営費の中の水産科学フェア開催等に要する経費は、水産試験場があります三重地区に、国の水産教育研究機構、西海区水産研究所、長崎大学の環

東シナ海研究センターという3つの機関がそろっております。

この研究機関が、毎年11月に長崎さかな祭りがありますが、大体その日に合わせて水産科学フェアというのを、この3機関で合同でやっております。これが平成14年から始まっておりまして、第15回を迎えたという形になっております。これに要する経費が約300万円でございます。

【山田(博)委員】 先ほどの水産科学フェアはですね。

委員長は、農水経済委員長は2回目ですよ。

【宅島分科会長】 委員長は1回目です。

【山田(博)委員】 失礼しました。

水産科学フェアというのは、ご案内があったんでしたかね。私も、委員長を経験したのは随分昔だったものですからね。

外間委員はやりましたかね。ないですね。それで、どうなっているかお尋ねした。

水産科学フェアですか。立派な、いいフェアなのに、案内があっているか、あっていないかと。今聞いたら、案内がなかったような気がしないでもないんだけど、教えていただきたいと思います。

それで、生産物売払収入ですけれども、地域に根付く種苗を売る時には原価で、あちこちにいく種苗は60%引きですか。60%で売っているんですね。40%引きですね。（「そうです」と呼ぶ者あり）

その規定は、最初にそういうふうに決まっていたんですか。それは誰が決めたのか、水産部長が決めたんですか。誰が決めたのか。そういうふうになっているのは、部長が決めるのか、部長は決めるわけではないでしょうが、どなたがどういった経緯で決めたのか、説明していた

だけですか。

【高屋漁業振興課長】誰がどう決めるというのは、当然内部で、決裁で、県のセンターですから決めるんですけれども。

当初を振り返って見ますと、ずっと以前は、まだ種苗の効果がはっきりしない時代は、こういう差はつけていなかったと私は記憶しております。私もおりましたので。

ところが、かなり生産技術も向上しまして、歩留りもよくなって、アワビ、ウニなどについては大体、放流したものが放流したところでとれるという判断をされた時期が、何年かは、すみません、10年ほど前にこの改定がなされたとは私は思っているんですが、ちょっと調べてみます。

それで、あとのものは、その時期からそのままというか、ひれがついたものは4割補助という今の状態になっています。

【宅島分科会長】五島参事監、いかがですか。

【五島水産部参事監】この放流事業は、かなり前からやっております、県の栽培センターでつくった種苗を売ると。

当初は、漁業振興課長が言いますように、放流したものを回収して、それが漁業者の水揚げにつながっていく部分というのが、今のようには明確に計算できていない時代でございます。当初は、まずは県の負担で放流を始めたところでございます。

それから、根付資源については、放流したものが自分で回収できると。これについては、種苗代は地元の人に負担してもらいましょうと。ひれものについては、確かに放流した地元の漁師さんがそれを全部回収するとは限らない、広域に泳ぎ回るので。その分については地元の方の負担は、最初はこれは6割ではなくて半分と

かであったわけですがけれども、それが年々、予算の中で、申し訳ないんですけれども漁業者負担というものが増えていったと、現在は4割引きで販売をしているところです。

【柳村総合水産試験場長】水産科学フェアにつきましては、長崎さかな祭りと同時開催しております。さかな祭りのパンフレットやチラシに入っていたものですから、我々は当然わかっているものだと思っております。我々のPR不足でもあります。

水産科学フェアそのものについての案内は、委員の皆様の特段、今までは差し上げておりませんでした。

【山田(博)委員】水産科学フェア、「特段案内しておりませんでした」と一言で済まされるとね。300万円かけて、こんな立派なね。水産試験場長から、言葉一つ二つ言えばね、これは素晴らしいフェアだと実感するわけですよ。ひしひしと伝わってくるわけですね。しかし、「案内しておりませんでした」と一言で済まされてはいかんわけですから、今後はですね。

ね、宅島委員長、近藤副委員長もいるわけですから、水産行政に大変熱心な委員長、副委員長、もちろん他の委員もいらっしゃるわけでございますので、ぜひ、今年こそはしっかりと案内をしていただきたいと思いますので、よろしく願います。

よろしいですね、水産部長、ね。

生産物売払収入ですけど、五島参事監、経緯はわかりました。そうであればですね。

栽培漁業センターというのは、大変経営が厳しいわけですね。一方ではこういうふうに漁業者の方に、頑張って支援をしていると。その一方で、ひれの付いている種苗に関しては原価を割って提供していると。これが結果的には、栽

培漁業センターの経営に大きな影響を与えているというのは間違いない、原因の一つではあるわけでしょう、五島参事監。違うわけですか。そうでもない。そうでもないんだったら。

どうなんですかね。私は、この値段を、漁業者の負担をもっとせよと言っているわけではないんですよ。私が言いたいのは、こういうふうには栽培漁業センターは一生懸命に頑張っているんですよと、片方では、もっと経営改善せよと言っても、こういったところがあって、今の経営のこういうふうな経過になっているというのを理解する一つの要因かなと私は思っているわけですが、それがどうかというのをです。

参事監は違うと言うんだったら、もっと考えんといかんのじゃないかと思うけど、どっちを向いているのかわからないですよ。私は、漁業者の負担も軽減せんといかん、栽培漁業センターの経営も考えると、こういうふうな方式をせざるを得ないのかというふうに理解できるわけですが、そうじゃないと言うんだったら、また考え方も変えんといかんですからね。お答えいただけますか。

【五島水産部参事監】 結局ですね、別にセンターの運営費として県もお金を出しているわけですが、それに充当されるのが、この売払収入ということで、これを県が出して、それと根付分については、それで運営をしているわけですが。

栽培センター自身も、利益を上げるということが目的ではございませんので、あくまでも放流事業を推進していくということで県と系統団体が出資をしてつくっている会社でございますので、経営的に赤字になることはございませんけれども、大きく利益を上げるという目的では

やっておりませんので、あくまでも放流事業の推進と漁業者の放流事業への支援という格好でやっておりますので、それに県、系統が支援をしているという格好になっていると。

【山田(博)委員】 参事監が言うから言うけど、栽培漁業センターの経営は、100%大丈夫だということですね。太鼓判を押して大丈夫だということなんです。全く影響がないと、極端に言うともっと安く売っても大丈夫だということで理解していいんですか。

【五島水産部参事監】 安く売っても大丈夫ということではございません。これはぎりぎりのところ、今のところぎりぎりのところでございます。

その年の種苗生産の出来、不出来というのは、非常に経営に大きく関わってくるところでございます。栽培センター自身は、この種苗放流事業のほかに収益事業として養殖用の種苗の販売とかもやっております。その部分については、センターが独自で利益を上げているところです。そういう部分で生産が不調になれば、利益部分について経営的に厳しくなることはあり得るということです。

【山田(博)委員】 生産物売払収入というのは、長崎県の大事な収入の一つであるわけですね。そうしますと、極端に言うとも10円でも20円でも、収入が上がるようにせんといかんというわけですよ。

しかし、今の参事監の話であれば、漁業者に負担をかけられないから原価で売っていますよと、40%引きで売っているんですよとなればですね。そういったことがあると、漁業者に負担をかけないように。

いいですか、ここは歳入ですから、歳入は、10円でも20円でも得ることをせんといかんわ

けでしょう。参事監、ね。だから、40%引きとか原価で売るのはどうかということ言っているけど、漁業者に負担をかけることはできませんから、こういうふうに売っているんですよ。なおかつ40%は何かというと、そういった諸般の事情があると。

私が言いたいのは、生産物売払収入は10円でも20円でも上げないといかんのじゃないかと、栽培漁業センターの経営は大丈夫かと、この2つの心配をしているんですよ。その一方で、漁業者に負担をかけられないから、原価とか40%引きというのは十分わかるということ言っているわけですね。

どっちに機軸を置くかということを私は言っているわけですよ。県としては、どっちつかずというか両方をうまく、3者が、県、公社、漁業者の方がうまくまとまることで、収入はこれでいいんですね。いいと理解していいんですね。

【五島水産部参事監】確かに収入を上げるとすれば、今のコストの中で、今よりも大量につくって売る数が増えれば、今の単価でも収入は上がってくるわけでございますが、やはり生産の好不調というものは影響してくるわけでございます。

現在の計画的な生産の中では、1億2,000万円から3,000万円ぐらいの収入で、センターの放流用種苗生産事業部分については、赤字にはならず漁業者への支援もできていると。

【山田(博)委員】要はね、このラインで、ちょうどうまく両者が、漁業者も県も公社もいいということ理解していいというわけですね。そうですね。わかりました。

続きまして、同じ16ページの漁業資源調査研究に関する経費が約4,200万円、養殖技術開発研究に要する経費が約2,000万円と上がっている

んですが、具体的な実績というのは、過去にどういった実績があるかというのを説明していただけますか。

それと18ページに、漁業振興課でながさきの海総合利用対策事業費として、前もあったんですけど、漁業調整に加えて遊休化した漁業許可の有効活用とかということで取り組んでおりますけれども、これの実績を説明していただけますか。また、29年度はどういったことを具体的にに取り組んでいく予定をされているのか、説明をいただきたいと思います。

【柳村総合水産試験場長】まず、16ページの漁業資源調査研究に要する経費は、7本の事業をトータルして4,253万7,000円になっています。

資源調査というのは、例えば海の水温であるとか、プランクトンの量であるとか、トビウオとかブリとか、こういうものがどのくらい長崎県海域に来遊してくるかという予報を立てたり、水温情報があれば、それを毎日もしくは毎時間、ホームページなりスマートフォンに流すということをする調査です。

この中にはもう一つ、栽培センターの放流事業とありましたけれども、この放流を行う新しい魚種、例えばクエとかヒラメがどう長崎県海域を泳ぎ回っているとか、そういう種苗放流に関する研究調査をこの中でやっております。

それから、種苗量産技術開発に要する経費は大体4,000万円ですけれども、この事業の中に8本の研究が入っております。これを合計して4,000万円というふうになります。

これまで、種苗量産では当県が先進的な試験場でございまして、昭和40年代にはマダイ、昭和50年代にはブリの養殖、トラフグの人工種苗を開発したのも当県でございます。

種苗量産技術開発に関しては、貝類や海藻類の研究もこの中に入っておりまして、これまで諫早における揺りかごあさりの開発であるとか、ヒジキの養殖であるとか、今問題となっている磯焼け対策をやっているところでございます。

【高屋漁業振興課長】ながさきの海総合利用対策事業でございますが、実は、長崎県には長崎県知事許可というものが非常に多うございます。総数で、若干増えたり減ったりしますが、現在で約4,300件ほど、長崎県知事許可が出ております。それは、エビこぎであったり、ナマコであったり、すくい網、刺し網、たくさんあるわけでございます。

この事業は、こういったたくさん出ているものをつぶさに調べ上げて、この許可が有効に活用されているかどうか、要するに、許可を持っている人が既得化して、この許可を有効に使っていない、遊んでいるものがないかどうか、つぶさに調べます。

それから、後継者がおります。若い方がいらっしやいます。多角経営を希望する方がいらっしやいます。許可というのは、多くの場合は枠に上限がございますので、例えば20あって20の許可が出ていたら、新しい後継者が出てきても許可がとれないわけでございます。

したがいまして、その辺の調査をつぶさに行いまして、もし遊休化しているような許可があれば、強制的に剥奪することはできないんですけれども、十分に漁協、関係者、当事者等々と話し合いながら、その許可をあけてもらって、多角経営だとか、新しい若い方が許可漁業ができるようにつぶさに詰めていく事業でございます。

この事業で大体整理が出てまいりましたので、平成29年度は具体的なマッチングをしていこ

うと思っております。

【柳村総合水産試験場長】もう一つ答弁が抜けていたようでございます。

16ページが一番下、養殖技術開発研究に要する経費約2,000万円の中に3本の研究事業が入っております。

私、先ほどから口頭で申し上げておりましたけれども、今日お配りしております予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料、主要施策の概要という資料を見ていただければと思います。この22ページが、先ほど申し上げました漁業資源調査研究に要する経費の主な事業でございます。23ページが、種苗量産技術開発に要する経費の主な成果、主な事業でございます。

それから養殖技術開発研究に要する経費は、この中で3本立ての事業になっております。例えば養殖コストを下げる研究とか、赤潮、貧酸素水塊の発生とか、それを防止するような研究、技術開発をやっている事業です。

その成果は、25ページに載っている赤潮の発生予測技術の開発、アサリ稚貝の栽培技術開発、養殖餌料の低魚粉化の実証試験、こういったものをこの中でやっております、こういう成果が上がっているということでございます。

【山田(博)委員】 総合水産試験場長、こういった成果というのは、大変、研究して頑張っているとわかるんですけど、こういったPRというのは実際にされているかどうか。

例えば農業技術普及課というのがあるんですけど、出先の五島振興局とかは、農林部がこういった普及を頑張っていますよとPRがすごいですよね。

こんなのを、あまりPRはやりたがらないのか。やりたくないのか、したくないのか、やり方がわからないのか、どっちかわかりませんけ

ど、そういったものはぜひですね、こんな立派ないいことをやっておりますのでね。

長崎新聞では、よく頑張っているのが見えます。長崎新聞では見るけど、そちらから直接聞いたことはないんです、私も県議会議員を10年近くしておりますけど。

ぜひそういったことをやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

【柳村総合水産試験場長】そのPRというのは、我々は実はやっているつもりということになります。大変申し訳ありません。

こういう成果集は、毎年、冊子をつくりまして、市町、主だった漁協、漁業者さん、加工業者さんから請われれば、成果事例を配布しております。それから、水産試験場においでになった方々にも、こういう成果事例集を配布している。

もう一つやっているのは、地元から、例えば赤潮とか、特定の養殖とか、そういうターゲットを決めていただいて、五島とか壱岐、対馬、県北に我々が出向いて、漁業者さんや水産加工業者さんにお話を伺いながら、こういう成果事例をPRしている。

もちろん長崎水試のホームページでも、こういう成果が上がれば必ずアップするということをやっているんですけども、今委員がおっしゃったように、それが足りないところが多分に我々もあるんだろうというふうに思います。こういうPRに関しては今後も当然改良をしながら、これが知らなければ我々が何をやっているのか、さっぱりわからない、せっかく何億円もお金をいただいて研究しているのに誰も知らないということではどうしようもありませんので、このあたりのPRは今後とも、漁業者さん、それから県議会の委員の意見をお伺いしながら

改善をしていきたいというふうに思います。

【山田(博)委員】冊子とかあって、送ってくださいと言ったら送るというんですから、もらいに来たら渡すというのであれば、私ももらいに行きましょかね。いつ、何時ごろ来てくださいますと言われたら、取りに行きますから、今度、場長、連絡をいただけませんか。私、行きますからですね。

何か話を、やりとりを聞いたら、欲しい人には配っていますよ。言われなから配らない、やらないんですと言わんみたいにするからですね。じゃあ、今度、電話をいただければ、私、取りに行きますから、ぜひご連絡いただきたいと思いますので。自家用車でいきますので、ぜひ、言っていただければ取りに行きたい。

ね、委員長、副委員長、そういうことですね、今の話ではですね。

【宅島分科会長】 暫時休憩いたします。

— 午後 2時43分 休憩 —

— 午後 2時44分 再開 —

【宅島分科会長】 再開いたします。

【柳村総合水産試験場長】取りに来た方というだけではなくて、これまで漁協、市町には送っております。委員さん方には送っていないということです。今後、こういうものができた折には、必ず配布するように、送付いたしますので、よろしくお願いしたいと思います。

【山田(博)委員】ぜひそうしていただけないか。

私はなんでこう言うかという、農林部の送ってくる資料を欲しい人がいるんですよ。差し上げているんです。私もちょっと見てですね。大変、県民の皆さんは関心が高いんですよ。

県議会議員に配ったって、あまり見られない

だろうから、ごみ箱に捨てるとか、私は違うんですからね、言っておきますけど。ぜひ、そういうふうにしていただきたいと思います。

宅島委員長、いろいろとご配慮いただきまして、ありがとうございます。

続きまして、18ページのながさきの海総合利用対策事業で、県知事許可が4,300件あって、それを調整していると、これはすごいなと思いますよ。

それで、なんですか、前年は900万円あって、今年は800万円、削っているじゃないですか。大変な作業をやっているのにもかかわらず減らすんですかね。これから本格的にやっていかないといけないということで、ね、水産部長。これは、県民所得向上の大きな一つのツールとなると思うんですよ。にもかかわらず。

漁業振興課長、お尋ねしますけど、今、この事業を職員は何人でやっているんですか。それをお答えいただけますか。4,300件でしょう。何人の職員でやられているんですか。お答えいただけますか。

【高屋漁業振興課長】所管は漁業振興課に漁業調整班がおりますので、主担当、副担当の2名で、それに班長もおりますが。それに地方機関がございますので、例えば対馬にある部分の許可については対馬振興局の水産課と連携しますし、壱岐の許可であると壱岐振興局の許可担当とも連携しますので、本庁の陣容に加えて地方機関の水産課と連携とお考えいただいて結構だと思います。

【山田(博)委員】いや、これはね、大変だと思います。これは何年ぐらいやっているんですか。今後の大まかなスケジュールは。

漁業振興課長、いろいろマグロとかなんとかで大変かもしれませんが、ここで言ってほし

くないんでしょうけどね。マグロはマグロであるけど、これはちょっと、しっかりとですね。先ほどの課長の説明によると、大変これは有効度の高いですね。

すみません、余計なことを言って。

何年から、今後のスケジュールとか、説明していただけますか。

【高屋漁業振興課長】少なくとも、昨年、今年度にかかりまして大体整理が終わりました。あとはマッチングの状況になってまいります。

ですから、何年で終わるんじゃないくて、主に今年のデータを活用して、来年は積極的にまた動きますが、そのデータは一旦整理をすると、ずっと更新ができますので、一旦得たデータはデータベースとして持って定期的に更新しながら、遊休許可が出ないように、今後ずっと活用していきたいと思っております。

【山田(博)委員】すみませんけど、後でいいですから、委員会で五島の場合はどうなっているんですかと言うと時間が大変長くなってしまいますから、割愛させていただきます。

部長、よかでしょう、課長に後日説明してもらってですね。今説明してもらったら大変でしょう。そんな意地悪なことはしませんけど、後でぜひ、その説明をお願いしたいと思います。

しかし、4,300件の知事許可を整理して、これから県民所得の向上につながるように有効活用するというのは、大変いい取組だと思いますので、ぜひ頑張りたいと思っています。

にもかかわらず2名で、出先もやっていると、予算を削っているのはどうかというふうに思うわけでございます。来年はしっかりとですね。

ね、水産部長、これはいい事業ですよ。ぜひ、

もうちょっと配慮をしていただきたいと思います。ね、水産部長。

【熊谷水産部長】 漁業許可をどのように有効に使っていくかというのは、県民所得の向上という点からも重要な仕事だと思っています。

今年度までに相当程度のデータの整理ができたというのはやっぱり大きいと思っています。データが一旦できれば、それをどう使うかという視点になりますので、そういった面では、かいの予算的なものについては、今まで集中的にデータ整理に使わせていただきましたので、今後は、現場でそれをどういうふう to 実際の遊休になっているものを使う方に持っていくかということでございますので、この予算で十分にしっかりと取り組んでいけるというふうに考えております。

【山田(博)委員】 水産部長、減額したけど大丈夫ということですね。そうですか。そうだったらそれでいいんですけども、ちょっと心配しておりました。

続きまして、漁港漁場課長にお尋ねしたいと思います。

横長資料の28ページ、離島でのFRP廃船に係るリサイクル処理の普及・定着のための体制づくりを支援する経費、漁場環境美化と油濁被害の救済活動に要する経費、漁場環境の把握と有害動物の駆除に要する経費とありますけど、具体的にどういうところを今年予定されているのか、また、去年はどういったところを具体的にやられているのか、2つ、大まかに説明していただけますか。

【五島水産部参事監】 まず、FRP漁船リサイクル処理体制づくり事業につきましては、今後、FRP漁船の廃船が大量に出てくることが心配されるということで、これまで産廃処理でFR

P漁船は処理されておりますが、将来、産廃場の不足ということも懸念されますので、FRPのリサイクルシステムを活用した廃船処理を進めていこうという考え方の中で、平成24年から平成26年までリサイクルの処理試験の事業をやっております。その中で、複数隻をまとめて処理することで高額なリサイクル料も軽減できるのではないかと。じゃあ、実際に複数隻を一括処理するような地元での体制づくりに取り組もうということで、平成27年からやっている事業でございます。

これまで、壱岐市と五島市と新上五島町で体制づくりをしております。五島市と新上五島町については、協議会が地元それぞれ、漁協とか市町、地元の造船所、または産廃業者が入った中で設立をしております。

壱岐市についてはまだ検討中でございますので、来年度につきましては、壱岐市と対馬市でこの体制づくりをしたいというふうに考えております。

それから水産公害対策費というのは、いわゆる有明海4県のクリーンアップ事業を漁連に委託をしている事業でございます。漁連が、有明海の周辺の清掃活動とか、そういうものに使用しております。それと、7月の海の日に実施している海浜清掃、県下一斉浜掃除を支援しております。

それから漁場環境保全対策費は、県下の9海域で漁場環境のモニタリングと、有明海ではタイラギの漁場環境の保全ということでナルトビエイの駆除、そういうものに対して支援をしているところでございます。

それから有明海特産魚介類生息環境調査費につきましては、100%国庫の事業でございます。有明海の再生のために2枚貝類の増殖の環

境調査とか、そういうものをやっているところ
でございます。

【山田(博)委員】 さっき、五島参事監から話が
あったF R P漁船のリサイクル処理体制の協議
会のメンバーと要綱を後でいただけませんか。
五島市の場合で結構ですから。

あと、水産公害対策費ということで県漁連に
お願いしているということでもありますけど、F
R Pの予算も有害駆除も、前年と同じ予算なん
ですね。

例えばF R Pは、今年度は712万9,000円です。
前年も712万9,000円なんです。去年も今年も
9,000円まで一緒というのは、宝くじじゃないけ
ど、えらい予算の上手だなと思ってですね。水
産公害対策費もね。これはなんでこういうふう
に、たまたまなのか、そういうふうに数字上し
たのか、ちょっと説明をいただきたいわけでご
ざいますが、時間の関係もありますので、参事
監、いいですよ。後でいいです、これは。数字
上、こういうふうにとまたまなったんでしょ
うからね。

しかし、一つだけお尋ねしたいのが、F R P
漁船リサイクル処理体制づくり事業費の財源な
んです。これは、国庫でも地方債でも一般財源
でもない「その他」の712万9,000円と。これは
どこからきているんですか、712万9,000円とい
うのは。F R P漁船リサイクル処理体制づくり
事業費の予算がその他の財源となっていますけ
ど、どこからこの財源はきているんですか。説
明していただけますか。

【五島水産部参事監】 これにつきましては、環
境部で持っております産廃基金からこちらに出
てくる、全額産廃基金で負担するということに
なっております。

【山田(博)委員】 産廃基金からきているから、

前年と今年も全く、9,000円まで一緒だとい
うことですね。すごいですね。そういうこと
ですか、わかりました。

それでは、私ばかり予算に関して質問でき
ませんので、一旦終わりたいと思います。

【宅島分科会長】 ほかに質疑はございま
せんか。

休憩を挟みましょうか。

では、しばらく休憩をいたします。再開は3
時10分からといたします。

―― 午後 2時56分 休憩 ―

―― 午後 3時10分 再開 ―

【宅島分科会長】 委員会及び分科会を再開
いたします。

引き続き、予算議案に対する質疑を行います。

【西川委員】 水産業振興費についてです。

長崎県は、漁獲量・額ともに北海道に次ぐ2
位ですが、加工となると6位か7位だと聞いて
おります。

そのような中で、水産加工振興対策費、水
産物流通対策費、市場ニーズに対応した加工・
流通対策事業費などを少し詳しく説明して
いただき、今後の長崎県水産業の方向性をお
示しいただければと思います。

【岩田水産加工流通課長】 水産加工につ
いてのご質問です。先ほどありましたように、
本県は、水揚げ自体は多いんですけども、加
工につきましてはちょっと、全国的に順位が
落ちるという現状にございます。

その現状ですけれども、一つは加工生産額
の比率が非常に低いと。鮮魚はたくさん出
ているんですけども、加工をしての生産額は
低い。それから、県内全体で小規模で零細
な加工業者が多い。それからもう一つ、都
市部からくる大

きな需要とか多様化するニーズに対応できていないと、これは小規模な加工業者が多いということと連動しておりますけれども、そういう現状でございます。

それらの課題を分析しますと、まず一つは組織力を強化しないといけないと。小規模の業者が多いので、組織力を強化しなければいけません。

それから次に、大消費地のニーズに対応した商品力の強化をしないといけない、売れる商品をつくらないといけないという課題がございます。

それからもう一つ、国内、国外に対して売っていくという販売力の強化をしないといけないというような問題があります。

そこで、事業を幾つか上げておりますけれども、まず一つは、輸出拡大に向けた流通販売強化事業というのを予算要求させていただいております。これにつきましては、海外の国のニーズに合う商品をつくって販路を開拓して売っていくというものです。

国内対策といたしましては、市場ニーズに対応した加工流通対策事業といたしまして、都市部のバイヤーを呼んで、こちらの物を見ていただいて、こういうものをつくったら売れるんじゃないですかというようなアドバイスをいただいて、そういう商品をつくっていく。あるいは、小さな加工業者でグループをつくって、大きなロットに耐えるような生産体制をつくっていく。それと、全国の展示会とかに行くとか、商談会に行くとかというものを支援しようということでございます。

それから、県内での消費もなかなか少ないと。いいですか、水産県というからには県内での消費がもっとあるべきというところで、「ながさ

きのおいしい魚推進事業」ということで、県内でできるだけ魚を食べていただくという事業をつくらせていただいております。

【西川委員】まず、輸出関連からお尋ねします。4,889万2,000円の輸出拡大に向けた流通・販売強化事業です。

今年の1月ですか、シンガポールに行かれたのは。中近東を含め東南アジア、または北米まで、輸出の拡大のために頑張っておられますが、魚のままとフィレなどに加工したものがあろうかと思います。輸出拡大に向けては、どのような魚種、どのような加工方法が主なものか、また、相手国によってどのように違うのか、詳しくお示してください。

【岩田水産加工流通課長】平成28年におきまして、約16億円ほど輸出をしております。その中で一番大きいのは、中国に8億数千万円行っております。これにつきましては、養殖マグロとか、四季折々の旬の魚を鮮魚で出しております。これは非常に多魚種を出しております。

アメリカ向けにつきましては、ハマチのフィレが、かなりの量がっております。ハワイとかロサンゼルスには、先ほどはフィレと言いましたけれども、アジの鮮魚が、250グラム以上という大きなサイズのアジが非常に好まれているという状況で、多様なものがっております。

メインはそういうところですよ。旬の魚、加工品につきましてはフィレに加工したものが大体メインでございます。

【西川委員】東北の地震及び津波の被害から6年がたっていますが、5年前、4年前の東京のマリンフェスタに行ったことがあるんです。水産加工の機械のメーカーのブースを回りましたところ、長崎県はこういう加工機械の導入などが少ないと、「かえって今がチャンスなんですけ

ど」と言われました。

東日本大震災以後の県内の加工業の設備投資とか、または生産高のアップなどの推移はどのように見ておられますか。

【宅島分科会長】 暫時休憩いたします。

— 午後 3時15分 休憩 —

— 午後 3時16分 再開 —

【宅島分科会長】 再開いたします。

【西川委員】 その答えは後で、わかってからでいいです。

そうしたら、平成29年度に、輸出に向けて、あらゆる国へのアプローチはどのようなことを考えていますか。その予定をお知らせください。

【岩田水産加工流通課長】 本年度も、中国ではこれまではアンテナショップを中心としてやっておりますけれども、それにつきましては当然まだやっていきます。これまで中国は49都市、1,214の店に、もう既に長崎鮮魚が卸されております。今後は、その店舗を核として、さらに広げていく。あるいは、例えば上海の高島屋にもお店が出ておりますけれども、そこでフェアをやって、そこのお客さんを中心に広げていくというところも考えております。

また、ハワイにはアンテナショップがありますので、そこはまだやっていきます。ロサンゼルスにつきましては、ロスからサンディエゴの方に広げるという話もありますので、また商談にも行ってみたいと思っております。

それから、委員から先ほどありましたけれども、シンガポールに先月行ってまいりました。実際に商談といいますか水産のセミナーをやりまして、非常に皆さん興味があるという実感を得ておりますので、来年度、相手方をどうするかということをこれから考えまして商談を行っ

て、ぜひシンガポールにつきましては新しい販売先として頑張っていきたいと思っております。

そのほかにも、シンガポールを経由してマレーシアもすぐ近いところで、バイヤーも、そこらにも行けるというお話ですので、そこまで伸ばせないかなというふうに考えております。

もう一つよろしいでしょうか。

先ほどの加工の生産額です。統計上ですけれども、食用の加工品につきまして、平成23年に306億円ございました。それが平成24年は377億円、平成25年は360億円、平成26年は367億円と、平成23年に対しては60億円ほど増えていると、統計上はそうっております。

【西川委員】 輸出拡大に向けても頑張っていたきたいと思います。

国内向けの加工が、震災以降、2割程度ずつ増えているということは好ましいんですが。

材料は、そこそこ大丈夫だと思うんです、原料は。鮮魚がイワシ類、青物もとれますので。しかし、それを加工する機械とか設備、またその工場が、中小よりも零細、個人的経営の零細業者が多い。そういうものを協業化したり、組合をつくらせるとか、その方向性はどちらでやっていますか。水産加工流通課ですか。

平成29年度で何か工場ができるとか、そういう見込みがあったら教えていただければ。場所はどこと言わないでもいいですから。

【岩田水産加工流通課長】 先ほどおっしゃった分につきましては、まず一つは、小さな加工業者は、なかなか機械の整備ができないということで、大量の注文に対応できないという現状もございます。そこで、小さな加工業者の方にグループを組んでいただいて、会社を統合とか協業という意味ではなくてグループを組んで生産すると。そのような、大量に安定供給するとか、

共同の商品開発をするのに必要な機器の整備につきましては、市場ニーズに対応した加工・流通対策事業費の中で補助を考えております。

加工につきまして工場が新たに建つというのは、現在は小規模の方が合併してするというのはございませんけれども、今、一つ、養殖業者の方が加工場をつくっておられまして、3月中には完成して、自分のところで養殖している魚を自分の加工場で加工して出荷すると、もう間もなく完成する見込みになっております。

【西川委員】水産加工流通課じゃなくて漁政課かもわかりませんが、実は昨年、一昨年は、平戸市はアゴが思いもかけない高値で、通常の2倍3倍というようなことで売れました。そして、獲れるのも獲れました。

困ったのは氷が間に合わないと。ある漁協が赤字のために製氷をやめたりとか貯氷をやめたり、違う漁協の製氷施設が老朽化したりして、今、平戸市内の漁協は、田平は九十九島漁協に所属していますが、そういう関係で氷が不足しております。

県内で獲れた鮮魚、活魚を値段を下げないで出荷するのに氷は必要ですが、鮮度を保つための氷対策について、実情を把握しておられますか。実際に平成28年度の補正予算で新しく製氷工場ができるところもあるんですけど、ほかに何か、そういう対応策などがあったら教えてくださいたいと思います。

【川口経営支援室長】製氷施設等共同施設につきましては国の事業がございます。その中で今年度、例えば美津島町西海漁協とか、（発言する者あり）平成28年度でございます。現在進行形ということで製氷施設を整備しております。それともう1カ所、壱岐の壱岐東部漁協で製氷施設を整備いたしております。それと、委員の

ご出身の平戸市では、平成27年度の補正予算で、国のTPP対策で予算がつきまして、県も平成28年6月補正で予算を組みまして、現在、志々伎漁協に製氷施設を整備している状況でございます。

新年度につきましては、現在、南島原市の布津漁協で、製氷施設の整備について検討を進めている状況でございます。これにつきましては、県、国の事業をどう活用できるかと、今、地元と協議をしているところでございます。

【西川委員】そういうふうに着々と、設備の充実のために頑張っているということことで、大変感謝申し上げます。

農業生産も大事ですが、長崎県はやはり水産が一番、他県にない、いい武器だと思いますので、今後ともそれぞれの部内各課、頑張りたいと思います。

【宅島分科会長】ほかに、予算議案に対する質疑はございませんか。

【大久保委員】水産基盤整備ということで、ちょっと質問させていただきたいと思います。

国直轄フロンティアの漁業整備事業ということで、今回また予算が上がってしまして、本県においては、五島西方沖に続く2カ所目の対馬海峡における海底マウントの事業であります。非常にいい事業がまた、平成29年度から5カ年ということで、評価をするわけであります。

五島西方沖の時は、私も、県と一緒に当時、強く国に求めた。その後、私自身もフォローアップをできていませんでしたので、どういう状況で推移をしているのか。

そしてまた今回、対馬海峡の本県2件目の大型の事業が、どういう経緯でこのような形になったのか、ご説明いただければと思います。

【横山水産部参事監】フロンティア事業につき

ましては、国の方で、新たな2つ目の事業については、現在まだ明確に採択というところまではいただいております。これは、今度の国会でご審議をされて予算が成立した段階で、採択になるかどうかというのがわかるという状況でございますので、今の段階では採択になるかどうかは私どもも把握はまだできておりません。

この事業につきましては、五島西方沖でまず本県1件目をやらせていただいております、現在、水産庁で、その事業の効果について調査をされておりますので、まだ今の段階で明確に、どういう方向になったというところまではアウンスをいただいておりますが、これまで調査をされる中で、事業が継続される中で、マアジであるとか、メダイであるとか、こういった魚がかなり蟬集をしていると、集まってきているという報告はいただいております。

この事業は、湧昇流を発生させ、水深の浅いところに上げることによりまして、そこに光が当たって植物プランクトンが増える。その植物プランクトンを食べる形でアジだとかサバだとか、こういった魚が集まってくるというところを狙っている事業でございます。

昨年の水産庁の調査の中では、マアジの1歳魚につきまして、ほかの海域で獲れるマアジとこの周辺で獲れるマアジで体長が少し大きくなっていると、これにつきましてもまだ速報値ではありますが、大きくなっているというような報告をいただいているわけございまして、そういった意味で、非常に効果が高い事業だというふうに私どもも認識をしております。

今後の事業につきましては、先ほど申し上げましたように、多分、今月の末であろうとは思われますが、予算が成立した段階で次の2つ目の事業ができるように私どもとしても期待をし

ておりますし、この事業が採択になれば、しっかりと計画に沿って進められるように、私どもも国に協力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

【大久保委員】 了解しました。国会の方も速やかに新年度の予算を成立されて、この事業が実現することを希望しております。

五島西方沖、調査をしながら、目的は漁業資源が増えていくことでありますので、ぜひそれに期待したいと思います。

この事業は、新年度に予定されているのが42億円の事業費ですよね。そのうち県の負担が1,200万円ですから、県の負担はそう重くない、非常にいい大型の事業かなと思うわけであります。

主目的は当然水産の振興でありますけれども、同時に大型の公共事業ですから、事業に関わるそれぞれがあると思うんです、海底マウンドをつくるという事業にですね。そこらあたりは、県内の企業の皆さんたちに反映といいますか、還元というのは当然あるわけですね。

【横山水産部参事監】 この事業を実施される国が事業主体になりますから、国がこれをどういう形でやっていかれるのか、事業に使用する素材であるとか、構造等の事業の内容であるとか、工事の発注方法等については国が判断をされることになります。

決定権は国にあるわけですがけれども、私どもとしても、地元の業界の方も非常に注目をいただいておりますので、しっかりと機会を見つけて国にそのことに関してはお願いをしていきたいというふうに考えております。

【大久保委員】 そうですね、国の直轄でありますけれども、材料も含めて運搬にかかるコスト等々を考えれば、近い県内のものを活用する、

県内の事業主の皆さんにやっていただくというのが、一つのこれまた地域振興につながっていきますので、ぜひ県としても、そこはしっかりとロジックをつくって国に求めていただきたいと思います。

こういう事業でありますけれども、せっかく水産部長も国から来られていますので、水産庁には、将来を見越し、この手の水産基盤の財源が大体どれくらいあるのか、把握されている範囲でいいですので、お教え願いたいと思います。

【熊谷水産部長】 国全体の予算は、漁港、漁場を合わせた関係の予算でございますが、公共の補助事業として700億円だというふうに聞いています。

また、こういった予算というのは、地域からしっかりした要望がある中で事業化されていくというふうに理解しております。今回、幸いに私どもの長崎県で、五島西方沖に続いて対馬海峡で事業化というふうな段取りの進め方をしておりますが、こういったものをしっかりと県の中に取り込むことによって、漁業の振興、地域経済の維持、発展に努めていきたいと思っております。

【大久保委員】 ぜひですね。今回のこの議会も出ておりますけれども、国境離島新法ができたわけでありまして、いかに国境離島が国家的に果たす役割が大きいのかということを考えますと、新法ができたのを追い風に、そういうロジックで、長崎県は国境を有する海洋県であるので、こういう事業を野心的に取りに行くと。

防衛予算であると、ちょっと緊迫する面もあるんですけど、水産庁の財源を野心的に取りに行く。そして本県、あるいは本県離島の水産業の振興を果たしていくことが、どれだけ県土の管理をし、そしてまた国境線を監視していくこ

とになるのかと考えれば、大変大きな意義と大義のある事業だと思いますので、ぜひ、全庁的に予算獲得に、こういう事業の継続のために働きかけをしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【宅島分科会長】 ほかにございませんか。

【渡辺委員】 部長説明資料の4ページから5ページにかけてあります、共同放流のことでお尋ねしたいと思います。

クルマエビは有明海4県の漁協でしているんですが、ヒラメ共同放流強化支援事業費が上がっているんですが、これはどこに、どの地域に放流するのでしょうか。

【高屋漁業振興課長】 ヒラメの共同放流でございますが、実はヒラメは、これまで7年間ほど、放流効果を確認するために県下各地域に放流をしまいました。その結果、主要施策の概要でもご紹介いたしましたけれども、小さいころの種苗は内湾域に放流した方が生残率が高いということがわかってまいりました。

それで、平成28年度から、これまで県下各地に放流していたものを有明海と橘湾と大村湾、要するに内湾で波の静かなところに稚魚の時は放流した方がいいということがわかりましたので、この3カ所に集中して放流することにいたしました事業がこれでございます。

【渡辺委員】 ヒラメは平戸の名産になっていますね、「平戸ひらめまつり」ってね。平戸にはヒラメを放流せんでもいいんですか。

【高屋漁業振興課長】 言葉足らずだったかもしれませんが、小さいころに例えば大村湾に放流したヒラメは、外にぼんと放流するよりも生残率が高い。大村湾で少し大きくなっていくと、西海橋から平戸や五島灘に出ていくわけです。

だから、いきなり平戸の沖の波の荒いところ

にぼんと小さいのを放流しても、岩礁地帯で波にもまれて生残率が低いと。それよりも、大村湾や有明海の方がというふうなことがこれまでのデータでわかってまいりました。平戸の志々伎で獲れるヒラメも、放流魚であれば大村湾でしようね、有明海から回るよりも大村湾の方が志々伎だと近いと思います。

そういう仕組みで放流することを、今、皆さんのご理解を得て取り組むことができるようになった次第でございます。

【渡辺委員】 わかりました。

それと、クルマエビは4県でするわけでしょう。長崎県が約1,000万円出すわけですね。ほかの3県と共同放流ということになっているんですが、これはどういう意味ですか。

要するに、各県でそれぞれの自分の該当する漁協のところにクルマエビを放流しようとしているのか、それとも4県まとめて適当に分散して放流しようとしているのか、その辺の具体的な放流のやり方はどうなっているんですか。

【高屋漁業振興課長】 クルマエビも4県でそれぞれに放流することになっておりまして、場所は、有明海の湾奥部の方が生残率が高いということがわかってまいりましたので、自分のところじゃなくて、クルマエビは有明海の湾奥に放流して、どんどん周りに広がるといような放流の仕方をしております。

サイズは、前はおよそ2センチから2センチ5ミリだったものが、やはり大きい種苗を放流した方が生残率がいいということがわかりました。当然と言えば当然なんですけれども。今、大体4センチ程度の種苗を800万尾ほど放流しております。長崎県は、そのうちの約4割程度を漁獲しておりますので、負担率もその程度を長崎県が負担しているという構図でございます。

すみません、400万尾です。

【渡辺委員】 800万尾じゃなくて、400万尾ね。

そうしたら、長崎県がお金を出して、福岡県か佐賀県の人たちで種苗放流をやっているんですか、具体的なやり方は。

【高屋漁業振興課長】 そこは役割分担があって、向こうの地先にする時には、費用はこちらから出ていますけれども、種苗放流の手間等は、佐賀や福岡にお願いをしているということです。

【渡辺委員】 クルマエビって、それだけ動いて回るのか、ひれがないのに。その辺の砂場ですつと育つのかなと思っていたもんやけん。

【高屋漁業振興課長】 予想されている以上に動くエビです。そこにじっとしているわけではないですね。かなり広範囲に動くエビでございます。

【渡辺委員】 わかりました。

あと、漁業就業者の確保、育成対策について、新たな就業者の呼び込みは何をもくろんでいるんですか。

【川口経営支援室長】 新たな漁業者の呼び込みというのは、現在でもUターンの方が、就業者の中で大体2〜3割を占めておりますので、そういう方をぜひ呼び込みたいと。

手法については、主だっちは情報発信ということで、県の経営支援室のホームページに、現在、Uターン、Iターンで頑張っておられる漁業者の家族との操業の姿とか、そういうものを整理をして皆さんに情報発信しながら、戻ってきていただいたり、Iターンで長崎に来ていただくということに取り組んでおります。

【渡辺委員】 Uターン者の2〜3割というのは何人ぐらいになるんですか。

【川口経営支援室長】 平成27年は163名の新規漁業就業者がいらっしゃいますけど、その中でIターンが29名、Uターンが26名となってお

ります。

【渡辺委員】新たな就業者についての取組をよろしくお願いしたいと思います。

それと、主要施策の概要の資料1で質問させていただきます。

3ページ、漁業協同組合の現状について書いてあるんですが、繰越欠損金を保有する漁協が17組合ありますね。経営不振漁協の財務改善とか、施策の3では組織の再編等と書いてあるんですが、欠損金を有する17漁協に対する指導は、今後どういう形に、合併というか、そういう方向で進んでいるんですか。

【西漁政課長】漁業協同組合の常例検査ということで、2年に1回、各漁協を財務指導ということで県として指導をいたしております。

また、合併に向けては、今、県内8地区30漁協で合併を検討する組織ができて検討されておりますので、県としても、そういった活動に参画して助言、指導を行っているところでございます。

【渡辺委員】 そうしたら、今、30漁協が合併に向けて協議会か何かつくってやっているわけか、具体的には。

今、漁業組合が68ありますが、これを幾つぐらいにしようとしているわけか。

【西漁政課長】 今申し上げた8地区30漁協については、検討組織ということで何らかの形で組織をつくって検討する活動をしている地区でございます。

具体的な数については、今回、目標として掲げてはおりませんけれども、現在、正組合員が20数名の組合が2組合ありますので、そういった小規模な漁協について重点的に指導をしていながら、まずは連携する事業ができるか、できないか、その辺を検討した上で、将来の合併

につなげていきたいというふうに考えております。

【渡辺委員】 漁業協同組合に対しての支援しか、なかなか県としてできないものですからね、優良な漁協になるように進めていただきたいと思います。

それと15ページ、本県水産物のPRの関係で3点ありますが、中国現地のバイヤーと連携した販売プロモーション、シンガポールでの魚料理フェアの開催、それからハワイでアンテナショップ設置支援となっていますね。ハワイにアンテナショップを設けるんですか。

【岩田水産加工流通課長】 ハワイのホノルルに既にJ－shopという、現地の方がされているお店がございます。その中に佐世保魚市が、店まるごとではございませんで、中の1区画をアンテナショップといいますか、コーナーといいますか、そういうことで今、運営をしております。

【渡辺委員】 店の一角をお借りして、佐世保魚市さんが今、魚を送っているわけ、現実に。

そうしたら、設置の支援という意味はどういう意味か、アンテナショップの設置の支援というのは。

【岩田水産加工流通課長】 一つは家賃といいますか、設置費用がかかりますので、それを支援するということ。

もう一つは、向こうで調理をされる方とかの指導につきまして、こういう加工をするんですとか、こういう刺身とかで提案したらどうですかというのを、こちらから現地に行つてする部分も支援をしております。

【渡辺委員】 設置支援というのは、今までなかったものをつくるのかなと思ったものだからさ。今あるものの継続の事業なんですか。

【岩田水産加工流通課長】アンテナショップのハワイにつきましては、継続ということになります。

【宅島分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【中島(浩)委員】公共工事について質問させていただきます。

県全体の公共工事は対前年比5.9%増と予算総括質疑の時にお話がございましたけれども、平成29年度当初予算におきましては、新幹線、ダム事業を除いて大幅な減額になっているわけです。その中でも水産基盤整備事業についての額がかなりウェートを占めているんじゃないかと思います。

事業別の、整備費別の減額はどのくらいになっているのでしょうか。

【横山水産部参事監】まず、今回の減額について、ご説明をさせていただきます。

水産基盤整備の公共事業予算は、平成28年度147億円に対しまして平成29年度は125億円と減額になっています。

これは、当年度の県予算の要求額が、従来とは異なりまして前年度の国の内示額が上限となったということございまして、平成27年度から平成28年度にかけての国費の内示分が大幅に落ちたということで、それが今回のこの減額につながっております。ただ、平成28年度の事業と同程度の事業は確保できております。

さらに、こういった事業が減額になることを懸念いたしまして、昨年11月の補正予算では、事業費で25億円弱の予算を計上してございまして、これを加味しましたら、前年度と大体同額の予算ということになっているわけでございます。

事業としては漁港と漁場に分かれるわけですが、基本的にはこれは全体の予算の枠の

中で調整ができてまして、漁場についてはほぼ同程度、漁港がその分、減額になっているという状況でございます。

【中島(浩)委員】 確かにご説明のとおり、補正で確保できたということですが、あくまで我々の考え方は当初予算の対比で考えますので、補正が今後どうなるのかという状況の中で、現実として下がってきていますよね。それはそれで、もういたし方ないという状況なんですか。

【横山水産部参事監】 委員おっしゃるように、当初予算が大事だということは私どもも十分理解しております。

そういった中で、先ほど大久保委員からもご指摘がございましたけど、フロンティア事業が補助事業とは別に国の直轄事業ということになっておりまして、こういった事業を別枠で確保することによりまして、本県への公共事業の枠はしっかり確保していきたいというふうに考えているところでございます。

また、今回、国の予算が大きく減額した理由を私どもでいろいろと検討しておりますが、大きな理由の一つには、東日本大震災の影響が起きているのではないかと考えております。

東日本大震災の復興予算が、平成24年度の予算から復興庁計上ということで別枠になりました。漁港の全国の大半を占めます北海道とか、特定第三種漁港といたしまして、長崎でいう長崎漁港のように非常に大きな漁港が全国で13あるんですけれども、その大半が青森、宮城、千葉にあります。こういったところの事業が全て、これまで復興庁の復興予算という形で整備されてきておりました。これが昨今、漁港の整備が概ねめどがついたということで、被災地の復興予算もかなり現在は減ってきております。

多い時では国費ベースで280億円ぐらい、復興庁への復興予算があったわけですがけれども、平成28年度から平成29年度にかけては50億円ぐらいと大幅に落ちてきています。

こういったところの事業が終わってくることによって、今後は一般会計の予算で手当てをしていくという形になってきまして、これまで平成23年度まで本県にいただいていた公共预算、漁港の予算が、平成24年以降は逆に多くなっていたというところもございまして、平成28年度の予算を見ますと、平成23年度の国費に比べて今回は同じぐらい、同程度ということになってきておりますので、今後は恐らくこういった形で、国全体の予算額がどうなるかということはあるんでしょうけれども、ある程度そこは今回の一過性のものではないかというふうに見ておりますので、先ほど申し上げましたフロンティア事業だとか、そういったところの事業もいろいろと駆使しながら、私どもはしっかりと予算の確保に努めていきたいと考えております。

【中島(浩)委員】 今回の漁港の20億円減、工事のあらゆる要望があつて、ストックがあるわけですがけれども、単年度ベースで考えると、その辺の影響はないわけですか。

【横山水産部参事監】 私どもとして一番危惧しているのは、農山漁村地域整備交付金という交付金がございます。これは農水省全体になりますので、農業、水産業、林業が全部、同じくくりの中で予算が措置されるんですけれども、この予算額が、要求に対して、要望に対して少ないという状況がありますので、こういったところについては今後も引き続き、しっかりと取っていかねばいけないというふうに思っておりますが、通常の水産の漁港の補助事業に関しましては、先ほど申し上げましたように昨年度

と大体同額の事業費を確保されていまして、各市町等も含めて要望を聞いておりますが、そのあたりについては十分措置できるかなというふうに考えております。

【中島(浩)委員】 一過性のことだという考えのようでございます。ぜひ来年度、平成30年度予算においては、こういった心配がないように国に対して強く要望していただきたいのと、フロンティア事業はあくまで国が認めてからの事業でございますので、これははっきり言って確定したわけではないので、その辺は別枠と考えて要求をしていただきたいと思います。

【宅島分科会長】 ほかにございませんか。

【麻生委員】 1点だけ、19ページの磯焼けの関係でお尋ねしたいんです。

今、県内で磯焼けが結構問題になっております。上五島で、食害を避けながら、大学と連携して、藻場再生事業があつていますね。前回、現場を見せてもらいました。ある一定の藻場が再生しています。ここはリンを少し投入するという形でされています。しま全体でリンが足りないということもあつて、拡大できるのかどうかということも言われておったような気がするんです。

磯焼け対策について、県として幾らか予算を組んでありますけれども、今後の方針としての流れを教えてくださいませんか。

【横山水産部参事監】 藻場の磯焼けの問題につきましては、いろいろな要素がございます。先ほど委員がおっしゃいますように貧栄養という問題もありますが、多くは、海水温が高くなってきていることによりまして、海水温が高いことに海藻が耐えられなくなっている。これまでは高い時でも大体28度ぐらいの水温だったところが、近年は6メートルとか10メートルの水

深帯でも30度ぐらいまで水温が上がっているという状況がございます。水温が高くなることによって、海藻の成長が妨げられているという問題もあります。

また、海藻を食べる生物というのがおりまして、海水温が高くなることによって、こういった生物の活動が活発になってきているという状況がございます。これまでは、水温が下がってくると魚自体が海藻を食べなかったんですけれども、最近は、あまり水温が下がらない状況が長くなることによって海藻を食べる期間が長くなっているという状況もございます。

こういった対策をしっかりととっていかなきゃいけないということですが、海水温を下げるということはなかなかできませんので、高い水温に強い海藻を入れるとか、食害を及ぼす魚とかガンガゼであるとか、そういった生物を駆除することで磯焼けを回避するというような対策を私どもは考えております。

こういった事業を行うに当たりましては、これまでは国の補助等をいただきながら環境の整備ということに努めてまいりましたが、今は国の事業でも、そういった基盤をつくった上で駆除に対しても一定期間支援をしていただけるという仕組みもございます。こういった仕組みを活用しながら、地元の方々が継続的にそういったことに取り組んでいただく必要があるということで、現在は、それぞれの漁協さんを中心に、そういった活動をする組織をつくっていただいております。そういった組織の中で継続的に取り組んでいただきながら、私どもも継続的に、どういう対策が有効なのか検討しながら、これから進めていきたいというふうに考えております。

そういった中で、さっき言われた貧栄養の問

題も、藻場、海藻の成長を早めるための一つの手法ではないかというふうに考えておりますので、そういった手法も検討しながら、さまざまな観点からいろいろと対策をとりながら、しっかりと藻場の対策を進めていきたいというふうに考えております。

【麻生委員】 水温が上がって、藻場の食害があったりとかと言われています。長崎は海岸線が長いですから、回復には相当かかるんじゃないかと思っています。

上五島と一緒にやろうとされていますけれども、今後、これについての県の支援はどういう形で考えていらっしゃるのでしょうか。今回の予算に入っているかどうかの話です。

【五島水産部参事監】 栄養塩、リンを供給して富栄養化の状態をつくって海藻をはやそうと、これは新上五島町で昨年まで試験をされていたんですけど、平成29年度からは、磯焼け総合対策事業の中で、長崎大学に委託して、一定の湾の中を網仕切りしまして、栄養塩を添加した区、添加しない区の藻場の成長とか環境の変化を見るような試験をやろうというふうに考えております。

【麻生委員】 沿岸漁業の魚の獲れ具合というのは、藻場が再生しないと大きな影響があると思いますので、地元も頑張っていらっしゃるので、ぜひ応援をお願いしたいと思っております。

最後にお尋ねしたいのは、今、里山じゃなくて里海資本論とうたって、瀬戸内海で藻場再生の事業がありまして、本を読まれたことがありますかね。まち全体で漁獲を制限しながら、藻場をつくっていくと。海守りじゃないですけど、そういうことを徹底してやることによって藻場が再生して、多くなってきたというような本をこの前読んだんです。

こういうふうに地域一体となって藻場を再生しないと、片方では養殖の関係で新しい稚魚を放流していく、そういうこともあるんでしょうけれども、どちらが先なのかということもありますけれども。磯焼けは、高温化して育たないという話もありますけれども、一定育てていくという取組が瀬戸内海で、町全体でされているということです。

ご存じなかったら要望としておきますが、ぜひ検討していただいて、育てていくという藻場再生も大事じゃないかと思いますので、これについては今後の課題だと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。もし、今の関係で意見がありましたら。

【横山水産部参事監】今、委員がおっしゃるように、地域を挙げてみんなで取り組むということは非常に大事だと考えておりまして、私どもとしては、しっかりと漁協さんを中心に組織をつくって、藻場の回復に地域を挙げて取り組むような形でしていただきたいと話をさせていただいております。

また、藻場に関しましては各地でいろんな取組を進められておりますので、こういった取組については水産庁で全国の磯焼けの意見交換会というようなこともされておりまして、しっかりと情報交換をしながら、優良な事例があれば、本県でも使えないか、そういうのが適用できないかということについては、しっかりと情報を取りながら進めていきたいと考えております。

【麻生委員】先ほど、漁協を中心にやろうということでは言われました。片方で生産も上げねばいかんと、弱小の漁協があると。

本では、自分たちは魚を獲りたいけど我慢して、獲らずに藻場を再生しようと、そういう協力があるわけです。片方では毎回獲らねばいか

んし、生産を上げないといかんと、相矛盾しているところがあるわけです。

漁協も高齢化、弱小化、予算がないという状況もあって、相反するところがあるわけです。そこは県がしっかり見て指導してもらい、いい事例は、藻場を再生して将来はこの海を再生するよと、漁獲も広がってくるよということをしつかり訴えていただき、お互いに納得したまちづくり、村づくり、そして漁協の再生をぜひリードしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【宅島分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【松島委員】先ほどもちょっと触れられたんですけど、FRP漁船に関して、少額ですが当初予算が計上されていまして、そのことをこれまで触れてきた者として触れたいと思います。

FRP漁船リサイクル処理体制づくり事業、資源管理課です。先ほどの答弁でも少し触れられましたが、平成24年度に新規の県単事業で、そもそもの発端というか、FRP廃船処理の事業費を計上していただきまして、3カ年事業で南島原市も含めてやっていただきました。この中身は廃船処理の比較検証みたいな支援でしたが。

これが終わって、平成27年度からFRP漁船リサイクル処理体制づくり事業が、離島に特化した3カ年事業で、平成29年度も続いてやっていく事業の目的は、リサイクル処理の体制づくりであると、そのための支援であるかと思います。

廃船処理に関係するものは、この事業のみですか。まずここからお聞きます。

【五島水産部参事監】FRP漁船の廃船処理に関します事業としては、水産部ではこれだけでございます。

【松島委員】この事業にかかる比重というのは、額よりもはるかに大きいと考えているのは、現状の船齢30年以上の隻数の多さですが。

今の事業は、平成27年度からやっています。先ほど、答弁で五島の事情、協議会ができると言われたんですが、今やっている事業は単年度終わりですね。五島が終わって、次のところが終わって、次のところが終わってと。

平成27年度の成果、成果というのは結局、リサイクル処理体制ができたのかということですけど、平成27年度の成果、そして今の平成28年度の現状、平成29年度の予定を教えてください。

【五島水産部参事監】これは、あくまでもリサイクルをする体制を地元でつくろうということです。具体的にはどういうことかと申しますと、市町、漁協、実際に船の処理をすることになるだろう、例えば地元の造船業者さんとか、産廃の関係事業者さんとか、そういう方たちで組織化をして、具体的な処理の方法を話し合おうと。最終的には、地元での処理の適正な価格といえますか、処理費用が大体どれぐらいになるかということを実証しようというのが、この事業の最終的な目的でもあるんですけども。

そういう中で平成27年度に、壱岐地域での組織の立ち上げを行いました。壱岐地域については、今のところまだ組織の立ち上げまで至ってはいないと。これは、実際に処理をする地元の造船所さんたちが、ちょっと規模が小さいということで、まだ検討せんばいかんというところがあるという理由で、壱岐市については、今のところ組織としてはでき上がっていない状態です。

新上五島町では、地元の産廃業者さんが組織の中に入りまして、一応組織化はしたと。組織化はしたんですけども、実際の処理作業につ

いては、廃船処理をする廃船の抛出が得られなかったということで、試験的な廃船実証の事業はできなかったんですけど、組織化はできたと。

五島市は、平成28年度に組織化をいたしました。

先ほど言いました廃船を抛出できなかった理由は、このリサイクルシステムは、最終的な処分、リサイクル場でのリサイクル費というのは定額で決まっております。この体制づくり事業の中で、処理費ということで2分の1の補助を組んでいるわけですが、これはあくまでも、その地元からリサイクル処理場まで持っていくまでの分の補助でございましたので、リサイクル場に持って行って処理をすると、リサイクル費用は船を出した本人の負担となって、この額が、例えば12メートルぐらいの船でしたら21万円かかると。この辺が、漁業者の方にしたら、それは出しきらんというところがありまして、実際の処理事業ができなかったということでございます。

実は、この処理リサイクルシステムだけを利用した処理のほかにサーマルリサイクルというのがありまして、サーマルリサイクルを利用すれば、リサイクルシステムよりも安くなるんじゃないかという期待がございまして、平成29年度につきましては、対馬での組織化と併せて、サーマルリサイクルを利用した地元での処理に取り組みたいと思っております。

【松島委員】初めてサーマルリサイクルという話を聞いて驚きますが、よりコストがかからない工夫がされ続けているんだろうと期待をしたい。

これを取り上げたのは、リサイクル処理の体制づくりをと平成27年から言われてやられて、本当にできるのかなという厳しい目でずっと質

問しているんですよね。ちゃんとつくってほしいと、少額なれども体制づくりのきっかけを県がつくって、それを地元到手渡すという形にしっかりとっていったほしいという思いがあります。何よりも、皆さんがおっしゃっているとおりのリサイクル処理の体制づくりを、形としてしっかり出していただきたい。

なおかつ、前にも言ったんですが、半島地区にも普及してほしいと私が要望した時は、五島参事監の答弁ですが、仕組みができれば他の地区にも普及させるということでした。この事業の検証結果をしっかりと報告していただくとともに、やはり半島地区への支援もしっかりお願いしたいと思います。

そして、これは、ずっと国へ施策要望をしておりますよね。ずっととは語弊がありますね。FRP漁船の廃船処理対策について、国に対して長く要望してきたと思います。正味、いつからこういう要望をされて、国は動いてくれているのか。

動いていないなら、県として、もっと予算をつけていいんじゃないかと私は思っているんですよね。いかがですか。

【五島水産部参事監】国への要望につきまして、私が資源管理課長になる前から要望されていきますので、平成24年以前からだと思います。

確かにFRPの漁船のリサイクルについても、例えば家電リサイクルや自動車リサイクル法みたいなリサイクル法の制定とか、そういう制度的な部分の要望とかしておりますけれども、漁船は家電品や自動車と違いまして、リサイクル法をつくるにはなかなか、いろんな問題があるということ動いていないというのが実態で、引き続き、ずっとそういう面での要望をしているという状況でございます。（「国は何か動い

ていますか」と呼ぶ者あり）

特段、今のところ、動いていただいているという具体的なものはないかと思います。

【松島委員】動いてほしいんですけど、家電リサイクル法に類似するものの構築とか、それは国しかできないことだと思うんですよね。

県の役割として当面出てくるのが、平成25年のデータですけど、県内にはFRP漁船が約2万3,000隻あって、うち、20年以上が約1万9,000隻、30年以上が約1万隻と。当面、この30年以上。元気な船もあるでしょうけど、30年以上の船が1万隻どつとあって、これを物理的にどう考えてもですね、廃船処理をしなければいけない。

政府施策要望にも書いていただいています。原則は持ち主負担ですよ。それはそうです。しかし、持ち主がわからないもの、経済的に大変な人、これから明らかに増えて、対策が必要になってきます。

部長、今回のFRPリサイクルの当初予算は、かなり大事だと私は思っておりまして、該当する地区のためにも必要ですけど、長崎県全体としてもしっかりとやっていただいて、次につなげてほしいと思っています。一番の理想は、ここに関する県予算をもっとつけていただくことです。百歩譲って、今回のこの予算で、しっかり結果を出していくということですので、やっていただい

て。もう逃げようがないですからね。皆さんも百も承知だと思いますけど、この廃船処理に関しては逃げようがありませんので、少額なれどもしっかりと取り組んで、県内全域に波及させるつもりでやっていただきたいと思います。部長、いかがですか。

【熊谷水産部長】FRP漁船の廃船処理というのは極めて重要な問題でございまして、離島の

みならず、本土地区においても同様だと思っております。

先ほど委員からもございますように、個人のそういったものに対して公費を出せるかどうかというのは極めて大きな問題でございまして、安易な対応をすれば際限のない財政負担を持つということになりまして、それは決してあってはならないことです。

まず第一に大事なことは、原因者たる方々をしっかりと意識して、そういったものを出さないよう、廃船がわからないうちにその辺にあったとかということのないように、しっかりと管理をしてもらうという体制が一番、私はまず重要だと思います。そういったことのない中に、次の段階としての廃船処理に支援をするかどうかというのは、なかなか難しい問題でございます。

そういった意味で、今、実は土木部とともに、廃船処理をどうしていったらいいとか、新たな廃船が漁港等に放置されないためにどうするかというような体制づくりをしておりまして、場合によっては、廃船をしっかりしてもらうためには、法的処理を含めて考えなくてはいけないのではないかというふうに考えまして、まず、出さないという努力を最大限していく。そういうことがはっきりすれば、ある意味では、今度は処理をしなくてはいけないという考え方にも立つわけでございます。そういった面に持っていく。

その時に、出口対策としての今のような体制づくりを活かしていければいいのではないかと、いうふうに考えていまして、まずは、そういった両面から取り組んでいきたいというふうに考えております。

【松島委員】 心強いご答弁をいただきました。

ぜひとも、本当によろしく願います。

【山田(博)委員】 今、松島委員への答弁で、水産部長、廃船を出さないようにしないといけないと、監視しないといけないというのはごもつともですね。その一方で、自己負担でちゃんとしてもらわないといかんですよと、それはごもつともですね。

じゃあ、漁船が廃船になった時に、この船が誰の船かとわかるのは、船に番号を書いていますよね。あれはどういうふうに書いているかと、説明していただけますか。

【熊谷水産部長】 基本的には漁船には漁船登録番号というものが付けられとているということでございます。漁船として使用する場合には必ず、県の漁船登録原簿に登録しまして、長崎は「NS」と、その後に船の大きさを考えた1級、2級、3級がございまして、それに類型した番号が入っていますので、これによって基本的にはその漁船の持ち主は登録されているものでございます。

【山田(博)委員】 確かにそうですね。でも、水産部長、漁船には何で書いていますか。

私もしょっちゅう地元を回っているから、廃船された、陸上に揚げられた船は、その辺の番号は消しているんですよ。見たことがありますか、そういった不法投棄している船はどんな船か。番号を消しているんですよ。

本来であれば、漁船登録をする時に、その船の番号を消されないようにすれば一番簡単なんです。その対策もしていないんです、まだ。

漁船登録の所管課はどこになりますか。お答えいただけますか。不法投棄されている船はどんな現状かというのは、そういったことがあるんですよ。それで進まないんですよ。それをわかっておりますか。所管課はどなたになります

か。

【高屋漁業振興課長】 どうやったら消えるのか、ベンジンで消えるのか、こそぐのか、よくわからないですけども。

確かに私どもは、番号は確認させていただきます。大きさも位置もきちっと。恐らくそれできっちり、取れない対策までしてあるかどうかは、多分見ていないと思います。

【山田(博)委員】 私は、地域を回っていてつくづく思うんです。さっき出たから、議案外で言おうかと思ったんですけど、そこを考えないのだめですよ。今は予算の審議だから、宅島委員長がそろそろ終わってほしいとアイコンタクトをやっていますから、この件に関しては終わりますけど、そういった点で、研究というか検討していただきたいと思います。実際、そうなっていますから。

続きまして参事監、先ほど大久保委員の質問で、国の事業でございますからという話がありましたけど、いいですか、国の事業だろうが何だろうが、これは県も負担するんですよ。県が負担するからには、県として、この委員会の皆さん方、委員の意見をしっかりと国に伝えないといけないんですよ。

確かに参事監は、優秀な人で長崎県に来ていただいておりますので感謝申し上げますよ。

国の事業がありますからと、国の事業がありますからと。国の事業で100%やるんだったら、私も何も言わないんですよ。長崎県も財政が厳しい中でやっていくわけですから、何かあったらいつもB/C、B/Cと言うわけですから、地元経済波及効果をかけて、いろんな陳情をするわけですから、参事監、そこはですね。

何かやりとりを聞いたら、国の事業ですから、長崎県はいろいろ口を挟むことはできないんで

すよというようなニュアンスに聞こえたんですけども、ここは私の認識不足だと思うんですけど、改めて、言うべきことは言うということをしつかりと答弁いただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【横山水産部参事監】 私が申し上げたいのは、国の事業だから県としては何も言いません、何も言えませんということでは当然なくて、委員の皆さんがおっしゃるように、どれだけ地元裨益できるかということが大事であり、また、そういったところで国の直轄事業の負担金というものも出していただけると考えておりますので、委員の方々のお声は、しっかりと私どもから機会を見て国に伝えていきますし、私どもとしても最大限努力していきたいと考えております。

【山田(博)委員】 ぜひ、それはそうしてもらいたいと思うんです。五島沖のそれだって、そうなったわけですから。五島沖はなったけど、対馬沖はなりませんでしたら、当時の参事監や水産部長は、地元のことを考えて。

私は、水産部長を高く評価しているんですよ。参事監、あなたも。前任の人よりももっと優秀だと思っているんです。私が水産庁に聞いたら、今の長崎県に来ている水産部長と参事監は、大変優秀な人を送っているということですから、できれば長くおってほしいなと、ね、水産部長。長崎県の水産発展のために、長くですね。

しかし、長くおったら、あなたの出世に響くから、これはちょっと難しいところがあるなと思っているんです。長くおってほしいけど、おったらあなたの出世に引かかるからですね、微妙なところだなと思っているわけでございまして。

続きまして、横長資料の43ページ、漁港漁場

課になると思うんですが、福田の神ノ島地区土地開発公社から保有地の買い戻しとあります。これは漁港漁場課になるんですか。港湾整備事業会計になっていますが、どうなっているんですか。私はよくわからないので説明していただけますか。

【中田漁港漁場課長】 これは、ご指摘のとおり港湾課の所管の分です。

【宅島分科会長】 暫時休憩いたします。

— 午後 4時25分 休憩 —

— 午後 4時26分 再開 —

【宅島分科会長】 再開いたします。

【中田漁港漁場課長】 失礼しました。43ページの記述の分は、水産部の所管の部分は空欄になっていますので、これは全て土木部関係の所管の数字でございます。

【山田(博)委員】 そうでしょう。後の方に漁港漁場課と書いてあるわけです。これは、私の見方が悪かったのか、漁港漁場課と書いてある、ここは土木部関係と書いてあるでしょう。どっちを見ていいのか、わからなかったわけですよ。どっちが間違っているのか、どうなんですか。資料の見方がよくわからないものですから、説明していただけますか。

【中田漁港漁場課長】 43ページの表の右肩の漁港漁場課の表示は、間違いでございまして、ここは漁港漁場課は削除が正しい。（発言する者あり）

【宅島分科会長】 暫時休憩します。

— 午後 4時27分 休憩 —

— 午後 4時28分 再開 —

【宅島分科会長】 再開いたします。

【中田漁港漁場課長】 指摘の43ページにつき

ましては、41ページからの漁港漁場課所管の一連の表になっておりまして、43ページにつきましては漁港漁場課の水産部関係は空欄ではございますが、項目がまだ続いておりますので、右肩に漁港漁場課の表示があるという状況です。

【山田(博)委員】 そういうことなんですね。先ほど、平田次長がわかりやすく説明していただきまして、ありがとうございます。どっちが漁港漁場課長か、わからなかったです。

引き続きまして、新たな輸送ルートをするということで予定しております、輸出拡大に向けた流通・販売強化事業とありますね。水産加工流通課です。船会社の上海フェリー株式会社と提携してやっているといいますが、これはどのようにしていくかというのを説明していただきたい。

あと、漁港漁場課で、土地の売却として、平成29年に売却予定地として、長崎県港湾整備事業会計で、これは水産部に關わるんですかね。事前に勉強会の資料をいただきました。これは沖平地区になるんですかね。一つは食品製造業、一つは金属加工業となっておりますけど、この用途はこういうふうな用途でよかったのかと確認したんですけど、その後うんともすんとも言わないものだからですね。説明してくれなかったものですから。漁港漁場課長は忙しかったのか、私が嫌いで説明してくれなかったのか、どっちかよくわかりませんが、説明していただけないか。ちゃんと事前に言っていたんですけどね。

【中田漁港漁場課長】 ただいまご指摘の場所については、沖平地区の2区画の土地でございます。この場所につきましては、企業会計で整備をした土地を、今、売却を促進させているところでございます。平成32年に会計を閉鎖する計

画となっています。会計閉鎖までに速やかに売却促進を図りたいと思っております、今現在では、水産関連に限定をせず、売却の促進を図っているところでございます。

【岩田水産加工流通課長】船舶会社と連携したトライアル輸送の実施ということにつきましては、現在、大阪と上海の間で「蘇州号」というフェリーが実際にいっております。これは上海フェリー株式会社が運航をしているところです。現在は長崎には寄っていない、大阪から直接上海に行っております。このフェリーに長崎に寄っていただいて、長崎から貨物といいますか鮮魚、活魚を積み込んで上海に行けないかということを、今回の予算で計上しております。

【山田(博)委員】これは水産加工流通課長、大変すごいじゃないですか。いつから、大阪から長崎に寄って上海に行くという航路の運航が。

新聞社がおった時に質問すればよかったですね。すみませんね。

これは、いつごろから予定しているんですか。就航というか、予定をお答えください。

【岩田水産加工流通課長】実は、現在は寄っておりません。定期航路は大阪から上海に行っております。これに産業労働部の商務金融課とも連携いたしまして、寄っていただいて、うちのものを載せていく、それを今から協議をしてやっていかないといけない。今は定期航路ではございません。

できれば、活魚もそうですけど、ほかの貨物とか人も乗せて、できれば定期的に寄っていただきたいと思惑がありまして、まずは活魚を載せていきたいなど。

それにつきまして時期的なものも、協議を今からせんばいかんということで、あくまでも今は定期航路になっておりませんので、まず来て

もらうというところから協議をさせていただくというふうになっております。

【山田(博)委員】私、長崎県水産物海外普及協議会とか、輸出連絡会とか、名簿をいただいたんです。

そうしたらね、水産部長、あなたの前任の前任の前任の水産部長は五島市の市長さんをご存知ですか。それをまずお答えください。

【熊谷水産部長】はい、野口市長は存じ上げております。

【山田(博)委員】いいですか、この長崎県水産物海外普及協議会、長崎県水産物輸出連絡会に、新上五島町とか、壱岐は入っているかな、対馬は入っているんです。新上五島町は入っていて、五島市は入っておらんわけよ。これはご存知でしたか。お答えください。

【熊谷水産部長】詳しく確認しておりませんでした。申し訳ございません。

【山田(博)委員】これ、水産部長、ぜひね。長崎県の水産部長をしておった人が、こういった会を、長崎県も一生懸命やっていて、あなたの後輩がやっているしと、ぜひお誘いしていただきたいと思うんですよ。

水産部のよさを一番わかっている人が市長になっておって、新上五島町は一生懸命やっているのに、なんで入っておらんのかと。これは、地元の漁業者が聞いたら、はらかくよ。ね、宮内委員。

だから、これを私が言うと釈迦に説法ではいかんから、やっぱり水産部長から言ってもらった方が一番説得力があると思うよ。ぜひやっていただきたい。

これはなんでかという、水産加工流通課が、大阪から上海に行く時に長崎港に寄ってもらうように長崎県全体の自治体で頑張ろうというの

に、新上五島町は一生懸命にこういった連絡会に入ってやっているのに、肝心かなめの五島市はどうなんですかと。一番近いんですよ、長崎に。そこが入っていないと。

ここは本来であれば、ね、五島参事監、あなたと同じ五島、いいですか、いろいろご苦労があると思うんですけど、日中、夜もお疲れと思うんですけど、もうちょっとご辛抱いただいてですね。

ぜひやっていただきたい。水産部長、ぜひお声をかけていただきたいと思います。あなたから言えば、ますますご協力も大になってくると思いますので、よろしく願いしたいと思います。

先ほど、漁港漁場課長にお尋ねしました土地の売却、港湾整備事業が平成32年に閉鎖されるから、土地はとにかく売らんといかんと、最初の水産加工のための土地だったけど、もう閉鎖されるから、とにかくどこでもいいから売ってしまえとかね。こういうふうなことで理解していいんですか。そういうふうに聞こえたんですけど、いかがですか。

【中田漁港漁場課長】 これまで、水産関連で売却を見込んできたんですけども、なかなか売却できないという状況がございまして、長い間売れずに残っていた土地でございまして、そういう状況でございまして、現在は、水産関連に限定をせず売却の促進を図っているという状況でございまして。

【山田(博)委員】 いや、別に売ることで自体にはいろいろ言わないけれども、いいですか、国でもいろいろ問題になっているんです、今、森友学園とってですね、土地の売却について。ここはやっぱり慎重にしないと。

いつからこういうふうの方針を転換したのか、

それは説明できますか。売却をして、少しでも長崎県の収入を得るというのは必要なことだと思うんですよ。しかし、企業会計が平成32年に閉鎖されるから、これは早く売ってしまわんといかんというのは、在庫一掃セールみたいですね、ちょっとどうかと思いますよ。

県は、たたき売りをするんですか。そんなことはないでしょう。ちょっと漁港漁場課長らしくない答弁があったのでね。平成32年をめどにある程度せんといかんという方向性が、多分、財政当局から指摘されたのでそういうふうになったと思うんですけども、いつから方針転換をして、関係機関に了解をとったのか、それを説明していただけますか。

【中田漁港漁場課長】 いつ、その方針を転換したかということにつきまして、後ほど、調べてからお答えをいたしたいと思います。

先ほど私が答弁しました、会計が閉鎖するからという理由につきましては訂正をしたいと思います。とにかく、売れ残った土地でございまして、収入を上げるということを第一の目的にしておりますので、水産関連に限定をせずに売却促進を図っていくという状況でございまして。

【山田(博)委員】 そうだと思うんです。漁港漁場課長も多分、久しぶりに私から質問を受けたので、若干声が大きいものですから、品のいい漁港漁場課長もちょっと動揺したんじゃないかと思いますが、わかりました。

いずれにしても、これは後でいいですから、水産部長、今まで漁業関係にしか売らないと言っていたのを、いつから方針をそういうふうに変更して、どういう合意形成をもってやったかというのは大切なところですから、そこはきちんとですね。

今日は、委員長のアイコンタクトで、恐らく

今日中に予算を採決して終わりたいと思うんですけど、明日の朝にはきちんと、10時には、この経過をペーパーにまとめていただきたいと思います。

予算は予算で、これは漁港漁場課長がおっしゃるように、県の財政を少しでも得るために売却の方向にしたというのは理解できます。しかし、その一方で、その方針が変わったのはどういった経過かというのをですね。大切なところですから、そこはどういった形で合意形成をしたかというのはね。

まさか水産部長が、「いいから売ってしまえ」とかと言ったわけではないんでしょう。あなたの鶴の一声でやったわけではないんでしょう。多分、そんなことは水産部長はしないと思いますけれども、そこはきちんと、やはり確認せんといかん大切なところですから、ぜひ、明日の10時、いいですか、資料を提供できますか、水産部長、お答えください。

【熊谷水産部長】 しっかりと整理しまして、ご報告申し上げたいと思います。

【山田(博)委員】 ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。終わります。

【宅島分科会長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島分科会長】 ほかに質疑がございませんので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分、第6号議案、第9

号議案、第13号議案のうち関係部分、第47号議案のうち関係部分、第52号議案及び第58号議案のうち関係部分は、それぞれ原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、各予算議案は、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

しばらく休憩いたします。

— 午後 4時40分 休憩 —

— 午後 4時40分 再開 —

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

本日の審査はこれにとどめ、明日は午前10時から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

— 午後 4時41分 散会 —

第 3 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成29年3月7日

自 午前10時 0分
至 午後 4時34分
於 議 会 会 議 室

水産加工流通課長 岩田 敏彦 君
漁港漁場課長 中田 稔 君
総合水産試験場長 柳村 智彦 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 宅島 寿一 君
副委員長(副会長) 近藤 智昭 君
委 員 宮内 雪夫 君
〃 渡辺 敏勝 君
〃 山田 博司 君
〃 外間 雅広 君
〃 松島 完 君
〃 西川 克己 君
〃 中島 浩介 君
〃 大久保潔重 君
〃 麻生 隆 君

農 林 部 長 加藤 兼仁 君
農 林 部 政 策 監
(農村整備事業・
諫早湾干拓担当) 前田 健次 君
農林技術開発センター所長 峠 純秀 君
農 林 部 次 長 中村 功 君
農 林 部 次 長 宮崎 浩善 君
農 政 課 長 福田 修二 君
農山村対策室長 光永 郁宏 君
団体検査指導室長 山下 明 君
農 業 経 営 課 長 佐藤 紳 君
農地利活用推進室長 綾香 直芳 君
農 産 園 芸 課 長 渋谷 隆秀 君
農産加工流通課長 長岡 仁 君
畜 産 課 長 大曲 祥之 君
農 村 整 備 課 長 松本 拓徳 君
諫早湾干拓課長 藤田 昌三 君
林政課長(参事監) 佐藤 義高 君
森 林 整 備 室 長 内田 陽二 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

水 産 部 長 熊谷 徹 君
水 産 部 次 長 平田 修三 君
水 産 部 参 事 監
(雇用型漁業・漁船
漁業構造改革担当) 五島 慎一 君
水 産 部 参 事 監
(漁港漁場計画・
漁場環境担当) 横山 純 君
漁 政 課 長 西 貴史 君
漁 業 振 興 課 長 高屋 雅生 君
漁 業 取 締 室 長 増本 正幸 君
経 営 支 援 室 長 川口 和宏 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【宅島委員長】 おはようございます。

委員会を再開いたします。

昨日に引き続き、水産部関係の審査を行います。

【中田漁港漁場課長】 昨日、山田(博)委員からご質問があった沖平地区の土地売却について、ご説明いたします。

2枚紙を配付いたしております。2枚目に位置図をつけております。

長崎県港湾整備事業会計における沖平地区（企業立地用地）の土地売却に係る経過については、以下のとおりでございます。

平成4年度から、沖平地区における用地売却を開始いたしております。

当該用地については、旧長崎漁港丸尾地区の水産関連企業の移転用地として予定していた以西底曳網業者等を対象に、平成15年に用地分譲の調査を実施いたしました。希望者がございませんでした。

このため、平成16年2月に長崎漁港管理会で土地利用計画のあり方の審議を経て、同年10月に県は国と漁業施設以外への活用も可能とするため、利用計画の変更協議を行い承認を得ております。

この結果を平成17年1月に長崎漁港管理会に報告をし、その後、手続を経て、平成17年6月に公募を開始し、現在に至っておる状況でございます。

内容については、以上でございます。

【宅島委員長】 ありがとうございます。

今の説明に対して何かありますか。

【山田(博)委員】 では、委員長からお許しをいただいたので、この沖平地区の土地売却について、先ほど漁港漁場課長からご説明があったんで、幾つかお尋ねしたいことがあるんですが、これは当時の委員会なりに報告された経過はあったんですかね。

こういった大事なことは、恐らく県議会の委員会にも報告すると思うんですね。ですから、これは平成17年6月ですから、私が県議会議員になったのは平成18年2月でしたから、その前になるんですけど、私もいろんな資料とか何かを見たり勉強させていただいていますけれども、これが議会に報告されていたのかどうかという

のをまずお尋ねしたいと思います。

【中田漁港漁場課長】 この場で、議会報告がなされたかどうかについては、私も確認しておりませんので、確認して報告をいたしたいと思っております。

【山田(博)委員】 ぜひですね。今回、漁港漁場課長も、経過というのは十分まだ把握というか、経過というのはよくわかってなかったみたいでしたけれども、改めて認識されたということで、よかったんじゃないかと思うんですね。

水産部長、これは知っていましたか。

【熊谷水産部長】 私自身も今回の経過につきましては、昨日から調べた中でやっとわかったということでございます。

ありがとうございました。

【山田(博)委員】 これは、改めて認識してよかったんじゃないかと思うんですね。

あと、どれぐらい残っているのか。評価額にするとどれぐらい残っているのか。私から言わせれば、もっと厳しくというよりも、当該用地は、以西底曳網業者等を対象にしていたけど、希望者がなかったと。当時の方々に申しわけございませんけど、あまりにも計画性がずさんじゃなかったかと言いたいぐらいですね、水産部長。今、経過を見たら、要するに漁業者を対象にしたら、そのためにしていたら、水産関連の企業の移転用地としていたけども、希望者がいなかったと。そうしたら、なんで事前に調査して、こんなきちんとしなかったのかというのを言われてもおかしくない。

これは、もう10年以上前のことですから、また水産部長にそういったことを言うのは酷ではございますけれども、あえて言いますと、そういったところがちょっと問題があったんじゃないかなと思っております。

今の水産部長の体制になったら、こんなことは多分ないと思いますので、しっかりとこれからも頑張っていただきたいなと思っております。

これに関しては、質問を終わりたいと思います。（「関連で」と呼ぶ者あり）

【渡辺委員】 今、説明を受けたんですが、以西底曳網業界の未売却地の中に、葬儀場が入っていませんか。一遍行った覚えがあるものですか。未売却用地の中に既に、その葬儀場はどうなっているわけ。売れているんですか、貸しているんですか。（「葬儀場？」と呼ぶ者あり）葬儀場がここの近くにあるんです。

【中田漁港漁場課長】 土地売却は既に行われておりまして、もう創業をされておる状況でございます。

【渡辺委員】 今度の売却見込み地の右側のほうになると思うんですけど、そこはまだ以西底曳網業界の未売却となっているじゃないか。もう既に売れているところもあるんだらう。どうなんですか。

【中田漁港漁場課長】 すみません。この図が、土地利用の変更をする当時の図面を使っておりますので、これはちょっと古いんですけれども、今、この沖平地区については、まだ未売却の土地が、面積的に約2割ほど残っております。

【渡辺委員】 そいけんさ、この土地で言うたら、葬儀場があったもんだから、そこはもう売れているんですか、売れてないんですか、そこを確認したいんですよ。

【中田漁港漁場課長】 葬儀場として土地売却は済んでおりまして、今はもう既に創業されております。

【渡辺委員】 そうしたら、未売却地のこの3万1,000平米よりはもう少ないわけだろう。未売却地の中で実際売れているのなら、未売却地はま

だマイナスにならないといかんわけでしょう、売れとる土地分は。そのほかに売れているところはないんですか。今度の予定、売却見込み地以外に、既に、この薄い網のかかっている分で売れているところはないんですか。

【中田漁港漁場課長】 お見せできる図面がこの場にはないんですけれども、沖平地区につきましては、全体で売却地が11.6ヘクタールございました。これが、今現在、79%売却が進んでおりまして、残りの21%については、2.4ヘクタールの土地がまだ未売却として残っている状況でございます。

【渡辺委員】 そうしたら、確認をさせてもらいたいのは、残りは2.4ヘクタールということなんですね。あとの残りの部分は、どこが残っているのかというのは、後で地図をもう一遍示してくださいよ。この辺のところが、どこどこが売れていて、どこどこが残って、今回、売却見込み地がここですよという詳細図を。よろしくお願いします。（「委員長、休憩してもらっているですか」と呼ぶ者あり）

【宅島委員長】 しばらく休憩いたします。

— 午前10時 9分 休憩 —

— 午前10時 9分 再開 —

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。
今の説明に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ないようですので、今回、水産部におきましては、委員会付託議案がないことから、まず、水産部長より所管事務についての説明をお願いいたします。

【熊谷水産部長】 おはようございます。

それでは、私のほうから所管外事項について説明させていただきます。

資料といたしましては、農水経済委員会関係議案説明資料とその追加1、追加3、追加4、この4点がございます。お手元にご用意いただければと思います。

【宅島委員長】 休憩します。

— 午前10時11分 休憩 —

— 午前10時11分 再開 —

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

【熊谷水産部長】 はじめに、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

議案説明資料の水産部1ページ目をお開きください。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

平成28年6月18日、長崎漁港臨港道路で発生した県の管理瑕疵により、個人に負傷を与えた事案について、和解及び損害賠償の額の決定を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

当案件は、長崎漁港臨港道路の歩道において、近隣住民が歩行していた際、歩道に生じていた窪みで転倒し、左足に負傷を与えたもので、6,955円を賠償金としたものです。

続きまして、議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

今回、資料に記載しておりますのは、有明海振興基金（仮称）（案）について、太平洋くろまぐろの資源管理について、シンガポールにおける水産物（県産品）販路拡大セミナーについて、長崎県水産加工振興祭について、ながさきの水産見本市イン広島について、平成「長崎俵物」の認定状況について、クロマグロ養殖の振興について、国直轄フロンティア漁場整備について、住宅団地「マリンヒル三京」の販売状況

について、以上ございますが、今回、2点に絞りましてご説明をしたいと思います。

まず、1点目でございますが、「有明海振興基金（仮称）（案）について」でございます。これは、追加資料の3をご覧くださいと思います。

経過等についてはご承知のように、1月17日に第12回の和解協議において、国から、福岡県、熊本県、本県及び各県漁業団体6団体が、和解の成立により基金を受け入れるとの回答があり、佐賀県有明漁業協同組合及び佐賀県の2団体は受け入れないとの回答があったということでございますが、こうした経過を踏まえまして、その後の状況でございます。

その後でございますが、1月27日、長崎地方裁判所から、総額100億円の基金の創設に加え、既払の間接強制金や和解金相当額を基金案に組み入れ、諫早湾及びその近傍部の漁業環境改善のために活用することなどを内容とする新たな和解案が改めて勧告されたところであります。

2月24日の第14回和解協議において、長崎地方裁判所から「開門しないことを前提とする基金案の協議とともに、開門することを前提とした協議を並行して行えないか」との提案がありましたが、開放差止弁護団は、即日、「開門を前提とした協議を行うことには応じられない」旨、意見書を出したと伺っております。

当事者及び補助参加人は、3月27日に予定されている第15回和解協議の前に、長崎地方裁判所へ書面で回答することとなっており、県としては、開門しないことを前提とした基金による取り組みを通じて、真の有明海再生につながるような具体的な成果が得られるよう期待しているところであります。

2点目、続きまして、その後にございます「太

「太平洋くろまぐろの資源管理について」、ご説明させていただきたいと思います。

国は、太平洋くろまぐろの資源回復に向けて、「くろまぐろ型の数量管理に関する基本計画（試行）」を昨年7月1日に公表しました。本県においても、国の指導を受け「くろまぐろ型の数量管理に関する長崎県計画（試行）」を作成し、関係漁業者に対して、適切な資源管理の遂行について周知、指導してきたところです。

このような中、対馬の沿岸漁業者が、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づく承認を受けずにくろまぐろ漁業を営んでいるとの情報をもとに、平成28年12月上旬に水産庁と本県が共同で調査を行った結果、未報告の漁獲量が11漁協で34トンあり、この内承認を受けずに操業を行った無承認者17名による漁獲量が12トンあることを確認しました。また、その後、県内全ての漁協で調査を行ったところ、対馬以外で8漁協11.44トンの未報告を確認し、これらのことについて、2月28日付けで公表をしました。

県は、資源管理の遵守、徹底が図られず無承認者の漁獲や未報告が発生したことを厳正に受け止め、指導が行き届かなかったことを深く反省しております。

また、違反等の事実が確認された漁協に対しては、今般の原因究明と再発防止策について、漁協理事会に諮り組織決定のうえ、漁協職員及び関係漁業者まで周知徹底を図ることを文書で通知し、対応状況について県への文書での提出を求めるとともに、振興局等による定期的な浜周りなどを通じて各漁協における再発防止策の徹底等の指導に努めてまいります。

一方、国は、沖合漁業は来年1月から、沿岸漁業は来年7月から「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（所謂TAC法）」に基づき、

漁獲可能量（TAC）を定め数量管理を行う罰則付きの規制措置に移行する予定としています。

こうした点も踏まえ、太平洋くろまぐろの資源管理の遵守、徹底が図られるよう、関係者に対する周知、指導に努めてまいります。

その他の事項につきましては、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【宅島委員長】 ありがとうございます。

次に、漁業振興課長より、補足説明をお願いいたします。

【高屋漁業振興課長】 お手元に配付させていただいております、農水経済委員会補足説明資料の資料4でございます。【太平洋くろまぐろの資源管理について】というものについて、補足説明をさせていただきます。

まず、1ページ目でございます。

資源管理の方向性と漁獲状況についてご説明をいたします。

我が国は、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の国際合意に基づき、太平洋クロマグロの30キロ未満の小型魚に漁獲上限を設け、管理に取り組んでいるところであります。

左の表をご覧ください。我が国は、現在、平成28年7月1日から平成29年6月30日までを期間とする第2管理期間の管理に取り組んでおり、漁獲上限は4,007トン、内訳は、沿岸漁業が2,007トン、沖合漁業が2,000トンが割り当てられております。

沿岸漁業は、左の表にあるようなブロック枠や、定置網の共同管理枠に分かれ、それぞれ漁獲上限が設けられております。

この中で長崎県は、九州西部ブロックに入っております。右の表にありますように、長崎県は632.3トンが割り当てられております。そして、左の一番下のほうにありますように、漁獲量の消化率に応じまして、警報や操業自粛要請が国から発出されることとなっております。

また、右下の地図にございますように、日本海北ブロック以外では、注意報や警報が国から発出されている状況でありまして、今管理期間は、全国的に小型のクロマグロが非常に多く漁獲されている状況にございます。

そして、ここで追加のご報告をさせていただきたいんですが、ただいま非常にマグロがたくさん捕れている状況ということでご報告いたしましたが、昨晚、漁獲の積み上がりによる新たな規制が水産庁のほうから発せられました。本県に直接関係するものといましては、先ほど申し上げました左の表の九州西部ブロックが、この表では、この表というかこの時点なんですけれども、615トン、83%となっておりますが、昨日の段階で727トンまでなりまして、99%に達しました。これによりまして、本県を含む九州西ブロックには、下の表にありますように、9割5分をもう超えたということで、操業自粛要請が水産庁のほうから昨晚発せられましたので、ご報告をいたします。

2ページ目にいかせていただきます。

太平洋クロマグロの資源管理と本県の対応状況でございます。

従来は、本県で行われているような小型マグロの釣り漁業は、自由漁業でありましたが、世界的にクロマグロの資源管理についての議論が広がり、平成23年からは、沿岸クロマグロ漁業は届出制が開始をされました。さらに、平成26年からは届出制から承認制となりました。

このような中、同年12月には、国際約束として、小型クロマグロの漁獲量を半減することが決定され、各都道府県はこれを実現するため、平成27年1月1日から平成28年6月30日を第1管理期間とする太平洋クロマグロ資源管理の取組が開始されました。

そして、平成28年7月1日からは、平成29年6月30日までを期間とする第2管理期間が開始されましたが、今期は本県沿岸に、例年にないような小型マグロの来遊があり、管理期間のごく早い時期に漁獲が積み上がりました。

水産部長の説明にありましたように、このような中、平成28年11月に、対馬におきまして、小型マグロを漁獲するために必要な広域漁業調整委員会の承認を得ずに操業していた漁業者の存在が、県と水産庁の調査により判明をいたしました。

その後、県は、県内の全漁協を対象に調査を行い、2月28日に調査結果を公表したところであります。

なお、国は、沖合漁業は1月から、沿岸漁業は来年7月から罰則付きの規制措置、いわゆるTACの対象としてクロマグロを考えており、現在、これに係るパブリックコメントが実施をされております。

最後に、3ページ目でございます。

去る2月21日に、水産庁の担当職員が壱岐に来島し、島内のクロマグロ漁業に関する約160名の漁業者の皆さんとの意見交換会が行われました。当意見交換会には私も出席をいたしました。

主な意見としましては、大きく集約しますと、沿岸漁業とまき網との漁獲枠についてと、マグロ資源管理に伴う所得の補償の2点でございました。

現在、県では、クロマグロの資源管理について、漁業者の声を国へ届けるために、漁業振興課、それから各振興局職員が現場の浜回りを行っており、今年度中には取りまとめを行い、国へ届けたいと考えております。

また、今回、壱岐に国の担当職員に来島いただきましたが、今後も現場にぜひ足を運んでいただき、直接漁業者の意見を聞いていただきたいと思います。

【宅島委員長】 ありがとうございます。

次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明をお願いいたします。

【西漁政課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしております水産部関係の資料についてご説明いたします。

農水経済委員会提出資料、表紙がA4の縦長になっておりますが、ご用意をお願いします。

では、説明いたします。まず、1ページを開きください。

補助金内示一覧表についてでございます。平成28年11月から平成29年1月までの直接補助金の実績は、資料の1ページから5ページにかけて記載しておりますとおり、ヒラメ共同放流強化支援事業費補助金など、計47件となっております。

続きまして、1,000万円以上の契約状況については、資料の6ページをご覧ください。平成28年11月から平成29年1月までの実績は、資料6ページの建設工事以外が7件、13ページに記載しております建設工事が8件、23ページに記載しております建設工事に係る委託が1件となっております。

なお、このうち入札に付したものにつきましては、入札結果一覧表をそれぞれ添付いたしております。

続きまして、陳情・要望に対する対応状況でございます。資料の24ページをお開きください。

知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものにつきましては、対馬市ほか2件となっております。これに対する県の対応については、資料の24ページから28ページに記載のとおりでございます。

最後に、附属機関等会議結果報告でございます。資料の29ページをご覧ください。

平成28年11月から平成29年1月までの実績につきましては、資料の29ページから35ページに記載しておりますとおり、長崎魚市場高度衛生化施設整備検討委員会など5件ということになっております。

説明については以上でございます。

【宅島委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書につきまして、何かご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事項に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】質問がないようですので、次に、議案外の所管事務一般について質問はございませんか。

【山田(博)委員】先ほどマグロの件の説明がありましたけど、事前に水産部の方に、これまでの経過の資料を私の方から独自に依頼をしておりましたけれども、用意していると思うのですが、委員長、その資料を各委員のほうに配っていただくよう改めてお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

【宅島委員長】しばらく休憩します。

— 午前10時30分 休憩 —

— 午前10時30分 再開 —

【宅島委員長】委員会を再開します。

【山田(博)委員】水産部長、今この資料の説明では、マグロのこの件は去年の12月だったですね。去年のその前の6月にも対馬で同じ事件があったので、その経過を踏まえて時系列の資料をつくってくれというお話をしていたんですけど、それは、今日はつくってなかったんですかね。依頼していたんですよ。

これは去年の12月にありましたけど、以前にもあったんですよ。今回の12月の前にも、6月から7月にも同じような事件があったんです。その事件と、ずっと流れを出してくださいと言っていたんですけど、資料として時系列をつくってくれと言ったのは、つくってないんですか。

それをお答えいただけませんか。

【宅島委員長】しばらく休憩します。

— 午前10時31分 休憩 —

— 午前10時33分 再開 —

【宅島委員長】委員会を再開します。

【高屋漁業振興課長】ただいま山田(博)委員からお話があった件は、恐らく平成28年に起こりました対馬の件だと思いますが、この件は、対馬のある業者が、マグロの種苗を生けすに生け込んだ。この生け込んだ数量につきましては、水産庁の方に報告をすることが義務づけられておりますので、当然それは上がっておるわけでございます。その後、この業者が自分の生けすに生け込んだ種苗を他県の業者のほうに搬出したということがございました、結果的に後でわかるんですが。

それで、その業者が、実は搬出した場合も水産庁にそれはそれで報告しなければならないんですが、その件を失念していた。ところが、他県で受け入れたほうの業者の方は、長崎県からそれを受け入れたという報告を上げていたものでしたから、出したほうと入れたほうとの数字が合わないではないかと水産庁のほうからご指摘がございまして、私どももそのことの指摘を水産庁から受けまして確認をしましたところ、対馬のある業者の方が、それは自分が失念をしていたことなので申し訳ないということで、数量の訂正ということで水産庁にもご報告した上、修正をかけて報告が完了したということのてんまつで終わっております。

【山田(博)委員】その件の時に、簡単に言うと、報告がなされてなかったと。今回、この太平洋クロマグロの資源管理という中の今年の2月28日の時点で、調査・指導の結果という報告がありましたけれども、結果的には同じような報告ミスとか何かがあったわけですね。同じような報告ミスとか、これは間違いないでしょう、課長、どうですか。

【高屋漁業振興課長】報告ミスというのは、本来に単純なものから報告の遅れからいろいろあ

りますが、やはりミスというものはございました。

【山田(博)委員】 それで、その件はいつごろ発覚しましたか。

【高屋漁業振興課長】 先ほど申し上げましたとおり、この件がどうもおかしいということで、水産庁と対馬に入りましたのが平成28年11月から始まりまして、水産庁が入ったのは12月上旬でございますが、その間に対馬を調査した結果、今申し上げましたようなミス等も含めまして発覚いたしましたので、去年の11月から12月にかけて把握することになりました。

【山田(博)委員】 ということは、その最初の生けすの報告が遅れてから、それで水産庁がちょっとおかしいじゃないかということで、ほかの件もずらっと、極端に言うところ、芋づる方式になってきてこういうふうな結果になったということで理解していいのかわかるところをまずお答えいただきたい。

【高屋漁業振興課長】 先ほどさかのぼってご報告をしました他県の移出の問題は、養殖の種苗の生け込み、養殖用種苗の取り扱いに関するところでございます。

今、山田(博)委員からご指摘があった、そのミスの件は、養殖用種苗ではなくて、要するに漁獲したヨコワと言われる、要するに幼魚、小型のマグロ、これの漁獲報告に漏れがあったり、ミスがあったり、計算ミスがあったりということも含めて、それと先ほど部長からもありましたが、承認を得ずに漁獲をしたという、養殖とはまた別の漁獲のほうの集計ミスなどが発覚したということでございます。

【山田(博)委員】 その報告ミスがあったのはいつごろ発覚したんですか。それを明確にお答えいただけますか。最初に養殖のほうの報告ミス

があったというのはいつ発覚したか、それだけお答えください。

【宅島委員長】 しばらく休憩します。

— 午前10時38分 休憩 —

— 午前10時38分 再開 —

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

【高屋漁業振興課長】 先ほど言いましたように、矛盾があるということで水産庁から県のほうに報告が寄せられたのは、平成28年3月14日に水産庁のほうから連絡を受けております。

それから、翌3月15日は、訂正をして、漁協を通じて確認をして水産庁に報告をし直しております。

【山田(博)委員】 マグロの一連の管理にしては、いずれにしても、これは水産庁が管理して県とやっているわけですから、本来であれば、部長、去年の3月にあった時に、それからずっと一連して調査をすべきじゃなかったかと思うわけです。これがどこの会社というのは個人情報もあるだろうし、しかし、そういったことがあったと。

私は何が言いたいかというと、去年の3月にそういったことが発覚して、そうしたら一斉に、ほかの部分もマグロに関する資源管理というのは国から通達が来ているわけですから、やはり事が大きくなる前に、国から指導を受けるように、長崎県独自でしっかりと調査とか指導ができなかったものかなということを私は言いたいわけでございます。

これは事が大きくなって、水産県長崎のイメージダウンというのははかり知れないものじゃないかと私は思うわけです。水産部長、どうですか。ご理解いただけますか。

【熊谷水産部長】 今回の2つの養殖の報告のミ

スの話と、それから、委員会指示に反しまして、未承認であったり、報告が多数漏れたという話は、全く別の時期に起こっているものでございます。

と申しますのが、先ほどの報告のミス、最初に言いました養殖の関係につきましては、ある意味では日常的に起こることですので、私どもとしては、常にやはりそういったことを心がけながら指導していくことが大事だと思っております。

一方で、今回多くの報告ミスがあったということは、不祥事があったというのは、昨年の夏以降に異常な好漁が続いたということの結果としていろいろ出てきたということでございます、若干事象面が違うと思っております。

したがって、確かに委員ご指摘のとおり、今回の後半の事案が生じた一つの原因としては、私どもの指導がなかなか行き届いてなかった面があったということは反省しておりますし、そういった面では、よりしっかりと調査することが常日ごろから求められているんだなということは反省しております。

そういった意味でございますが、その2つの事案というのは、若干その事案の性格が違いますので、そのことはご理解ください。

【山田(博)委員】 水産部長らしくない答弁でしたね。すみませんけど、これは事件として大きいんですよ。去年の3月は単なる報告ミスですよ、今年11月にあったのは、大漁が出ていましたからということでありましたけど。そうしたら、去年は大漁が出たから今回大きい問題になったんですか。大漁とか何かじゃないでしょう。これを見たら、報告ミスとか虚偽とか何かも出ているじゃないですか。単純に一言で、大漁が出ましたから、単なるそういったことで

すよと一くくりにはできませんよ、この問題は。

水産部長らしくないよ、あなたは。あなたみたいな立派な人がそんな簡単な答弁をすると思わなかったよ、私は。水産部長、これは記録に残りますからね。今の答弁はあなたらしくないよ。もうちょっと反省すべきは反省して、指摘されたことは指摘としてしていけないと。今の答弁は、水産部長らしくないよ。それを了とするんだったら構いませんけど、改める必要がないと言うんだったらそれで構いませんから。

改めて、私としては、質が違うとか何かじゃなくて、マグロの資源管理として、長崎県の大きなイメージダウンになったんだから。それを3月にあったのは単純ミスですよと、11月にあったのは大漁が出たからこうなったんですよとか、これはそんな簡単な問題なんですか。私は、国に言って、こんな問題だったんですかと改めて聞きたいと思いますよ。これは私の地元でも大きな問題になっているんですよ。改めて認識をしないといけないから、漁協組合も漁業者も、県も国も改めてしないといけないんですよ。別に長崎県を責めているわけではないんですけど、今から議論を深めていく中で水産庁に私は物を言いたいことがありますから、言っていきたいと思えますけれども、水産部長、改めて聞きますけど、その考えどおりで了とするわけですね。それだけお答えください。

【熊谷水産部長】 誤解のないように申し上げますが、私どもとしては、今回起こったことについては深く反省しているということでございますし、当然、今回の事案が生じた後も含めまして、徹底的な調査、現場に対する調査もさせていただきました。極論を言いますと、個々の業者の方にも連絡したりとか、それから、市場の水揚げ調査もしたりとか、私は

原因究明ということは再発防止に非常に重要だということにおきまして、今回やらせていただきました。

ただ、先ほど申し上げましたように、最初の去年起こったことと今年起こったことは、若干事案の性格が異なります。

ただ、その共通するところとしては、常日ごろからの県水産部としての業者に対する指導というのが重要だということを改めて認識したといふふうに申し上げておりまして、決して個々のことを軽視しているわけではございません。

【山田(博)委員】 そういうことでしょうか。水産部長、それなんです。改めてあなたを見直しましたよ。

それで、委員の皆さん方にご理解いただきたいのは、今回、水産庁がいろいろ指導すると言っていますけど、水産部長、この件に関して長崎県は指導とか何かといっても限界があるでしょう。今回、このクロマグロの報告があった管理の罰則規程があるかないか、それをちょっとお答えいただきたいと思います。

【熊谷水産部長】 これは委員会指示という特殊な方法でございまして、即罰、直ちに反したから違反になるということはございません。

ただし、反したことに對しまして、今回ですと大臣が命令を出して、これをしてはいけないということをした上でその行為を再びすれば、罰則がかかるという仕組みになっております。

【山田(博)委員】 私がお聞きしているのは、大臣からあれですけど、もともと先ほどの3月の分も含めて、長崎県が指導するに当たって、漁業者とか組合とか何かにいろんな指導はありますが、そこに罰則があるかということ、命令だけであって、水産庁も、この事件があつて、罰則がないから今から強化しようという方針が出

ているじゃないですか。

もう一度聞きます。この違反という今の状態はお願いだけであつて、これを今、例えば、操業自粛とか何かとありますけど、その枠を超えたからといって何らかの罰則があるかないかだけお答えいただきたいと思います。

【熊谷水産部長】 あくまでも指導ということでございまして、罰則はございません。

【山田(博)委員】 だから、私は限界があると思うんです。水産部長、そうでしょう。指導とお願いだから、組合の人、漁協者の方々は、お願いでしようと言われ~~た~~ら限界があるわけですよ。ここは、やはり改めて地域性を踏まえた上で指導監督する上で、ぜひ罰則規程を国に改めて要望していくべきだと思うんですが、見解を聞かせていただけますか。

【熊谷水産部長】 私としては、罰則をつくるということが、やるということにすぐつながることではないと思っております。

と申しますのが、このマグロ漁業というのは非常に多数の、全国で今22,557件の承認隻数がございます。こういった方々、非常に沿岸の小さな方々がございます。こういった方々にしっかりと、こういった規則があつて遵守していただけるというような、こういった仕組みに対する理解と納得があつて、そういったものの上に立って管理をしていくというのが私は基本であると思っております。これがまず大前提だと思えます。そうしなければ、罰則があるから、捕まるからということで強権的にやっても、なかなか現場をうまくコントロールしていくのは難しいと思っております。これは先ほどの報告に関しても同様でございます。

ただ、今回、こういった国のほうの方針が出てきたというのは、一つの意味は、あまりにも

多くの間違いがあったということでございます。

ですから、私としては、まずは、罰則は、ならないようにいかにしっかりと指導するか。

そしてまた、それに際しましてはもう一点ございますが、やはり漁協の方も非常につらい中、漁業者もつらいんです。それからまた、その中におきまして報告するのは、非常な作業がございます。こういったことをやっていただける漁業者の方々に対してどう考えるかというような、現場サイドに立った意味での制度設計というのをしっかりしていただきたいというのをお願いしたいと思っております。

【山田(博)委員】 水産部長、私はそれを聞きたかったんです、今日は。私もそうなんです。水産庁がこの事件に関して罰則を強化すると言うから、とんでもないと思っていたんです。私の地元にも、この件で話をしたいと言っている。やっぱり生活の大きな問題になっているんです。

それで、増本漁業取締室長、今、水産部長の答弁を聞いて、どう思いますか。

【増本漁業取締室長】 我々も漁業の取り締まりという仕事をやっておりますが、その取り締まり自体が、違反者をつくるのが目的ではなくて、逆にそれを防止するためにやっているというのを私は信念としては思っておりますので、今、山田(博)委員がおっしゃられたとおりの形になると思います。

【山田(博)委員】 漁業取締室長、今の水産部長の言葉を忘れてもらっては困りますので、ぜひ何でも捕まえればいいのか何かではなくて、やはり漁業を振興するということで、水産部長、今日改めて感心したところは、答弁がすばらしいと思いましたよ。

そのぎ茶を飲んでいますが、言っておきますが、私は五島市選出の県議会議員でござ

います。昨日もそのぎ茶、今日ぐらいは五島茶を飲んでくれるかと思ったら、またそのぎ茶だから、よっぽど何か問題があるのかなと思って、それで、今回、この件に関しては水産部長の方針でぜひやっていただきたい。

水産庁におきましては、この事件に関して、罰則規程を強化していくという方針が新聞報道でなされておりますけれども、水産部長としては、今の方針をぜひ国に要望していただきたいと思うのですが、いかがですか。

【熊谷水産部長】 あくまでも私どもの考えとしては、罰する前にしっかりと指導するというのが原則であるということをまず申し上げたい。

ただし、やはりそこには悪質なものが必ず出てくるということがございます。そういったものに対しては、一定の強制力あるものが私は必要になるかと思えます。

ただ、いずれにしましても、そういったTAC制度の方にどう移っていくかというのは、まさに今後、政府の中で閣議決定の上、経られるというふうに理解しておりますので、今ちょうどパブリックコメントがあるということでございますので、そういった中においてしっかりと県としての考え方、しっかりとした管理ができるように、その準備を怠ることがないようにということで、パブリックコメントで意見は言っていきたいと思っております。

【山田(博)委員】 ぜひそういうふうにしていただきたいと思えます。長崎県というのは多くの離島を抱えてやっていますから、何でもかんでもすべて同じルールというのはやっぱり難しいところも、地域性もあるわけですから、水産部長の先ほどの方針を持ってお願いしたいと思っております。

マグロに関して、「長崎県マグロ養殖振興プ

ラン」というのがありますけど、これはいつつくられていて、目標は何年度になっているかお答えいただけますか。

【宅島委員長】 しばらく休憩します。

— 午前10時52分 休憩 —

— 午前10時52分 再開 —

【宅島委員長】 委員会を再開します。

【高屋漁業振興課長】 マグロ養殖プランは、途中で改定がっておりますが、改定がなされた現行のものは平成26年7月につくられまして、平成30年を目途に目標を定められております。

【山田(博)委員】 そしたら、私がいただいているこの長崎県マグロ養殖振興プランは平成20年3月になっていますけど、そちらの方からもらったのは、古いのしか私にくれなかったんですね。私がいただいているのは、平成20年3月のものしかもらってないんですよ、長崎県マグロ養殖振興プランということで。後で、できているんだっただけませんか。

私は、一巡がきましたたので、一旦終わりたいと思います。

【大久保委員】 クロマグロの関係で、ちょっと関連して質問します。

県内は、対馬の地域での違反が多いということで報告がありました。そういう中で、先般、2月21日、壱岐地区の漁業者とヒアリングというか、意見交換をされていますけど、対馬が多いので対馬の皆さんにヒアリングじゃなくて、壱岐で意見交換をやったというのは何か意味があったんですか。たまたまですか。

【高屋漁業振興課長】 特別壱岐を優遇してということではございません。まず、対馬から状況が厳しくなってきた、そしてマグロというのは上から下におりてきますので、対馬の次は、壱

岐が漁獲が積み上がってきた。今、五島ががっど捕れているという状況でありまして、実はこの21日というタイミングは、壱岐のほうが、ちょうどその枠に到達しようかというところぐらいの厳しい時期に差しかかりまして、その時に組合長さんが水産庁のほうとのパイプがございまして、ひとつその考え方を聞かせていただけないかといったところでタイミングが合ったということでございまして、何か意図があつてということではございません。

先ほど申し上げましたとおり、現場というのは、対馬も五島もそれぞれマグロが捕れる地域でございまして、先ほど申し上げましたとおり、この壱岐で終わらずに、私どもとしては、ぜひ水産庁の担当の方には壱岐以外のところにも足を運んでいただいて、現場の意見を直接聞いていただける機会を設けていただきたいと思います。っております。

【大久保委員】 そういう中で、現場の皆さんの声ということで大きく2つ報告が上がっていますよね。沿岸漁業とまき網、いわゆる沖合の漁獲量の配分が半々になっているけれども、より沿岸の枠を多くしてほしいと、こういう要望があつていますね。この中西部太平洋まぐろ類委員会の決定はたしか、これもやっぱり小型のマグロの30キロ未満というものの漁獲上限は、恐らく4,007トン、うち沿岸が2,007トンですから半々ですけれども、これは県外も同じような規制ですか。沿岸と沖合というのは半々の形で大体されているんですか。

【高屋漁業振興課長】 県のほうは、知事の管理ということで、この2,007トンの沿岸の部分を任されております。先ほど申し上げましたように、長崎県全体の沿岸枠が632.3トンでございまして、この長崎県の沿岸枠を県のほうで各海区

に分けて管理をさせていただいているという状況でございます。

【大久保委員】 そうしますと、長崎県の漁業者の場合には、その沖合、まき網というのは該当せず、すべて沿岸漁業ということで間違いないですね。

【高屋漁業振興課長】 全然関係ないというよりも、ただ、大型まき網も長崎近郊でマグロの漁獲をすることがございますので、資源的に全然関係がないかというところではなくて、やはり沿岸と大型まき網とのあつれきといたしましうか、干渉といたしますか、そういったものは現場では起こり得ます。

ただ、数量の管理という意味からいいますと、私どもの県知事の管理が、先ほど言いましたとおりで、沖合の2,000トンの管理は国のほうで行っているということでございます。

【大久保委員】 そうしたら、今回報告が上がっています「調査・指導の結果」というのは、この例というのはすべて沿岸という捉え方でよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

そういう中で、当然要望は、この沿岸漁業の枠を多くしてほしいということなんですよ。それから、その次の収入関係ですね、ここあたりは、今のところこういう声を受けて、県はどのような対応、あるいは考えを持っておられるのか、お尋ねしたいと思います。

【高屋漁業振興課長】 まず、まき網との関係でございますけれども、実際は過去の実績からすると、まき網のほうが実は過去たくさん捕っておりまして、沿岸の方が少ない。水産庁の国のご配慮もあったやに聞いておりますが、ここでは沿岸と沖合とあまり差がないように、ここでも調整を既に1回行われております。

沿岸の漁業者の方には、私どもが説明する時

は、まずそのことをお伝えしております。それでもということでお話がやっぱり出るわけございまして、それは現に長崎県の沿岸漁業者、マグロの承認を持っている者が2,503という大きな数字でございますので、その方々が実感として現場で感じていらっしゃる、枠がもう少し要るんだという声は、現場から今拾い上げて整理をして国のほうに、実際にある現場の答えだということでお伝えしようというふうに思っております。

それから、収入の関係でございますけれども、一つは、少し中長期的に言いますと、漁業の共済制度です。漁獲共済というのがございますので、私どもの加入促進の努力が足りなかった部分も多々あるかと反省はいたしますが、マグロについては、このマグロの管理が入る時に、国はかなり手厚い制度をマグロを対象として設けられておるのですが、その加入が、まだ思ったより進んでいないという現状がございますので、来期に向けてということになりますが、この件については大いにこの共済の活用を進めていかなければならないと感じております。

ただ、ごく短期的には、どうしても非常に資金繰りが困る等々のことでいきますと、制度資金等の貸し付けの融資等、ごく短期的にはそういうこともあろうかと思っております。

【大久保委員】 その沿岸漁業の枠を多くしてほしいという要望があったことに対して、県として素直にどのように考えておられるのか、あるいはどのように対応されようとしているのかということをお尋ねしたつもりです。

一つは、やはり違反が多い沿岸、県内はすべて沿岸漁業である。だから、その枠を広げてほしいということですよ。素直にそれは受け止めていいと思うんですよ。

もう一つは、以前私も現場の方からお聞きしたことがあるんですけど、やっぱり沖合あるいはまき網の漁業ががぼっと根こそぎ捕って、そしてそれを市場に卸す。すると、魚価がぼんと下がると。そのことが、結局沿岸漁業の漁師の皆さんたちの収入に、いわゆるマイナスに反映しているんじゃないかと。それを考えた時に、やっぱりそういうことがあるのかどうか。要は、漁獲の制限枠を沿岸に広げていけば、少しは魚価の安定に結びついていくのかどうか、そこらあたりはどうなのかということを含めてお尋ねしたいと思います。

【高屋漁業振興課長】非常に難しいお話だと思います。ただ、理屈から言えば、やはりまき網で漁獲する場合はまとまった数でマグロが上がります、マグロをまいた時は。片や、沿岸漁業の方は一本一本釣るということでございますので、やはりそのロットの違いから言うと、現実問題として市場の値段を見てもわかりますが、まき網がやはりたくさん、これはマグロに限らないんですけれども、ロットがまとまると市場原理で値段が下がるというか、相対的に需要と供給がオーバーフローすることで、それはあると言わざるを得ないと思います。

【熊谷水産部長】若干補足させていただきたいと思いますが、かつて、今おっしゃるような大量漁獲によってなったというのは事実でございます。

ただ、最近は、数量規制が多くなってからは、むしろ、特にこの近海でやっている遠洋まき網組合の会員さんは、養殖用種苗ということで付加価値を高めて量を減らしているというのが実態でございます。その養殖用種苗が、実は県下の養殖、さっきの養殖プランがございましたが、そういったものに利用されて、県下の養殖振興

につながっているという面もございます。

小型のものを多く漁獲している傾向が強いのは、むしろ山陰まき網という山陰のほうの漁業者の傾向がございまして、最近はそのような面で、かつてのようにひき縄で釣っていた、それに対してまき網が捕ったから値段が下がるというような傾向にはできるだけならないようにということで、漁業者関係でもそういった意識を持ちながら操業しているというふうに理解しております。

【大久保委員】課長から、また部長からも、マグロにかかわらずすべての漁業についてのお話、近況の報告もいただきましたので、感謝を申し上げます。

本県でも昔からあるようなまき網と沿岸、沖合と沿岸、一本釣りとかまき網といういろんなトラブルの中で、やっぱり長崎県内の漁業の皆さんというのはほとんどが沿岸だと思うので、その皆さんたちの暮らしをしっかりと支えていくということを含めても、それから、一方ではやっぱり漁師というのはハンターですから、これは捕るのが仕事ですから、そこはやっぱりモラルの問題も含めて、あるいは限られた環境資源をどう皆さんで守っていくのかということ、やっぱりそういう指導も必要になってくる。

そうなった時に、やはり追っかけていってごっそり捕るという漁法よりも、地元の皆さんが一本釣りで行うような漁法とか、あるいは待つて捕る漁業とか、あるいは育てる漁業とか、そういうことを長崎県全体として振興していくべきじゃないかなと思ひまして、その時にこの壱岐の漁師さんからそういう声が出ていたので、県としてもそこを後押しするような対応の仕方をさせていただければ幸いかなと思ひまして質問させていただきました。

よろしくお願いします。

【渡辺委員】 やはりこのマグロの関係で、漁獲の上限が長崎県で632.3トンになっているんですね。今までの実績としてはどれくらい捕れていたんですか。

【宅島委員長】 休憩します。

— 午前11時 6分 休憩 —

— 午前11時 7分 再開 —

【宅島委員長】 委員会を再開します。

【高屋漁業振興課長】 実は、先ほど申し上げましたとおり、ただいま第2期に入っておりますけれども、非常に今年は多く漁獲をされておりますが、第1期の管理期間の間に漁獲をされたのが605トンということで、これが1年半でございます。第1期の管理期間が1年半でございましたので、これを1年に直すと450トンか、それくらいが通常上がっているヨコワの量だったということで、1期のうちはきれいにおさまっていたんですが、消化率は、この全体枠に対しまして、長崎県は57%の数字になります。これが第1期の結果でございます。

【渡辺委員】 私が心配したのは、こういう枠が決められて、今までの枠よりかなり少なかったら、壱岐のほうからも声が出ているように、生活そのものが成り立つのかなとちょっと心配したのだから聞いてみたんですよ。

そうしたら、こういう枠、今回の632.3トンぐらいの枠内でも、ヨコワ漁をする人たちの生活というのは大体キープできるんですか。

【高屋漁業振興課長】 ただ、マグロの今設定されている数字と申しますのが、日本全体で言いますと、8,000トンぐらいあった時代の水揚げの半分を漁獲上限としております。これですべて毎年おさまるかということ、これから規制をして

いきますと資源が回復してくるということになってくると、それを期待して、今資源管理をしておりますので、毎年少しずつ少しずつ、漁獲の魚影が濃くなっていくことを期待しながらでございますので、非常に予測は難しいところではございますが、年々の変動があるので、絶対大丈夫かという、やはりかなり魚が多く見える年も出てくるというふうに思います。

【渡辺委員】 わかりました。一本釣りのヨコワ漁をしている人たちがいますよね。あの人たちの1人当たりの売り上げというのは大体幾らぐらいなんですか、わかれば。

【川口経営支援室長】 現在、経営指導を行っている中で、ヨコワひき縄だけではなくて、いろんな漁業を組み合わせられておりますけど、水揚げが多い方は2,000万円とか2,500万円の方もいらっしゃいます。中には、1,000万円以下で、1,000万円以上にしようということでもいろんな努力をされている方もいらっしゃいます。

【渡辺委員】 わかりました。

【宅島委員長】 ほかにございませんか。

しばらく休憩します。

— 午前11時10分 休憩 —

— 午前11時10分 再開 —

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに質問がないようですので、以上をもちまして議案外の所管事項に対する質問を終了いたします。

水産部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時11分 休憩 —

— 午前11時11分 再開 —

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、水産部関係の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

引き続き、農林部の審査でございますが、理事者入れ替えのため、1時半から再開します。よろしくお願いいたします。

— 午前11時12分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【宅島委員長】 委員会及び分科会を再開いたします。

なお、外間委員会から遅れる旨の届けが出されておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより、農林部の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から幹部職員の紹介を受けることといたします。

【加藤農林部長】 2月21日に開催されました農水経済委員会の所管事務概要説明におきまして欠席しておりました幹部職員について、紹介をさせていただきたいと思っております。

〔幹部職員紹介〕

以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【宅島委員長】 それでは、これより審査に入ります。

【宅島分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

農林部長より説明をお願いいたします。

【加藤農林部長】 農林部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会農水経済委員会分科会関係議案説明資料、農林部をお開きください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「平成29年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第3号議案「平成29年度長崎県農業改良資金特別会計予算」、第4号議案「平成29年度長崎県林業改善資金特別会計予算」、第5号議案「平成29年度長崎県県営林特別会計予算」、第47号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分、第49号議案「平成28年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）」、第50号議案「平成28年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）」、第51号議案「平成28年度長崎県県営林特別会計補正予算（第2号）」であります。

議案の説明に先立ちまして、当面する農林行政の課題及び今後の取組についてご説明いたします。

昨年末に公表されました平成27年の本県の農業産出額は、前年を76億円上回る1,553億円と6年連続の増加となり、10年前と比較した増加倍率は全国の4.1%に対して、本県は13.6%と大きく増加しております。

一方、農業産出額に対する生産農業所得率は、前年の29%から平成27年は31.7%へ向上しているところですが、全国順位は41位と低位にとどまっております。

また、新規就農者については、これまで目標の年151人を超える人数を確保しているところですが、平成27年の販売農家戸数は2万1,304戸と、この5年間で14.4%減少し、更に、年齢構成から見ると今後10年間で31%減の1万4,700戸まで減少すると予測され、今後、生産基盤の縮小や集落機能の低下が危惧されるところであります。

これらの課題に対処するため、平成28年度から「新ながさき農林業・農山村活性化計画」に

基づき、農林業・農山村全体の所得向上を図ることで、人を呼び込み地域がにぎわう社会の実現を目指し、品目別戦略を再構築し、生産性の向上や低コスト化、品質向上を進める生産・流通・販売対策の強化、集出荷施設等の生産基盤の整備、農地中間管理機構と連携した農地の基盤整備や担い手への農地集積、新規就農者受入団体等登録制度の充実、集落営農など地域を支える担い手の組織化、森林資源を活用した木材や特用林産物の生産、農山村の資源を守る取組に加え、地域資源を活用した6次産業化や地域内流通によるフードクラスターの構築等に取り組んでまいりました。

平成29年度においては、これらの取組を加速化するため、これまでの取組に加え、次の対策について取組を強化してまいります。

まず、「生産性向上・コスト低減対策の更なる強化」として、地域別・品目別の「産地計画」の取組を更に加速化し、農業者の所得向上につながるため、生産・販売・経営データを分析し営農上の課題を「見える化」して農業団体と一体となって経営指導を行う「長崎県版営農支援体制」の整備、園芸品目における環境制御等の先進技術の導入実証や人材育成、ドローン等を活用した樹園地の生産量予測や重要病害の防除技術の開発などを進めます。また、長崎和牛の生産基盤の強化のため、飼養管理施設整備や家畜導入を一体的に支援する畜産クラスターの推進を図るとともに、農業団体と協調した肥育農家の維持・増頭にかかる資金繰りへの支援を行います。あわせて、本年9月、宮城県で開催される「第11回全国和牛能力共進会」において、「日本一連覇」を目指すとともに、「長崎和牛銘柄推進協議会」と連携して、統一的な広報や販売を展開し、長崎和牛の品質の高さを全国に

発信いたします。

次に、「労力支援体制の強化と次代の担い手の確保・育成」として、円滑に作業支援者を確保し、規模拡大による経営力強化を図るため、「国家戦略特区」における規制改革メニューの追加提案を行っている外国人の農業就労の実現に向け、関係機関との調整や本県の特区域域指定に向けた国への働きかけを進めてまいります。また、農業者が営農を行いながら経営ステージにあわせた研修を受講でき、今後の本県農業界を牽引し、優れた経営感覚を備えた地域リーダーを育成する「ながさき農業オープンアカデミー」を開設します。

次に、「付加価値向上に向けた流通・販売対策の強化」として、産地間競争等を勝ち抜くため、消費地における中核量販店など実需者との結びつきをより強固にする取組、中食業務用等ニーズへの対応等の新たな販路開拓などの取組を強化するとともに、輸出については、既存ルート取引拡大に加え、新規輸出国の開拓等を進めます。また、県産材の需要拡大を図るため、プレカット工場を核としたサプライチェーンの構築を推進します。

最後に「農山村で稼ぐ力の強化」として、地域農業を支える担い手としての集落営農組織の育成や収益性の向上のため、集落リーダーの育成研修、専門家派遣による法人化等に向けた助言指導、経営安定化のための収益品目の導入支援を行うとともに、担い手不在地域への営農サポートや組織間連携等を推進する支援拠点を整備します。

また、鳥獣被害防止対策の継続的な実施に加えて、ながさき森林環境税を活用し、里山林を含めた未整備森林の整備を行うとともに、県民参加の森林づくりを推進してまいります。

それでは、まず、第1号議案「平成29年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入総額は152億55万9,000円、歳出総額は287億6,866万4,000円となっております。

以降、主な事業について記載しておりますが、後ほど農政課長から、新規事業を中心に補足説明をさせていただきます。

13ページをお開きください。

債務負担行為の主な内容につきましては、庁舎の警備業務等に要する経費や、ため池等整備における工事請負契約にかかる支払額等であり、その他の内容につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

15ページをお開きください。

第3号議案「平成29年度長崎県農業改良資金特別会計予算」について、ご説明いたします。

歳入総額、歳出総額はいずれも1億1,740万2,000円となっており、その内容は、県による貸付事業の終了に伴い貸付金償還金を国及び一般会計に返納する処理等を行うとともに、新規就農者が経営開始時の施設等を導入する場合に必要な資金を無利子で貸し付けるものであります。

16ページをご覧ください。

次に、第4号議案「平成29年度長崎県林業改善資金特別会計予算」についてご説明いたします。

歳入総額、歳出総額はいずれも2,074万8,000円となっており、その内容は、林業・木材産業の経営改善、林業労働に係る労働災害の防止、林業労働に従事する者の確保のために、林業従事者等に対して必要な資金を無利子で貸し付けるものであります。

次に、第5号議案「平成29年度長崎県県営林

特別会計予算」についてご説明いたします。

歳入総額、歳出総額はいずれも2億1,098万9,000円となっており、その内容は、県営林経営計画に基づく県有林及び県行造林の管理経営に要する経費であります。

17ページをご覧ください。

次に、第47号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち農林部関係部分についてご説明いたします。

歳入総額は36億4,312万2,000円の減、歳出総額は43億7,095万3,000円の減となっております。その内容は、国の内示の減や事業実績の減等に伴うものであり、それぞれ記載のとおりであります。

なお、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、施設整備等の取組を推進するために創設されたました地方創生拠点整備交付金を活用する事業につきましては、後ほど農政課長から補足説明をさせていただきます。

23ページをお開きください。

繰越明許費については、計画、設計及び工法の変更による工事の遅延や災害復旧に係る国の交付決定の遅れ等により、事業の年度内完了が困難であることから、それぞれ記載のとおり設定するものでありますが、後ほど農政課長から補足説明をさせていただきます。

24ページをお開きください。

第49号議案「平成28年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）」、第50号議案「平成28年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）」、第51号議案「平成28年度長崎県県営林特別会計補正予算（第2号）」について、歳入、歳出予算の補正額はそれぞれ記載のとおりであり、主な内容は、事業実績等の減に

よるものであります。

最後に、平成28年度予算につきましては、本議会に補正をお願いいたしておりますが、国庫補助金等に未確定のものが、また、歳出面でも年間の執行額確定に伴い整理を要するものがあります。

従いまして、これらの調整、整理を行うため、3月末をもって、平成28年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、あらかじめご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【宅島分科会長】 ありがとうございます。

次に、農政課長より補足説明をお願いいたします。

【福田農政課長】 私のほうからは、平成29年度当初予算、平成28年度2月補正にかかる主な計上事業のご説明と、あと、引き続き、繰越事業一覧についてのご説明をいたしたいと思っております。

まず、第1号議案「平成29年度長崎県一般会計予算」につきましては、お手元にお配りしております補足説明資料、「平成29年度長崎県一般会計当初予算にかかる主な計上事業一覧」及び「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」にかかる主な計上事業一覧に基づきまして、ご説明申し上げます。

説明資料の1ページをご覧ください。

農林部の平成29年度一般会計予算の歳出予算の総額は、平成28年度の経済対策等補正予算と合計しますと、357億9,865万9,000円であり、対前年比で約2億円、率にしますと0.6%の増と

なっております。

それでは、主な計上事業として、重点戦略事業と新規事業を中心にご説明いたします。

まず、女性農業者活躍支援事業費232万8,000円は、女性農業者の資質向上を図りながら、農業経営の参画促進と次世代リーダーを育成するものであります。

鳥獣害に強い地域づくり推進事業費14億5,248万1,000円は、鳥獣による農作物被害を減少するため、防護、すみ分け、捕獲の3対策に加え、近年増加傾向の市街地出没に対応するため、普及指導員・イノシシ対策A級インストラクターの指導のもと、防護柵の整備や捕獲隊設置など地域ぐるみの取組を支援するものであります。

野生鳥獣管理事業費1,529万9,000円は、ニホンジカについて継続的な生息調査等を実施するとともに、イノシシ等野生鳥獣の捕獲技術向上研修等を支援するものであります。

ながさき農業オープンアカデミー設置事業費982万円は、営農しながら経営ノウハウを学ぶ場を創設し、今後の農業界を牽引する優れた経営感覚を備えた担い手を育成するものであります。

地域労力支援システム強化支援事業費1,054万1,000円は、各地域の労力支援システムの強化に加え、国家戦略特区提案の「農業分野における外国人受け入れのための新たなスキーム構築」に必要となる受入管理協議会設置や制度設計に係る調査等を実施するものであります。

2ページ目をご覧ください。

新規就農者確保対策費4,936万4,000円は、新規就農者の受入態勢等を整備した受入団体等登録制度の充実・強化やJA出資法人等と連携した新たな担い手育成システムを構築することに

より、新規就農者の確保・育成を推進するものであります。

ながさき集落営農育成総合支援事業費4,052万2,000円は、集落営農の組織化・法人化等ステップアップを図るとともに、担い手不在地域への営農サポート、組織間連携などを推進する支援拠点を整備するものであります。

オランダ型施設園芸技術導入推進事業費5億5,883万4,000円は、県内産地への環境制御技術の導入推進のため、オランダのノウハウを本県の栽培条件に合わせた技術へ改良し、県内産地での実証や環境制御技術導入のための人材育成を推進するものであります。

長崎県版営農支援体制構築事業費176万6,000円は、農業者の生産・販売・経営データを集積・分析し、「見える化」することで、経営課題の改善に向けた取組を効率的・効果的に支援できる体制を構築するものであります。

先端農業技術開発支援事業費562万9,000円は、ドローンやフィールドサーバー等の先端機器を活用し、生産安定、省力化、コスト縮減などの経営改善を図るため、樹園地の生産量予測、重要病害の防除技術等、新たな活用技術を開発するものであります。

儲かるながさき水田経営育成支援事業費2,056万6,000円は、売れる米づくりや集落営農組織の育成、水田汎用化による麦・大豆等の導入など、水田のフル活用に加え、「長崎ちゃん麦」の早急な生産拡大を図るため、新産地の育成、本小麦を使用した商品の認知度向上・ブランド化を図るための取組を実施するものであります。

3ページをご覧ください。

上から2番目の産地総合整備対策事業費20億7,062万3,000円は、農業者等が行う集出荷貯蔵

施設や低コスト耐候性ハウスなどの施設整備等を支援するものであります。なお、本事業費の一部14億687万3,000円は、昨年10月11日に成立した国の補正予算、未来への投資を実現する経済対策補正に対応し、平成28年度11月補正予算として計上いたしております。

長崎農産物商品力強化事業費4,041万2,000円は、中核地域量販チェーン店舗との連携を深化しつつ、アンテナショップでのPR等による認知度向上や新規供給先となる中食等業務用農産物のニーズ調査を実施するものであります。

続きまして、ながさき農産物輸出促進事業費1,552万6,000円は、海外バイヤーとの取引に加え、PR強化による本県農産物取扱飲食店・小売店の拡大、新規輸出国可能性調査、九州各県と連携したフェア等の開催により、農産物輸出を拡大するものであります。

長崎和牛銘柄推進事業費2,400万円は、長崎和牛の国内外における販路拡大・ブランド化を推進するため、生産・流通部門が連携した長崎和牛銘柄推進協議会において一体的なPRを実施するものであります。

肉用牛パワーアップ事業費5,577万8,000円は、肉用牛経営コスト縮減と規模拡大を目指すため、低コスト牛舎の導入や空き牛舎の補改修、未利用地を活用した放牧を支援するものであります。

全国和牛能力共進会推進対策事業費2,363万5,000円は、平成29年度に宮城県で開催される「第11回全国和牛能力共進会」での日本一連覇を目指すため、全国和牛能力共進会「長崎和牛」推進協議会が実施する出品対策や候補牛の造成、大会参加経費等を支援するものであります。

恐れ入りますが、4ページをご覧ください。

上から2番目の乳用後継牛確保対策事業費

525万8,000円は、安定的な生乳生産につなげるため、乳用後継牛の地域内確保対策を実施するものであります。

長崎県獣医師確保対策事業費1,518万9,000円は、本県での産業動物獣医師就職を誘引するため、獣医学専攻学生及び高校生等に対し修学資金の貸与等を実施するものであります。

畜産クラスター構築事業費13億4,974万4,000円は、地域の中心的な畜産経営体を育成するため、高収益型畜産体制を構築するものであります。なお、本事業費の一部8億8,317万は、昨年10月11日に成立した国の補正予算、未来への投資を実現する経済対策補正に対応し、平成28年度11月補正予算として計上しております。

長崎和牛生産強化促進事業費1億5,762万7,000円は、長崎和牛の産地強化と農家の所得向上を図るため、長崎型新肥育技術の普及・拡大や一貫生産体系の推進に加え、農業近代化資金の融資残に対する利子補給や肥育素牛導入経費への助成など、増頭対策を実施するものであります。

一番下の段をご覧ください。

ながさき県産材流通拡大事業費950万5,000円は、県産材の流通拡大を図るため、県産材が流通するサプライチェーンを構築するとともに、公共建築物や新たな工法での利用促進を実施するものであります。

5ページをご覧ください。

次世代につなぐもりのちからフル活用事業費9,527万9,000円は、離島や中山間地域における所得向上を目指し、特用林産物等生産の取組支援や、新たな林業者の確保対策を実施するものであります。

次に、農林部関係の公共事業費は、生産性の高い農地の整備や安全で快適な農村づくりのた

めの費用として、農業農村整備事業に、当初予算と平成28年度の経済対策補正予算を合わせまして、77億4,214万9,000円を計上いたしております。

森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、造林林道治山事業に、当初予算と平成28年度経済対策補正予算等を合わせまして、46億6,389万5,000円を計上いたしております。

6ページをお開きください。

最後になりますが、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなど、施設整備等の取組を推進するために創設されました、地方創生拠点整備交付金を活用する事業として、第47号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」に計上されております事業について、ご説明申し上げます。

海外販路拡大に向けた遠隔輸送対応いちごの造成及び全国初の次世代園芸施設を活用した高糖度トマトの安定供給技術の確立事業費1億1,107万5,000円は、いちごの育種調査分析施設、高糖度トマトの高収量生産技術を確立するための次世代園芸施設を農林技術開発センターに整備するものであります。

贈答用高級中晩柑ブランドの造成・普及によるみかん産地の構造改革・販路拡大事業費5,658万6,000円は、本県オリジナル中晩柑育種を進める施設を農林部技術開発センターに整備するものであります。

「日本一の長崎和牛」確立に向けた生産力増強と品質向上事業費1,723万2,000円は、高品質凍結精液の安定供給のため、優秀な種雄牛を飼養管理する牛舎を改築するものであります。

主な計上事業についてのご説明は、以上でございます。

続きまして、繰越明許費についてご説明申し上げます。

お手元にお配りしております補足説明資料の〔繰越事業理由別調書〕に基づき、ご説明申し上げます。

説明資料の1ページをご覧ください。

今回、計上いたしておりますのが、表の上の欄の②の2月議会計上に記載しておりますとおり、合計で921件、65億3,238万8,000円となっております。

繰越理由の主なものとしまして、①事業決定の遅れによるものが多く、災害復旧費を中心に869件、39億3,743万7,000円となっており、件数で94.4%、金額で60.3%を占めております。

また、先にご承認いただきました10月議会計上分と含めると、表の左側の合計欄に記載しておりますとおり、969件、102億5,255万2,000円でございます。前年同期の繰越明許費と比較しますと、下の参考欄になりますけれども、件数で538件の増、金額では52億6,527万4,000円の増となっております。

この件数及び金額の増につきましては、昨年10月11日に成立いたしました国の補正予算、未来への投資を実現する経済対策補正に対応するため、平成28年度11月補正予算として計上いたしました産地総合整備費、畜産クラスター構築事業、農業・農村整備事業等において、事業決定の遅れにより、年度内の工期が十分に確保できないこと、また、災害復旧費において、国からの予算割当の遅れにより、年度内の工期が十分に確保できないこと等に伴い、前年度と比較しまして、繰り越しが増加したものでございます。

そのほかの繰越理由としまして、②の計画、設計及び工法の変更による遅れによるものが

28件、19億6,259万2,000円でございます。これは主に育成林整備造林事業におきまして、森林所有者の同意に基づく着手後、境界の確定作業や木材価格の変動による収支計画の調整に不測の日数を要し、年度内の完成が困難となったもの等でございます。

次に、③地元との調整に日時を要したものが14件、3億9,100万1,000円でございます。これは主に畜産クラスター構築事業において牛舎建設用地の確保手続や周辺住民への説明に不測の日数を要したことから、工事の年度内完成が困難となったもの等でございます。

次に、④用地補償交渉の遅れによるものが3件、3,670万円でございます。これは主に基幹農道整備事業において、地権者等の交渉により、木造倉庫の移転にかかる解体時期について、みかん収穫後の貯蔵期間及び再建築の設計検討期間の確保が必要となったことから、工事の年度内完成が困難となったもの等でございます。

次に、⑤その他が7件、2億465万8,000円でございます。これは主にため池等整備事業におきまして入札が不落となり、設計見直しや再入札の準備に不測の日数を要したことから、工事の年度内完成が困難となったものでございます。

また、資料の2ページから9ページに、繰越が見込まれる事業一覧として、県の事業名、繰越箇所、事業内容をまとめております。

今後は、残る事業の早期完成に向けて、最大限努力してまいりたいと存じます。

以上で、補足説明を終わります。

【宅島分科会長】 ありがとうございます。

次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保に関する資料（政策的新規事業の計上状況）」について、説明をお願いいたします。

【福田農政課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料でございます政策的新規事業の計上状況のうち、農林部関係についてご説明申し上げます。

お手元にお配りしております農水経済委員会提出資料、産業労働部・水産部・農林部の中ほどに、「政策的新規事業の計上状況」と記載された資料の2ページをご覧ください。

これは、政策的新規事業にかかる予算要求内容につきまして、査定結果を提出するもので、農林部につきましては、2ページから3ページまでの12事業の計上状況を記載しております。

要求額と計上額に差が出ておりますが、これは予算編成過程におきまして、事業内容や事務費等を精査したことなどによるものでございます。

以上をもちまして、ご説明を終わります。

【宅島分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【松島委員】 当初予算を見させていただいて、たくさん事業があります。一番求められるのは農家の所得が向上することだろうと考えております。

たくさんある事業の中から、まず一つ、イノシン対策に関して触れたいと思います。農山村対策室、予算額が約14億5,000万円と。

この当初の話に入る前に、2月補正で国の内示の減に伴って約5億5,700万円減しています。これで平成28年度は、市町からの防護柵の要望に応えられているのか、そこからちょっと入りたいと思います。

【宅島分科会長】 分科会長を交代します。

【近藤副会長】 交代しました。

【光永農山村対策室長】 鳥獣対策の平成28年度分の予算の執行状況でございますけれども、ご指摘のとおり、国に対して予算要求をする中で、全国的に予算が、かなり競争が激しいという中で、かなり厳しい配分状況になっております。

防護柵に限って申しますと、国へ要望した額については、配分額56%というかなり厳しい配分状況でございましたけれども、一方、九州管内で大規模設置の中止の情報等もありましたので、この辺につきましては、県を超えた再配分を求めまして、1,100万円強の追加配分をとっております。

これにつきましても、これで十分ではございませんでしたけれども、一方では、実施状況の中で、資材の一括購入、納入、それから、一般競争入札等を導入していただきまして、かなりコストの低廉化が図られております。

これを事業量ベースで換算いたしますと、金額的にはかなり足りなかったんですけれども、事業量ベースで申しますと、当初予算編成段階で、昨年、平成27年末に市町から照会をとりました時に、総延長863キロということで要望が上がってございましたが、その後年度末、新年度当初に国の方に要望する段階で追加の要望等もありまして、延長的には1,051キロメートル、市町の方から要望が上がってまいりました。

これについて国に要求をし、配分額の中で低廉化を図っていくということで、最終的には968キロメートル、地元からの要望量に対しては92%ということで、100%の執行はできませんでしたが、緊急地区から優先しまして整備を行ったということで、9割を超える柵の延長が整備できたというところで、今回は

その結果をもちまして残額を補正したというところになっております。

【松島委員】たくさん数字が出てきたので、全部メモできなかつたので、あとで精査をしますが、最後の室長の言葉を聞きますと92%と、だから、ほぼ私の心配は杞憂だなと。

今の数字を聞いたら、平成28年度92%、これをまず前提として踏まえまして、もう一つ被害額、これは室長に直前に資料を要求して恐縮でしたが、被害額の推移を見てみますと、平成26年から約1億9,000万円にダウンしまして、平成27年度も被害額は約1億9,000万円と。この1億9,000万円は、もうピーク時の約4割まで被害額が減っている状況であると。防護柵の要望に応えていっている現状と、そして被害額が減っているという現状を踏まえて、今回、当初予算、額とすれば約14億5,000万円と、これは私が知り得る限り過去最大ではないですか。その理由があればお聞きします。

【光永農山村対策室長】平成29年度予算につきましても、前年末に市町から整備要求等を調査いたしまして、柵の設置延長計画といたしましては961キロメートル、昨年以上の整備の計画が上がっております。

これにつきましては、今後、国のほうに要求いたしまして、予算獲得に向けて取り組んでまいりたいと思っております。これが全体の14億5,200万円のうち9億2,900万円ということで、やはり防護柵の整備にかかる経費が最も大きいところを占めている状況でございます。

特に今回につきましては、961キロメートルのうち、854キロメートルがワイヤーメッシュ柵。これは、柵の延長は先ほどまでの部分は電気柵とワイヤーメッシュ柵を合わせた延長になっておりますけれども、単価の比較的高いワイ

ヤーメッシュ柵の要望が非常に多かったということで、この整備を今後実施していこうということで考えているところでございます。

あわせまして、捕獲対策、すみ分け対策、それに、今回から市街地出没対策も含めまして予算を編成しているところでございまして、これらを踏まえて被害をしっかりと抑えていくという取組を前進させていきたいと考えております。

【松島委員】今当初予算額、過去最大じゃないかということに対しては、次の答弁でください。過去最大かどうかということ。

今、その中身を少し細かく言っていて、おっしゃるとおり、防護対策は約9億3,000万円と、捕獲対策が約5億1,000万円、すみ分け対策などが約700万円、その他が約700万円と。

昨年以上の防護柵の要望があったので、やっぱり防護対策の予算が増えたので、今回、過去最大になっているということですか。

【近藤副会長】分科会長を交代します。

【宅島分科会長】交代しました。

【光永農山村対策室長】先ほど過去の予算との比較でございますけれども、私、手元に平成23年度以降の予算の一覧を持っておりますけれども、この中で今回の14億5,200万円というのは、ご指摘のとおり、最も高い金額になっているところでございます。

これにつきましては、先ほど申しましたように、防護柵の整備がかなりの部分を占めているというところでございます。

【松島委員】額自体は非常に喜ぶべきものであると思っております。何年か前のこちらの委員会でもずっと触れてきた中で、要はポイントとしたら、市町からの防護柵の要望にしっかりと応えるために国の予算をとってこなければいけないと。ずっと追いかけて、ほとんど応えられて

いるという経緯がわかっていますので、今回もしっかりとその要望に応じて防護柵の設置につなげてほしいと思っています。

決算の時に取り上げられる支出済事業費を取り上げてきて、当初予算とのギャップというのは私はよく発言していたんですが、ちょっと細かいですけど、あえて聞かせてください。支出済事業費というのは、すべて防護柵の費用ですか。

【光永農山村対策室長】 これにつきましては、3対策全体の執行額でご報告しております。

それから、もう一つ、国から予算をしっかりととってくるべしという委員からのご指摘でございますけれども、国に当然要求もしていきませんが、制度的にはポイント制が取られておりますので、最大予算配分がとれるような仕組みというのも、県内市町と連携をしてとっていきたいと考えております。

【松島委員】 重箱の隅をつつくようなことはやめますが、支出済事業費だけで見ると、やっぱりなかなか予算が減ってきていたので心配して決算で取り上げていました。

ただ、冒頭おっしゃられたとおり、市町からの防護柵の要望に対して達成率は非常に高いと。それは、安心しています。一番は、市町からの防護柵の要望に、いわゆる100を超えていただくと、そのように取組をお願いします。

それと、国が2014年度から2カ年で大規模な実証実験をやられて、その研究発表が去年1月ぐらいですか、東彼杵町でされたんだと思います。この内容をちゃんと把握しておらず、少し内容について、どんな国の研究結果があったのかを聞いて、そして、それを踏まえてそういう視点もこの当初予算に含まれているのかなと、考え過ぎですかね。何かあるのか、ちょっとお

聞きします。

【光永農山村対策室長】 昨年、東彼杵町の会館の方で試験研究関係の発表会が開催されております。本県も参加いたしまして、三重県や、国の研究機関等も含めまして、総合的な研究が実施されております。その発表会がございました。

この中で、今年度の予算の中に反映されている部分と申しますと、本県が中心になって開発した部分でございますけれども、捕獲作業の中で止め刺しという行為がございます。これにつきましては、通常、銃による止め刺しであったり、捕獲したイノシシ等を固定してナイフ等で止め刺しをするというのが従来のやり方だったんですけれども、非常に精神的なストレスであったり、技術的な困難性が伴うということで、簡易な方法がないかということで、実践者の方々からの声も受けまして、電気による止め刺し機器の開発を行っております。

これは昨年までに開発が一旦終わりました、その発表もさせていただいております、今回の機器の整備の中にも、電気止め刺し機というのは既に市販化まで至っておりますので、一部この中にも組み込まれているということで、研究成果が徐々に実践のほうにも生かされているという状況でございます。

【松島委員】 それを期待したいと思います。もし国の報告書があればいただければなと。後で構いませんが、お願いします。

もう一つ、県営畑地帯総合農地整備費です。ほ場整備の予算ですが、毎年毎年、頑張っって国に要望して、そういう経緯を端から見ていて、皆様のご努力にも感謝申し上げますが、当初予算の話に入る前に、これも2月補正で約8億3,600万円減、この減の説明からお願いします。

【松本農村整備課長】 平成28年度の当初予算

を計上する時点では、平成27年度の補正予算が2月の決定でしたので、考慮されていませんでした。平成27年度の補正で、TPP関連もありましたが、基盤整備関係の予算が大幅について、27億円ほどの補正がありましたので、平成28年度当初予算分を前倒しして平成27年補正で計上したため、その分の予算が減少しております。

結果的に、前倒しで予算をもらったものから、事業は予定どおり進んだということになっております。

【松島委員】 図らずも、去年の12月の総括質疑で、ほ場整備事業について触れまして、その時、事業箇所数が6市9カ所で、補正が約26億円強だったかと思います。今、言われた27億円とは。

【松本農村整備課長】 平成27年2月補正では、ほ場整備を含む全ての事業の事業費ベースで27億円ということです。

【松島委員】 平成29年度当初で約8億6,800万円、今回、この県営畑地帯総合農地整備費として計上されています。それは6市9カ所ですか。

【宅島分科会長】 しばらく休憩します。

— 午後 2時18分 休憩 —

— 午後 2時19分 再開 —

【宅島分科会長】 分科会を再開いたします。

【松本農村整備課長】 担い手畑総については、全体で14地区の事業でございまして、市町はちょっと…。

【宅島分科会長】 休憩します。

— 午後 2時20分 休憩 —

— 午後 2時20分 再開 —

【宅島分科会長】 分科会を再開します。

【松島委員】 資料が今、時間がかかるみたいなので、後でこの件をまとめて質問させていただきたいと思います。

一旦ここで終わります。

【西川委員】 先ほどの松島委員のイノシシ関連の予算なんですけど、確かに14億5,000万円と、大変ありがたいと思います。各市町の要求も相当減らなくて、ますます増えてきていると思いますが、その中でイノシシ捕獲隊の人からいつも言われるのは、捕獲報奨費が下がったと。俺たちは重労働できついのにと不満を言われます。それは市も負担額を少なくしていると思うんですけど、この報奨金1億187万3,000円の単価は、何頭分ということですか。

それと、ここ4～5年の捕獲頭数の数字がわかっていたら。だから、平成29年度は何頭分を予定していますというところを示してください。

【光永農山村対策室長】 捕獲経費につきましては、国の捕獲に関する経費という助成制度と、それから、もう一つは県単独事業の捕獲報奨金というのが二本立てでございます。

捕獲報奨金については、4万700余頭の枠を持っておりまして、現時点まで執行がされているところでございます。

一方、国の捕獲等経費につきましては、これはイノシシに限らず、イノシシ、シカ、アナグマ、アライグマ、カラス等々、各有害捕獲については経費が支給できることになっております。

国につきましては、昨年末に一度補正予算がございましたので、補正前に、確かに捕獲等に追いつかない状況が一旦生まれまして、その段階で、一定、市町村によりましては単価を調整するという行為が行われたところでございますが、その後、国から追加配分をいただきまして、再度配分させていただいているところで、その

後、一旦下げた経緯もあるものですから、市町によってはバランスをとるということで、本年については幾らか下げた運用をされているところもございますし、上限単価を支払われているところ、市町によって若干差がございますけれども、そういった形で運用がされているところがございます。

今年度末の、捕獲については年度末にならないと最終確定いたしませんけれども、現時点で見込みでございますけれども、例えばイノシシにつきましては、成獣・幼獣合わせて3万8,249頭、シカにつきましても成獣・幼獣、これは単価が違うんですけれども、合計しまして8,752頭というようなことで、そのほか、アライグマ、タヌキ、キツネ、カラス等予定されているということで、この分について、これは最終ぎりぎりのところまでかなり綱渡りに近い状態になっておりますけれども、運用されているという状況でございます。

金額につきましては、平成28年度につきましては総額で2億4,740万3,000円ということで配分を受けまして、市町と調整しているところがございます。

【西川委員】単価の違いは市町で違うのはわかりました。

それと、私が言ったのは、イノシシの捕獲頭数の推移です。

【光永農山村対策室長】イノシシの捕獲に対する動向でございますけれども、これにつきましては、まず県の単独事業で捕獲報奨金の対象になっている頭数をまずご紹介させていただきたいと思っておりますけれども、昨年度、平成27年度が3万6,664頭、1年ずつさかのぼりますと、平成26年度は3万852頭、その前の平成25年度が3万559頭ということで、3万を超える頭数が捕

獲報奨金の対象となっております。

全体の捕獲頭数と申しますと、これ以外に有害ではなくて狩猟でやっている部分でありますとか、我々も参加するんですけれども、学術捕獲であったりとか、さまざまなものがございまして、ちなみに平成27年の総捕獲頭数は3万8,386頭ということで、報奨金との間には1,700頭ほどの差があるというところがございます。

【宅島分科会長】ほかにございませんか。

【山田(博)委員】それでは、横長資料の予算決算委員会農水経済委員会分科会説明資料のほうからいろいろとお聞きしたいと思います。

まず最初に、4ページの物品売払収入と、5ページの生産物売払収入、農業受託事業収入と畜産業受託事業収入、まず、この収入の説明をいただけますでしょうか。

【福田農政課長】まず、4ページに計上しております歳入予算、物品売払収入でございます。これは、農林技術開発センターの畜産研究部門におきまして、牛と豚を売却する収入でございます。

それと、5ページの生産物売払収入でございますが、これにつきましても、農林技術開発センターの畜産研究部門における牛・豚の売り払いと、アスパラ、いちご、花、お茶、ばれいしょ等の売り払いの収入でございます。

なぜ牛・豚が物品売払と生産物売払の2種類に分かれているかと申しますと、定義がございまして、牛は8カ月未満の場合には生産物売払収入になります。8カ月を超えますと物品としての扱いになりますので、その成長過程の違いによって物品売り払いになるか、生産物売り払いになるかの違いがございします。

豚は、同じように、6カ月までは生産物売払収入になります。6カ月を超えますと物品売払

収入になります。

その分が、物品売払収入と生産物売払収入の違いでございます。

それと、農林水産業受託事業収入でございます。これにつきましては、農林技術開発センター等におきまして、研究事業の受託をしております。その分で計上しているものが7,200万円でございます。その内訳で申しますと、農産園芸研究費で870万円、環境研究費で1,400万円、茶業研究室の研究費で300万円、ばれいしょの研究室の研究費で1,100万円等でございます。

【山田(博)委員】 農政課長、牛は8カ月を境にして生産物になる、物品になる。または、豚は6カ月を境にして生産物になる、物品になるということですね。これは、委員の皆さん方も、多分初めてじゃないかと思うんですよね。私も県議会議員をして、初めて勉強になりました。

それで、その境というのは国の基準ですか、それとも農政課長が決めたんですか。それをちょっと教えていただきたいなと思っています。どこで、誰が決めたのか。私が今から言おうと思ったら、それを農政課長から言われてしまったから、ちょっとですね。多分、農政課長は私の質問を想定していたんですね。さすがですね。だから、どこでこういうふうに、誰が決めたのか、それを教えていただけますか。

【福田農政課長】 私どもは財務会計で処理する場合に、財務規則等の規定がございまして、その中で歳入の節の区分については、その取り決めに従って処理をしております。

出納局の会計課で出しております会計事務の質疑応答集がございます。質疑応答集の中に、牛については8カ月、豚については6カ月ということでの歳入の節の取り扱いの解釈がございまして、その解釈に従って処理をしているところ

でございます。

【山田(博)委員】 畜産課長、間違いございませんか。あなたたちは一番詳しいでしょう、これ。間違っていないかね。間違いございませんね。そうみたいです。

【大曲畜産課長】 当課におきましても、肉用牛改良センターのほうで牛の売却を行っております。その分については、ただいま農政課長が申しましたような分類ということで収入をしております。

【山田(博)委員】 畜産課長が言うから間違いないでしょうね。あなたが絶対うそつくわけないでしょうからね、一番詳しいね。農政課長が一番詳しいでしょうから。

そうしたら、この売り払いはどのような形でやられたのか、お尋ねしたいと思います。

【峠農林技術開発センター所長】 まず、生産物売払収入でございますけれども、例えばうちで試験をしておりますけれども、農産物が生産できます。試験研究で余ったものといいますか、出たものについては、基本的には市場に持っていきますけれども、試験研究で調査したものとかありますので、その分は所内で販売するということにしております。

それから、畜産研究部門につきましては、今言いましたように、物品売払収入につきましては、牛の8カ月、あるいは豚の6カ月以上ですけども、これにつきましては、基本的には市場に持っていくということで、市場の競りにかけるというふうなことでやっております。

【山田(博)委員】 技術開発センター所長、基本的ということでありますけど、それは、基本的というか原則じゃないんですか。基本的と原則とは全然違いますもんね。どうなんですか。

なんでこれ、質問するかというと、海砂ね、

今日、長崎新聞にも海砂、土木部で、あれは生産物になっているんですね。今日、土木部に確認したら、高比良委員がえらい海砂のことを質問していたと、誰が質問していたかと聞いたら、そうで、海砂は生産物となっているんですよ、なぜか。「なんでなんですか」と聞いたら、当てはまる項目がないから、土木部では生産物にしたというんですね。どこが生産物かよくわからないんですけど、私はこれを本会議で質問したことがあるんです、総務部長に。そうしたら、総務部長が、やめてくださいと言って言っていましたけれども。

売り払いはどのようにされているのか、センター長、それは原則なんでしょう。市場に出るのが原則で、基本と原則とは全然違いますからね。

【峠農林技術開発センター所長】少し説明をさせていただきますけども、物品売払収入の例えば8カ月以上の牛につきましては、委託販売ということで、島原雲仙農協のほうに委託をしまして、それを市場のほうに持っていまして、競りのほうで競り値がつくという形にしております。

それから、豚につきましては、雲仙養豚農業協同組合に委託販売をしてやっているというのがありましたので、「基本的には」という言い方で説明をさせていただきました。

【山田(博)委員】わかりました。

あと、畜産業受託事業収入とか、農業受託収入、5ページの農林水産業受託事業収入とありますが、先ほど農業受託収入の説明をいただいたんですけど、畜産事業収入は説明がなかったんですね。その説明ができますか。

これは何を聞きたいかという、受託をしていろいろ研究するんですね。研究費用をもらう

ということで理解していいんですかね。先ほど話がありましたけど、幾つかの研究を受託しているとありましたけど、受託先から、会社なり団体からそういった費用というのをもらうということで理解していいのかなどうか、お答えいただけますか。

【福田農政課長】まず、ご指摘がございました畜産研究部門の試験研究費でございます。745万3,000円でございます。

今、ご質問がございました研究事業費でございますが、国、それと農業関係団体等からの依頼がありまして、その依頼に基づいて研究を受託しているものでございます。

【山田(博)委員】わかりました。

続きまして、11ページの、これは畜産課になるんですけど、農林水産業手数料とありまして、8,800万円上がっておりますね。これは12ページなんですけど、物品売払収入とありますが、これもじゃ、先ほどと一緒に理解していいのかなどうか、これをお答えいただけますか。

【大曲畜産課長】ただいまご質問がありました、11ページの手数料でございますけれども、これにつきましては、家畜精液取扱手数料ということで手数料条例になっておりまして、年間販売いたしました精液収入を手数料ということで計上させていただいております。

それから、先ほど申しましたが、物品売払収入のほうに牛の収入ということで計上させていただいております。

【山田(博)委員】畜産業手数料とありますが、これは凍結精液ですね。この凍結精液は、販売を委託しているところがありますよね。そこで100%回収というか、費用というのはできているんですかね。それをちょっとお尋ねしたい。

この物品売払収入というのは、どこで、先ほ

ど畜産課長が言われていましたけど、どこの課になるのか、お尋ねしたいと思います。

続きまして、19ページの、これは鳥獣行政費として、鳥獣の生息調査をしている経費と出ておりますけど、1,500万円ですね。これは具体的にどういったことをされて、今、どういった公告をされているか、説明していただけますか。

【大曲畜産課長】 まず初めに、精液手数料の話でございます。

基本的には、県内の販売につきましては、肉用牛改良センターがメインセンターとして、各農協のほうにサブセンターという形で委託契約をしております。そこを通しまして、各人工授精師さんのほうに譲渡、販売している状況でございます。

県外につきましては、家畜改良事業団というところがございまして、そこを窓口にしておりまして、県外精液につきましては、県内よりも価格を高くして販売している販売手数料で収入している状況でございます。

それから、先ほどの物品販売の牛の件でございます。牛につきましては、通常の肥育牛の出荷と同等でございますので、それにつきましては、全農ミートフーズ様と委託契約をしております。そこを経由して屠畜場に出荷している状況でございます。

【光永農山村対策室長】 こちらのほうは、ニホンジカの生息状況調査ということで、県内各地域の生息調査をしております。特に長崎県内の場合につきましては八郎岳周辺、五島列島、それから対馬、これが高濃度の生息地域ということで確認がとれておりまして、経年的にメッシュ調査等を行いながら、頭数を捕捉しているところでございます。

こういう対策に基づきまして、今後はシカの

捕獲対策についても、これをベースにしながら活用しているということでやっているところでございます。これが約1,000万円、予算の中に組み込まれているところです。

【山田(博)委員】 畜産課長、地元の方から、この前話がありまして、畜産業手数料で8,800万円、長崎県の大変大きな財源の一つになっているわけですね。

特にその中で、「平茂晴」が大変な貢献をしているにもかかわらず、もっと貢献度をPRしたらいいんじゃないかとか、銅像を建てたりとかすべきじゃないかと言われているんですが、そういったのをしっかりと考えていただきたいと思うんです。長崎県の種雄牛として「金太郎」とか、新しくまたできましたね。「勝乃幸」とかね。そういったのがあって、それをどんどんPRしていただきたい。そういったPRがまだ足りないんじゃないかというお言葉をいただいておりますので、ぜひ畜産課長、頑張ってくださいと思っています。特に「平茂晴」は、人間で言えばもう90歳、後期高齢者になっています。何とか、何とか、それ以上言えば、ちょっと不適な発言になりますので、とにかく「平茂晴」を何とか今後、銅像を建てるなり、名誉というか、与えるような取組をしていただきたいと思います。

農林部長、わかりますね、私の言わんとすること。2つあるんですよ。「平茂晴」としてしっかりとPRしてもらいたい。今まで長年ご苦労されていますので、ぜひ農林部長、どうですか。

【加藤農林部長】 「平茂晴」の精液をもとに品質のよさで本県のメス牛群、あるいは肉用牛の価格も上がってきております。その功績というのは多大なものがございまして、生産者の皆様

方もそれは十分認識して、私どもも認識しておりますして、今後、生産者の皆様方はそういう意見がございます。皆様方と一緒に協議しながら、検討してまいりたいと考えているところでございます。

PRにつきましても、精液が残っている分があとわずかになってきておりますので、しっかりこれは有効活用してまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

農山村対策室長、先ほどのニホンジカの生育を調査しているということでありましたけど、生育調査は終わっているんですよね。終わっているんですか。終わっているんだったら、それをぜひ、こういった状況ですることをお知らせしていただきたいと思うんです。こういった調査をやっているというのは、知らなかったですよ。いい調査をやっているじゃないですか。ぜひこういった調査をやって頑張っているということをお知らせしていただきたいと思うんですよ。それはいかがですか。

【光永農山村対策室長】 まず、今の委員のご意見にお答えする前に、すみません、訂正を1点お願いいたします。

先ほど私は、生息調査約1,000万円と申し上げてしまいましたけれども、別の科目と間違えておりまして、生息調査は来年度、平成29年度予算といたしましては278万6,000円でございます。訂正をよろしくお願ひいたします。

それから、シカの生息調査につきましては、過去、私の手元にありますのも、昭和55年から随時行っておりまして、各ブロックに分けてまして生息の推定値を出しているところでございます。

直近の数字をご報告させていただきますと、八郎岳周辺の推定の生息頭数が720頭、対馬市が3万9,229頭、それから五島列島につきましては9,667頭、あと、県北地域で新たな発生が確認されておりまして、これが推定値で250頭という頭数を、残った糞の量から推定するという方法で頭数を推定しているところでございます。

【山田(博)委員】 これは、農山村対策室長、今の生息調査というのは、対外的に報告なりされているかいなか、その辺をまずお答えいただけますか。

【光永農山村対策室長】 この生息調査につきましては、私どもは第2種特定鳥獣管理計画ということで、イノシシとシカにつきましては生息頭数を管理したいということで計画を掲げておりまして、この中の基本数値として、生息頭数についても整理をして公表しております。

【山田(博)委員】 そうしたら、公表しているのであれば、その資料を後でいただけませんか。よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、28ページの環境保全型農業直接支援対策事業費とあるんですが、この事業に関しまして、これは地域によっては、農産物を生産するには、この地域はどういった土壌改良が必要ですか、そういったアドバイスができるかできないかというのを確認させていただきたいと思ひます。

続きまして、次の29ページの市町が策定する耕作放棄地解消計画とあるんですが、この解消計画は、県内の市町はなされているか、なされていないかというのをお尋ねしたいと思ひます。

もう一つ、同じページに、認定農業者支援制度融資費とありますけども、これは、先般の勉強会の時も、取扱銀行ということでお話をお聞きしておりましたけど、この銀行は、銀行協会

なりで声をかけて、取り扱いが多くできるようにしていただきたいというふうな話をしておりましたが、そういったのが可能かどうか、どういふような形でやっているのか、それを含めて答弁をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【佐藤農業経営課長】ただいまお尋ねのありました環境保全型農業直接支援対策事業費でございますけれども、こちらにつきましては、略称で環境直払いと申します国の制度でございますので、農薬・化学肥料を5割以上低減をする。その上でカバークロップの導入、堆肥の施用等々いろいろなメニューがございまして、それを実施することによりまして、最大で10アール当たり1万6,000円の交付金が受けられるというものでございます。

ですので、こちらの事業で直接土壌改良の指導、アドバイスというようなことをする目的のものではございませんけれども、土壌改良等々につきましては、農業改良普及員の営農指導の中でやっていけるものだというふうに考えております。

それと、認定農業者支援融資制度でございますけれども、こちらにつきましては、スーパーS資金に関連する融資でございます。こちらにつきましては、今現在、地方銀行の取扱いは行われておりませんが、県といたしましても、多様な金融機関が農業制度資金の枠組みの中に参加していただくことは非常に重要と考えておりますので、幅広く声かけをしたいというふうに思っております。

【綾香農地利活用推進室長】耕作放棄地の解消の5カ年計画についてのお尋ねでございますけれども、県全体におきまして、2,833ヘクタールの耕作放棄地を今後5年間で解消する計画を立

てております。

この計画につきましては、21市町すべての市町におきまして、年度別、品目別にどのくらいの面積を解消していこうかということで計画を樹立いただいておりますので、今後、今年から、平成28年度から平成32年度までの5年間で、この計画に基づきまして農地の耕作放棄地を解消して、農地として農業生産に有効に活用していただきたいと考えております。

【山田(博)委員】 それでは、先ほど農業経営課長から話がありました、環境全型の中では土壌改良の予算は出ませんが、アドバイスなりはできるということでありました。

じゃ、お尋ねしますけど、県内の地域ごとに、土壌はこういった状況ですというのを把握されているか、把握されていないか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

あと、農地利活用推進室長にお尋ねしたいんですが、先ほどの耕作放棄地の解消計画ですね、すみませんが、五島市の分をいただきたいと思います。

それと、認定農業者の融資制度ですけど、スーパーS資金というのは、銀行でも対応ができるというふうに規定はなっているにもかかわらず、いまだにないわけですから、その対応を速やかにやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、農業者が選ぶオープンアカデミーというのは、この前の勉強会では、随時テレビ会議等で離島でもやっていくということで回答いただいておりますけれども、それで間違いないか、それを含めてお答えいただきたいと思います。

【佐藤農業経営課長】 まず、県内の土壌の状況に関する把握状況でございますけれども、これ

は農技センターのほうで調査を行いまして、県下の土壌マップというものができております。そういったところで、土壌の各地域ごとの特性というものを把握しているところでございます。

それから、認定農業者支援融資資金でスーパーS資金については、農業信用基金協会との間で、金融機関が資金供給に関する基本計画を締結することによりまして、地銀等も利用が可能ということになりますけれども、委員ご指摘のように、現在、その実例はございません。

一方で、先ほど委員お話のありました、スーパーL資金につきましては、これは今でも県内の3つの地銀が取り扱いを行っております。

いずれにいたしましても、制度資金の中に地方銀行等々が参画していただけるということは、今後ますます考えていく必要があると思っておりますので、機会があるごとに呼びかけたいと思っておりますし、また、国のほうでも、今後法人化の支援を行う各県の組織の中では、地方銀行もそこに参画するようというところで、近々指示がくるというお話も聞いておりますので、そういった機会を捉えながら、制度資金の中でご対応いただけるように努力したいと考えております。

それと、オープンアカデミーにつきましては、前回ご説明をした中でも、県庁のテレビ会議システムが整備された段階では、離島の振興局等々を結んで、離島でも受講できるようにしていくという方向で検討しているところでございます。

【山田(博)委員】 それでは、県庁テレビ会議システムの活用ということですが、具体的にいつごろからできるかというのをお答えいただきたいのと、あと、先ほどのスーパーS資金ですね、これは地銀がまだ参入されてないと

ということなんですけど、機会があるというよりも、銀行協会に呼びかけていただいて、実際話かけていただきたいわけですね。やはり県内の農業法人におきましては、農協さん以外にもメインバンクにしている会社もあるわけですから、その中ではやはりそういった県の指定金融機関、もしくは県内に支店を構えている銀行にも幅広く呼びかけてもらいたい。その手段としては、銀行協会というのがありますから、その中でしっかりと呼びかけていただいて、次の委員会までにそれをご報告いただくようお願いしたいわけですが、課長の見解を聞かせていただきたいと思います。

【佐藤農業経営課長】 まず、県庁のテレビ会議システムでございますけれども、県庁移転に伴いまして、現在のシステムとは違う形で整備をするというふうに検討がされていると承知をしております。

その中で、現在は、農業大学校がそのシステムとつながっておりませんが、農大も入れていただくことによりまして、システム上で、離島を含む振興局とつなげるようお願いをしているところでございます。

それから、地銀をはじめ県内の金融機関への制度資金への参画の呼びかけでございますけれども、今、定期的に勉強会等々持っておりますので、そういった中で呼びかけをしていきたいと思っております。

【山田(博)委員】 そうしたら、農業経営課長、勉強会をやって、このスーパーL資金の対応をする銀行がないということは、それは言っていなかったのか、教えてなかったのか、お誘いしてなかったのか、どっちだったんでしょうかね。そういった会があつて、農業経営課長、そして地方銀行の方々と面識を持つ機会があつて、に

もかわらず、このスーパーL資金の取扱銀行がないということは、課長が言わなかったのか、向こうの銀行がしたくなかったのかということになるわけですね。

いずれにしても、しっかりとやっていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

委員長、私はまだ質問したいんだけど、もう3時ですから、一旦終わります。

【宅島分科会長】一旦休憩して、次の委員の方をお願いします。

しばらく休憩いたします。

再開は3時10分からにいたします。

— 午後 2時58分 休憩 —

— 午後 3時10分 再開 —

【宅島分科会長】分科会を再開いたします。

【松本農村整備課長】先ほど松島委員の質問について答えてなかった分がございますので、説明したいと思います。

平成29年当初の8億6,775万6,000円の予算の分なんですけれども、これは畑総地区が7市14地区で実施する予定でございます。

【松島委員】7市14地区と、それぞれ着実に取り組んでいただきたいと思いますのですが、その中南島原市関係で、事前に配付がありました公共事業一覧を見ておりましたら、南島原市関係が空池原しか挙がっておりませんでした。それ以外も諏訪、見岳、馬場と南島原市ではありまして、これは計上されていないのか、お聞きします。

【松本農村整備課長】その表には、畑総の中で代表する地区だけ、1地区だけを挙げておりまして、3地区とも予算は計上しております。（「額も」と呼ぶ者あり）

額ですね。事業費ベースで、諏訪地区が2,880万円、空池原が5,760万円、見岳地区が3,460万円の予算を計上しております。

【松島委員】馬場は、まだスタートを切っていないと、そういうことですね。

【松本農村整備課長】馬場地区は、まだスタートはしておりません。

【松島委員】私の勘違いでというか、公共事業一覧は、「主な」と書いてありますもんね。諏訪も見岳も予算を計上されているということで、安心してこの事業をしっかりと見守りたいと思います。

県のやるべきこととしての限界というか、もちろんあると思います、国の予算ですから。県の役割を着実にやっていただいて、しっかりと農業従事者の所得の向上、農業従事者のより活躍の土台をつくっていただきたいと思います。

【宅島分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【中島(浩)委員】分科会説明資料の27ページですけれども、地域労力支援システム強化支援事業費が、昨年から大幅に減額になっているんですけれども、減額の理由についてお伺いします。

【佐藤農業経営課長】地域労力支援システム強化支援事業では、本年度まで国の農援隊マッチング支援事業というものに取り組んで計上しておりました。

農援隊マッチング支援事業は、各地域でのセミナーや調査等々を行うことによりまして、地域に最適な労力支援体制を構築することを目的に行われてきたものでございましたけれども、平成28年度をもって国の事業が終了になったということでございまして、その終了分が減額になっておるところでございます。

なお、平成28年度におきましては、この農援

隊マッチング支援事業の予算を使いまして、県内の労力不足に関する状況調査を行い、認定農業者等2,500名にアンケート調査を行ったところでございます。

この中では、最大では1日当たり1,200人、最も労働需要が少ない時期、これは夏場でございますけれども、それでも450人が県下の労力不足の状況にあるということが、この予算を活用して出てまいりました。

これを踏まえまして、昨年7月に「国家戦略特区」として、農業分野での外国人就労の解禁を国のほうに提案をしておるところでございます。次年度におきましては、それを実現するための関係機関との協議等々をこの地域労力支援システム強化支援事業の中で行っていくこととしておるところでございます。

【中島(浩)委員】 この事業の中だったですかね、JAさんに対して事務料とかリース料を一部負担していましたけど、あれがなくなったということですか。

【佐藤農業経営課長】 各JAさんで行っております地域労力システム、県下7つのシステムがございますけれども、それに対する支援というのは、前年度予算枠で言いますと、4,900万円余りの中で700万円で作っておったところでございます。これにつきましては、ほぼ現状維持ということで、その上で外国人就労の実現に向けての調整のための経費等々が増額されておるところでございます。

【中島(浩)委員】 わかりました。継続されているということですね。

それと、国家戦略特区ですけども、今現在、特にハウスとかで外国人労働者がいらっしゃいます。これは民間の仲介をやって就労されているわけなんですけど、例えばネパール人とかは

途中でいなくなったりするとか、そういう懸案が結構出ておりまして、こういった特区があつてこういう制度が確立すれば、今後はそこを通して、そういう方たちも一緒になって外国人を引き受けられるようになるんでしょうか。

【佐藤農業経営課長】 現在、農業分野で外国人を受け入れているのは、外国人技能実習制度という制度でございまして、こちらにつきましては、監理団体という利用者の組合がありまして、そことの契約に基づきまして、個別の農業法人等が、技術を学んでいただくために雇用の形をとって就労していただいているというものでございます。

ただし、委員ご指摘のように、途中で失踪したりというような問題や、あるいは残業代の不払いといった不当労働行為などの実態も見られるところであります。

こういったことを踏まえまして、本県が国家戦略特区に提案しておりますものは、県が国の関係機関と協議会を立ち上げまして、その協議会において外国人を雇用する人材派遣会社、そちらのほうを認定いたしまして、そこを管理監督をする。それによりまして、不当労働行為ですとか逃亡といったような問題が起きないように管理をする。そのかわりに、技能実習制度ではなくて、一般の労働者と同じように外国人を使わせてもらいたいと、外国人に働いてもらいたいというような提案でございます。

なお、昨日、国家戦略特区諮問会議、これは総理が議長でございますけれども、そちらの諮問会議が開催されまして、外国人が働けるように特区のメニューに追加をするという関連法案の閣議決定が3月10日になるということが決められたというふうに承知をしております。

あわせて、本県は、まだ国家戦略特区として

指定を受けておりませんが、昨日の諮問会議におきまして、追加の特区指定を早急に検討すべきだというような意見が出、その方向性で、今後議論が進んでいくというふうに承知をしております。

【中島(浩)委員】 一般労働者として取り扱うとなると、今までは研修生ということで、労働賃金も割と安く設定されておりまして、生活費なんかも負担するわけですが、農繁期以外でも、年間通してそういった給与体系というんですかね、そういった賃金であれば割と、住居も手配して、生活も保障して給与も払えるということをやっていたんですけれども、これが一般労働者となると、日本人と同じ給与になると思うんですけれども、そうすると、1年間の雇用というのが非常に気厳しいんじゃないかというふうに思いますけれども、その辺については制度はどうなっているのでしょうか。

【佐藤農業経営課長】 技能実習制度におきましては、技能実習生を雇用している経営体は、年間を通じて、これは農繁期、農閑期にかかわらず、仮に農作業がない場合であってもずっと雇用して、そして、何らかの形で農作業をしてもらわなければならないという仕組みでございました。

一方で、今回、特区のほうで、国のほうで検討されているスキームといたしましては、人材派遣会社が外国人を雇用して、各経営体の農繁期を選んで、その時期だけ派遣をするということが可能な仕組みということで制度設計がされております。

あわせて、今、私どもが承知をしているスキームの中では、3年ないし5年、そのビザの期間はまだ未定だそうですが、通算での3年、5年のビザを検討されているそうでございますので、例えば半年だけ日本で働いて、半年

は帰国をする、そういった今の技能実習制度では認められない形の参画というものが可能になると伺っておるところでございます。

【中島(浩)委員】 大体いつぐらいからの予定でしょうか、この制度の導入。今から組織をつくったりとか、協議会の設置なんかも必要なんだろうけれども。

【佐藤農業経営課長】 まず、国家戦略特区のメニューとして、この外国人の就労解禁を行うことができるようにするためには、国家戦略特区法の改正が必要でございます。3月10日に閣議決定され、今通常国会の中でご議論がなされ、成立をすれば、恐らく9月には特区において外国人の就労が可能になるというふうに考えておるところでございます。

ただし、本県は、先ほども申しましたように、まだ国家戦略特区として国から指定がされておられません。ですので、法改正がなされたとしても、特区の指定がなければ、そのメニューを使うことができません。しかしながら、先ほどの繰り返しになりますけれども、昨日の特区諮問会議の中では、速やかに次の指定、現在、特区は10あるわけですが、追加の指定をしろというような意見が出されており、そちらの方向で進むということでございますので、これは新聞報道ではございますけれども、特区の追加は今年中に行われるような方向性だというふうに伺っておりますので、その指定に向けて、本県としては、きちんと特区の実行力、あるいは意欲というものを国に対して示していく、これによりまして特区の指定を勝ち取りたいというふうに考えております。

【中島(浩)委員】 ぜひ指定に向けて取り組んでいただければと思います。

それともう一点、オランダ型の施設園芸技術

導入推進事業ですけれども、これが平成28年度で大まかに現地の視察やシステムの調査とか、逆に、今度はこっちの現地に見合う土地を調べたりとか、気候に合わせたシステムの構築なんかが必要になってくると思うんですけれども、今現在はどういった状況なんでしょうか。

【渋谷農産園芸課長】 今年度の予算で、まず国内外でオランダ型の農業に取り組みまして調査を終わらせたところでありまして、その調査結果をもとに、次年度、大規模実証、それから中小規模の実証を行うように計画をしているところであります。

【中島(浩)委員】 前、資料をいただいた時に、通常であれば4ヘクタールぐらいの規模で種苗センターとハウスと選果・出荷までの一連の作業ができるような形のシステムといいですかね、ただ、長崎県で言えば、それに見合う土地がまずあるのか。そしてまた、長崎県のシステムをつくるとなると、小規模のそういった新たな取組が必要になってくると思うんですけれども、その辺の取組についてはどういった状況でしょうか。

【渋谷農産園芸課長】 まず、オランダ型の施設園芸についてご説明させていただきますけれども、このオランダ型施設園芸というのが、情報通信技術を活用いたしまして、栽培管理の自動化とか、温度、湿度、光などの栽培環境の最適化を図って収量を上げていくという技術であります。

今、お話がありましたように、まず大規模実証では、栽培とすると、ピラミッドのような形を思い描いていただきたいんですけれども、通常の普通のハウスでつくっていらっしゃる方、それから、低コスト耐候性ハウスという、一定重装備のハウスがあるんですが、今回、大規模

実証で行おうとしているのは、オランダで行われているような大規模、今のところ4ヘクタール程度を計画しておりますが、その中で環境制御技術をフルに活用いたしまして、収量、労務管理等を行っていく施設を一つ考えております。

もう一つは、既存の栽培者が長崎県内にはたくさんいらっしゃいます。そういう方々に栽培環境を最適にさせていただくということで、光合成の量を最大にやるということで、温度、湿度、炭酸ガスの濃度をコントロールする技術を既存のハウスにおいて実証試験をしていくという計画を立てております。

【中島(浩)委員】 目標は平成32年度となっております。平成29年度で1年間で実証して、団地というんですかね、その団地の選定についてはいつまでなんでしょうか。

【渋谷農産園芸課長】 まず、平成28年度中に、今のような考え方等の説明会をいたしております。大規模実証施設については、今1件、希望が上がっております。この施設につきましては、平成29年度の国の予算に採択をされましたら、平成29年度中に施設の設置まで行いたいと考えております。

それから、中小規模についても、国のほうに、今、事業の要望を出しているところでありまして、これが採択された場合につきましては、夏から秋にかけて、既存の施設のほうに機器等を導入しまして、技術の実証試験等に入っていくという計画になっております。

【中島(浩)委員】 もう一つ、この導入の技術に関して、島原半島もこの4ヘクタールと言われましたね。その辺も、中に入っているのでしょうか。

【渋谷農産園芸課長】 大規模実証施設、今、計画をしているのは諫早市であります。中小規

模、既存の農家の方がやられる分につきましては、島原半島の生産者の方のところからも、今、要望が上がってきているところであります。

【宅島分科会長】 ほかにございませんか。

【麻生委員】 私のほうから、長崎県版営農業支援体制構築事業費で176万6,000円上がっていますけれども、まさに農協改革といいますか、農業者の状況で、要は農業者が、今までは生産すればよかったと。販売は一手に農協がやると。資材は2割近くコストをかけられて、生産物から取られるというような状況が往々にしてあるんですけれども、今回のこの事業として検討されている中で、実はどの地域をされるのか。

今回は、構成員の販売の実績状況だとか、「見える化」をするという話をされていますけれども、ある面では農協改革にもつながっていくような状況にもなると思うんです。そこら辺についての農業者とのコンセンサス、どの地域の農業者を検討されているのか、これを今後どう生かしていくのかということについてお尋ねしたいんですけど。

【渋谷農産園芸課長】 まず、この資料の中で、「見える化」という書き方をしておりますけれども、今まで、例えば経営的なデータ、これは購買をされたりいろいろあるんですが、そういうものを一つは、直接コンピューターのほうから取り出しをしまして、農家の方に損益計算書という形でしっかり見えるようにやる。

もう一つは、出荷のデータがあります。これは、例えばいちごならいちごで、どの時期に何キロとれて、それで秀品率、要は品質がどうかというデータがあるんですが、そのデータの情報をグラフ化しまして、例えば20人のいちごの部会がありましたら、その中でその方の品質がどういう位置にあるかとか、収量がどういう位

置にあるかということをして「見える化」するための予算ということになっております。

地域なんですけれども、これは県下全域でモデルの部会等を設けまして取り組んでいくということで計画をしているところです。

【麻生委員】 まさに農業者の生産と、要は所得を上げるということですね。ただ、ある意味では、生産はできるが販売はなかなかできないと。青果市場に全部出したりとか、農協に買い取ってもらう。逆に、農協から言わせれば、売れなかったら、生産者にまた戻すとかいう状況もあっていましたけれども、今後、農協改革も、逆に迫られてきていまして、農業は、全部自分たちが販売するんだというような意識づけもないと、片っ方だけやってもなかなか難しいんじゃないかと思っております。

ただ、ある意味では農家の、アンチ農協かもしれないけれども、ある反面は、小泉改革もあっていますけれども、農家の所得は、ある意味での農協の課題かなということを言われていますけれども、この点に対しても整合性といえますか、統制だとか、そういったものは、今後進めていかれるんですか。

【渋谷農産園芸課長】 今回の営農支援事業は、先ほどお話をしましたように、今の経営データとか、販売データを「見える化」、まず農家の方に経営の中身をしっかりわかっていただくという事業になっておりますが、先ほどの経営コスト等の問題につきましては、コスト縮減戦略等々で、今後、農林部として検討していくということで、今計画しているところです。

【麻生委員】 ある意味では、農家の人たちに、自分たちの生産がどれだけ価格がとれたのかとか、いいものをつくったら、どれぐらい売れるかということの認識をきちんとしてもらうと。

ないしは、自分たちで直販をするとか、また、農事組合をつくって、逆に自分たちで直販をつくとか、そういうことにもつながっていくと思うんですけれども、今回の「見える化」して、将来の落としどころといいますか、農家の人たちに気づきをさせるということだと思うんですけれども、そこについての今後の方向性といいますか、ロードマップとかというのは検討されていますか。

【渋谷農産園芸課長】 まずは、農家の方で言うと、やはり所得を最大限にとっていただくということがありますので、いかに販売額を上げていくかという部分で、この分析結果を使っただく。

もう一つは、コストの面、確かにいろいろ経費があるんですけれども、どの部分でどれだけの経費がかかっているのかとしっかり出てきます。それから、同じ部会内、あるいは県内での比較等出ますので、その中で自分が特にたくさんかかっているコストとか、そういう問題点も把握をしていただけたらと思いますので、その把握をした中で、経営の方向としてどのように持っていくかということをそれぞれ農家の方自ら考えていただくような形になっていくと思います。

【麻生委員】 ぜひ若手の農家の人たちに、ということで「見える化」してもらって、農業をやれば儲かるんだと、大変苦労はあるかもしれないけど、生産をきちんとやればこれだけ収入が上がったと言えるような、喜びにつながるような仕掛けづくりをぜひしてもらいたいと思うんですね。

島原の雲仙なんかも、結構農家で、若い農家の人たちが増えていますよね。この前お邪魔した時に、市長も言っていましたけども、出生率

も上がったと。また、次を担おうという若手も増えてきたということで、そういう島原半島の中では、農業というのは増えていると思いますので、ぜひこういった「見える化」で、将来、農家をつなげば儲かるよというような形で指導してやってもらえればありがたいと思います。よろしくお願いします。

【宅島分科会長】 ほかにございませんか。

【渡辺委員】 中島(浩)委員に関連して、私も久しぶりに農水経済委員会に来たものですから、オランダ型の施設園芸の技術導入推進事業費です、ね、中身をもう少し理解したいと思います。

オランダ型の施設は何のために、当初予算の主な事業の概要版の中には、トマトが何か入っているようなんですけど、そういうトマト栽培に向けてこういったことを、技術センターの中に仮のモデル施設をつくって開発しようとしているんですか。その辺の取組の方針を基本的に教えていただけますか。

【渋谷農産園芸課長】 まず、試験場で行おうとしているのは、高糖度、糖分が高い、甘いトマトの、これはまだ国内で研究しておりませんので、そちらのほうの高糖度で一定収量を上げるという技術であります。

今回、農産園芸課のほうの事業でやっておりまものは、例えば県内のトマトの平均収量というのは10トン前後でありますけれども、これが、例えばオランダであると、平均の収量というのが40トンを超えてきておりますので、既存のハウス等でいかに収量を上げていくかということで、その収量を上げるために栽培環境を一番好適な条件にするという技術を実証しようという事業になっております。

【渡辺委員】 そいけん、そういう施設を開発センターの中に仮につくって、そこで一応実証実

験しようというための今回の予算なんですか。

【渋谷農産園芸課長】今回、ちょっと混同しておりますが、2つ、別々になっておりまして、まずは試験場のほうに一つ、施設をつくる予算が上がっております。これについては高糖度、甘いトマトの収量を上げるための施設をつくるということになっております。

農産園芸課の5億幾らの予算につきましては現場のほう、実際、農家のほうでオランダ型で通常の糖度、普通我々が食べるような、糖度が低いトマトの収量を上げるための技術実証を行うということで、現場と試験場とまた別の試験をやっていくということになっております。

【渡辺委員】その振り分けは幾らぐらいになっているわけ。

要するに、技術センターのほうで幾らぐらいの予算で実証実験をするわけだろう。そして、現場の実際の農家のところにつくるわけでしょう。それは一体どこで、どれくらいの規模でつくろうとしているんですか。

【峠農林技術開発センター所長】今、農産園芸課長のほうから話がありましたけども、現場でやるものと、農林技術開発センターでやるものがあります。

農技センターでやるものにつきましては、今回の予算に上げておりますけれども、地方創生拠点整備交付金の中で施設をつくっていただくということで、2棟ハウスをつくれます。そこでやる品物はトマトで、統合環境制御型ということで、今までは温度を上げるなら温度を上げる、それから、灌水をやるんだったら灌水をするというふうな技術だったんですけれども、日照とか、二酸化炭素とか、照度とか、そういうものを一元的にコントロールして、最適な環境をつくり出して収量を上げる、あるいは糖度を

上げる、そういう技術開発を農林技術開発センターのほうではやるということでございます。

【渋谷農産園芸課長】農産園芸課で行おうとしているのは、まず一つは大規模実証施設というものでありまして、諫早市のほうで4ヘクタール規模のミニトマトのハウスをつくりまして、その中で統合環境制御技術をやるということで、事業費で約10億円となっております。

それからもう一つが、中小規模実証施設ということで、これは既存の施設の中に環境制御機器を導入して行おうというものでありまして、いちご、トマト、ミニトマト、菊、カーネーション、それからハウスみかん、県内でそれぞれ実証を行うという事業になっております。

これが、補助金ベースで4,500万円ということになっております。

【渡辺委員】そうしたら、オランダ型施設園芸というのは、ハウスをつくって、自動的に炭酸ガスとかなんとか自動的に、もう人間をかけなくてもいい施設のことをオランダ型施設と言うんですか。

【渋谷農産園芸課長】大体今まで日本での管理というのは、今までの勘とかでハウスのサイドを開けたりとか、温度は一定決まっているので、そういう形でやっていたんですけれども、オランダ型というのは、それに加えて、炭酸ガスの濃度まで自動で測定をしながら、毎週、「ウィークリー管理」という言い方をしているんですけれども、今週はこういう肥料の濃度でいこうとか、温度でいこうとか、そういうような形でやる。だから、細かく測定値に基づいて栽培管理をやっていくというのがオランダ型の農業ということで話をしております。

【渡辺委員】大体、おもむろにわかってきました。頑張ってください。

それと、これは部長説明資料の5ページですが、ちょうど真ん中に、多面的機能支払事業費ということで8億3,239万4,000円あるんですけど、この多面的機能支払事業というのはどういうことを指すのか、教えてください。

【光永農山村対策室長】多面的機能支払交付金という制度がございまして、これは日本型直接支払いの中の1制度でございます。

農村地域というのは、当然、農業の生産の場ではございますけれども、それ以外に景観の形成であったり、地下水の涵養であったり、さまざまな機能を持っている。この多面的機能をしっかりと残していこうということで制度が持ち上げられておりまして、現在、県内で約1,400ヘクタールほどがこの制度を活用しているところでございます。

今回も、この制度に基づいて農地を維持し、それから機能強化を図り、または水路、道路等の改良等も行くと、集落で行う活動等を計画していただいたところにこの制度を展開していくということで予定をしております。今年度が、活動面積としては1,600ヘクタールほどの面積でこういった活動が行われておりまして、次年度もこの活動をしっかりと展開していくということで、本年度より約5,000万円ほど増額をしておりますけれども、この活動支援経費として、多面的機能支払交付金を計上させていただいております。

【渡辺委員】 そいけん、今言われたのは、灌漑用水とか、直接、畑とか田んぼのための附属設備の維持管理費みたいなのがこういうことということですか。

【光永農山村対策室長】 はい。活動の内容といたしましては、例えばのり面の草刈りから始まりまして、水路の泥上げであったり、それから

清掃活動であったりという基礎的な活動もございまして、さらに一步踏み込みまして、景観形成の延長で、例えば花等の植栽をしてみたりとか、それから、もっといけば、子どもたちに生き物調査をしてもらうとか、さまざまな計画をそれぞれの集落が身の丈に応じまして計画しましてやっていくということでございまして、取組として一番進んでいるところにつきましては、もう一步進めまして、例えば土水路であったところをコンクリート張りをしようと、そういったことで管理を楽にしながら、農地をしっかりと維持していこうという活動、幅広の活動になってまいりますけれども、そういった活動経費に充てていただいております。

【宅島分科会長】 後ほど、渡辺委員に資料提出をお願いします。一覧表を。

【渡辺委員】 その下に、イノシシの有害鳥獣による、これは、14億5,248万1,000円の前にある費目が、病虫害防除対策費になっているんですけど、間違いじゃないんですか。イノシシは虫ですか。

【光永農山村対策室長】 予算の名称につきましては、過年度から何度かご指摘をいただいたことがあるんですけども、鳥獣被害対策がスタートした段階で、該当の費目がなかったということで、この予算の科目の中に鳥獣対策を織り込んだということで、この名称が継続的に使われているところでございます。

これは財政当局との話の中で、継続的に予算を比較するためには、科目の変更というのは好ましくないということもございまして、この名称を使わせていただいておりますけれども、中身といたしましては、イノシシをはじめ有害鳥獣対策ということで、しっかりと対策を展開させていただいておりますので、ご理解いただき

ますようよろしくお願いいたします。

【渡辺委員】 前からこの病虫害、虫へんがついているので予算計上していたわけですか。これは変えればいいのに。見て、意味がわからんもん。イノシシの対策費とか、有害鳥獣対策費とか、これはちょっと意見を言っておきます。言っておいて終わります。

【宅島分科会長】 ほかにございませんか。

【山田(博)委員】 今、オランダ型のハウスについて話があったので、農産園芸課長にお尋ねしたいと思います。

ハウスの件で、私もよく勉強したら、ハウスの件に関しては、やっぱり餅は餅屋ですから、ハウスのほうにいろいろ勉強したりとか、聞いたりするわけでしょう。そうすると、これは国内のメーカーなのか、オランダのメーカーに聞くのか、どういうふうな形の勉強会で研究をやっていくのか、それをお尋ねしたいと思います。

【渋谷農産園芸課長】 これは、特にメーカー等は指定をしておりませんで、当然、国内のメーカーでもオランダと代理店契約をしたところもありますので、それは事業主体がそれぞれ決めているという形になっております。

【山田(博)委員】 そうしますと、ご存じだと思うのですが、宮城県と福島県でビニールハウスの園芸施設の建設工事の工事業者に、公正取引委員会から排除命令が出て、課徴金が付されたわけですね。そうしますと、そこはしっかりとその情報を得ながら、そこはきちんとこの事業を立ち上げていかないといかんということになるわけですが、そこはどのように考えているのか、お答えいただきたいと思います。

【渋谷農産園芸課長】 宮城県の事例につきましては、長崎県での有資格者については、大仙という会社と渡辺パイプという会社が新聞等の報

道に載った会社になっております。ここはまだ指名停止等の処分は出ておりませんが、もしも国等で指名停止があった場合につきましては、長崎県で行う事業の指名を受けられないということになっております。

【山田(博)委員】 工事ですけど、これは実証実験とかなんかに、例えば、今からこれに取り組んで、メーカーと協議をしてからという話がありますけど、そうすると、こういった公正取引委員会から排除勧告とか課徴金の命令が来たというふうになったメーカーと、県当局が、例えば当事者である宮城県とか福島県が指名停止をしていないとか、国がしていませんから、そのままメーカーと、例えば先ほど、今回排除勧告を受けたのは大仙、渡辺パイプ、ヤンマーグリーンシステム、クボタ、ほかに6社ぐらいあるということで聞いていますけど、そうすると、そのような形でどういうふうに進めていくのか。いやいや、別に公取委からこういうふうを受けてもいいんですよというふうになってしまうのか、その点の見解を聞かせていただけますか。

【福田農政課長】 委員がご指摘されていらっしゃるのとおり、福島県、宮城県における違反行為、公共の利益に反して特定施設園芸施工工事の取引分野における競争を自主的に制限した場合、この場合につきましては、本県ではどういうふうに取り扱うかということになりますが、国及び県の補助金要綱におきまして、競争入札等に参加しようとする者につきましては、農林水産省及び県の機関から指名停止を受けてない旨の申立書を必ずつけさせるようになっております。

したがいまして、そこの制度の中で排除することが可能でございます。

【山田(博)委員】 これは指名停止ですよ。農

政課長、指名停止なんですよね。今、公正取引委員会から、排除措置命令とか課徴金が来ているメーカーの取り扱いはどうなりますか。今のところは指名停止は来てないんです。県の建設企画課に確認したんですよ。そうしたら、どういうふうに今後していくんですかとお聞きしましたら、これは宮城県、福島県の動向を踏まえて対処を検討すると言っているんですよ。今の時点でこういった排除勧告が出て、今、国のほうでは、いかにして農家の方に安い資材をするかということになっているんです。

しかし、今回、この公正取引委員会からあったのは、要するに、こういった取り決めをしておったということで、簡単に言うと、けしからんじゃないかということで、これはそういうふうな通達が出ているわけです。

今回、県のほうでオランダ型のハウスについてやっていくということ、これは大変結構なことなんです。その中でメーカーと協議をしていくということになれば、国内メーカーとなれば、こういった対応というのはどのようにしていくのか。確かに、国と県の補助金要領においては、競争入札等においては、参加するのはそういうふうになっていますけど、これは今から勉強会とか話し合いをする時に、果たしてそれが適切か、適切でないかというのを、これは県当局の見解を聞かせていただきたいと思います。今質問しているわけですが、いかがでしょうか。

【福田農政課長】登録業者である以上、福島県、宮城県の措置を待って、建設企画課のほうで指名停止を行うかどうかという判断はされると思います。

それと、この違反事実があらかじめわかっているわけですので、オランダ型農業の施設園芸を進める上でのメーカーへの接触については、

その処分等がはっきり出るまで、それは差し控えるべきというふうに考えております。

【山田(博)委員】 そうですね。これは、まことに残念ですけど、こういった事実があったということですのでしていきたいと思っております。

続きまして、林政課のほうにお尋ねしたいと思うのですが、今、林政課としては、全体的に県産木材をぜひ普及していただきたいということで取り組んでおりますよね。それで、ちょっと確認ですけど、明日でいいですから、回答は明日ください。これは委員長、大変なことがわかったんですよ。この前、小林委員が県立図書館の件でいろいろ質問しておりました。大変立派な質問をされておりました。その中で、実は、私もいろいろ調べさせていただきましたら、県立図書館は県産材を使ってもらいたい、要するに努力目標にしているんです。なんで努力目標にしているんですかと建築課に聞きましたら、建築課は何て言ったかという、「WTOですから」と言うんです。

それで、実は、WTOということだったので、私もいろいろ調べましたら、高知県で同じようにWTOで仕事をしているんです。そこの特記仕様書に何て書いてあるかといったら、高知県の場合は、「使用されている使用木材は、杉集積材は、図面において図示されている木目方向を正とし」、ここが一番大切なんです。「高知県産材を使用した材を使用すること」と書いてあります。

一方、これは長崎県の分を…、委員長、休憩してもらえませんか。

【宅島分科会長】 休憩します。

— 午後 3時52分 休憩 —

— 午後 3時53分 再開 —

【宅島分科会長】 分科会を再開します。

【松島委員】 新規就農者確保対策費として、平成28年度からですけど計上して、平成29年度に関しては予算、約5,000万円計上していただいています。これは、新規就農者に向けてしっかり予算を投入して実施していただきたいんですが、その中で気になるのが、新しく来る方にシミュレーターを皆さん作成されるんですよね。平成28年度がミニトマトとアスパラガスのシミュレーター、新規就農者がそれを見て、ミニトマトをつくるんだったらどうなるかシミュレーションする資料をこれでつくって、より新規就農者が入りやすくするものだと思います。

平成28年度がミニトマトとアスパラガスをしていただいたとなれば、今年度は、もうちょっと地区に、例えば島原半島とか地区に入り込んでというか、地区が見えるような形でシミュレーターをつくっていただきたいと思います。この1点だけ、いかがですか。

【佐藤農業経営課長】 昨年度につきましては、ミニトマト、アスパラガスという本県の代表の品目でシミュレーションをつくったところでございますけれども、委員ご指摘のとおり、本県は地域によってつくられている品目、主要品目は異なっているということもございます。ですので、振興局単位で複数品目の新たなシミュレーション、地域版のシミュレーションをつくっていくという方向で、今検討を進めているところでございます。

来年度には、当然そういった形で、地域、地域ごと、島原半島であれば島原半島の代表品目、そういったものが追加されていくということになります。

【松島委員】 期待します。早くでき、それを新規就農者の確保のために使えるように、アスパ

ラガスもミニトマトも、私が見てわかりやすいなと思っていますので、今度はより地区に入り込んだものとしてしっかりつくっていただいて、それを新規就農者の確保に役立てていただきたいと思います。

【山田(博)委員】 すみません。資料が見当たらなかったの。今、出てきましたので。

長崎県の県立図書館の材料の特記仕様書に何て書いてあるかというのと、「本工事の使用材料の資材は長崎県産指定材を使用するよう努力し」と書いてあります、「努力し」ですよ。これはね、林政課長、建築課に言っているんですけど、調べて、林政課と土木部の建築課と協議して、明日回答いただけませんか。あなたの優秀な部下に確認していただいてね。

私は、設計事務所として、これは言っておりますけど、委員の皆さん、県立図書館の長崎県と高知は同じ設計事務所なんですよ。同じ設計事務所なんでこんなにするのかと。長崎県はわからんとばかにしているのかと、向こうもWTOですよ。だから、私はこの農水経済委員会の委員のメンバーとして、林政課長、これは怒ってくださいよ。県立図書館で、あちらの高知県は高知県産を使いなさいと言っておきながら、こっちは努力しなさいと。設計事務所がこんなことを書いているんですよ。これは林政課長、しっかりと調べていただいて、明日、回答いただきたいと思っております。この質問は一旦終わりたいと思いますので、よろしく願います。

同じくこの予算の中に、横長資料の林政課のほうに、県民の森の予算が計上されておりますね。この入場者が14万人というふうにお聞きしているんですが、整備費に関連してお尋ねしますけど、それは間違いはないかお答えいただけますか。

すか、まず。

【佐藤林政課長】 県民の森、長崎市の神浦地区にございますけれども、年間の利用者数、車の台数とか、実際の有料の宿泊者数、そういったものを勘案して算出しているわけですが、大体年間14万人の利用があるというふうに我々は考えております。

【山田(博)委員】 すごいんですよ、14万人ってね。これはよく頑張っているけど、しかし、お聞きしたら、この施設は大分老朽化しているそうですね、大変なね。

これは、林政課長、今回8,000万円ですか、管理運営費と施設整備に関して8,000万円。前年は1億2,000万円あったんですが、今年度は8,000万円、4,000万円下がっていますけど、今後、長期的に県民の森の改修計画を頑張っていたきたいと思うんですけど、4,000万円減額してある。これは農林部長が削ったんですか。農林部長が削ることはないでしょうからね。これはなんで、これは財政課ですか。今度、本会議で財政課長に言わないといかんですね。林政課長、これはなんで削ったのか、財政課がばっさり切ったのかどうなのか、それを説明していただけますか。

【佐藤林政課長】 この県民の森整備管理費の中には、指定管理者にお支払いする負担金というものが大体6,000万円ほどございます。昨年度は、それ以外に施設の改修工事をやっております。大きいのは、給水施設が非常に老朽化をいたしまして、森林館からの給水、あるいはキャンプ場関連の給水施設の工事が4,000万円ほどかかりまして、それが大きな金額になっております。

施設は非常に古いものもございますので、そういった老朽化の調査を今年度いたしました。壁とか、屋根とか、そういったものの調査をいたしております。

また、平成29年度は、そういった中で、財政課とも協議いたしまして、施設遊具を含めて老朽化、あるいは今後の新たな施設整備の方針をコンサルタント会社等に委託をして、しっかりした改修計画を立てましょうということで、大きな改修工事は平成29年度はしないんですけれども、その改修に向けた基礎調査を平成29年度に実施して、それに基づいて平成30年度以降、計画的な改修をしたいということで、財政課と協議をして、金額的にはやや落ちましたが、平成30年度以降にしっかりと取り組んでいくということで考えているところでございます。

【山田(博)委員】 農林部長、県民の森ですね、年間14万人も、これはすごい集客を得ているということでございますので、財政当局と折衝する時は、農林部長もいろんな各課の予算獲得に頑張らないといけませんけど、ぜひこの施設整備を頑張っていたきたいなと思うんですけど、ちょっと決意のほどを聞かせていただきたいと思います。

【加藤農林部長】 この県民の森は、県民の皆様には森林の大切さをお知らせし、それから、森林に親しんでいただく貴重な場だと考えているところでございます。

そういった中で老朽化が激しい状況にございまして、県の財政状況は厳しい中ではありますけれども、これは計画的に、緊急度の高いものからしっかり整備をしていかないといけないと考えているところでございます。

予算の獲得に向けてしっかり頑張っていきたいと考えております。

【山田(博)委員】 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、横長資料の37ページの農業共済団体育成指導費とありますが、これは農業共

済団体等の指導に要する経費とありますけど、この農業共済をどのように指導して実際やって、こういった予算計上されているのか、説明をいただけますでしょうか。よろしくお願いします。

【渋谷農産園芸課長】 農業共済、農業の災害等から守るための保険等を行っている団体でありまして、適正な運営管理ができるような指導をするための経費となっております。

【山田(博)委員】 ちょっとわかったようで、わからないですね。農産園芸課長、今のはわかったようでわからないですね。そのまま読んだような感じですね。時間がかかったわけですね。じゃ、わかり次第、またお答えいただけますか。後でまたご説明いただきたいと思います。

畜産課長にお尋ねしたいんですが、横長資料45ページの家畜伝染病発生時における、要するに家畜伝染病にかかった牛を埋める場所なんですけど、家畜伝染病予防対策費の中に。そこで、埋却予定地の現地調査費とありますけど、各地域で、これは場所なりはもう、ポイント、ポイントは確保されているのかどうかですね。場所を言うと、ちょっと問題があるでしょうから、例えば五島地域とか、離島の何地区とか、そういうふうに確保されているのか、そういった説明をいただけますでしょうか。

【大曲畜産課長】 委員のご質問でございます埋却地の件でございますけれども、埋却地につきましては、平成22年の口蹄疫の発生もございます。その後、今年度も鳥インフルエンザ等発生しております。そういった中で、すべての飼養農家の埋却地というのは確保している状況でございます。

ただ、他県で発生した場合、いざ埋却地を掘削した時に、水脈があるとか、岩盤があったという事例がございます、防疫対応に遅れが生

じたということもございますので、今回ここに計上しています予算は、建設業協会の協力をいただきまして、専門家の知識を借りまして、水脈がないか、いざ実際発生した場合に、重機がどれぐらいの時間で入るのか、等の調査事業費でございます。

牛を基本的には200頭以上の飼養農家と、豚の500頭以上の飼養農家、牛が65戸と豚58戸、の調査をしている状況でございます。

【山田(博)委員】 ということは、埋却地は主なところですね。例えば離島で言うと、壱岐と五島市とか、そういったところに埋却地というのは確保して、なおかつ、重機とか何かが入るのかということのための経費ということで理解していいんでしょうかね。わかりやすい説明で、私はあまり頭がよくないものだから、そういうことで理解していいんでしょうか。

【大曲畜産課長】 そのとおりでございます。

【山田(博)委員】 いろいろと万全を期してやっているんだなと思って、地元に戻って農家の方にきちんとお話をさせていただきたいと思いますので、ぜひ引き続き頑張っていただきたいと思います。

続きまして、農業改良資金特別会計、これは農業経営課長ですかね、お尋ねしたいんですが、今、全体の貸付金額はどれぐらいになっているのか、それをお尋ねしたいと思います。

【渋谷農産園芸課長】 先ほどちょっと答えられませんでした、農業共済団体指導費ですけども、これは農業災害補償に定められました審査、了承等の事務処理を行い、また、共済組合等の指導監督を行うということで、主なものについては、農産園芸課の職員の旅費が主なものとなっております。

【宅島分科会長】 しばらく休憩します。

―― 午後 4時 8分 休憩 ――

―― 午後 4時 8分 再開 ――

【宅島分科会長】 分科会を再開します。

【山田(博)委員】 それでは、畜産課長に2つお尋ねしたいと思います。

横長資料44ページに、これは家畜保健衛生所費とあるんですが、48カ月齢以上の死亡牛のBSEの全頭検査実施に要する経費とあるんですが、この死亡牛の処理というのは、各地域でどういうふうにされているのかというのをお尋ねしたいと思います。

続きまして、45ページの種雄牛の繁殖管理、増殖の推進として3,400万円とあるんですが、要するに、これは肉用牛改良検定費とあるんですけど、この予算というのは、わかりますか。45ページの肉用牛改良検定費とありますね。種雄牛の繁殖管理ということで、横長資料では3,400万円とあるんですけど、この予算というのは、大体毎年こういった形でされているのか、先ほどもお話ししましたように、「平茂晴」とか、「金太郎」とか、「但馬系」であるとか、「但馬」とか、そういった種雄牛が大変立派なのが出てきていますので、特に畜産課の予算というのは大変重要な位置を占めていると思っているわけございまして、予算の推移というのを説明していただけますか。

【大曲畜産課長】 まず初めに、家畜保健衛生所費の死亡牛の処理の方法でございます。

48カ月以上の死亡牛につきましては、BSEの検査が義務づけられておりまして、離島では、各家畜保健衛生所に牛を持ち込みまして、家保のほうで検査をした後に、焼却処理をしております。

本土地区につきましては、レンダリング処理

を行う化製場2カ所、川棚町と諫早市にございます。県北方面の方は川棚町の処理場に持っていかれますし、中央から県南の人は諫早市のほうに持ち込まれ、牛が死亡したらそこで処理されますので、その化製場2カ所と委託契約を結んでおります。そちらのほうで家保が、BSEの検査のために脳幹部といいますか、延髄の部分の採材し、材料を持ち帰って、検査は家保のほうで実施しますので、農家さんの死亡牛はそこのほうに出されてレンダリング処理をされている状況でございます。

それから、肉用牛改良検定費でございます。来年度700万円ほど増額しておりますけれども、要は、種雄牛をつくるためには、その種雄牛の遺伝能力を見るために、交配をした子牛を買い上げまして、通常の肥育と同じですけれども、その産肉能力を見ます。今、ご承知のとおり、子牛が80万円から90万円と高騰しておりますので、年間4頭種雄牛を造成するような計画になっており、子牛を10頭から15頭買い上げて、検定をするんですけれども、その購入費が増加しておりますので、751万7,000円の増加ということでございます。

基本的には、通常の検査とか、運営費等につきましては、先ほど申しましたように、精液の取扱手数料等で財源を確保しておりますので、あまり大きな動きはあっておりませんけれども、ここで751万円というのは、今の子牛が高騰したために、その材料費を確保した分でございます。

【佐藤農業経営課長】 農業改良資金でございますけれども、農業改良資金につきましては、平成22年10月から政策金融公庫へ貸付業務が移っております。ですので、本県での貸し付けは、平成21年度以降ございません。現在は、債権を

回収している段階でございます。

大変申しわけございません。平成26年度末の債権の残高しか、今手元にございせんけれども、7,681万889円が債権として残っておる額ということでございます。

【山田(博)委員】 農業経営課長、先ほどの7,600万円ほどの債権というのは、ある程度回収見込みはついているんですね。ついていると思いますから、わかりました。

それでは、先ほど畜産課長に話しました、48カ月以上の死亡牛に関しては保健所のほうで処理すると。それ以下、要するに48カ月未満というのは、死亡した牛というのはどうするんですか。各農家のほうで処理するという形で理解していいんですか。

そういった場合には、不法投棄とかあったらいけませんから、そういったのはどのように把握されているのか、それをお尋ねしたい。

もう一つ、今度は森林整備室にお尋ねしたいんですけれども、予算に関連して、治山事業の中で、今、島原の水無川で工事をやっておりますね。今度、最後の工事が予定されておりますけれども、その工事というのは、進捗はうまくいっているのかどうかというのを、その説明を一回していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

【大曲畜産課長】 48カ月以下の死亡牛の処理のお尋ねですけれども、先ほど48カ月以上は家保で必ず検査をするというふうに申し上げました。ただ、48カ月以下の牛であっても、死亡原因が不明な場合、伝染病の可能性がある場合とか、民間の獣医さんが診療されて死亡して、原因が不明の場合等につきましては家保のほうに搬入されまして、病性鑑定という形で、何が原因であったかということを解剖して、そちらで

焼却をします。

ただ、基本的には、48カ月以下の牛については、農家さんの義務負担ということで、死亡したのについてはちゃんと責任を持って処理、焼却なり埋却なりをしてもらうというふうになっておりまして、そこにつきましては、私が承知する限りでは、違法埋却とか違法投棄とかということは承知しておりません。基本的には、レンドなり許可を得られた埋却場で処理をされていると承知しております。

【内田森林整備室長】 委員お尋ねの水無川の治山工事の件でございますが、当初、3基のダムを3カ年で実施することで対策を講じてまいりましたが、昨年の6月に土石流が、約2万立米の土砂が発生しておりまして、その影響で、若干工事費がだんだん、だんだん膨らんでいる状況がございまして、今、予定では30年度までかかるという想定をしております。

【山田(博)委員】 これは、森林整備室長、治山というのは、水無川は大きな、あそこの期成会の人たちが集会まで開きまして大きな問題になりましたから、水無川の今後の工事のスケジュール、明日でいいですから、提出していただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。よろしいですか、森林整備室長。

【宅島分科会長】 資料提出はよろしく願います。

【内田森林整備室長】 了解しました。

【山田(博)委員】 これは農林部長にお尋ねしたいと思います。

農林部長、私も総務委員会においていろんな勉強をさせてもらったんですね。これは産業労働部では話ししたんですよ。水産部ではちょっとできなかったもので、今回、予算全般についてお尋ねしたいと思います。

実は、長崎県が行う各種契約等から、暴力団対策要綱というのを危機管理監が委員長になって、これは暴力団等排除審査会を構成する委員会というのをつくったんです。

この要綱というのは、各種契約とはどういったことを言っているかという、「物品の購入、修繕、業務委託、役務の提供、公有財産の貸し付け及び売り払い、その他の契約の締結及び補助金等の交付をいう」ということになっています。これは農林部長、この要綱をつくっております。まず、この要綱案がもうでき上がっているというのを、部長どうですか、ご存じか、ご存じないか、それをまずお答えいただきたいと思います。

【加藤農林部長】先ほど委員ご指摘の暴力団対策要綱を県庁全体で協議をやっているということは存じ上げておりますが、でき上がったものを私はまだ拝見しておりません。

【山田(博)委員】これは、農林部長、職員の皆さん方にもぜひ周知をして、しっかりと施行していただきたいと思っております。大切な県民の税金が悪用されないように、ぜひこれは周知徹底をして取り組んでいただきたいと思っております。

それと、これは林政課長に、この前、林政課のほうで照会になっていると思うんですけど、県の国土利用計画の審議会があります。これで7県の土地利用基本計画を承認したと。要するに、森林の開発を許したということです。大規模になっているということでありますので、これは予算に関係しようと思ったら関係できますけど、議案外になる可能性もなきにしもあらずですので、この件に関して、明日でもまたしっかりと質問したいと思っておりますので、見解をまとめていただきたいと思いますので、よろし

くお願いしたいと思います。

私ばかり質問したらいけませんので、一旦終わりたいと思います。

【宅島分科会長】ほかにございませんか。

【麻生委員】予算書の4ページの林政課の方ですけれども、ながさき県産材の流通拡大事業費ということで、今回、発表がありました10万立米から20万立米に生産を拡大しますよという話があつておりましたけれども、まさに長崎は、川中の製材所だとか、JAS認定の材料、そういうような建築材がなかなかない。それで、なかなか使えない状況にある中で、今後、こういう形でサプライチェーンを構築するという形で書いてありますけど、これをどういう形で取り組まれるのか、お尋ねしたいんですけど。

【佐藤林政課長】今、委員おっしゃいましたとおり、平成32年度には、今の木材生産量を20万立方まで伸ばそうということで林政課は取り組んでいるところでございます。

この20万立方を達成するためには、当然山側から材を出してこなければならないというのが一つございます。その点はこれまでも申してきておりますけれども、路網とか高性能林業機械によるコスト縮減、そういったものが非常に大きなインパクトになるのではないかと考えておりますし、その出した材を県内でしっかりと流通させていく、これが木材流通対策、県産材流通拡大事業ということで取り組んでいる中の大きなテーマでございます。

今、委員がおっしゃられましたとおり、県内の製材工場は、まだ大きな製材工場が多いわけではございませんし、活動が活発かと言われると、なかなか難しいところがございます。そういった中で、我々は県内の中堅どころの製材工場を核といたしまして、そこにできるだけ材

を流していこうというふうに考えているところでございます。

平成29年度サプライチェーンを構築してというようなことで資料の中にも記載をいたしておりますけれども、これは材を使う側、実際の工務店あるいはプレカット工場、そこがしっかりと県産材を使うという意思が共有できれば、そこに材を流す必要が出てきます。それには、県内の製材工場を通さないと流れてこないというのが我々の想定しているチェーンでございます。

ですから、川上側、川中の製材工場、それと川下になるプレカット、工務店、こういったところのしっかりとしたチェーンをつくって、確実に県産材を流して県内で使っていただく、そういったものを目的に来年度から取り組んでいこうと考えているところでございます。

【麻生委員】建築の関係で使うということでも、なかなか建築の認定に合わない、JAS認定工場がなかったりとか、何しろコストが高いという状況で、だから他県の材に流れてしまう。工務店さんも使おうとしない。もちろんユーザーに対してコストが優先ですから、要するに、県産材を使うことのメリットをどう出すかということがあるんですけれども、補助金もなかなか今そがれてきていますということでもあります。こういうかけ声はいいんですけど、具体的にちゃんと使ってもらうような仕掛けづくりをしないことには、幾ら拡大しますといっても裾野は広がらないわけです。その点をどういう形で考えていらっしゃるんですか。

【佐藤林政課長】先ほどちょっと言い忘れた点がございましたけれども、JASの認定工場は、これまで長崎県ではございませんでした。しかし、今、JAS認定を目指して、3月末までに

取れるかはちょっと微妙ではございますけれども、頑張っておられる製材工場もあります。

そういった面では、品質が確かなものを県内に流す第一歩というふうに我々は考えておりまして、そういう製材工場をしっかりと今後も、1カ所だけではなくて複数つくらないと難しいと思っていますので、そういった支援もしてまいりたいと考えております。

それと、県産材を県内に流す一つの仕組みとして、先ほどサプライチェーンという考えを申し述べましたけれども、これはプレカット工場とか、そういったところが、最終的には木材を、製材品をプレカットして家を建てていくというのが現在の住宅の建て方でございますので、最終的なそういうニーズを捉えているところがプレカット工場だというふうに我々は認識いたしております。そこがしっかりと県産材の利用率というものを高めていただければ県内に流れていく可能性が高いというふうに考えております。

県産材はコストが高いというようなお話もございました。これは現実的には、一旦県外に出て戻ってきますので、それは県内でひくよりも当然高くなるというのは当たり前だと私は思っております。

ですから、そういったところも踏まえて、山側から川中、川下に直送できる、直送させるような仕組みづくりもあわせてやっていくのがサプライチェーンではないかと考えているところでございます。

【麻生委員】森林組合が中に入って伐採されるんですけれども、森林組合でも、今、長崎県の材が大手に全部流れているということもあって、一部取り合いになっている状況になっていますよね。今後、そういうことで地場の製材所も含

めてやる時に、ちゃんとこういう形で材を流して行って、育成するかどうかということも一部あると思うんです。

聞くとところによると、そういう森林組合の昔のつながりがあって、どうしても量を確保せないかん。ないしは、今、チップ化で、バイオマスに使うというチップで7万立米ですか、そういうところにも将来出すという話をされていますけれども、そういったところでバイオマスのニーズも高まってきたということで、今からどっちかという材の取り扱いになっていくんじゃないかと思っているんですよ。それについては、県内の事業者にちゃんと確保させていくのかどうかという点についてお尋ねしたいんです。

【佐藤林政課長】 委員おっしゃいますとおり、川上側におきましては、やはりこれまでのおつき合いですね、製材工場とか市場とか、そういうのがございますので、今まで生産したものを右、左にやるというふうには我々は考えておりません。

現在、平成27年度の実績で大体10万立方、材を出しているわけですが、これを倍増するという目的は、10万の丸太はそのまま今までのおつき合いをしっかりと守っていただきたい。

ただ、拡大した部分はしっかりと売り先とかを、もちろん「有利な」という言葉はつきますけれども、新たに生産拡大する10万立方をしっかりと県内を中心に流していけるような仕組みづくりというのを我々は考えていく必要があるだろうと思っていますので、それを念頭に考えてサプライチェーンというものを出してきたわけです。

ですから、平成29年度は、それをまずは第一歩として取り組んでいきたいと考えているところです。

【麻生委員】 この点については、一点要望だけしておきたいと思います。

サプライチェーンですから、出すところ、そして建築設計をするところ、そしてそういう材の種類がこうあるんですよということについて、ユーザーにちゃんと伝わるような状況をぜひ今回の予算で確立していただいて、連携をとっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

次に、次世代につなぐものりちからフル活用事業がありますよね。今回は、約9,500万円ぐらい、大きくとられておりました。この林政課の中で、特に対馬しいたけ活性化対策ということで、大変大きな予算がついているんですけれども、まず、この狙いは、離島振興の問題なのか、それとも、新しく対馬の活性化をターゲットとして、ここだけ特に焦点を絞ってやるという対策なのか、その点をお聞かせください。

【佐藤林政課長】 これは、対馬のしいたけ生産の取組の支援でございます。

対馬しいたけは、現在、年々生産量はやや落ちぎみというところがございます。これまで大きな単価の下落が過去ありまして、その際に、もう廃業するというような方々も多く出まして、そういった意味で生産量も落ち込んできております。

ただ、しいたけの価格は、一昨年ぐらいから持ち直しておりまして、価格は非常によくなってきたということがございまして、そういった中で規模拡大をされたいという方も出てまいりました。そういったことで、今回の予算の中には施設整備を、ほだ場の整備ということで計上させていただいているものでございます。

対馬しいたけの最近の特徴といたしましては、これまでは干しいたけを中心にやっておった

わけですけれども、ここ数年、原木の生しいたけの需要が非常に多くて、それをしっかりと生産者から生のまま集荷をし、パック詰めをして発送していると、そういったことを一手に引き受けて、JAも中心にやっているんですけれども、そういったことをやっていこうという流れが強まっておりまして、それに必要な冷蔵庫とかそういったものも、今回の施設整備の中には入っております。

今後、そういった人たちを核にして、一旦生産が落ち込んでおりましたけれども、生しいたけを中心に、干しも当然やっていくわけですが、生産を軌道に乗せて拡大してまいりたいと考えているところでございます。

【麻生委員】対馬の産業としてはなかなか、今、林業、漁業が主体だと思っていますし、この前、バイパスの話も出ておりました。ぜひこういうことで追加募集をしてもらって、地元で頑張れば稼げるんだという一つひとつの流れをぜひつくっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

よろしく願いいたします。

【宅島分科会長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分、第3号議案ないし第5号議案、第47号議案のうち関係部分及び第

49号議案ないし第51号議案は、それぞれ原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、各予算議案は、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定されました。

しばらく休憩いたします。

— 午後 4時33分 休憩 —

— 午後 4時33分 再開 —

【宅島分科会長】分科会を再開いたします。

本日の審査はこれにとどめ、明日は、午前10時から再開いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 4時34分 散会 —

第 4 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成29年 3月 8日

自 午前10時 0分
至 午後 2時13分
於 議会 会議室

農業経営課長	佐藤 紳 君
農地利活用推進室長	綾香 直芳 君
農産園芸課長	渋谷 隆秀 君
農産加工流通課長	長岡 仁 君
畜産課長	大曲 祥之 君
農村整備課長	松本 拓徳 君
諫早湾干拓課長	藤田 昌三 君
林政課長(参事監)	佐藤 義高 君
森林整備室長	内田 陽二 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	宅島 寿一 君
副委員長(副会長)	近藤 智昭 君
委 員	宮内 雪夫 君
〃	渡辺 敏勝 君
〃	山田 博司 君
〃	外間 雅広 君
〃	松島 完 君
〃	西川 克己 君
〃	中島 浩介 君
〃	大久保潔重 君
〃	麻生 隆 君

3、欠席委員の氏名

下条ふみさ 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

農 林 部 長	加藤 兼仁 君
農 林 部 政 策 監 (農村整備事業・ 諫早湾干拓担当)	前田 健次 君
農林技術開発センター所長	峠 純秀 君
農 林 部 次 長	中村 功 君
農 林 部 次 長	宮崎 浩善 君
農 政 課 長	福田 修二 君
農山村対策室長	光永 郁宏 君
団体検査指導室長	山下 明 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【宅島委員長】 おはようございます。

委員会を再開いたします。

昨日に引き続き、農林部関係の審査を行います。

【福田農政課長】 昨日の分科会でご依頼がございました資料をお手元に3種類配付させていただいております。

まず1つ目が、渡辺委員からご依頼がございました「多面的機能支払交付金の制度内容」、山田(博)委員から提出依頼がございました「水無川流域における無人化施工治山ダム対策スケジュール」、それと松島委員から提出依頼がございました「ICTを用いた「シカ、イノシシ、サルの防除・捕獲・処理一貫体系技術の実証」」の資料でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【宅島委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

農林部長より総括説明をお願いいたします。

【加藤農林部長】 農林部関係の議案について、

ご説明いたします。

「農水経済委員会関係議案説明資料」の農林部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第38号議案「長崎県獣医修学資金貸与条例の一部を改正する条例」であり、その内容は記載のとおりであります。

次に、農林部関係の議案外の主な報告事項について、ご説明いたします。

「農水経済委員会関係議案説明資料」及び同資料（追加1）、（追加2）、（追加3）、（追加5）の農林部をご覧ください。

今回、ご報告いたしますのは、国家戦略特区を活用した農業分野における外国人の就労について、第11回全国和牛能力共進会宮城大会へ向けた対応について、家畜伝染病の質防疫対策の強化について、第53回全国カーネーション長崎大会について、本県歴代1位の「但馬系県有種雄牛弁慶3」の誕生について、諫早湾干拓事業の開門問題について、諫早湾干拓農地の利用権設定等について、長崎県林業公社第7次経営計画の策定についてでございます。そのうち主な事項について、ご報告いたします。

まず、当初お配りしております「農水経済委員会関係議案説明資料 農林部」の1ページ目をお開きください。

国家戦略特区を活用した農業分野における外国人の就労についてであります。

これまで産地の課題となっていた経営規模拡大に必要な労力を確保するため、県下7地区で労力支援システムを構築し、作業支援者の募集や技術力向上、夏場の作業確保などに取り組んできたところでありますが、高齢化や人口減少、他産業との競合などにより、生産現場にお

ける労力不足は、ますます深刻化しています。

このような状況を踏まえ、昨年7月に国家戦略特区として外国人材の農業就労を可能とする新しい仕組みを提案していましたが、12月に開催された国家戦略特区諮問会議において、規制改革メニューに追加することが決定されたところです。

今後、法案審査、国会審議等を踏まえ、今年7月頃をめどに改正特区法が成立するものと考えております。

なお、本県で規制改革メニューを実施するためには、国家戦略特区として区域指定されることが必要となりますので、指定に向けた国への働きかけを行うとともに、外国人の農業就労の実現に向け、関係機関との調整を進めてまいります。

続きまして、その下の家畜伝染病の防疫対策の強化についてであります。

家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザについては、県内での防疫体制を強化する目的で、去る10月20日に鳥インフルエンザ防疫対策会議を開催し、注意喚起と飼養衛生管理基準遵守の徹底を図るとともに、万一の発生時に迅速かつ的確な初動防疫が実施できるよう、11月7日及び8日に本病発生を想定した県域の防疫演習を実施したところであります。その後、全国において、過去の発生を上回るペースで野鳥や家さん飼養農場において本病の発生が報告されており、このうち家さんについては、2月4日時点で7道県10例が発生し、約138万羽が殺処分され、本県においても、去る12月22日に諫早市で死亡したハヤブサ1羽で本病が確認されております。

このように、本病の発生リスクが高まってい

ることから、県といたしましては、県内での防疫体制を強化するため、養鶏関係団体や飼料会社などを招集した緊急の「鳥インフルエンザ防疫対策会議」を昨年11月以降4回開催し、情報の共有と注意喚起を行うとともに、農場における飼養衛生管理基準の遵守並びに早期通報を徹底し、また、100羽以上を飼養する155戸の家きん飼養農場に対しては、昨年12月と今年1月の2回、消石灰を配付し、県下一斉に農場の緊急消毒を実施しております。

本病の本県家きん飼養農場への侵入を防ぐために、引き続き、農家等への注意喚起と防疫体制の徹底に万全を期してまいります。

また、口蹄疫については、平成22年以降、国内での発生は確認されておりませんが、中国、韓国、台湾などの東アジア地域では継続して発生し、最近では本年1月に中国において、2月には韓国において、発生が確認されております。

さらに、本県においては、クルーズ船等により訪日外国人旅行者数が急増する中で、春節にあたる時期を迎え、人や物の動きが盛んになり、本病ウイルスの侵入リスクが一段と高まることから、去る1月25日に牛及び豚の畜産関係団体や飼料会社などの出席のもと、口蹄疫防疫対策会議を開催しました。

会議では、各国における発生状況や県内空港での水際防疫の実施状況などの最新の情報を共有するとともに、農場内に出入する人や車両の消毒、入場制限などの飼養衛生管理基準の遵守による発生予防、異常発見時における早期通報、畜産関係者の発生国への渡航自粛などについて改めて確認を行いました。

口蹄疫については、伝播力が強く、ひとたび蔓延すると長期にわたり畜産業の生産性を低下

させることから、改めて飼養衛生管理基準の再点検の指導を行うとともに、万一の発生に備え、防疫体制の強化に取り組んでまいります。

続きまして、その下の「第53回全国カーネーション長崎大会」についてであります。

去る1月26日及び27日に、諫早市並びに雲仙市において、全国カーネーション長崎大会実行委員会と一般社団法人日本花卉生産協会カーネーション部会の主催により、農林水産省、県議会議長、県農水経済委員会委員長等ご臨席のもと、全国のカーネーション生産者及び全国農業団体、卸売市場、種苗関係者、県、関係市町等、約320名が参加し、「第53回全国カーネーション長崎大会」が開催されました。

本大会は、栽培技術の研さんと生産意欲の高揚を図り、我が国のカーネーションの振興を図ることを目的としており、本県では平成10年以来、3回目の開催であり、全国を代表して雲仙市の若手生産者による講演や主要産地である諫早市飯盛町、雲仙市、瑞穂町における現地研修会が開催され、活発な討議や意見交換がなされました。全国的な花卉の消費低迷、コロンビア、中国などからの切り花の輸入増加といった課題がある一方、本県の花弁産出額は84億円と平成17年と比較して22億円伸びており、全国1位の伸び率となっている中、本県のカーネーション産出額は菊に次いで2番目に産出額が多い品目であり、オリジナル品種の「だいすき」や「あこがれ」を初めとした高品質な切り花が生産され、市場から高い評価を得ております。

今後、さらなる若手農業者の育成、経営規模の拡大、省力化、オリジナル品種の育成を進めていき、農業者の所得向上と産地の活性化について、関係機関が一体となって推進してまいり

ます。

その他の事項の内容につきましては、記載のとおりであります。

また、「長崎県獣医修学資金貸与条例の一部改正について」、「諫早湾干拓農地の利用権再設定について」、「長崎県林業公社第7次経営計画の策定について」につきましては、捕捉説明資料を配付させていただいております。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

【宅島委員長】 ありがとうございます。

次に、畜産課長、諫早湾干拓課長、林政課長より捕捉説明をお願いいたします。

【大曲畜産課長】 お手元に配付しております「平成29年2月定例県議会 農水経済委員会捕捉説明資料〔長崎県獣医修学資金貸与条例の一部改正について〕」に基づき、ご説明させていただきます。

本条例は、獣医学専攻の大学生に修学資金を貸与することで、県内獣医師の確保対策を図っております。

今回、本県の貸与条例を緩和し、獣医師確保を促進するため、改正しようとするものです。

改正内容は、第10条に規定する返還免除に必要な採用後の業務従事期間を貸与期間の2倍から1.5倍に短縮するものです。

改正の理由につきましては、国が実施している獣医師養成確保修学資金貸与事業の返還免除業務従事期間は、貸与期間の1.5倍で、他県も同じ条件になっている中、現在の本県の貸与条件が他県と比較して、本資金を選択する際に不利な条件となっております。

このため、本県の貸与条例を他県と同等の条件に緩和し、県職員または市町等の家畜診療所

に勤務する獣医師の確保を促進するため、所要の改正を行うものでございます。

以上で第38号議案「長崎県獣医修学資金貸与条例の一部改正について」の捕捉説明とさせていただきます。

【藤田諫早湾干拓課長】 諫早湾干拓農地の利用権再設定について、補足説明をさせていただきます。

お手元の補足説明資料「諫早湾干拓農地利用権再設定について」をご覧ください。

恐れ入りますが、19ページをお開き願います。

19ページの（Ⅰ）諮問を受けた事項をご覧ください。

諫早湾干拓農地は、672ヘクタールの全ての農地をリース方式とし、5年間の利用権設定を行っております。平成20年の営農開始から平成29年度で10年目を迎え、第2期の利用権が平成30年3月末に期間満了を迎えることから、長崎県農業振興公社の農地取得に係る償還スキームの基礎となっているリース料の安定的な確保の問題、また、利用権再設定等における客観性、透明性の確保などの課題等についても配慮した利用権再設定等の基本的な進め方について検討するため、諮問を行ったところであります。

（Ⅱ）委員会の経過をご覧ください。

平成29年2月1日、日本農業経営大学校の堀口校長を委員長とした外部有識者による「諫早湾干拓農地の利用権再設定等に関する検討委員会」を設置し、次ページにわたりまして記載のとおり、2月8日、2月16日に委員会を開催し、3月3日に報告書の提出をいただいたところでございます。

恐れ入りますが、資料の1ページにお戻りください。3段表の左の部分が今回の報告書の内

容となります。中央部分が、これまでの基本方針となります。今回の報告書の内容について、これまでの基本方針との大きな変更点を中心にご説明させていただきます。

まず、第1、利用権再設定等の進め方についてですが、「平成20年4月に本格的な営農が開始されたが、引き続き、リース方式とする。ただし、今後、環境保全型農業の定着状況、農業者等の農地取得希望及び経営の状況を踏まえ、将来の農地の売渡しについて検討を行うものとする」とされております。

理由は、経営が不安定な経営体もあること、また、環境保全型農業の一体的な推進や農地の細分化、分散化防止の観点からも、引き続き、リース方式を継続するとされております。

一方、本委員会で「売却に向けた検討も必要である」との意見がなされたことから、「将来の農地の売渡しについて検討を行うものとする」とされております。

2ページ、(2) 再設定の申請時点で備えておくべき要件をご覧ください。

⑥環境保全型農業を実践していることに、環境保全型農業直接支払交付金制度の取組が追加されております。

直接支払交付金制度は、平成23年に創設され、特別栽培農産物認証と同様の水準である農薬、化学肥料が5割低減の取組であるため、環境保全型農業の取組として追加するとされております。

同じく⑧申請時に次の項目に同意していることについてですが、3ページのキ、「営農状況やリース料の納入状況から、指導が必要と認める経営体については、経営向上取組経営体として県及び公社から技術・経営に関する指導を受

けること」とされております。安定的なリース料確保を目的として経営の建て直しを図るために営農者に指導を受けることを義務づけた方がよいとの理由です。

同じく2、利用権再設定審査の進め方についてですが、4ページの(2) 審査方法におきまして、②「申出書等の審査において、技術面や経営面から以下の審査の視点、評価項目について審査を行い、経営改善計画の達成が可能と判断された者については書類審査をもって総合評価を行うことができる」との意見が出されております。

平成25年からは決算書の提出を義務づけたことから、決算内容を常に把握できる状況になっていること。また、今回から新たに償還能力をはかる指標を設け、キャッシュフローや債務償還年数に着目した審査を行うこととしており、これらのことから優良な経営体につきましては、書面審査での総合評価を行うこととされております。

引き続きまして、5ページ、(3) 審査の視点、評価項目についてですが、経営面での審査の視点として、8ページになりますけれども、評価項目をはかる尺度につきましては、①から④の資料のとおりとされております。

経営に関する評価項目につきましては、リース料の安定確保を確実にを行うため、農業分野に詳しい中小企業診断士、農業経営上級アドバイザー及び金融機関等の専門家から農業経営を評価するのに適した評価項目の提案をいただいたところでございます。

10ページ、(4) 審査結果の報告についてでございますが、②現在の計画では問題があるが、一定の見直しを行えば経営の改善が見込まれる

者について、下線部になりますけれども、「審査委員会の判断により、リース期間を3年として公社に報告することができる。その場合、営農の実績やリース料の支払い状況をもとに、審査を3年目に実施して、経営改善計画の達成が見込まれると判断されれば、リース期間を2年間延長できる」とされております。より慎重な審査を行うため、2カ年の実績が判明する3年目に再審査を実施し、判断するとされております。

引き続きまして、14ページ、「留意点」についてでございますけれども、「④公社は入植決定後、平成31年3月31日までに新たな空き農地が発生した場合は、その審査において経営改善計画を達成すると認められた未配分者等に配分を行う事ができるものとする。なお、その場合の配分面積は、経営改善計画との整合性が取れているかを確認し、新たな入植者への配分を優先、その後に規模拡大者に配分を行う。更に、空き農地がある場合は原則として公募を行う。」とされております。

入植に関し、透明性、公平性の確保が必要であるため、公募が最善であります。入植者決定まで約4カ月程度の期間が必要となることから、リース料の確保と透明性、公平性の調整を図るために、経営改善計画に大きな変更がない平成31年3月31日までの期限に、未配分者等に配分を行うことができるとされております。

恐れ入ります。33ページをご覧ください。今後のスケジュールでございます。

今後の利用権再設定等の作業につきましては、今回の意見書に本日いただいたご意見を踏まえ、今月末をめどに県と公社で利用権の再設定に向けた基本方針の策定を予定しております。その後は平成29年5月頃から再設定の申出書を受け

付け、また、余剰農地が出た場合には平成29年11月頃に公募を行い、平成30年4月、利用権の再設定を行う予定としております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

【佐藤林政課長】 長崎県林業公社第7次経営計画の策定について、ご説明いたします。

補足説明資料「長崎県林業公社第7次経営計画の策定」についてをお開きください。A3のカラーになっているものでございます。

長崎県林業公社の経営改善につきましては、平成17年3月に策定いたしました第6次経営計画に基づき、経営の改善に取り組んでまいりましたが、計画策定から10年以上が経過し、その間、新たな補助制度の創設や木材需要及び流通も変化してきております。それらを踏まえ、森林機能を維持増進し、経営を安定化させるための最も効果的な施業体系の導入・実行となっているかについて検証を行い、生産の方法、生産コストの縮減、木材販売対策など、さらに収益性の拡大を目指す新たな経営計画を受理することといたしました。

第6次計画におきましては、上段の方にまとめておりますが、伐期・伐採手法など6つの項目に分けて経営改善の方向を示しておりました。これまで、この計画に基づき経営を行い、これまでの実績として伐期、伐採手法につきましては、分収林延長の契約が9割以上となり、あわせて新たに国の補助制度の拡充により、搬出間伐を中心とした木材生産を行ってまいりました。

生産コストにつきましては、競争入札制度を導入することで請負事業体を28者まで増やし、積極的な列状間伐や作業道開設によるコスト縮減に取り組んでおります。

また、木材販売につきましては、10年間の計

画を上回る木材生産を行い、協定販売を行うとともに、第6次計画では想定をしておりませんでした輸出や低質材のチップ用、バイオマス用としての販路拡大を行い、収益の確保に取り組んでまいりました。

公庫借入金につきましては、施業転換資金の活用により、公庫借入金の平均金利を3.2%から1.66%まで低減させるとともに、木材販売収入を拡大し、利子助成制度も活用しながら、計画に沿った約定償還を実施しているところでございます。

中段にそれぞれの課題などを整理いたしております。それらを踏まえ、真ん中付近になりますが、第7次経営計画の具体的な取組をまとめております。

伐期、伐採手法につきましては、国の高齢級間伐補助制度を活用し、最も収穫材積が大きい長伐期施業体系にすることで森林の機能維持と伐採材積増の調和を図る計画としております。

木材販売につきましては、協定販売による安定的な収益の確保を継続するとともに、海外輸出や木質バイオマスなど未利用材等の多様な販売にも積極的に取り組み、収益拡大を計画いたしております。

下段に第7次経営計画の取組効果ということで黒枠でまとめております。搬出間伐を拡大させることで、事業費は239億円増加をいたしまして319億円となりますが、国の造林補助金272億円を活用しますことにより、事業経費の低減を図っております。

また、生産材積は、第6次経営計画の生産材積330万立方メートルに対し、長伐期施業体系に見直すことで150万立方メートル増の480万立方メートルと見込んでいるところでござい

ます。

木材価格も、第6次計画時における平均価格1万7,900円から最近の実績の1万4,600円と減額変更をいたしておりますが、販売収入につきましては、生産量の増大等により228億円増の642億円と計画いたしているところでございます。

このような取組により、緑色の枠内にございますが、平成76年度の最終収支は第6次経営計画のマイナス56億円からマイナス12億円と改善効果が44億円と計画いたしているところでございます。

ちなみに、下段の方に（参考）として記載いたしておりますけれども、第6次経営計画のまま現在の木材価格に入れ替えて試算いたしますと、長期収支がマイナス133億円となることが推計されておりまして、第7次経営計画により、これを少しでも解消していきたいと考えているところでございます。

これまでの改善の取組を継承し、第7次経営計画策定後も新たな取組を行いながら、さらなる収支改善を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、説明を終わります。

【宅島委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【渡辺委員】修学資金の貸与条例の一部改正ですが、現状として獣医師が何人ぐらい不足しているんですか。そして、何人を予定しているんですか、条例では。

【大曲畜産課長】まず、この事業の内容でございます。

現在、毎年、3名の方を貸与対象者としておりまして、そういった方に、1年生からであれば6年間、月に上限10万円を貸与するようにし

ております。それで、卒業されて長崎県、または臨床獣医の高齢化が進んでおりますので、県と契約しております例えば長崎県農業共済組合とか、そういったところに就職された場合は120万円の半額を県に返還してもらう、そういった状況でございます。それは人を受けた組合の方が返しますので、貸与を受けた方については全額免除という形になっております。

この事業は平成22年度から取り組んでおりまして、現在、17名の方に貸与しております。そのうち3名が県職員で、3名の方が共済組合に就職されておまして、現在、8名の方に貸与中ということでございます。

不足につきましては、県の「獣医療計画」というものがございまして、その中で計画の、例えば獣医師数とか出ておりますが、それに対して現在我々が把握している診療所等の欠員というのは、現在、聞いておりません。

【渡辺委員】 わかりました。

【麻生委員】 獣医師の関係についてお尋ねしたいんですけど、国は、産業動物獣医師のみですよ、公衆衛生獣医師は対象外となっております。今、獣医師さんにもいろいろおられて、動物の牛、豚等の獣医師や、ペットの犬とか猫の獣医師もおられますが、こういう犬、猫の獣医師については対象外ということではないんですか。

【大曲畜産課長】 長崎県獣医確保対策事業費ということで計上しているわけでございますけれども、今、委員ご指摘の小動物等につきましては、現在、全国で16大学、獣医系の大学がございまして、約1,000人程度卒業されます。そのうち過半数がペット、小動物の方に行かれまして、県職員で全国で110名ぐらい、大動物の方も大体100名ぐらいしか就職されていまして、一番問題となっているのは県職員とか大動物の臨床獣医師が、小動物の方に偏在しているとい

う状況でございますので、我々のターゲットは県職員なり大動物の臨床、畜産の振興も含めて、対策を打っており、ペットは心配ないというような状況でございます。

この事業の中身が、今、県単事業でやっているんですけれども、県単事業であれば、県の方は衛生サイドと農林部のどちらでもいいんですけれども、国庫事業になりますと農水省の所管になりますので、そちらは臨床獣医師、畜産の方か、県の農林部職員しか対象になりませんので、そちらの枠を2名とっております。あと、委員ご指摘のとおり、県の衛生部の問題もございまして、それは県単事業で1名の枠を確保します。もう一つ、高校生枠というのがございまして、大学に入ってからではなくて、それ以前に高校の時から入学の枠を大学の方でとっていただきまして、そこに該当する方がいらっしゃれば、推薦ではありませんけれども、そういった枠も1名確保しておりますので、平成29年度からは4名の枠の体制で事業を進めていくように計画しております。

以上でございます。

【宅島委員長】 ほかにございませんか。

【山田(博)委員】 委員長すみませんでした。資料を取りに行っていたものですから、ちょっと席を外しておりました。畜産課長、すみません、麻生委員が質問されたこととダブっていたら大変申し訳ございませんけど、またお答えする形になるかもしれませんが、ご了承いただきたいと思います。

この長崎県獣医修学資金貸与条例についてお尋ねしたいと思います。

私が聞きたいのは2つです。利用状況とPRの方法についてです。

先ほどの麻生委員の質問では、4人の枠があるということですね。この4人というのは、応

募というか、実際活用されている状況はどうですか。そのことについてまず説明していただけますか。

【大曲畜産課長】 委員ご指摘の点でございますけれども、平成29年度事業から4名ということでございます。この事業は平成22年度から取り組んでおります。平成28年度までは3名が対象でございまして、平成22年度から7年間で17名に貸与している状況でございます。そのうち6名の方が就職され、最終的に県に3名、家畜診療所に3名と、6名就職をされております。17名のうち8名が貸与中でございまして、残り3名の方が家庭の事情等で途中で返還されているという状況でございます。

【山田(博)委員】 平成22年度から・・・ということですね。利用状況の割合としては、長崎県の就職率というのは、他県と比べて同じような状況になっているんですか、それはどうですか。

【大曲畜産課長】 補足説明資料の中に他の県の実施状況を参考までに書かせていただいております。事業実施が21県でございます。すみません、他県の状況は把握しておりません。

【山田(博)委員】 私の地元を地域回りしてもしましたら、この制度があることを知らないんですよ。私も議員になって、いろんな相談を受けてまして、この前、・・・ですよ。家庭の事情で島外の高校に行って将来は獣医師の資格を取りたいということで、「地元の高校でも、そんな大学へ行けるんですよ」と言ったらびっくりするわけですね。校長先生にも言ったんですよ、「本土の学校に行かなくても、離島の学校でも、十分、獣医師の資格を取れる学校に進学できるんだよ」と言ったら、「そうなんですか」と、それで「修学資金貸与制度もあるんだよ」と言

ったら、知らないんですよ、びっくりしてましたよ。そしたら、子どもが何と言ったかという、「勉強する」と言ったんですよ。「将来、獣医師になりたいから勉強する」と言い出して、ご両親が大変喜んでいただいて、「山田さんに来てもらってよかった、よかった」と言っていたんですよ。

私が言いたいのは、利用状況というのは、今回、貸与条例を一部改正したというお話がありましたけど、それでお願いがあるのは、この制度の対象は高校生から大丈夫なんですか。確認ですけど、先ほど、麻生委員とのやりとりもありましたが、高校から大丈夫なのか、それをまずお答えいただけますか。

【大曲畜産課長】 高校生枠が1名ということでございます。

【山田(博)委員】 平成22年度から今日まで貸与枠があって、実際借りている人は全体的に何%になりますか、わかりますか。平成22年度から始まって、定員があって、その中で借りている人は何人ぐらいになりますか、パーセント的に。

【宅島委員長】 休憩します。

— 午前10時34分 休憩 —

— 午前10時34分 再開 —

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

【大曲畜産課長】 毎年3名でございますので、7年間でございますので、21分の17という数字になりますので、約80%となります。

【山田(博)委員】 その80%が他県に比べてどうかということまで調査してもらいたいと思います。

こういった奨学金制度は、高校生枠を1名とせずに、もっと柔軟にいろいろやってもらいたいわけですよ。ぜひそういうふうにしていただ

きたい。

もう一つは、このPRを中学生からやるべきです。私が政治家を志したのは中学生の時だから、13歳だから。小学生とか中学生をばかにしたらだめですよ。将来、何になりたいかというのは、中学生とかだんだんわかってくるわけだから。

だから、高校生は1人枠じゃなくて、ぜひ枠を広げていただいて、なおかつ、中学生から、大曲畜産課長、離島にも県立高校がありますね。その中でぜひ、農学部に行っている子どもが多い地域とかあるじゃないですか、学校でも。そういうところには特に、こういったものがありますということをぜひPRしていただきたいと思うんですが、お答えいただけませんか。

【大曲畜産課長】 委員ご指摘の1名枠のお話でございます。これにつきましては先ほどから申しますように、全国で16大学ございまして、そのうち私立大学が5校ございまして、その中で枠を、長崎県だけではございませんので、全国的なところからそういう枠をいただくようになっているものですから、すみません、これはまだ実際に取り組んでいないものですから、事業の詳細がまだ確認できておりません。長崎県としてまず1名枠をとということで今手を挙げている状況でございますので、そこについては今後国にお願いしてまいります。

今申したように、私立大学でございますので、学費的なもの、経済的なもの、学力的なものもございまして、そういったものも鑑みて、応募等が多数あれば、そういう状況を確認いたしまして、今後、人数を増やすような取組を行ってまいりたいと思っております。

それから、先ほどの高校の説明等についまし

ては、出先の家畜保健衛生所から各地域の高校には説明に回ったということでございます。

【山田(博)委員】 高校にはそうですけど、これからはぜひ中学校にも言ってもらえませんか。各地域の高校を回ったと言われましたけど、畜産課長、分析していただけませんか、農林部長、これ。公立高校でも、特に農学部系が多いとか、そういうところを中心にPRしてもらいたいと思っているんですよ、満遍なく。この貸与条例というのは、県の行政もさることながら、この前、農業新聞に、2016年の黒毛和牛の市場取引頭数として上位50に長崎県が全部入っているんですね、すごいんですよ、これ。全国的に取引頭数が減っている中でも、微減しながらも、50位の中に長崎の壱岐、五島、県南、平戸口も入っているんですから、すごいんですよ。

畜産の振興において獣医師の資格は大切ですから、農林部長、教育委員会とも連携してぜひやっていただきたいと思います。本会議では農林部長と教育長の席は離れてますもんね。離れているけど、心は近いんでしょう。部長、それはぜひ頑張りたいと思うんですよ。教育委員会と連携しながらぜひやっていただきたいと思うんですが、いかがですか、農林部長。

【加藤農林部長】 獣医師の確保というのは、畜産振興のために大変重要な、生産性を上げるため、あるいは防疫体制にとって大変重要な役割だと思っております。

先ほど、畜産課長から、現在は欠員はないけれどもということでしたが、今後10年間で、例えば、公務員の獣医師だけでも50人程度、定年退職が予定されているところございまして、それを確保していくことが大変重要な課題となっているところでございます。こういった中で、

まずPRをしっかりとやらないといけないと、当然だと思っております。獣医師は全国で取り合いになっております。

地元の子どもたちに獣医の大学に行っていたいて、獣医師を確保していくということは大変重要な取組だと考えておりますので、教育委員会と連携して有効なPR方法を早速やりたいと思っております。

【山田(博)委員】 ご両親は涙ながらに喜んでもらったんですよ。「一人の大人の言葉が、その子の人生とやる気を起こしてくれた、そういう一言で変わった」と大変喜んでいただいて、私も言った甲斐があったですよ。

私の地元の五島の家畜市場は、2016年の黒毛和牛の市場取引の中で39位ですから。39位ですよ。西川委員の地元の市場は25番ですから。すごいんですよ、長崎県は。ぜひ、これは畜産を振興する上において大切ですから頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いします。

【外間委員】 長崎県獣医修学資金貸与条例の一部改正について、賛成の立場で1点意見と確認をしたいことがあります。

先ほど、委員とのやりとり、そして、農林部長の獣医師の確保のためには必要であるということでの説明をいただいたところで、大変理解しております。

先ほど、農林部長から、公務員としての獣医師の確保が大変厳しい状況にあるという現況のご説明がありました。その中で1つお聞きしたいことは、県職員における獣医師の身分、賃金も含めて、どのような県公務員としての位置づけになっているのでしょうか。

【宅島委員長】 しばらく休憩します。

— 午前10時42分 休憩 —

— 午前10時42分 再開 —

【宅島委員長】 委員会を再開します。

【大曲畜産課長】 給料表につきましては、一般職とは違ひまして、医療職給与表にということでございますので、一般職さんとは違う型の給料表になっております。

私が知り得ている情報では、基本的によその都道府県も、医療職給与表にという形の、号数あたりも、金額は今手元にはないんですけども、同じようなレベル、若干何万円かの差はございますけれども、基本的には同程度の給料体系と伺っております。

【外間委員】 そのところを、これから魅力ある獣医師の確保をしていくためには国家資格は、医師、歯科医師並みに勉強されて、大変高レベルの資格を取られた割には、今おっしゃった資格、身分というのがどの位置にあるのか。お医者さんと同程度の、賃金も含めて魅力ある位置づけにあるのかどうかということが1点、気になるところでありますので、後ほどその件についてはもう一度詳しくお聞かせいただきたいと思います。とにかく口蹄疫、あるいは鳥インフルエンザ等、専門職である獣医師の対応と、その仕事の役割は極めて社会貢献が高いレベルでありますし、全国にも数千万というペット、動物は人と同様な位置としての役割が非常に高いかと思っております。こういった制度の充実は大変結構なことでありますので、賛成の立場から意見を申し上げました。よろしくお願いいたします。

【宅島委員長】 ほかにありませんか。

休憩します。

— 午前10時45分 休憩 —

— 午前10時45分 再開 —

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

議案につきまして、ほかに質疑はございませんか。

【山田(博)委員】 外間委員が言われた、獣医師の資格を持って入っても、給与はそんなに変わらないんですか。

その前に、畜産課長は獣医師の免許を持っているか、持っていないか、どうですか、お答えください。

【大曲畜産課長】 持っております。

【山田(博)委員】 持っていて、課長ですけど、給料は変わらないんですか、一緒なんですか。

【大曲畜産課長】 他の給料表は余り存じ上げておりません。申し訳ございません。

【山田(博)委員】 上手ですね、答弁が。いずにれしても、今、外間委員が言われたように、魅力あるということで、条例に関連して、次の委員会までに調べていただけないですか。獣医師の確保が大変厳しいということは私もお聞きしているんですけど、他県は条例以外にこういったことをやられているかということを、五島の農家の人たちは、獣医師さんは大丈夫だろうかと。今、牛はだんだん高くなっているでしょう。10年前は平均価格が45万円だったんです。今、90万円になっています。10年前は牛が安いとぶつぶつ言っていたけど、今高くなったものだから、にこにこして、獣医師は大丈夫だろうか、獣医師は大丈夫だろうかといつも言うんですよ。

だから、畜産課長、あなたの給料のことをいろいろ言っているんじゃないですよ。あなたはあなたでいいんですけど、獣医師という資格を持っている方の給料が他県ではどうなっているかということを調査していただきたいと思いま

すので、よろしくお願いします。それについて見解を聞かせてください。

【大曲畜産課長】 委員のご指摘については、今後、取り組んでまいりたいと思います。

それと、獣医確保対策でございますけれども、当然ながら、確保のためには、長崎県の場合は平成25年度から獣医学生を対象に、五島、壱岐の離島地区でのインターンシップ研修を計画しております。要するに、離島に連れて行きまして家畜診療とか家畜保健衛生所、また、食肉検査所とか、子牛市場とか、そういった業務内容を見せまして、毎年6名でございますけれども、獣医師を目指している学生に業務を体験していただいております。

あとは情報発信のためでございますけれども、県のホームページに長崎県の魅力を表現しました独自のデザインでサイトも整備しておりますし、県職員募集、修学資金、また、インターンシップ研修等の情報を閲覧していただくようにしております。

【山田(博)委員】 以降、いろいろ研究した結果を委員会に示していただきたいと思います。

そういったことで頑張られていることはわかっているんです。それは評価しております。市場に行ったら、関係者が来ているということで地元の農家の人も大変心強いと言っておりますので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【宅島委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもちまして質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第38号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第38号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出されました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明をお願いいたします。

【福田農政課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました農林部関係の資料について、ご説明いたします。

お手元にお配りしております「平成29年2月定例県議会 農水経済委員会提出資料」をご覧ください。

まず、補助金内示状況につきまして、昨年11月から本年1月までの実績について、ご説明いたします。

直接補助金は、1ページから10ページに記載のおり、中山間地域等直接支払交付金など計92件でございます。また、間接補助金は、11ページから20ページに記載のおり、新構造改善加速化支援事業補助金など計107件であり、両方を合わせますと199件でございます。

次に、1,000万円以上の契約状況につきまして、昨年11月から本年1月までの実績について、ご説明いたします。

委託につきましては、21ページに記載のとおり2件でございまして、22ページから23ページに、その入札結果一覧表を添付しております。

また、工事につきましては、資料の24ページから25ページに記載のとおり21件であり、26ページから58ページに、その入札結果一覧表を添付しております。

なお、委託と工事を合わせた全体件数は23件でございます。

次に、陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものに関して、59ページから77ページに県の対応を記載しております。

最後に、附属機関等会議結果報告につきまして、昨年11月から本年1月までの実績につきましては、長崎県森林審議会など4件であり、その内容につきましては、79ページから82ページに記載のとおりでございます。

以上でご説明を終わります。

【宅島委員長】 以上で説明が終わりましたので、次に陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書につきまして、何かご質問等はございませんか。

【外間委員】 農政課長からご説明がありました資料の63ページ、陳情・要望事項対応要旨ですが、農協中央会から上がっております「畜産経営の安定化に向けた支援強化について」、その中の「肥育素牛導入促進対策について」、この件につきましては、どうか格段のご配慮、ご高配をぜひとも賜たいと存じます。子牛価格の動

向は、この5年間で倍になっていて、資金繰りが大変悪化したり、あるいは規模の拡大に大変苦慮なさっていると思います。肥育農家の負担軽減を図るためにも、どうかご対応方をよろしくお願ひしたいと思います。

【宅島委員長】 休憩いたします。

— 午前11時 8分 休憩 —

— 午前11時 9分 再開 —

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

審査対象の陳情につきまして、何かご質問はありませんか。

【山田(博)委員】 島原半島から来ております水無川区域の無人化施工に関連してちょっとお尋ねしたいと思います。

先ほど、森林整備室からいただいた資料ですが、治山ダム計画ということですが、資料をいただいた中で、スケジュール的に当初から平成27年度から平成30年度の4年間だったのか。もっと短かったんじゃないかと思うんですが、最初からこうでしたか。まず、この概要を説明していただけますか。

【内田森林整備室長】 お手元にお配りしております資料によりますと、4カ年ということで記載しておりますが、当初は3カ年の予定をいたしておりました。途中、大規模な土石流が発生しまして、その土砂を除去するのに2億円から3億円ぐらい増嵩したということがございまして、全体計画を見直して、今のところ、4年という事業期間に変更しているところでございます。

【山田(博)委員】 森林整備室長、当初は3年と聞いていたんですけど、4年に変更したということは地元へ説明されているんですか。

【内田森林整備室長】 今年の工事で2億円ぐらい、全体計画を前倒して土砂の撤去をやっている

ますので、その部分については島原振興局の方で地元の説明しているところでございます。

【山田(博)委員】 土砂の撤去に2億円ぐらいかかるからということで、工期は当初は3年でしたよと、平成27年度から平成29年度までの3年間だったけど、平成30年度までかかりますよということを地元へ話をされていたか、されていないか、それだけお答えいただけますか。

【内田森林整備室長】 当初、3年間かかるということは、地元には具体的にはお話ししておりませんで、「早期に完成を目指してまいります」ということでご説明をしておりました。

【山田(博)委員】 早期ということではあったけれども、県庁内部では3年ということではあったけれども、いろいろあったから4年にしたと。4年に計画変更されたというのは、いつ頃決まったんですか。

【内田森林整備室長】 平成28年度の対策をする中で、工事費がかなり増えてまいりましたので、年度計画では、3年ではちょっと無理なところがありまして、今年度に見直したところでございます。

【山田(博)委員】 土石流が発生して予算の確保が難しくなったから4年にしたということで理解していいですか。

【内田森林整備室長】 はい、委員おっしゃるとおりでございます。

【山田(博)委員】 農林部長、これは私が地元の人からお聞きしましたら、平成18年に島原振興局の職員の皆さんが一生懸命取り組んでいただいたわけですが、地権者のご理解が得られなくて、やっと平成27年度から、本当に森林整備室の職員さんが一生懸命頑張っていただいて着工に至ったということなんですね。

それで、これは早期完成ということでやっているわけですから、予算の問題で1年延びますよということじゃなくて、何とか頑張っていたいて、財政当局に話をして、早期完成を目指して頑張ってもらいたいたい。森林整備室は一生懸命やっているんですよ。私の地元でも、よく頑張っていますよ。ランプを見たら、林政課の部屋だなと思ってね。頑張っているわけですが、これは何とか。

いずれにしても、農林部長、これはぜひ、森林整備室は頑張っているんですけど、これは皆さん方の生命、財産にかかわっているわけですから、予算確保に向けて財政当局と話をして、島原半島振興対策協議会等から来ている要望は早期着工・早期完成ですから、工法ということだったらわかるけれども、予算的な問題で生命、財産がということになれば、何とかこの予算確保に向けて頑張ってお押ししていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

部長の見解を聞かせていただきたいと思います。

【加藤農林部長】 水無川の防災対策は、安全・安心のために大変重要な課題でございます。県の財政当局というよりも、国の予算関係のところでございます。平成27年度は2億円だったところが、平成28年度は4億円を超えるぐらいの、倍以上の予算確保に努めて事業の進捗を図ってきているところでございます。

そういった中で先ほど言いました予測しなかったような土石流が発生したということで、予算確保については、本当に頑張っていきたいと思っているところでございまして、できるだけ前倒しでできるように頑張っていきたいと思っ

ております。

【山田(博)委員】 農林部長、ぜひ頑張ってください。地元の人たちは、当初、できないだろうと思っておったけど、県当局に一生懸命頑張ってもらったおかげで事業が進捗したということで大変喜んでいただいているんですよ。国の予算の確保も難しいかもしれませんが、ぜひ頑張ってしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【宅島委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事項に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保に関する資料」について、質問はありませんか。

【外間委員】 先ほどは大変失礼いたしました。

資料の63ページの「畜産経営の安定化に向けた支援強化について」、その中の「肥育素牛導入促進対策について」でありまして、ぜひ私としても格段のご高配をよろしくお願いいたします。

肥育経営の安定化、生産基盤の拡大のためにも、国への支援要望も含めまして、どうぞひとつよろしくお願いします。

【大曲畜産課長】 委員のご指摘につきましては、肥育経営は素牛の高騰ということで非常に厳しい状況でございます。この要望等につきましては、来年度事業につきまして近代化資金の融資額に対する利子補給ということも予算で計上しております。今までの肥育素牛の導入事業も継続して取り組んでまいります。

【宅島委員長】 ほかにございませんか

【山田(博)委員】 畜産課長、近代化資金とかありましたけど、これは先日も話したんですけどね、利子補給する時の金融機関ですね。畜産課として金融機関はどこを想定されているのか。ここに書いていますよね、「利子助成を検討している」ということでございますけれども、金融機関はどういうところを考えているのか、お答えください。

【大曲畜産課長】 本事業の融資先といたしましては、日本政策金融公庫、市中銀行、信用金庫等を想定しております。

【山田(博)委員】 ということは、市中銀行とか、対応できるようになっているわけですね。今回の利子補給は、そういうことで理解していいんですね。

【大曲畜産課長】 先般、県内の金融機関に対しまして説明会を実施しております。

【山田(博)委員】 金融機関の取り扱いは、銀行から申し入れがあればスムーズにできるようになっているんですね。それをお答えいただけますか。

【大曲畜産課長】 そのように承知しております。

【山田(博)委員】 ぜひそういうふうにしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【宅島委員長】 ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ほかに質問がないようですので、次に、議案外の所管事務一般について質問を行うことといたします。

議案外の質問はございませんか。

【山田(博)委員】 まず、諫早干拓の問題でちょっとお尋ねしたいと思うんですが、諫早干拓の

農地利用権再設定について、この資料の1ページに「利用権再設定等の進め方」とありまして、ここに「農業者等の農地取得希望及び経営状況を踏まえ、将来の農地の売渡しについて検討を行うものとする」とあるんですけど、これはどういった経過で、委員から話があったから、将来の売渡しについて検討を行うというのは、相当踏み込んできたんじゃないかと。私は今まで、この諫早湾干拓に県議会議員として取り組んだ中で売渡しについて検討するというのは、大きく入った一歩だなと思っているんですね。

今回、この進め方の基本方針というのをなぜここまで踏み込んだのか。これは県当局も、これでいこうということで理解していいんですか。それをまずお答えいただけますか。

【藤田諫早湾干拓課長】 諫早湾干拓事業につきましては、土地改良法に基づきまして事業が施行されております。土地改良法の趣旨といたしましては、最終的には農地は売却せざるを得ないということがございます。

平成19年度にも、営農当初でございますが、公募基準というものを策定いたしておりまして、その公募基準の中でも営農開始後において環境保全型農業の定着状況及び農業者等の農地取得希望等を踏まえ、将来の農地の売り渡しについて検討を行うものとするということで、平成19年当時の公募基準に既にそういう文言が入っているということでございます。

【山田(博)委員】 じゃ、公募基準として、その時は、諫早湾干拓課長、公募基準はあったとしても、利用権設定をして、県費の回収をせんといかんからね、リース事業が始まったと記憶しているんですよ。もともとこれはリース事業として回収するというので、リース期間は何年

から何年を想定していたか、まずお答えいただけますか。

【藤田諫早湾干拓課長】 ちょっとお時間をください。

【宅島委員長】 しばらく休憩します。

— 午前11時 8分 休憩 —

— 午前11時 9分 再開 —

【宅島委員長】 委員会を再開します。

【藤田諫早湾干拓課長】 農地リース制度のスキームでございすけれども、最終的な償還の終了が平成90年2月ということになっております。（「何年からですか」と呼ぶ者あり）平成20年度から償還を行っているところであります。

【山田(博)委員】 70年間の償還を設定しているのに、いいですか、売渡しとなると、平成90年以降のことになるわけでしょう、要は。どうなんですか。

【藤田諫早湾干拓課長】 売渡し自体が平成90年以降ということではなくて、極端に言いますと、今でも売却しようと思えばできますし、できるといったことでございます。あくまでこれは農地を国から配分を受けた地元負担金というものを償還していくための、貸し付けを受けたものを償還していくための期間ということでございます。

【山田(博)委員】 それで、売渡しというのは、これは虫食い状態になってしまうわけね。ここは売って、ここはリースですと、そういうふうにやっていく。これは一番大切なところなんですよ、私は思いますけど。虫食い状態にするのか、全部そういうふうにするのか、ここが一番大切なポイントですので、農林部ではどういうふうな方針でいくのか。売渡しとして、いつからそれをするのか。平成90年までが償還にな

っているんですよ。普通だったら90年以降かなと思うわけです。いや、違うんですよと、その前にもできるんですよと。

じゃ、できるのであれば、虫食い状態にするのか、いつからするのかということになってくるんですね。それをお答えいただけますか。

【藤田諫早湾干拓課長】 先ほどもご説明いたしましたとおり、諫早湾干拓農地では大規模な環境保全型農業に取り組んでおります。そういった環境保全型農業の定着状況、あるいは農業者等の農地取得の規模、それから、経営の状況、環境保全型農業が定着して経営が安定しているということが一つの条件でございすので、そういった状況を踏まえまして検討を行うということで考えております。

【山田(博)委員】 ですから、諫早湾干拓課長、そういった基準はわかるんですよ。じゃ、いつからそれをするんですかと。面でやるのか、ポイントでするんですかと私は聞いているんです。いいですか、2つなんですよ。いつからそれをするんですか、ポイントでするんですか、面で考えるんですかとお聞きしているわけです。

【藤田諫早湾干拓課長】 検討の時期、あるいはそういった方法につきまして、今のところ、検討の時期というものはまだ定めていないところでございます。

【山田(博)委員】 これは大事なことなんですよ。私は、委員会で簡単に認められないんですよ、大事なところなんですよ、これ。委員長、私たちは委員会でこの方針を出しました、これで異論がなかったから、はい、認めてもらいましたとなったら、たまったもんじゃないですよ、これ。長崎県の大事な土地で、償還もやっていけないといけないわけですから。私たちは、どこに、

誰が土地を貸しているかというのは、個人情報だからわからないんです。ましてや、どれだけの負債があるかというのはわからないんです。調べようがないんです。要は、皆さん方を信頼してやっているんです。皆さん方も農家の方を信頼しておられるわけでしょう。

実際、あんまり言いたくないけれども、バイオラボとか、ああいうのもあったんだから。二度とああいったことを起こさせないために私たちはしっかりとしないといけないんですよ。

改めてもう一度聞きますけど、いいですか、将来の売渡し、これは最初の方針がありましたよ。あれとこれ、全然変わってくるんですから、利用権再設定ですから。一步も二歩も売渡しに踏み込んでいるということでもありますけど。

基本的に、もう一度お尋ねしますけど、いつから検討するかは今答える状況じゃないと。じゃ、面で考えるんですか、ポイントで考えるんですか、それをお答えください。

【藤田諫早湾干拓課長】 売却するとなったら、ポイント、ポイントで売るというのは問題があるのじゃないかと考えておりますけれども、そういったポイントも含めまして第三者委員会、あるいは県議会の議論を踏まえながら、その時期になったら検討してまいりたいと考えております。

【加藤農林部長】 このリース方式の件で少し説明をさせていただきたいと思います。

平成20年から営農が開始されました。その段階でこのリース方式を導入するということをとった趣旨は、まずは細分化を防止すること、それから、環境保全型農業を一体的に推進をしていく。新しくできた農地、化学肥料が使われていない農地をもとに環境保全型農業を一

体的に推進していく。あわせまして入植者の初期負担を軽減するということから、リース方式を採用するということになりました。

ところが、その一方で農業者の方々からは、土地というのは農業者の基盤でありますので、将来にわたっては農地が必要だという意見もあったこと。それから土地改良法の中でも最終的には、これは農家に配分をするということになっておること。そういうことで当面はリース方式でいきますけれども、公募の段階の基準で当面はリース方式でいきますけれども、ただし書きで、今書いていることと同じ表現が載っていたところでございます。

このリース方式をいつまで続けるのかということにつきましては、リース期間が5年間でございましたから、5年ごとに検討をしていまいしょうということでもございました。

今回、2回目の、前回の更新の段階でも、環境保全型農業が定着しているとはまだまだ言えないということもございましたので、当面はリース方式をまだ続けるんだということでさせていただきました。その段階でも、ただし書きの表現はついていたところでございます。

今回も営農状況等を踏まえますと、あるいは今の段階で、まだまだ経営が確立していると言えるような状況でもないという部分がございしますので、環境保全型農業を一体的に推進する、あるいは細分化を防止するという上からは、まだまだ今の段階ではリース方式が必要だと考えております。

これを今後5年間、しっかり営農をやった上で、また、5年後にはその状況を踏まえて、今後どうするかということを検討していくということで今回のことになっているところでござい

ます。

以上でございます。

【山田(博)委員】 そうであれば、農林部長、あえてですね。今、環境型というのはまだ定着しておりませんと。定着していないから売渡しをするような状況じゃないということであれば、別にここにあって「検討する」というのを、なんか、いいですか、「利用権再設定等の進め方」の中に、「今後、環境保全型定着状況」とか、「希望を踏まえて」とありますけど、要は、今、環境保全型農業が定着しているとは言えないと。言えないにもかかわらず、あえて踏まえて検討するというのは、ここまで書かないといけませんかね。ここまですると、なんかリースよりも売りますよということを、もう注目というか、なってしまうと、実際今の話を聞けば、希望者もいない。希望者はいるんですか。実際、じゃ、どれぐらいいらっしゃるんですか、この中に。環境型農業は、今のところ無理ですよということはわかりました。じゃ、希望者はどれぐらいいらっしゃるのか、お答えいただけますか。

【藤田諫早湾干拓課長】 売却希望のアンケートというものを正式にとったわけではございませんが、現場で営農支援センター等が営農者と直接お話しする中で把握している件数というのは6経営体程度あるということでございます。

（「何件中ですか」と呼ぶ者あり）40経営体中でございます。

【山田(博)委員】 40経営体のうち6経営体が購入したいという希望があると。なおかつ、環境保全型農業というのは、まだまだ定着していないということであれば、あえてここで、「検討を行うものとする」というのを載せるということ

は、余りにも先走っているというふうに考えてもおかしくないんじゃないかと。部長がおっしゃるように、まだまだ環境型農業は定着しておりませんと。40経営体のうち6経営体しかまだ希望者がいませんということであれば、あえてここまで、検討するのはどうかということになりますから。何か答弁があるんですか、お答えください。

【藤田諫早湾干拓課長】 今回のこの分は第三者委員会からの報告書でございまして、先ほど説明いたしましたとおり、この後、県と公社で基本方針を改めて策定いたします。その時に今のご意見というのはご参考にさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【山田(博)委員】 ぜひそういうふうにしていただきたいと思います。

委員会で報告書が出ました。報告書の中身で、このとおりでご理解いただきましたとなったら、とんでもないですよ、これ。慎重にやっていただかないといけませんから。いいですか。リースというのは、平成20年から平成90年までやるというふうになっているわけでしょう。その中で売渡しも、それは検討に値するかもしれないけれども、その期間がまだまだあるわけですから。今言ったように、希望者はまだまだ少ない上に環境保全型農業もまだ定着していない状況の中で、あえてそれを検討するのはどうかと思って私は言っているわけでございますので、ごく当たり前のことだと私は理解しているわけでございますので、ぜひそこは慎重に。

こういった委員会のメンバーで、逆に私が聞きたいのは、誰がそんなことを言っているのかと。そういうことは個人情報で言えないでしょうから、そんなことは言いませんけれども。

最後に、これに関してお尋ねしたいことがあるんですが、豊洲市場もありますけど、この土壌というのは、環境保全型ということでありますけれども、土壌の地質調査はずっといろいろされているか、されていないか、それをお答えいただけますか。

【藤田諫早湾干拓課長】 諫早湾干拓地の土壌の状況でございますけれども、営農開始前から現在まで、随時、土壌の調査というのはやっております。いわゆる肥料の3要素というものがございまして、窒素、リン、カリというものがございまして、カリとリンというのは営農当初から、来年度は10年目になりますけれども、リンとカリの量はほとんど変わっていないという状況でございます。窒素は、もともと干拓地にはございませんので、窒素だけ補給してやって営農を行うという形になっておるわけでございますけれども、そういったことでミネラル分豊富な農地、栄養分のリン、カリが非常に豊富な土壌ということでございます。

【山田(博)委員】 随時調査しているというのは、環境保全型ですからね、県当局として、40経営体の土地の質というのは随時ということですが、定期的に決めているのか、いつ調査しているのか、それをお答えいただけますか。

【藤田諫早湾干拓課長】 土壌の分析につきましては、それぞれ全圃場を調査しておりまして、その平均値をとっております。小江干拓地においては35圃場、中央干拓地で112圃場、そういったものを分析して平均した数値で比較しているということでございます。

【山田(博)委員】 干拓はいつ頃やられているのかということをお聞きしたいんです。平均値と言っていますが、平均値もいいところと悪い

ところと両極端あると思うんですね。そういったところはどういうふうになっているのか、お答えいただけますか。

【藤田諫早湾干拓課長】 調査の頻度については、申し訳ございません。手持ちの資料がございません。

全体的に圃場によって差があるということは当然でございますけれども、もともと干拓地は、ご承知のとおり国の干拓地でございまして、農地化している分というのは変わらないわけでございます、大きな差はないと思っております。

【山田(博)委員】 それは次の委員会の時に出してもらえませんか。いつ、どの地点で何回、どういうふうな形でやっているか。これは農家の方というのは、自分の土地がどういうふうになっているかということを検査して、平均値と言っていますが、それがどうなっているか詳しい資料をいただいてね。

1回目の時間がききましたので、林政課長、長崎県の図書館と高知県の図書館は同じ設計者で、実は、長崎県の図書館が85億円だった。高知県を調べたら129億円ぐらいだそうです。しかしながら、長崎県の県産材のWTOの基準というのは違うんですね。このことについては2巡目の時に詳しくお話をしたいと思いますので、一旦終わりたいと思います。

【宅島委員長】 ほかにございませんか。

【麻生委員】 長崎県林業公社第7次経営計画の中でちょっとお尋ねしたいと思います。

生産を上げることについてはいいんですけれども、先ほど申し上げましたように、林地の状況、地籍調査といいますが、5ヘクタール以上は今なかなか厳しい状況にあるということが一部報道されておりました。これに対して対策を

とらないと、いくら収益を上げますよという話をして、補助金制度にのっとってやれるのかどうか。まずは地籍をきちっとやって、その集積を皆さんに確認していかないといけないと思いますが、その取組はどうなっているんでしょうか。

【佐藤林政課長】 今、委員おっしゃられましたことは、地籍がしっかりしないと難しいのではないかというお話です。これは森林経営計画というものを立てないと国庫補助の対象にならないということで、我々は森林経営計画を立てていくわけです。

この森林経営計画は、林業公社の場合は1万1,000ヘクタールという大規模な所有者ということになっておりますので、1万1,000ヘクタールで森林計画を立てているものですから、林業公社のみだけ言えば、5ヘクタールで困っているとか、そういったことはございません。相手方もしっかりわかって契約をいたしておりますので、契約上の相手がわからないとか、そういったことはほとんどないということで、林業公社に関しては、今、委員がおっしゃった課題はあまり当てはまらないんですけれども、ただ、一般的な民有林におきましては、今言われたように、所有者が不明であるとか、そういったことでなかなか進まない部分もございます。そこは市町からいろんな情報を得るなどしまして事業体が一生懸命頑張っております。当然、県、市が主導しておるわけですが、そういったやり方でやっております。森林経営計画といったものがベースとなって林業の間伐を進めたいろんな施策がされるということです。これは県といたしましても事業体の方々の計画作成に積極的に助言、指導していくということで

今やっているところでございます。

【麻生委員】 林業公社が持っている分については、もう問題ないということで認識させてもらえばいいですね。

林業公社が持っている借財といいますか、これはどのくらいになっているんですか。毎年、金利の分を補填しているということがありますよね。ですので、今、林業公社が持っている負債といいますか、借入金は、今後、どういう返済計画を持っているのか、この点をお尋ねしたいと思います。

【佐藤林政課長】 林業公社の長期借入金でございますけれども、これは日本政策金融公庫の分と、県及び市からの借入金からなっております。全体では、平成27年度決算の数字でございますが、303億円の長期借入金がございます。そのうち政策金融公庫、これは有利子でございますけれども、これが54億円になります。その他県が221億円、市町から28億円ということでお借りしております。県と市町の分については無利子でお借りをさせていただいているところでございます。政策金融公庫につきましては、有利子で約定返済をずっと現在も行っているところでございまして、この利子の分につきましては、国の方から別途、利子補給に対する支援というのがございまして、それを活用して利子を公庫にお支払いしているという状況でございます。

また、県、市町から借り入れている分につきましては、まだ返済の時期がきておりません。一番早いもので平成36年度から始まりますから、あと7年ほどあると思います。その後は長崎県及び市町に対して、先ほど申しました借入金に対する返済が始まるということでございます。

【麻生委員】 お尋ねしたのは、長崎市でもありまして、これもずっと繰り越しをしておりました。だから、多分相当あるんだろうなと。

303億円ということで大きなお金ですけど、ある意味では緑を守るといいますか、森林を守ってやっていく中で大事なことだと思っていますから、第7次経営計画の中で収益が上がるといっても、最終的には12億円の赤が出ているという状況だと思います。

ぜひ取組をうまくしてもらって、さっきも言いましたように、642億円を10年間で上げるという状況が控えていますので、ぜひ計画どおりいけるように、昨日も言いましたように、川上、川下ということをきちっと整備しないと、林業計画をつくっただけでは、多分、ならないんじゃないかなと心配しております。そういった意味でぜひ取組をお願いしたいなと思っております。よろしくお願いします。

【西川委員】 防疫体制のことですけど、平常時でも鳥インフルエンザとか口蹄疫は心配ですけど、9月の全共に向けての防疫体制は徹底しておられるのか、大丈夫なのか。私の行動範囲は限られておりますが、交通機関の出入口などに対する防疫マットの配布、設置などされておられるのか、また大丈夫なのか、確認のためにそういう状況をお示してください。

【大曲畜産課長】 9月の全共を含めた防疫体制ということでございます。

今回は前回と違いまして本県開催ではございませんので、通常の防疫対応でございます。先ほど説明いたしましたように、農家さんが飼養衛生管理基準を常日頃から遵守していただく、鳥インフルエンザウイルスであれ、口蹄疫ウイルスであれ、そういう重要な伝染病ウイルスを

農場内に持ち込まないよう基本的な飼養管理をしていただくとともに通常の消毒も含めて、車両、人を農場に入れないとか、そういった指導をしております。

全共対策につきましては、平成22年に口蹄疫が、宮崎で発生いたしましたけれども、その後日本では清浄性を保っております、日本国内にはそういった牛に対する重篤なウイルスは存在していないということでございますので、それを継続した形で宮城まで連れていく事前には車両の消毒、人の消毒、そういったものも含めまして連れて行くことになっております。

宮城県の会場の情報でございますけれども、長崎会場では、そういう防疫対策をハウステンボスで行いましたけれども、1次、2次、3次という、衛生管理区域を、特に牛をつなぐところ、審査会場、外側から設け入るところには消毒液によるミストや、踏み込みマットとか、厳重に3段階で消毒をしておりました。それを参考にして宮城会場も防疫対応をとるという情報でございますので、そういった対応がとられると思っております。

【西川委員】 口蹄疫が出た後の各牛舎周りの消石灰の配布など結構されておりましたが、慣れて、もうよかさというような気になったら、また危ないと思うんですね。そういうことで、特に候補牛とか、産地というか、飼養農家の多いところとか、地域的にも厳重な指導をお願いしておきたいと思います。よろしくお願いします。

【大曲畜産課長】 通常の業務の中で、出先に家畜保健衛生所という専門の指導機関がございますので、そういったところが常日頃から飼養衛生管理基準の遵守状況調査もいたしております

し、農家に行く機会もございますので巡回指導等や、また、部会、総会時等に防疫体制の徹底ということを周知しておりますので、今後もさらに継続してまいりたいと思っております。

【大久保委員】議案外ということで農産園芸課長にちょっとお尋ねしたいと思います。

急に作物の名前を出しましてびっくりされるかもしれませんが、アボカドの長崎県における今後の栽培についてちょっとお尋ねしたいと思います。

先般、3月2日に「セントヒル長崎」で「アボカド栽培普及推進セミナー」が開催されています。ご案内いただきましたけれども、ちょうど議会中で私は行けませんでしたけれども、翌日の長崎新聞の記事には、150人ぐらいの方が来られてセミナーは非常に大盛況だったと、県の幹部の皆さんも出席をされていたということでした。

アボカドといいますと、遠くメキシコから来る、にわかに注目されている果樹というような感覚でしたけれども、その当日のセミナーについて、また、県はアボカドの栽培にどのように関与されているのか、お尋ねしたいと思います。

【渋谷農産園芸課長】当セミナーにつきましては、3月3日に、長崎アボカド普及協議会と長崎県農商工連携プロデュース協会主催で長崎市において開催されております。出席者につきましては、県内の果樹農家、行政、農業関係者らで175名の参加と聞いております。

アボカドですけれども、2015年の輸入量が5万8,000トン、輸入金額が186億円ということで、10年前と比べて大体2倍程度まで増えております。「森のバター」と言われていまして、若い女性に大変人気がある果物だとお伺いしております。

県内におけるアボカドの試験的な栽培状況で

すけれども、農産園芸課の新規品目等チャレンジ農業支援事業というものがあまして、平成27年度に西海市で、それから、平成28年度には諫早市で地域に合った品種でありますとか、露地への適応性の試験等が今行われているところであります。

【大久保委員】にわかにかというか、恐らくこれから注目を受けるであろうなという感覚でおります。

それで、実際は県内の農家の方が研究会なりをつくって試行錯誤しながら一生懸命頑張っておられるわけであります。県も新しいことのチャレンジということで支援をされているということでもあります。問題は、暖かい国から来た作物ですから耐寒性があるかどうかということだろうと思うんですね。

県内も新たな作物にチャレンジということであるような動きがありますけれども、そういう人たちに聞いてみますと、アボカドというのは意外と手間隙はかからないと。しかし、耐寒性がどうかということであって、そこらあたりでそれぞれ現場の方々が接ぎ木なんかをしながら試行錯誤されている。そこらあたりを県としてももう少し支援をお願いできないかなと思っております。

もう一つは種の輸入、そのルート、そのあたりを県としても少しバックアップといいますか、支援をお願いできないものかという思いがするわけがありますけれども、今後、いかがでしょうか。

【渋谷農産園芸課長】まず、アボカドですけれども、今、県内で売っているような果物から取った種、通常の品種でいいますと、大体マイナス2度ぐらいで枯れてしまうと聞いております。その中でメキシコ系統であるとマイナス4度程度まで耐えるというデータもあるということで、

今、県内で一部、試作等も始まっているとお伺いしております。

それから、県の支援ですが、今、農林技術開発センターの果樹部門で、温暖化する中での実生の選択の一つということでアボカドの試作をやっております。現在、5品種の試験をやっているということでございますので、今後、この試験結果等を注視していきたいと考えております。

【大久保委員】基本的にはアボカドは露地栽培になるのかなと思います。そこらあたり、耐寒性が得られるかどうか、ぜひ注視しながら県としても必要な支援をしていただきたいと思います。

同時に、もし耐寒性が得られなかった時には、これは施設栽培ということも考えられるのではないかなと思うわけです。実際、県内でも南島原地区の栽培グループの人たちは施設でやっていますね。早くできるということを聞いております。

そういう意味では、昨日も予算審議の中で、いわゆる長崎県が進めようとしているオランダ型の施設園芸といいますか、そういうところに組み込んでの研究、あるいは開発ということも今後出てくるのではないかなと思うわけでありまして、そこらあたりはどうでしょうか、ご見解をお尋ねします。

【渋谷農産園芸課長】私も当日の資料を読ませていただきましたけれども、その資料によると、1個500円で販売して、10アール700万円の販売額に出ておりました。ただ、県内のスーパー等を見てみると、アボカドは、1個、大体100円から150円ということでございますので、それでいくと、市場価格がよく売っても100円ということになると、ざっと計算すると700万円の5分の1で140万円程度の売り上げということにな

ります。そうすると今のハウスの価格等では、なかなか採算がとれないということもあります。今後、試験で、どれくらいの品質で、どれくらいの収量がとれるのか、それで採算性が合う場合につきましては、支援等の検討が必要になってくると思っております。

【大久保委員】オランダ型も面積あたり、パターンがありますので、そういう意味ではコストも含めたところの採算の勘定も出てくるでしょうから、これはいけるぞということであれば大規模にやるということも一つの手ではないかなと思うわけであります。

先ほど、課長から答弁がありましたように、アボカドは「森のバター」ということで、今、世界的にも炭水化物ですね、糖質を抑制して、そして、意外と脂質、脂肪をとろうと。アメリカは「イート・バター」ということでバターを食べようというキャンペーンがあるぐらいですから、そういう意味では食物としても今後期待を持たれる。しかも、全国的にアボカドの産地というのはないんですよ。ちょこちょこ研究的にやっているところがありますけれども、それは基礎自治体でやっているところが多くて、例えば、県単位で全面的にやっているところは少ないので、せっかくこうやって先進的な取組をされている農業家の方が長崎県内におられるので、県としてもしっかりとバックアップをして、できれば希望としてはオランダ型と相並ぶ露地の中心作物として、そして、アボカドと言えば長崎県が産地だというような、びわとか、ミカンとか、それに継ぐ産地として発展してもらえば非常に希望があるかなと思ったところで質問させていただきました。

ぜひ注視をしながら最大限のバックアップをお願いしたいと思います。よろしく願います。

【松島委員】 イノシシですが、さっきお願いした資料を早速出していただいて、ありがとうございます。

研究成果のタイトルが「ICTを用いたシカ、イノシシ、サル防除・捕獲・処理一貫体系技術の実証」ですか、この資料に目を通していただきました。

それで、各団体がいろいろ研究結果を出していて、長崎県農林技術開発センターが研究成果を発表している17ページですが、ここもそうなのかと思って読ませていただきました。イノシシを捕獲された方の悩みというか、とどめをさす時の技術的な負担、そして、精神的な負担が大きいというアンケート調査を出されていて、やはりそうなのかという思いがしています。

ここに、「とどめをさすのが自分自身じゃなくて、他の従事者に依頼する場合も多いことがわかった」と報告に書いてあります。この「他の従事者」というのはどういうことなのか、処理施設のことを言われているのか、そこを教えてください。

【光永農山村対策室長】 今、委員からお話があったアンケートの背景でございますけれども、さまざまなケースがございますが、例えば、捕獲隊も含めて各地域でわな猟、銃猟が行われておりますが、特にわな猟につきましては、捕獲された個体を最終段階で止め差しという行為を行います。これについては、わな設置者の方がされるケースもございますけれども、技術的にも非常に要領が必要ということもあって、例えば、猟友会のベテランの方々に連絡を取られてお願いするケース、それから、各市町には実施隊という隊員が全市町に設けられておりますので、こういった方々にご連絡をされて止め差しを依頼するというケース等も聞いております。さまざまなケースがございます。

処理施設に持ち込むというケースもございますけれども、生体搬送した場合については、処理施設で止め差しすることになりますけれども、多くの場合は、一旦、止め差しをされて短時間で速やかに持ち込むケースが多ございますので、基本的にはわなの設置場所で行っている行為について、技術的に優れている方々に依頼するケースがあるということで理解しております。

【松島委員】 今言われてわかりました。止め差しについては、技術的に負担というか、結局、悩まれているんだと思いますけれども、技術的にも、恐らく精神的にも、どちらにも負担が大きいとアンケート調査でわかっています。なので、県としてもそこに何らかの支援をしなければならない。それはどう考えていらっしゃるんですか。

【光永農山村対策室長】 今回、こういった背景等を把握しました中で、止め差しの行為についてできるだけ実施者の方々の負担を減らしたいという思いがございまして、先ほど見ていただきました資料の17ページの下の方に主な止め差しの方法が列記されておりますが、多くの場合は、銃による止め差しもしくはナイフ等の刃物によって止め差しをしているというのが現状でございます。

ただ、これについては上段にありますような技術的な問題であったり、精神的な負担が大きいということございまして、これを軽減したいということの思いの中で、今回、電気によります止め差しの機器の開発に取り組み、前年度の段階で製品化の最終段階まで一旦きたということで、今普及に入っているところでございます。

電気による止め差しでございますけれども、18ページに略図がありますが、基本的には箱わなを想定しております。箱わなは金属製の枠で

ございますので、これに一方の電極をつなぎまして、あとは19ページに、これは試験段階で破損しているところが写っておりますけれども、これを補強した形でもう一方の電極をつなぐ。これを急所等に差し込むことで通電をさせて速やかに死に至らしめるという方式をとっております。

これにつきましては製品化に至りまして、国の総合対策事業の対象にもなるように国と協議をいたしまして、現在、既に導入が開始されたところでございます。

あと、これにつきましては今後改良を重ねていくことにしておりますので、より軽量化であったり、それともう一つ肝心なことは、安全性をしっかりと確保するということが重要かと思っておりますので、販売メーカーとは安全講習をするということを前提に販売を行うということで、今、普及に着手したところでございます。

【松島委員】このアンケート結果でわかっているとおり、負担を減らす支援を今やっていたという答弁をいただきましたので、しっかりと広め、普及させていただきたい。少しでも負担が減るようにお願いします。

そして、イノシシの解体処理施設は、県内に幾つあって、経営状況というのはどうなんですか、どこまで室長が把握されているかわかりませんが、江迎とか、島原も新しくできましたし、諫早にもありますし、幾つあって、経営状況はどんなものかお聞きします。

【光永農山村対策室長】県内におきまして、処理加工施設として稼動しておりますのが、私ども、7施設、確認をとっているところでございます。それぞれ規模に応じて処理が行われております。これは該当の施設に照会をかけましてアンケートの形で集計したものでございまして、平成27年の状況といたしましては、全体で

1,249頭が各施設で解体処理をされているところでございます。

運営につきましては、私どもも十分に承知していないところでございますけれども、本県で捕獲されておりますイノシシは、効率的に肉がとれると言われている40キロ以上の個体が全体の2割程度ということでございまして、効率の悪い個体も含めて処理されているところがございまして、コスト的にはかなりかかっている傾向があるのではなかろうかと推測しております。詳細な施設ごとの収支については、把握していないところでございます。

【松島委員】今言われた7施設については、ぜひペーパーで、施設名と経営主体を一覧でいただきたい。

そして、今言われたアンケートをいただくことはできないですか。7カ所、それぞれ頭数が出ていると思いますけれども、可能だったらこれをペーパーでいただきたいと思います。

そして、イノシシに関して1つ懸念事項があります。何年かぶりにこの委員会に来ましたので、懸念事項として2015年7月に静岡県で電気柵に触れてしまって感電死した事件がありました。それを受けて国が全県的に点検せろということをやって、県を通じて調べています。長崎県においては20市町の9,216カ所を点検して6カ所で漏電遮断器がなかったということまで把握しています。それ以後、県としては指導して改善をしてもらわないといけません。この6カ所についてはちゃんと改善されているのか。点検していないからあれでしょうけど、ほかにもこういう問題がある箇所が出ていないか、この2つをお聞きします。

【光永農山村対策室長】平成27年7月に、委員ご指摘のとおり、静岡県で痛ましい事故があったということでございます。これにつきましては

は個人で自作の電柵をつくられて、これにレジャーで来られたご家族が触れてお二人がなくなり、ほかの方々も感電したという大変な事故でございました。

これにつきましては、県といたしましては国の指示の前に、この施設が交流の電源から電力を供給していたということがございましたので、まず、交流電源を使っているところを先行して調査し、後、国からも追跡の調査の指示がございましたので、全電気柵について調査を早速行ったところです。トータルといたしましては、委員ご指摘のとおり9,216基、これは鳥獣被害対策用の柵もございますし、あと、家畜の運動場であったり放牧関係でも使いますので、そういったところも含めまして一斉点検いたしました。

この中で、漏電遮断器というのが本来設置されてなければならないのが6カ所ついていなかったということが確認できましたので、まずは緊急的に回路遮断の指示をいたしました。電力の供給を絶ちまして一旦機能を停止し、その後、漏電遮断器等を購入して現場に設置されたということをして、市、県で確認した上で回路の再開を行ったということでございます。この時点で一旦遮断を行いましたけれども、最終的には是正措置が行われたということで、全施設、適正に運営されているということまで確認したところでございます。

その後、同じような案件が発生してはいけないということもございましたので、これは国全体でポスター、チラシをつくっていただきまして、この配布等で周知を行いました。それから、私ども、さまざまな場面で講習会等を実施しておりますので、この席の中でもチラシを配り、安全性を訴え、安全な機器をセットすること徹底させていただいているところでございます。

時間の経過とともに危機感というのは薄れがちでございますので、本年度に限りましても、例えば、担当者会議でもそうですし、捕獲隊の研修会、A級インストラクターの講習会、集落点検、こういった場面、場面で、ここにメモがあるだけでも十数回は周知喚起をしているということで、こういった痛ましい事件を忘れないように、安全なセットをしっかりと管理していただくことを徹底するように今後もやっていきたいと思っております。

【松島委員】それを聞いて安心しました。引き続きよろしくお願い致します。

最後に、次につなげるというか、資料をお願いしたいと思います。事前に「新ながさき農林業・農山村活性化計画」の概要版ではないものを出していただいて、その中で3点、資料要求をしたいと思っております。

94ページが一番下に減農薬の技術開発をすると書いてあります。これが事業レベルでいうと何の事業に当たっていて、今、開発はどんな状況なのか。

そして、96ページ、農産物直売所の機能強化、これは真ん中ほどにあります。事業名でいえば何の事業か。そして、その事業内容がわかるもの。

最後に、121ページに数値目標を掲げられていて、数値目標の2段目に、有機特別栽培の実面積を書いていらっしゃいます。この数値目標を掲げられるということは、何か事業がリンクしているのかなと思いますので、事業名と事業内容を教えていただきたい。これをペーパーでいただきたいと思っております。有機農業を推進できないかという思いがありますので、皆さんと協議させていただきながら、その資料を直に受けていただきたい、このことを最後に申し上げておきます。

【宅島委員長】 ほかにございませんか。

【渡辺委員】 諫早湾干拓の関係で、今回の利用権の再設定ですが、40企業体の面積とリース料金の一覧表はないんですか、あれば欲しいんですが。

【藤田諫早湾干拓課長】 経営体の一覧はございます。経営体とリース料を合体させた資料は現在ございません。

【渡辺委員】 要するに、経営体ごとに、リースの平米と料金と一覧になったのはないんですか。

【藤田諫早湾干拓課長】 作成の上、お配りさせていただきたいと思います。

【渡辺委員】 よろしく願いいたします。

それと、私も一般質問で取り上げておったんですが、地理的表示の保護制度の関係で、今までなぜ長崎がないのかということをやっていると、3月3日にまた新たに4品目がなあって、その中に松阪牛、米沢牛、前沢牛と牛肉が3つ入っているんですよ。28品目の中に長崎県はまだ1品目もないと。今、どのような取組をして、要するに、海外に打って出るなら農水省の保証がある地理的表示保護制度に登録すべきと思うんですが、その辺の取組姿勢についてお尋ねしたいと思います。

【長岡農産加工流通課長】 地理的表示保護制度、通称G Iについてのご質問でございますけれども、まず、簡単にその制度について説明させていただきます。

平成26年6月制定の地理的表示法に基づきまして、簡単に言いますと、対象となりますものが農林水産物、食品になっておりまして、酒、医薬品、化粧品を除くものという形になっております。その中で地域の名称がついている農林水産物、食品で、名称で産地が特定できるという

ことと、名称によって特性がはっきり結びついているということが一つの条件となっております。

そういう中で、委員ご指摘のように、一番最初が平成27年12月22日から登録が出始めまして、平成29年3月3日に4品目が追加されまして、現状28品目が登録されている状況でございます。

本県の申請状況でございますけれども、水産関係の「焼きあご」が平成27年7月に申請されております。農林関係では「対馬しいたけ」が平成27年10月に申請されております。「対州そば」が平成27年12月に申請されております。ですので、今、3件申請されておりますけれども、この申請をして今まで1年半以上たっている状況でございます。

これはなぜかと申しますと、登録に至るところで農水省で内部審査をしまして、その後、内部審査を通ったところにつきまして第三者機関の意見聴取ということで、それが3カ月間、その後、学識経験者の意見聴取を踏まえて登録という形になっております。この内部審査に農水省の方でもものすごく時間がかかっている状況でございます。それは何かと申しますと、先ほど申しました地理的表示法、G Iのポイントになります名称と地域が特定できるかどうかということと、名称と特性が結びついているか、その担保を追加資料でずっと求められているという状況でございます。

そういった中で、直近の状況では、「対馬しいたけ」については、ある程度、書類の提出が終わったと聞いておりますので、内部審査については、もうすぐしますと終了するという形で、その後、第三者の意見聴取に入っていくという

状況になろうと思います。

【宅島委員長】 手短にお願いします。

【長岡農産加工流通課長】 話が長くなりましたけれども、委員ご指摘のように、輸出等も踏まえますとG Iというのは非常に大事だと思っております。ですが、G Iにつきましては、大きなブランドについては確かに輸出ということで大事ですけれども、各地域のブランドに目を当てる、価格向上につなげる、ブランド力の向上につなげるということも非常に大事でございまして、今、農産加工流通課としましては、この3品目以外で県の説明会とか個人相談をやっておりましたけれども、なかなかそういった状況では進まないものですから、地域の名称がついた産地に関しまして直接出向きまして、市町も含めて繰り返し説明会をさせていただいているところでございます。

そういった中、2～3品目につきましては、産地の方で申請に対して意向が高いところがございまして、そこにつきましては県と市町でチームを組みまして申請に向けました資料の作成を進めているところでございます。

【渡辺委員】 3品目が申請中だということわかりました。

あと、長崎には特産品がいっぱいあるでしょう、茂木びわとか、長崎カステラとか。そういうものも、どこまで広げているんですか。産業労働部に聞いたのは、麺は私どもが担当しておりますということだったので、部署で違うんですか。

【長岡農産加工流通課長】 それぞれ担当部署の商品につきまして担当ということで推進をさせていただいております。トータル、国との情報交換とか、国の説明会の情報提供といったもの

についての窓口は農林部でさせていただいております。なおかつ、各産業労働部、水産部の推進状況につきましては、定期的に情報交換を行いながら情報を共有するような形で進めさせていただいております。

【渡辺委員】 長崎には地名のついた特産品が、「伊木力みかん」だとか「五島うどん」とかいろいろあるでしょう。それを十分活用して、そして県外に売り込む体制づくりのために、この取組については農林部が窓口になってよその部にも働きかけていただいて積極的に取り組むように要望して、終わりたいと思います。

【宅島委員長】 しばらく休憩します。

―― 午後 零時 5分 休憩 ―

―― 午後 零時 5分 再開 ―

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時半から再開いたします。

―― 午後 零時 6分 休憩 ―

―― 午後 1時30分 再開 ―

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、議案外の所管事務一般について質問を行います。

【山田(博)委員】 それでは、お許しをいただいて幾つか質問したいと思います。

諫早湾干拓課長にちょっとお尋ねします。今日の朝日新聞に、びっくりしましたけど、国が漁業団体に想定問答集と。これは、「国営諫早湾干拓事業の和解協議で堤防を開門しない案で決着を目指す農林水産省が、開門を求める漁業者を説得するための想定問答集をつくり地元漁業団体の幹部に示した」とありました。諫早湾干拓課長は、こういった想定問答集を見たこと

があるのか、聞いたことがあるのか、まず、それをお答えいただきたいと思います。

【藤田諫早湾干拓課長】このような想定問答集は見たことはございません。今日の新聞ではじめて知ったところでございます。

【山田(博)委員】じゃ、地元の人たちも、これは全く知らない、見たことないわけですね。間違いないですね、これね。これ、大切なところですよ。しかし、諫早湾干拓課長は、見たこともない、聞いたこともないと。安心しましたよ。まさか、それに携わっていたということだったら大変なことですからね。政策監、何かしゃべりたんですけど、しゃべってください、ぜひ。

【前田農林部政策監】私も今朝の新聞ではじめて知りました。いろいろ問い合わせをしましたけれども、そういうものを私自身も見せられたこともありませんし、認識もしておりませんでした。

【山田(博)委員】ということは、政策監、国に確認したら、国では、そんなことはしてないということだったんですか、それをお答えください。

【前田農林部政策監】国の方に私のラインで確認しましたけれども、コメントできないといったことでございました。

【山田(博)委員】コメントできないということは、そうでしょうけど、コメントができないということは何かあったということでしょうけど、何かあれですか。

【前田農林部政策監】担当レベルでの聞き方です。例えば、本省の上の方まで確認したとか、そういうことではございません。

【山田(博)委員】いずれにしても、大変な記事が載ってまして、具体的に想定問答集の抜粋ま

でマスコミがありましてね、長崎県の県当局は見たこともないし、聞いたこともないと、一切関与してないと。これは大変良かったですよ。これ、大事なことだったからですね。これは、もしこういったことがあったとなれば大きな問題になりますので。

じゃ、もう一つ、この件に関してお尋ねしますけど、農林部長、こういうふうな、今、一部で報道がされていますけれども、今、政策監が「コメントできない」ということでありますけど、報道では、こういった想定問答集をつくられて、そういった働きかけをやっているということですけど、これについて農林部長はどう思われますか。

【加藤農林部長】それは新聞報道で私どもは知ったところでございますので、その中身については、ちょっとコメントできるような状況じゃないということでご勘弁いただきたいと思っております。

【山田(博)委員】私が今回聞いておかなければいけないのは、これにかかわっているか、かかわっていないかというのが一番大切なことでしたから安心しました。これからも引き続き、諫早湾干拓問題に関して鋭意頑張ってくださいなと思っております。こういった報道が一部ありましたけど、振り回されることなく頑張ってくださいなと思っております。

続きまして、昨日お話をしておりました長崎県の大村市図書館と一体型の図書館ですね、また大村市の歴史資料館があつて。長崎県の場合は総事業費が85億円です。長崎県の図書館を設計した会社が、実は高知県に図書館をつくっているんです。これがなんと、長崎県の85億円に対して129億円です。なおかつ、長崎県の農水

経済委員会に関係する県産材をどのように使うかということ、建築課から資料をいただきましたら、「資材の県内優先の調達」ということで仕様書に書いてあります。どんなに書いているかということ、「工事に使用する資材等については、地場産業の活性化を図るため、原則として県内生産品を使用しなければならない。ただし、WTO対象工事については、県内生産品を使用するよう努めるものとする」と。一方、長崎県と同じ設計事務所が設計した高知県の最近完成したところはどんなふうに書いているかということ、「本工事に使用する木材は、高知県内産材（高知県内の森林から生産された木材を使用するものとする）」と。林政課長、これが間違いないかどうか、それだけお答えください。

【佐藤林政課長】本県の大村で建てられる予定の図書館の仕様書、それと高知県の仕様書を確認いたしまして、今、委員おっしゃったとおりの文言になっております。

【山田(博)委員】同じWTO対象の工事で文言が違うということは、なぜこういうふうになったのか、林政課長の見解を聞かせていただけますか。

【佐藤林政課長】我々、県産材の利用を進める立場で、特に、公共施設の木造・木質化を進めているわけでございます。その際、計画段階から我々がお願いして、こういうところには木材が使えるのではないかとということも含めまして、協議を進めさせていただいているところでございます。一定、その方向が固まった上で設計者、今回の場合で言えば建築課になりますが、そこが設計されるということで、その設計の特記仕様書まで我々が見て、お願いしますとか、そういうことまではやっていないのが実情でございます。

ただ、今回、WTO案件ということで、基本的に我々はWTOの関連工事につきましては、原産地を特定するような表示といいますか、仕様書はつukれないと我々は理解しておりましたので、今、委員おっしゃられました本県の文言が普通であろうと思っておりました。私、高知県のこの内容については、今回お話があるまで承知はしておりませんでした。

【山田(博)委員】「承知はしておりませんでした」と。高知県は具体的に、「高知県内の森林から生産された木材を使用するもの」と書いてある。長崎県は、「努めなさい」と。「使用しなければならない」ということと「努めないといけない」ということ、この大きな違いですね。これは林政課長、建築課に確認したらこうでしたと。高知県の書き方がいいのか。高知県は120億円の規模です。長崎県は85億円なんです。これは規模が大きいWTOですからね。

林政課長、この違いを、なぜこうなったのか、どちらが正しいのか。高知県のやり方が正しいのであれば長崎県の建築課がちょっと勉強不足だったのかと。それか、設計事務所が、こういったことができるということを教えてくれなかったということであれば不誠実じゃないかなと思うわけですね。

いずれにしても、県の勉強不足だったのかということを踏まえて次の委員会までに、なぜこういうことができるのか調査をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

【佐藤林政課長】高知県の表現が適切かどうかという判断は私の方ではできないのでございますけれども、ただ、高知県に限らず、九州各県でもいろんな公共工事をされていると思いますので、そういった実情を勉強させていただきまして、どういう表現がいいのか。基本的には我々も県産材を使っていたきたいという気持ちは

あるわけですので、それがWTOの協定に抵触しない表現は、どういうことが適切なのかも含めて、よその県も参考にしながら、建築課等と協議をさせていただきたいと思っております。

【山田(博)委員】 これは私もびっくりでしたよ。日本でもこんなに違うんですからね。ましてや、図書館でこういうふうなことです。また、同じ設計事務所だったんですから。農林部長、WTOで地域要件はできないんですよとか、特定仕様はできないんですよという話がありましたけど、高知県が正しかったのか、間違いだったのかを含めて、農林部長、しっかりと調査、研究していただいて、次の委員会に報告していただきたいなと思っております。

林政課長は、今年の3月31日で退職ということで、残念なことですけど、新しい課長が報告することになりますけれども、いずれにしても、部長、このことはぜひしっかり取り組んでいただきたいと思います。いかがですか。

【加藤農林部長】 県産材を使っていくということは大変重要なことだと考えております。その中で仕様書というのは県の方で定めますので、県でどこまで書けるかということをしっかり研究しないといけないと思っております。

今回、本県の場合、「原則として使用しなければならない。ただし、県内産を使用するよう努めるものとする」ということ。一方で高知県の場合は、「県内産を使用するものとする。ただし、これによりがたい場合は監督者の承認を得て使用するものとする」ということで、積極性が高知県の方が前向きに書いているところでございます。その辺がどこまで書けるかというところ、ほかの県の状況等も踏まえながら研究をして、この委員会で報告させていただきたいと思います。

【山田(博)委員】 ぜひよろしくお願いします。

続きまして、今、林地開発が、太陽光があっているわけですが、この林地開発をする時に、林政課長、お聞きしたら、国土利用審議会でも、森林伐採は極力しないということで附帯決議があったということでもあります。その中で大型太陽光発電におきましては専任の電気管理技術者を置かないといけないようになっているわけですね。それはご存じだと思うんですが、その電気管理技術者が全国で大変不足しているわけです。開発はしました、造成しました、それでそういった方がいなくて事業ができませんでは話になりませんから、そこは許可をする時に一体的に取り組まなければいけないのではないかなと思うんですが、見解を聞かせていただけますか。

【佐藤林政課長】 近年、固定買取制度ができた関係で太陽光設備の林地開発の許可申請が増えている状況でございます。1ヘクタールを超える森林を開発する場合の林地開発許可は、基本的には災害の防止でありますとか、水の確保等に支障がないとか、そういった基本的な審査基準がございまして、それをクリアさせるように指導しながら林地開発を適正にしていっているというのが現状でございます。

その審査をする際には、今言われました必要なもの、人でありますとか資金、そういったことを我々は確認させていただいた上で、開発が確実に、しかも適正に行われるということを担保していただいて、それから先ほど申しました審査基準もございますので、それらをクリアした上で許可をしているということでございます。

ですから、その辺、業者に対する指導は、我々としても時間をかけて適正にやっているということでございます。

【山田(博)委員】 実際、あるところの開発で、

担当者も十分理解していないところがあって、大型のメガソーラーになると専任の電気管理技術者を置かないといけないということを十分理解していなかったわけですね。そこを今からでもいいですから、きちんと確認しないと。

今、国でも太陽光発電に関しては規制をかけておりますね。なぜかという、投機を目的にしないようにということであるわけです。だから、投機目的にならないように、ぜひ電気管理技術者のしっかりした配置ができるかということを確認した上で、配置しないで造成しているところが今ありましたら、そこはしっかりと取り組んでいただきたいと思うんですが、いかがですか。

【佐藤林政課長】我々は、この林地開発が適正に行われて、例えば、途中で放棄されるような案件になっても困りますので、それはしっかりと事前に審査をした上で許可をしていくようにやってまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】ぜひそういうふうにしていただきたいと思います。林政課長、3月で辞められるのに、あなたばかり質問して、たまたま、たまたま質問していますので、退職してうらまんでくださいよ。たまたまこうやっているわけで、お願いしたいなと思っております。

次に、長崎県林業公社についてお尋ねしたいんですが、先ほど、「第7次経営計画」の資料をいただいておりますけれども、林業公社が県から融資をいただいているのはどれぐらいあるのか、その返済は何年をめどにしているのか、お答えいただけますか。

【佐藤林政課長】午前中もちょっとお答えいたしましたけれども、県からは借入金ということで毎年支援をしていただいております。その借

り入れの残高として、平成27年度時点でございますけれども、221億円ございます。これは当然、利息はございませんけれども、返済をするというお約束でお借りしているものでございます。今の計画では平成36年度から返済が徐々に始まります。現在も借り入れているということがございますので、最終的な返済は林業公社の最終年度であります平成76年度までかかるという計画になっております。

【山田(博)委員】平成76年度ということは、今年が平成29年ですから48年、50年後ですね。50年後は、少なくとも山田博司はぎりぎり生きているかなと。林政課長、50年後に完済するということでもありますね。大体3億円ぐらい借り入れておりますね。そうすると、大丈夫なんですか、どうなんですか。

私が心配しているのは、今、いろんな借り入れが、母子、寡婦の家庭にいろんなお金をお貸ししたりしておりますけど、そういったものも回収している一方で3億円借りているということですけど、平成76年度にきちんと完済するということで間違いございませんね。林政課長、あなたの最後の言葉を聞いて、あなたに対する質問を終わりたいと思います。

【佐藤林政課長】今ご質問にありました長期の借入金の返済でございますけれども、午前中ご説明しましたように、「第7次経営計画」を新たに策定し、伐採のやり方、あるいは販売方法を現状のやり方から一歩進めて、さらに収益を上げるようなやり方をやっていくと考えております。そういうやり方を継続しながら、今後見直すこともあるかもしれませんが、それをしっかりと取り組みながら、この211億円の長期借入金についてはしっかりと返済してまい

るように指導していきたいと思っております。

【山田(博)委員】 林政課長、退職してもしっかり指導してくださいね。

最後の質問ですけど、今、政府、自民党の方で喫煙場所に関していろいろ議論されているわけですが、長崎県として葉たばこは基幹作物の一つであります、五島でもそうです。

これはご存じのとおり、私はたばこは吸いませんけれども、吸うところを規制されたら売り上げも減るし、長崎県はたばこ税も入っているわけですね。こういうふうな状況になりますと、長崎県の農林行政においても大きな打撃になるわけですが、規制しようとする厚生労働省はけしからんなど。五島に帰ったら、農家の人から「なんであんなことになっているのか」と私に言うわけですね。「私は国会議員じゃありません」と言いたいんだけど、「そうですね」と言っているんですよ。どう思いますか、農林部長、国に対して。長崎県としても頑張らんといかん、抗議するという気持ちはないですか。委員長、委員長のところも葉たばこの栽培はやっているでしょう。これはぜひ、たばこの規制に関して、今、たばこ議員連盟の国会議員の方が、けしからんと言っておりますけど、当委員会でも宅島委員長のもとで抗議活動をせんといかんなど思っているわけですよ。

私は、たばこは吸いませんけれども、農林部長、国の方で今議論されていますけれども、見解を聞かせていただきたいと思います。

【加藤農林部長】 現在、国の方で健康増進法の改正ということで分煙対策の進め方を今議論されているところで、その中で小規模の飲食店とかレストランまで含めまして、分煙対策ではなくて、飲食店の中ではもう吸えないという方向

で議論がされていると伺っております。

たばこの消費拡大のためにも、たばこが吸えるような環境整備が必要になってまいります。その一方で健康対策も必要になってまいります。そういった中で小規模な店舗まで、そこで吸うなという話になってきますと、小規模の店舗そのものが維持できなくなるような状況にもなってまいります。

そういったところを調整していただく必要があるということで、先の県議会でも、適切な対応をしてくださいという意見書を採択していただきました。それを国にはお伝えしているところでございますので、そういう課題は伝えてまいりたいと考えているところでございます。

【山田(博)委員】 時間がきましたので、これは健康についてもそうだけれども、長崎県の基幹産業の一つである葉たばこ耕作にとって大きな打撃になりますから、ぜひしっかり頑張りたいと思います。

【宅島委員長】 ほかにございませんか。

【麻生委員】 バイオマス基本法の関係でちょっとお尋ねしたいと思います。

この前、環境部長から答弁いただきました。私は、畜糞尿のバイオマス化、メタンガス化、そして加温で使うとか、そういう有効利用を横断的にやるべきだということがまず1点です。あわせて、食品のリサイクル関係で食品ロスを減らそうということで環境省がやっています。そういう点でエコフィードの関係を前から訴えています。

長崎市のコンビニだとか大手スーパー、調理したものの廃棄物ですね。そういうものを生かしながらエコフィードするというやり方、これはぜひ県としても後押しをしていただきたいと

思います。

一つは、今、トランプさんになってTPPがどうなるかわかりませんが、一番影響を受けるのは養豚業者ですね。TPPの関係で一番影響を受けるのは養豚業者だという状況がありました。一番のコストは配合飼料における影響、トウモロコシが若干安くなっていますが、それでも配合飼料は高止まりしていますよね。

そういう2つの観点から、バイオマス関係とエコフィードに関して農林部のお考えをお聞きしたいと思います。

【大曲畜産課長】 まず、1点目のエコフィード関係でございます。現在、年に1度、調査をしています。県内では平成27年4月1日の畜産課調べの数値でございますけれども、県内の182戸の畜産農家でエコフィードを活用している状況でございます。食品残渣の種類等も調査しております。県内には未利用の食品残渣もございますので、現在の取組といたしましては、各振興局を通じましてエコフィードの飼料原料としての食品残渣等を聞き取り調査を行いまして、要望等も踏まえてマッチングの取組も行っているところでございます。

また、委員はご承知と思いますが、昨年度は島原の方で野菜くずを、じゃがいもの残渣といいますか、そういうエコフィードも提供したところでございます。

今後とも、エコフィードの利活用については、現地の調査や、マッチング等も含めて取り組んでまいりたいと思っております。

【福田農政課長】 委員からご質問がございましたバイオマス活用でございますけれども、東日本大震災の原発事故を受けまして、地域の未利

用資源であるバイオマスを利用した自立・分散型エネルギー供給体制の強化を図ることが重要な課題となっております。

地域に豊富に存在するバイオマスの活用は、地域ビジネスの展開等、新たな業態の創出を促す重要な取組の一つだと認識しております。

このような観点から、各部、役割分担がございまして、その役割分担をつないで連携しながらバイオマスの事業に取り組んでまいりたいと考えております。

【麻生委員】 バイオマスの方から言いますと、この前、環境部長にもお願いして、合同で島原地区でやったということを聞いております。

今回お願いしているのは、横断的な状況、それと、今後、諫早湾干拓の自然循環型の、環境型農地ということでもありますので、本当に使えるかどうかのことも含めながら、液肥の関係も検討してもらいたいなと思っているところです。

一つは、バイオマスの利活用の推進方法が変わっていますので流れとしては変わってきましたけれども、ぜひ検討していただいて、使えるのかどうか。

それとあわせて今お願いしているのは、この前も本会議で話をしましたけれども、地域の雇用を、循環型としてやる中で集配といいますか、そういうことをやる仕事もつくっていくことができるんじゃないかと思っておりますので、その観点からもぜひ横断的に研究していただいてやっていただくことを強く要望しておきたいと思っております。

あと1点、エコフィードの関係についてお願いしているのは、前回、朝日新聞に全国会長の高橋さんという方がコメントを寄せられておりました。この方は小田急関係の会社で、場所は

神奈川県かどこか、ここに工場を持っていってしまいます。この方は獣医師でございますけれども、年間100万頭に餌を供給していると。自分のところの餌で「優とん」というブランドの豚もつくっていってやるということでもあります。

こういう循環型で長崎県もできるんじゃないかなろうかと。今、一部やっていってやってSEWさんに供給されています。こういったものを伸ばして、島原地区でも今から養豚業者を増やしていきたいと。また、この前、五島の草野ファームの社長さんにお会いしましたら、草野さんも「増やしていきたい」という話をされていましたが、課題は、コストが合うかどうかですね。そういうことが今後の生き残りをかけて課題になるんだろうと思っています。一部やっていってやる場所もありますけれども、入と出と、そういうマッチングが大事なので、本当にあるのか。

そして、今、廃棄物対策課長にもお願いしているんですけども、長崎市は焼却の方がコストが安いと。キロ6円ですから、そっちで燃やす方が安くなるので、全部そっちに入っているわけですね。だから、できたら行政の方で有効活用するというような取組をして、資源だという状況でぜひ対応を一体となってやっていただきたいと思っています。農水関係だけではなくなかなか難しいと思います。環境の方ともしっかり連携してやっていただきたいと思っています。

お願いですけれども、全国のマッチングの協会をつくってございまして、環境省、農水省の補助金をもらって年に3カ所ぐらいでマッチングの会合をやっております。秋口に長崎でやりた

いと思っています。それは全国の事務長からお話をいただいて、長崎でも一部そういうことをやっているところがありますから、ぜひそれを延長して、長崎でもそういう成功事例を全国に発信できるような取組をしたいと思っているんですけども、これに対して県のお考えと、取組の動きができるかどうかお尋ねしたいと思います。

【大曲畜産課長】ただいま委員からご指摘がございましたエコフィードの活用関係でございます。私は中身的には長崎市の今言われた業者さんも承知しておりますので、そういったところでは平成28年度のエコフィードの増産対策事業に取り組みまして、養豚農家、SEWさんをはじめ、3戸の養豚農家さんで事業に取り組んでいってやるということもお聞きしております。

委員がおっしゃるように、リキッドフィーディング等になりますと、メリット、デメリットがございます。長崎市の焼却のキロ6円という単価もございますし、どちらを活用すべきか、最終的に私たちが望むのは農家の所得向上でございます。そこには当然ながらコスト削減対策というのは重要な部分でございます。

ただ、一番問題なのは、エコフィードとなりますと水分が多くて腐敗といった問題点もございますので、そういったことの検討も必要です。予算措置の中でも材料の成分検査費用等、若干ではございますけれども、計上しておりますので、地域の材料等をよく活用しながら、関係部局と連携をとりながら進めてまいりたいと思っています。

【麻生委員】エコフィードで集まってきた材料が100%使えるかといったら、これはやっぱり3割から4割ぐらいしか使えないんですね。あと

の6割は使いものにならないので、コンポスト化になります。

先ほど、バイオマスの基本方針と言ったのは、さっき言ったし尿関係をメタンガス化にすると、豚尿、豚糞だけでやるとメタンガス化の高速化を図れませんので、そういったものをしっかり入れることによってメタンの発酵も高くなるということであります。エコフィードとメタンガス化の関係は一体ではないかと私は思っております。

そういうつながりを持ちながら農家の所得向上、ないしは新しい雇用の場、そしてメタンガス化をハウスの加温とか、ガス法が変わりますから、そういった関係もあって、ぜひ総合的に、今捨てられているものを有効活用するという取組をぜひ農林部、環境部あわせて横断的に取り組んでいただきたいということを強く要望しておきたいと思います。その点について部長のご意見を。

【加藤農林部長】地域の未利用資源を活用しながら産業の活性化を図っていくという視点は大変重要な視点だと思っております。しかも、地域の農家の方が頑張りたいと言われているんですから、そこを県も一緒になって協力しながら頑張っていくということが農林部の姿勢だと考えておりますので、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

【宅島委員長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】ほかに質問がないようですので、農林部関係の審査結果について整理したいと存じます。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時 4分 休憩 —

— 午後 2時 4分 再開 —

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

以上をもちまして、農林部関係の審査を終了いたします。

この後、委員間討議を行いますが、理事者退席のためしばらく休憩いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 2時 5分 休憩 —

— 午後 2時 6分 再開 —

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

今定例会で審査いたしました内容結果につきまして、3月14日の予算決算委員会における分科会長報告及び3月16日の本会議における委員長報告の内容について協議を行います。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

協議につきましては、委員会を協議会に切り替えて行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ご異議ないようですので、そのようにさせていただきます。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

暫時休憩いたします。

— 午後 2時 7分 休憩 —

— 午後 2時 9分 再開 —

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

農水経済分科会長報告及び農水経済委員長報告については、協議会における委員の皆様のご意見を踏まえ、正副委員長にて整理をさせていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

— 午後 2時10分 休憩 —

— 午後 2時12分 再開 —

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はございませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

以上をもちまして、農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を閉会いたします。

皆さん、大変お疲れさまでございました。

— 午後 2時13分 閉会 —

農水経済委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成29年3月8日

農水経済委員会委員長 宅島 寿一

議長 田中 愛国 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 33 号	長崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例を廃止する条例	原案可決
第 34 号	長崎県工業技術センター条例の一部を改正する条例	原案可決
第 35 号	長崎県窯業技術センター条例の一部を改正する条例	原案可決
第 36 号	長崎県勤労福祉会館条例及び長崎県技能会館条例の一部を改正する条例	原案可決
第 37 号	長崎県職業能力開発関係手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第 38 号	長崎県獣医修学資金貸与条例の一部を改正する条例	原案可決

計 6 件（原案可決 6 件）

委員長（分科会長）

宅 島 寿 一

副委員長（副会長）

近 藤 智 昭

署 名 委 員

大久保 潔 重

署 名 委 員

麻 生 隆

書 記 中 崎 直 美

書 記 入 江 恵 介

速 記 (有)長崎速記センター

配 付 資 料

平成 2 9 年 2 月 定例 県 議 会

予 算 決 算 委 員 会 農 水 経 済 分 科 会 関 係 議 案 説 明 資 料

産	業	労	働	部
水		産		部
農		林		部

産 業 労 働 部

産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、

第 1 号議案 「平成 29 年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分

第 7 号議案 「平成 29 年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算」

第 47 号議案 「平成 28 年度長崎県一般会計補正予算（第 7 号）」のうち関係部分

第 53 号議案 「平成 28 年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正
予算（第 1 号）」

であります。

議案の説明に先立ちまして、産業労働行政の取組方針についてご説明いたします。

平成 29 年度は、昨年度策定した「ながさき産業振興プラン」の実行 2 年目にあたることから、プランに定める基本指針である「生産性／競争力を高める」「新たな需要を発掘／創出する」「働く場を創る／改善する」「有能な人材を育成／確保する」という 4 つの方向性に沿って、目標の実現へ向け、以下の 5 つの課題に対する施策を重点的に展開してまいります。

まず、1 つ目の課題は「若者の県内定着」であります。

他県と比べても顕著な本県の若者の県外流出を抑制するため、県内企業の魅力や地元で生活することの良さなどを様々な情報媒体により周知するほか、高校生や大学生を対象とした企業説明会等を通して、若者の県内就職に対する意識の醸成を図ってまいります。

2 つ目の課題は、「県民所得向上対策」であります。

一人当たり県民所得の低迷という本県経済の大きな課題を克服するため、中小企業診断士を活用し、県内企業の経営力向上を支援するとともに、ネット通販市場への更なる進出等による県内サービス産業の域外需要取込に対する支援、さらには海洋エネルギー関連産業の拠点形成及び実証フィールドの構築等の新産業創出支援などにより、

県内経済の浮揚と県民所得の向上を目指してまいります。

3つ目の課題は「生産性の向上」であります。

本県産業の生産性を向上させるため、商工会や商工会議所、中小企業団体中央会等の県内の産業支援機関との連携をこれまで以上に強化し、目標の共有化を図り、一丸となって地場企業の事業拡大等の支援を行ってまいります。

課題の4つ目は「I o Tの利活用推進」であります。

センサーやA I等のI o T技術の進展に伴い、今後、産業のみならず生活の様々な場面が大きく変わっていくことが予想されます。このような現状を踏まえ、I o T技術を活用した県内産業の競争力強化を推進するため、I o T活用戦略を策定するとともに、普及啓発のセミナー開催や企業間マッチングなどによる総合的な支援を行ってまいります。

課題の5つ目は「国境離島地域の産業振興」であります。

しまの地域資源を活かした産業の振興と若者定着のための雇用の場の確保を図るため、国境離島地域におけるI T関連の企業誘致や、国境離島地域を対象としたビジネスプランの全国公募など、地元市町と協力しながら進めてまいります。

それでは、はじめに、第1号議案「平成29年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分及び第7号議案「平成29年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算」についてご説明いたします。

一般会計では、

(歳入)

使用料及び手数料	1億 2,389万 1千円
国庫支出金	18億 909万 3千円
財産収入	8,695万 円
寄附金	2,000万 円

繰	入	金	4億	5,843万	7千円
諸	収	入	249億	9,101万	6千円
合		計	274億	8,938万	7千円
(歳出)					
総	務	費	2億	610万	4千円
労	働	費	22億	3,006万	円
商	工	費	338億	2,903万	7千円
合		計	362億	6,520万	1千円

を計上いたしております。

一般会計予算の主な内容についてご説明いたします。

◎産業政策課

(職業能力開発運営費について)

製造業、情報サービス業、建設業及び運輸業の分野における職業訓練モデルの構築・実証に要する経費として、

地域創生人材育成事業費	2億	724万	2千円

を計上いたしております。

(雇用安定対策費について)

平成28年度に策定予定の「長崎県産業人材育成戦略(仮称)」に基づく、県内企業等の人材育成等に要する経費として、

「人財県長崎」人材育成モデル構築事業費	5,815万	3千円

等を計上いたしております。

(中小企業振興費について)

県内小規模事業者等の生産性向上や事業拡大を図るため、産業支援機関と連携し、協同化・協業化、事業承継を推進するために要する経費として、

小規模事業者等経営強化促進事業費 811万 円

商工会・商工会議所による小規模事業者対策、中小企業団体中央会による協同組合の連携組織化対策等に要する経費として、

中小企業団体指導育成費 16億 9,714万 1千円

等を計上いたしております。

(工鉱業振興費について)

石油貯蔵施設の周辺地域整備等に要する経費として、

石油貯蔵・発電用施設立地対策費 1億 9,358万 5千円

を計上いたしております。

◎企業振興課

(企画調整費について)

県内企業の新たな産業展開を推進するため、産学官金連携による研究開発及びその事業化の支援等に要する経費として、

科学技術振興事業費 2,885万 円

等を計上いたしております。

(工鉱業試験場費について)

県内企業の技術の高度化や新技術開発促進を図るための研究開発に要する経費として、

工業技術センター試験研究費 2,643万 8千円

窯業技術センター試験研究費 1,148万 4千円

等を計上いたしております。

(工鉱業振興費について)

県内ものづくり企業の事業拡大に向けた取組への総合的な支援や、中小企業等に対する中小企業診断士による「経営革新計画」及び「経営力向上計画」の策定支援並び

に地場企業の工場立地、設備投資等を促進するための助成等に要する経費として、

地場企業総合支援事業費 13億 2,676万 5千円

誘致企業に対する助成や企業誘致活動の推進などに要する経費として、

企業誘致推進費 24億 4,234万 8千円、

等を計上いたしております。

◎食品産業・産地振興室

(ふるさと産業振興費について)

食料品製造業の高度加工化や衛生体制の強化等による高付加価値化の支援や、物流コスト低減に向けた検討等に要する経費として、

食品製造業の高付加価値化支援事業費 9,635万 9千円

等を計上いたしております。

◎海洋・環境産業創造課

(工鉦業振興費について)

海洋再生エネルギーの実証フィールドの整備促進及び拠点形成に要する経費として、

海洋エネルギー関連産業集積促進事業費 4,817万 2千円

等を計上いたしております。

◎商務金融課

(商業振興費について)

旅館・ホテル等宿泊業における新たな需要を創造するための商品・サービス開発及び業務の効率化の支援等に要する経費として、

サービス産業活性化事業費 7,599万 1千円

等を計上いたしております。

(中小企業振興費について)

長崎港におけるコンテナ航路の維持・発展を図るため、取扱コンテナ貨物量の拡大及び新規航路開設の推進に要する経費として、

長崎港活性化推進事業費 1, 0 6 2 万 3 千円

等を計上いたしております。

(工鉱業振興費について)

県内企業のアジア地域への進出を支援するためのビジネスサポートデスクの設置等に要する経費として、

中小企業海外展開支援強化事業費 3, 9 4 2 万 9 千円

等を計上いたしております。

(中小企業金融対策費について)

中小企業の経営基盤の安定及び体質強化等に必要な資金の貸付に要する経費として、

金融対策貸付費 2 4 8 億 3, 7 1 0 万 円

(融資枠 7 8 9 億 8, 8 3 0 万 円)

等を計上いたしております。

◎雇用労働政策課

(労働福祉費について)

若者の県内定着と女性や高齢者就業率向上のため、誰もが働きやすい良質な職場環境の実現を目指し、雇用者の処遇改善や職場環境改善などに取り組む中小企業への支援等に要する経費として、

雇用環境改善対策費 1, 2 9 0 万 2 千円

等を計上いたしております。

(職業能力開発運営費について)

県立高等技術専門校の管理運営、若年求職者や中小企業の在職者等に対する職業訓練等に要する経費として、

職業能力開発校費	3億 1,598万 8千円

離職者等に対し、就職支援のために実施する職業訓練に要する経費として、

緊急離職者能力開発事業費	5億 2,087万 3千円

等を計上いたしております。

(雇用安定対策費について)

高校生や大学生等の県内就職を促進するための合同企業説明会、企業見学会、企業情報発信等の実施に要する経費として、

若者県内就職対策事業費	4,671万 9千円

等を計上いたしております。

(債務負担行為について)

債務負担行為の主な内容についてご説明いたします。

「緊急離職者能力開発事業」は、離職者に対する職業訓練について、平成30年度の債務負担として、1億3,000万4千円を措置するものであります。

その他、「経営安定資金について、長崎県信用保証協会が保証を行い、代位弁済をした場合の損失補償」については、同資金の代位弁済額のうち信用保険等による補てん部分を除いた額の50%に相当する金額を限度に損失補償しようとするものであります。

次に、小規模企業者等設備導入資金特別会計では、

(歳入)

繰入金	352万 8千円

繰越金	1, 5 9 5 万 2 千円
諸収入	5 億 4, 8 9 6 万 1 千円
合計	5 億 6, 8 4 4 万 1 千円
(歳出)	
商工費	5 億 6, 8 4 4 万 1 千円

を計上いたしております。

小規模企業者等設備導入資金特別会計予算の内容についてご説明いたします。

◎商務金融課

(小規模企業者等設備導入資金貸付費について)

小規模企業者等の設備導入資金に係る国への償還金等として、

小規模企業者等設備導入資金貸付事業費 3, 7 8 7 万 円

を計上いたしております。

(元利償還金について)

高度化資金に係る中小企業基盤整備機構への償還金等として、

小規模企業者等設備導入資金償還事業費 5 億 3, 0 5 7 万 1 千円

を計上いたしております。

次に、第47号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分及び第53号議案「平成28年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

一般会計では、

(歳入)

使用料及び手数料 5 5 7 万 1 千円の増

国庫支出金 2 億 8 7 6 万 3 千円の減

財 産 収 入	2 4 3 万	円の減
繰 入 金	4 億 9, 8 7 8 万	円の減
諸 収 入	5 0 億 2, 9 5 3 万	4 千円の減
合 計	5 7 億 3, 3 9 3 万	6 千円の減

(歳 出)

総 務 費	2, 0 5 9 万	5 千円の減
労 働 費	1 億 3, 2 8 8 万	3 千円の減
商 工 費	6 1 億 1, 1 6 4 万	4 千円の減
合 計	6 2 億 6, 5 1 2 万	2 千円の減

を計上いたしております。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

◎産業政策課

(職業能力開発運営費について)

職業訓練モデル構築のための企業内訓練、定着支援事業費の減等に伴う、

地域創生人材育成事業費 4, 0 1 2 万 1 千円の減

を計上いたしております。

(雇用安定対策費について)

長崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金剰余金の国庫への償還金増に伴う、

雇用創出基金事業費 8, 5 5 1 万 1 千円の増

等を計上いたしております。

◎企業振興課

(工鉱業試験場費について)

工業技術センターの研究機器購入の入札による減等に伴う、

工業技術センター費 5, 243万 7千円の減

等を計上いたしております。

(工鉱業振興費について)

地場企業の工場立地、設備投資等に対する補助金の減等に伴う、

地場企業総合支援事業費 3億 1, 060万 5千円の減

つくも苑の移転後の敷地を活用した工業団地造成について、地元からの要望に基づき、整備用地を観光公園として活用する方向へ方針転換されたことによる整備経費の減等に伴う、

新工業団地整備事業費 3億 7, 794万 2千円の減

等を計上いたしております。

◎食品産業・産地新興室

(ふるさと産業振興費について)

食品製造業の高付加価値化支援事業費補助金の減に伴う、

食品製造業の高付加価値化支援事業費 2, 103万 4千円の減

等を計上いたしております。

◎海洋・環境産業創造課

(工鉱業振興費について)

水素製造施設整備費の減に伴う、

燃料電池船建造プロジェクト事業費 7, 083万 4千円の減

等を計上いたしております。

◎商務金融課

(中小企業金融対策費について)

中小企業向け制度資金の貸付額の減に伴う、

金融対策貸付費	51億	890万	4千円の減

等を計上いたしております。

◎雇用労働政策課

(職業能力開発運営費について)

離職者訓練に係る訓練実施経費や就職支援経費の減等に伴う、

緊急離職者能力開発事業費	1億	2,485万	8千円の減

等を計上いたしております。

次に、小規模企業者等設備導入資金特別会計では、

(歳入)

繰越金		8.72万	1千円の減
諸収入	5億	8,896万	1千円の減
合計	5億	9,768万	2千円の減

(歳出)

商工費	5億	9,768万	2千円の減

を計上いたしており、

その内容は、中小企業高度化資金償還金の減に伴う、

小規模企業者等設備導入資金償還事業費	5億	9,366万	8千円の減

等であります。

最後に、平成28年度の予算につきましては、本議会に補正をお願いいたしており

ますが、国庫補助金等に未確定のものがあり、また、歳出面においても年間の執行額確定に伴い整理を要するものもあります。

従いまして、これらの調整、整理を行うため、3月末をもって、平成28年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、あらかじめご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

水 産 部

水産部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

- 第 1 号議案 「平成 2 9 年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分
- 第 6 号議案 「平成 2 9 年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算」
- 第 9 号議案 「平成 2 9 年度長崎県長崎魚市場特別会計予算」
- 第 1 3 号議案 「平成 2 9 年度長崎県港湾整備事業会計予算」のうち関係部分
- 第 4 7 号議案 「平成 2 8 年度長崎県一般会計補正予算（第 7 号）」のうち関係部分
- 第 5 2 号議案 「平成 2 8 年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）」
- 第 5 8 号議案 「平成 2 8 年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第 3 号）」のうち
関係部分

であります。

本県の水産業は、造船、漁業資材、流通及び加工等の幅広い関連産業を支え、特に離島部において、地域の経済・社会の維持に大きな役割を担う重要な基幹産業であります。漁獲量減少や魚価安等による漁労収入の減少や漁業就業者の減少・高齢化などにより大変厳しい状況にあります。

このような中、県におきましては、平成 3 2 年度を目標年度とする「漁業を担う人材を確保し、地域の柱となる力強い水産業の育成を目指す」を基本理念とした新たな「水産業振興基本計画」を本年度からスタートさせたところであります。この計画においては「収益性の高い魅力ある経営体の育成」「浜・地域の魅力を活かした水産業の活性化と就業者確保」「国内外での販路拡大と価格向上」「漁業生産を支える豊かな漁場・安全で快適な漁村の環境整備」を基本目標としており、これらの目標達成のため、経営力強化に向けた指導・支援、浜の活力再生プランに基づく活動推進、就業者確保対策の充実・強化、海外や大消費地への販路拡大を目指した流通加工対策、資源管理の高度化、藻場回復等による漁場づくり、漁港整備や浜の環境整備等の施策を

総合的に推進しております。

平成29年度当初予算におきましては、これらの施策のより効果ある展開を図るため、本県水産業の将来を見据え、水産業の維持・発展のため緊急に解決すべき課題等に対し、新たな事業を立ち上げるとともに、本年4月から施行されます有人国境離島法にかかる様々な国の予算や、地方創生交付金等を活用し、必要な予算を計上いたしました。

それでは、まず、第1号議案「平成29年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

(歳 入)

分 担 金 及 び 負 担 金	3億4,435万2千円
使 用 料 及 び 手 数 料	3億 559万8千円
国 庫 支 出 金	90億9,476万7千円
財 産 収 入	1億3,369万2千円
諸 収 入	15億3,576万6千円
合 計	114億1,417万5千円

(歳 出)

企 画 費	7,520万9千円
水 産 業 費	202億4,193万5千円
公共土木施設災害復旧費	1,000万 円
合 計	203億2,714万4千円

を計上いたしております。

歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

(水産業の収益性向上・活性化支援について)

経営改善計画に基づき、所得向上を目指す漁業者自身が行う取組への支援に加え、漁業者の所得向上に不可欠な漁協等の取組や施設整備を支援する経費として、

新水産業収益性向上・活性化支援事業費 1億2,641万6千円
を計上いたしております。

(離島漁業再生支援について)

離島の漁業集落が行なう漁場生産力の向上や新たな漁法導入等の漁業再生活動、新規就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組、特定有人国境離島地域の雇用を創出するための取組等を支援する経費として

離島漁業再生支援事業費 9億3,824万3千円
を計上いたしております。

(漁協の機能及び経営基盤強化対策について)

漁協指導体制の強化を図り、強い漁業経営体づくりを推進するため、漁協の指導事業の充実、財務改善や組織再編等による経営基盤強化の取組を支援する経費として

地域を担う漁協機能強化支援事業費 970万1千円
を計上いたしております。

(水産業振興資金について)

沿岸漁業者等の経営や流通改善、漁業経営安定対策への加入等に必要な資金を円滑に融通するため、融資機関への貸付金原資の預託等に要する経費として、

漁業振興対策融資費 14億9,635万2千円

を計上いたしております。

(水産業技術の開発について)

沿岸、近海漁業資源の回復や漁業生産性の向上を図るため、漁業資源調査や魚介類の種苗量産技術の開発、多様化するニーズに対応した水産加工品の開発、養殖経営安定化のための技術開発等に要する経費として、

総合水産試験場試験研究費

1億1,233万1千円

を計上いたしております。

(養殖産地育成計画の総合的な推進について)

養殖業者の所得向上及び雇用拡大を推進するため、各産地の将来目標・取組内容等を取りまとめた「養殖産地育成計画」の策定及び実践に加え、各計画の中核グループの協業化に向けた取組に対する支援を実施する経費として、

養殖産地育成計画総合推進事業費

5,005万9千円

を計上いたしております。

(資源管理計画の高度化推進について)

水産資源の適切な管理を推進するため、漁業者による資源管理計画の自己点検後、効果的な資源管理の取組導入への支援等を実施する経費として

資源管理計画高度化推進事業費

2,364万3千円

を計上いたしております。

(ヒラメ共同放流強化について)

減少傾向にあるヒラメ資源の回復を図るため、関係地域が放流効果の高い適地に集約して種苗を放流するなどの共同放流を支援するとともに効果検証を行う経費とし

て、

ヒラメ共同放流強化支援事業費

2, 0 4 9 万 9 千 円

を計上いたしております。

(有明海資源回復共同放流について)

有明海の重要魚種であるクルマエビ資源の維持・増大を図るため、有明海4県の漁業者が行うクルマエビ種苗放流を支援する経費として、

有明海資源回復共同放流推進事業費

1, 0 2 1 万 1 千 円

を計上いたしております。

(漁業取締について)

水産資源の保護及び漁業秩序の確立を図るため、漁業取締船と航空機による適正操業の指導や海上保安部、県警などとの連携による漁業違反の取締に要する経費として、

漁業取締費

5 億 7, 9 5 5 万 7 千 円

を計上いたしております。

(漁業就業者の確保、育成対策について)

漁業就業者の確保・育成を図るため、関係機関等と連携し、浜の魅力発信による新規就業者の呼び込み、就業前後の技術習得研修等の実施に要する経費として、

浜の魅力発信・漁業就業促進総合支援事業費

8, 5 3 3 万 6 千 円

を計上いたしております。

(水産経営支援について)

経営改善や新たな事業展開を目指す漁業者に対して、関係機関と経営サポートセンターが連携して指導・支援を行い、国・県の補助事業活用促進などにより、強い漁業

経営体づくりを推進する経費として、

水産経営支援事業費 1, 0 1 1 万 7 千円

を計上いたしております。

(雇用型漁業の育成について)

定置網漁業、中小型まき網漁業について、生産設備の導入・改善や加工・流通・観光等を一体的に取り組む優良な経営モデルづくりを推進するための経費として、

雇用型漁業育成支援事業費 1 億 1, 2 0 7 万 8 千円

を計上いたしております。

(県産水産物の販売・流通強化について)

長崎県水産物の流通強化及び漁業者の所得向上を図るため、生産加工・流通を担うグループの形成を推進するとともに、新たな商品開発、販路開拓、販売促進 P R 及び品質管理体制の向上に要する施設の改修などを行い、大消費地の量販店等のニーズへの対応を推進するための経費として、

市場ニーズに対応した加工・流通対策事業費 7, 4 8 4 万 9 千円

を計上いたしております。

(水産物の輸出対策について)

水産物の輸出拡大を促進するため、現地のニーズを踏まえた魚づくりのための市場調査の実施とともに、現地での P R、衛生管理体制の充実、新たな輸送ルートの試験等を実施するための経費として、

輸出拡大に向けた流通・販売強化事業費 4, 8 8 9 万 2 千円

を計上いたしております。

(水産基盤整備について)

1 公共事業

漁港・漁場・漁村・海岸整備については、国直轄事業も含め、水産資源の維持・回復、水産物の品質・鮮度維持と安全性確保、持続的な漁業生産力の確保、災害に強い漁港・漁村の形成を推進することとし、これらに要する経費として、

漁場水産基盤整備費で、

水産環境整備費等	42億8,692万8千円

県営漁港水産基盤整備費で、

水産流通基盤整備費等	59億648万5千円

市町村営漁港水産基盤整備費で、

農山漁村地域整備交付金事業費等	25億741万5千円

2 単独事業

県単独事業については、修築・維持補修事業により漁港及び海岸の整備を図るとともに、漁港の管理、調査に要する経費として、

県営漁港水産基盤整備費で、

漁港施設維持補修費等	3億4,505万5千円

3 漁港災害復旧事業

漁港災害復旧事業については、平成29年の災害に迅速に対応するための経費として、

29年災害復旧費	1,000万円

をそれぞれ計上いたしております。

(水産基盤整備事業効果調査について)

魚礁漁場等の効果把握と利用促進を目的に実施する漁獲調査等に要する経費として、

水産基盤整備事業効果調査費	637万1千円

を計上いたしております。

(藻場回復等の推進について)

行政・研究機関・民間・漁業者等が連携し、藻場回復技術の検証、技術普及啓発、漁業者等による活動組織の育成と取組の支援を行い、藻場回復を推進する経費として、

藻場回復等総合推進事業費	6,380万 円

を計上いたしております。

(債務負担行為について)

債務負担行為の主な内容についてご説明いたします。

「漁業近代化資金利子補給費」は、平成29年度中に総額32億円の範囲内で承認を予定しております融資額に対し、平成30年度以降の利子補給を措置するものであります。

「放流用種苗生産業務委託費」は、平成30年度中に放流用種苗の安定的な生産と供給に要する経費1億9,522万4千円を措置するものであります。

「水産流通基盤整備費」は、平成30年度中に長崎漁港の高度衛生管理対策の荷捌所上屋工事に要する経費4億9,757万4千円を措置するものであります。

次に、第6号議案「平成29年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算」についてご説明いたします。

(歳 入)			
繰	入	金	4 2 9 万 5 千 円
繰	越	金	5, 5 5 7 万 1 千 円
諸	収	入	9, 4 4 3 万 1 千 円
合	計		1 億 5, 4 2 9 万 7 千 円

(歳 出)			
貸	付	金	1 億 5, 0 0 0 万 円
貸	付	業 務 費	4 2 9 万 7 千 円
合	計		1 億 5, 4 2 9 万 7 千 円

を計上いたしております。

これは、沿岸漁業者等が自主的にその経営や生活環境を改善するため、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金を無利子で貸し付けるものであります。

次に、第9号議案「平成29年度長崎県長崎魚市場特別会計予算」についてご説明いたします。

(歳 入)			
使	用	料 及 び 手 数 料	1 億 7, 1 0 3 万 4 千 円
繰	入	金	6, 0 6 5 万 0 千 円
繰	越	金	1 千 円
諸	収	入	2 千 円
合	計		2 億 3, 1 6 8 万 7 千 円

(歳 出)

長 崎 魚 市 場 運 営 費	2億3,168万7千円
合 計	2億3,168万7千円

を計上いたしております。

これは、長崎魚市場の維持・管理並びに生鮮水産物等の取引の適正化等を図るための経費であります。

(債務負担行為について)

- 1 水産行政県有施設等管理業務は、平成30年度中に長崎魚市場における施設等の管理業務委託に要する経費1億1,131万円を措置するものであります。

次に、第13号議案「平成29年度長崎県港湾整備事業会計予算」の関係部分についてご説明いたします。

収益的収入では、平成29年度に土地売却が見込まれる土地売却収益等として、

8,780万 円

収益的支出では、完成土地の維持管理経費、土地売却収益に伴う土地売却原価等として、

8,349万7千円

をそれぞれ計上いたしております。

次に、第47号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」の関係部分についてご説明いたします。

(歳 入)

分 担 金 及 び 負 担 金	7, 8 3 7 万 円 の減
使 用 料 及 び 手 数 料	2 千 円 の減
国 庫 支 出 金	1 3 億 7, 2 5 4 万 2 千 円 の減
財 産 収 入	5 4 5 万 4 千 円 の増
繰 入 金	2 7 5 万 4 千 円 の減
諸 収 入	7, 7 1 9 万 7 千 円 の減
合 計	1 5 億 2, 5 4 1 万 1 千 円 の減

(歳 出)

企 画 費	1, 0 7 0 万 1 千 円 の減
水 産 業 費	1 2 億 9, 8 0 5 万 円 の減
災 害 復 旧 費	2 億 2, 6 0 8 万 1 千 円 の減
合 計	1 5 億 3, 4 8 3 万 2 千 円 の減

を計上いたしております。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

(地方創生拠点整備交付金事業等について)

未来への投資に向けて、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、施設整備等の取組を推進するために創設された地方創生拠点整備交付金を活用し、総合水産試験場及び栽培漁業センターの基盤整備等を実施するため、

総合水産試験場運営費	5 億 6, 4 6 7 万 5 千 円 の増
栽培漁業センター事業費	3 億 1, 2 3 3 万 5 千 円 の増

をそれぞれ計上いたしております。

(水産基盤整備等について)

事業費の精算見込み等に伴い、

漁場水産基盤整備費で、

水産環境整備費等 2億3,345万8千円の減

県営漁港水産基盤整備費で、

水産生産基盤整備費等 10億2,979万5千円の減

市町村営漁港水産基盤整備費で

農山漁村地域整備交付金事業費等 7億1,137万2千円の減

をそれぞれ計上いたしております。

(繰越明許費について)

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

今回の国の補正予算に対処するため予算計上した事業について、年度内に適正な事業実施期間が確保できないことから、

水産業指導費 3億1,503万2千円

水産試験場費 5億6,467万5千円

合 計 8億7,970万7千円

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

また、計画・設計及び工法の変更による工事の遅延等により、事業の年度内完了が困難であることから、先の県議会において設定した繰越明許費について、

水産業振興費 1,435万1千円の増

として、繰越明許費を設定しようとするものであります。

(債務負担行為について)

次に、債務負担行為についてご説明いたします。

- 1 水産生産基盤整備費は、平成28年度から平成29年度に星鹿漁港ほか3漁港の沖防波堤等の工事に要する経費4億円を措置するものであります。
- 2 機能保全事業費は、平成28年度から平成29年度に長崎漁港および小値賀漁港の臨港道路工事等に要する経費5,500万円を措置するものであります。
- 3 水産流通基盤整備費は、平成28年度から平成29年度に阿翁浦漁港の岸壁工事に要する経費2,200万円を措置するものであります。

次に、第52号議案「平成28年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)」についてご説明いたします。

(歳入)		
繰入	金	206万8千円の減
繰越	金	7,844万円の減
諸収	入	9,656万円の減
合	計	1億7,706万8千円の減

(歳出)		
貸付	金	1億7,500万円の減
貸付業務費		206万8千円の減
合	計	1億7,706万8千円の減

を計上いたしております。

これは、貸付見込額の減等に伴うものであります。

次に、第58号議案「平成28年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第3号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

土地売却収益等の増に伴い、収益的収入で、

3,046万3千円の増

土地売却原価等の増に伴い、収益的支出で、

4,341万8千円の増

を計上いたしております。

また、国庫補助金返還に伴い、資本的支出で、

51万1千円の増

を計上いたしております。

最後に、平成28年度予算につきましては、本議会に補正をお願いいたしておりますが、国庫補助金等になお未確定のものがあり、また、歳出面でも年間の執行額確定に伴い整理を要するものがあります。

従いまして、これらの調整、整理を行うため、3月末をもって、平成28年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、あらかじめご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

農 林 部

農林部関係の議案についてご説明いたします。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 1 号議案「平成 29 年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分

第 3 号議案「平成 29 年度長崎県農業改良資金特別会計予算」

第 4 号議案「平成 29 年度長崎県林業改善資金特別会計予算」

第 5 号議案「平成 29 年度長崎県県営林特別会計予算」

第 47 号議案「平成 28 年度長崎県一般会計補正予算（第 7 号）」のうち関係部分

第 49 号議案「平成 28 年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第 1 号）」

第 50 号議案「平成 28 年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）」

第 51 号議案「平成 28 年度長崎県県営林特別会計補正予算（第 2 号）」

であります。

議案の説明に先立ちまして、当面する農林行政の課題及び今後の取組についてご説明いたします。

昨年末に公表されました平成 27 年の本県の農業産出額は、前年を 76 億円上回る 1,553 億円と 6 年連続の増加となり、10 年前と比較した増加率は全国の 4.1% に対して、本県は 13.6% と大きく増加しております。

一方、農業産出額に対する生産農業所得率は、前年の 29% から平成 27 年は 31.7% へ向上しているところですが、全国順位は 41 位と低位にとどまっております。

また、新規就農者については、これまで目標の年 151 人を超える人数を確保しているところですが、平成 27 年の販売農家戸数は 21,304 戸と、この 5 年間で 15.5% 減少し、更に、年齢構成からみると今後 10 年間で 31% 減の 14,700 戸まで減少すると予測され、今後、生産基盤の縮小や集落機能の低下が危惧されるところであります。

これらの課題に対処するため、平成28年度から「新ながさき農林業・農山村活性化計画」に基づき、農林業・農山村全体の所得向上を図ることで、人を呼び込み地域がにぎわう社会の実現を目指し、品目別戦略を再構築し、生産性の向上や低コスト化、品質向上を進める生産・流通・販売対策の強化、集出荷施設等の生産基盤の整備、農地中間管理機構と連携した農地の基盤整備や担い手への農地集積、新規就農者受入団体等登録制度の充実、集落営農など地域を支える担い手の組織化、森林資源を活用した木材や特用林産物の生産、農山村の資源を守る取組に加え、地域資源を活用した6次産業化や地域内流通によるフードクラスターの構築等に取り組んでまいりました。

平成29年度においては、これらの取組を加速化するため、これまでの取組に加え、次の対策について取組を強化してまいります。

まず、「生産性向上・コスト低減対策の更なる強化」として、地域別・品目別の「産地計画」の取組を更に加速化し、農業者の所得向上につなげるため、生産・販売・経営データを分析し営農上の課題を「見える化」して農業団体と一体となって経営指導を行う「長崎県版営農支援体制」の整備、園芸品目における環境制御等の先進技術の導入実証や人材育成、ドローン等を活用した樹園地の生産量予測や重要病害の防除技術の開発などを進めます。また、長崎和牛の生産基盤の強化のため、飼養管理施設整備や家畜導入を一体的に支援する畜産クラスターの推進を図るとともに、農業団体と協調した肥育農家の維持・増頭にかかる資金繰りへの支援を行います。あわせて、本年9月、宮城県で開催される「第11回全国和牛能力共進会」において、「日本一連覇」を目指すとともに、「長崎和牛銘柄推進協議会」と連携して、統一的な広報や販売を展開し、長崎和牛の品質の高さを全国に発信いたします。

次に、「労力支援体制の強化と次代の担い手の確保・育成」として、円滑に作業支援者を確保し、規模拡大による経営力強化を図るため、「国家戦略特区」における規制改革メニューの追加提案を行っている外国人の農業就労の実現に向け、関係機関との調整や本県の特区区域指定に向けた国への働きかけを進めてまいります。また、農業

者が営農を行いながら経営ステージにあわせた研修を受講でき、今後の本県農業界を牽引し、優れた経営感覚を備えた地域リーダーを育成する「ながさき農業オープンアカデミー」を開設します。

次に、「付加価値向上に向けた流通・販売対策の強化」として、産地間競争等を勝ち抜くため、消費地における中核量販店など実需者との結びつきをより強固にする取組、中食業務用等ニーズへの対応等の新たな販路開拓などの取組を強化するとともに、輸出については、既存ルート取引拡大に加え、新規輸出国の開拓等を進めます。また、県産材の需要拡大を図るため、プレカット工場を核としたサプライチェーンの構築を推進します。

最後に、「農山村で稼ぐ力の強化」として、地域農業を支える担い手としての集落営農組織の育成や収益性の向上のため、集落リーダーの育成研修、専門家派遣による法人化等に向けた助言指導、経営安定化のための収益品目の導入支援を行うとともに、担い手不在地域への営農サポートや組織間連携等を推進する支援拠点を整備します。

また、鳥獣被害防止対策の継続的な実施に加えて、ながさき森林環境税を活用し、里山林を含めた未整備森林の整備を行うとともに、県民参加の森林づくりを推進してまいります。

それでは、まず、第1号議案「平成29年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

(歳 入)

分担金及び負担金	4億 8,800万 円
使用料及び手数料	8,819万 8千円
国庫支出金	112億 6,208万 3千円
財産収入	1億 7,791万 5千円
繰入金	10億 3,692万 4千円

諸	収	入	21億	4,743万	9千円
合	計		152億	55万	9千円

(歳出)

企	画	費		5,924万	3千円
環	境	保	全	費	2,627万 8千円
農	業	費	109億	7,460万	8千円
畜	産	業	費	23億	1,871万 7千円
農	地	費	67億	1,917万	6千円
林	業	費	71億	7,162万	2千円
農林水産施設災害復旧費			14億	856万	円
公共土木施設災害復旧費				9,046万	円
合	計		287億	6,866万	4千円

を計上いたしております。

次に、一般会計予算の主な事業についてご説明いたします。

(農業構造の改善について)

新ながさき農林業・農山村活性化計画に基づく収益性の向上や次代の担い手の確保・育成等に要する経費として、

構造改善加速化支援事業費	2億	3,255万	5千円
経営構造対策費		267万	9千円
農村地域定住促進対策費		2,733万	5千円

を計上いたしております。

(普及指導員の活動及び運営について)

普及指導員が農業の改善に関する技術及び知識の普及指導にあたるための活動及び運営に要する経費として、

農業改良普及活動運営費	6, 7 9 2 万 5 千円

を計上いたしております。

(農村の活性化支援について)

農業農村の多面的機能を支える活動や中山間地域農業の維持活動への支援、県産農産物の利用拡大による地産地消の推進に要する経費として、

中山間地域等直接支払事業費	1 0 億 9, 5 8 3 万 5 千円

ながさき地産地消推進事業費	6 5 7 万 1 千円

多面的機能支払事業費	8 億 3, 2 3 9 万 4 千円

を計上いたしております。

(有害鳥獣による農作物被害防止対策について)

有害鳥獣、特にイノシシによる農作物被害に対して、地域自らが集落ぐるみで取り組む防護柵整備による防護対策、緩衝地帯整備による棲み分け対策及び捕獲報奨金等による捕獲対策の3対策に加え、近年、増加傾向の市街地出没に対応する追い払い等資機材の整備、外部講師の招聘や人材育成に要する経費として、

病虫害防除対策費	1 4 億 5, 2 4 8 万 1 千円

を計上いたしております。

(農林業技術に関する試験研究開発について)

安心安全で特色ある農産物を安定供給する技術開発により、県内の農林業及び関連産業の振興と、県民生活の向上を実現するために、県の重点品目であるばれいしょ、

中晩柑、いちごなどの新品種育成、いちご「ゆめのか」の生産安定技術、肉用牛の高品質肥育技術の開発等に要する経費として、

農林技術開発センター試験研究費	1億	454万	円
果樹研究部門試験研究費		4,041万	8千円
畜産研究部門試験研究費		7,966万	4千円

を計上いたしております。

また、産学官の連携により、国や民間等の外部研究資金を活用した試験研究も実施してまいります。

(農業協同組合等の育成について)

農業協同組合等の適正な事業運営の確保に要する経費として、

農業協同組合育成指導費	1,025万	5千円

を計上いたしております。

(農地中間管理機構事業促進対策について)

地域の中心的経営体への農地の利用集積を進めるために、農地中間管理機構の運営や農地の保全管理等に要する経費、農地の出し手に対し集積協力金を交付する経費等として、

農地中間管理機構事業促進対策費	5億	7,433万	1千円

を計上いたしております。

(経営基盤強化促進対策について)

強い経営力を持った経営体を育成強化するため、認定農業者の規模拡大等の経営改善支援や法人化を図るとともに、必要な労力の確保を地域で継続的に支援するシステムの強化、「国家戦略特区」で提案している「外国人の農業就労」に向け、制度設計、

関係機関との連携、受入協議会の設置など、特区の活用に向けた準備などに要する経費として、

農業経営基盤強化対策費	3, 2 2 5 万 8 千円

地域労力支援システム強化支援事業費	1, 0 5 4 万 1 千円

を計上いたしております。

(新規就農者総合対策の推進について)

新規の自営就農者や雇用就業者を確保・育成するため、従来の新規学卒者に加え、U・Iターン者等に対する情報発信を強化するとともに、地域全体で就農希望者を受け入れる受入団体等登録制度の充実や、技術習得のための実践研修、農地・施設の斡旋や資金手当などのワンストップ支援、就農前後の所得を確保する給付金の給付、雇用就業からの独立支援などに要する経費として、

新規就農者総合対策費	6 億 9, 8 1 6 万 4 千円

を計上いたしております。

(農業金融対策について)

認定農業者等の意欲ある担い手の経営展開を支援するための農業近代化資金、農業経営基盤強化資金、農業経営改善促進資金及び農業者の既往債務の負担軽減を図るための農業経営負担軽減支援資金等の各種制度資金の融資枠の確保と利子補給等に要する経費として、

認定農業者支援制度融資費	6, 4 0 7 万 9 千円

農業経営負担軽減支援事業融資費	6 4 7 万 9 千円

農業近代化資金融資費	5, 6 8 0 万 2 千円

等を計上いたしております。

(人と環境にやさしい農業の推進について)

農業生産全体のあり方を環境保全に重視したものに転換していく取組と、国際基準に合致したGAP（農業生産工程管理）を実践する農業者やこだわり農産物である有機・特別栽培を生産する農業者を支援する経費として、

人と環境にやさしい農業対策事業費	1, 124万 5千円

を計上いたしております。

(農業者の経営力向上について)

本県農業界を牽引する経営感覚を備えた強い経営者を育成するため、農業大学校における教育、研修及び運営並びに農業者が営農しながら経営ステージに合わせて経営管理やマーケティング等を体系的に学ぶことができる「ながさき農業オープンアカデミー」の開設等に要する経費として、

農業大学校運営費	9, 120万 7千円

を計上いたしております。

(園芸産地の振興について)

品目別戦略を再構築し、農協部会や法人等が策定する新たな産地計画の実現及び産地の維持、拡大を図るため、コスト縮減やイノベーションの普及、定時・定量・定質出荷体制の強化や施設整備、オランダ型環境制御等の先進技術の導入実証等に要する経費として、

未来を創る園芸産地支援事業費	1億 2, 989万 3千円

野菜生産指導推進費	5億 6, 809万 9千円

産地総合整備費	6億 6, 375万 円

等を計上いたしております。

(水田農業の経営確立について)

経営所得安定対策の推進、売れる米づくり、麦・大豆等の生産拡大による水田フル活用、集落営農の育成、中山間地等での作業受託組織化など水田農業の経営確立及び土地利用型作物のコスト低減・品質向上等に要する経費として、

儲かるながさき水田経営育成支援事業費	2, 0 5 6万 6千円
経営所得安定対策等推進事業費	1億 1, 0 0 0万 円
ながさき集落営農育成総合支援事業費	4, 0 5 2万 2千円

等を計上いたしております。

(農畜産物の加工・流通対策について)

産地と信頼関係を築ける販売店舗の拡大を図るため、県と農業団体が一体となって販路開拓に取り組む体制の整備、6次産業化の推進、長崎和牛のPR・販売対策、農畜産物の輸出促進等に要する経費として、

農林振興費	1億 1, 7 0 2万 2千円
食品・市場対策費	1, 0 8 9万 7千円

等を計上いたしております。

(肉用牛の振興について)

肉用牛生産の振興を図るため、畜産クラスター計画に基づく施設整備、耕作放棄地等の放牧、空き牛舎や未利用放牧地の補改修、高品質な家畜導入、肥育経営の資金繰り改善のための利子補給、優良な種雄牛造成及び今年9月に宮城県で開催される第11回全国和牛能力共進会への出品対策等に要する経費として、

肉用牛生産対策費	8, 8 8 3万 5千円
肉用牛改良対策費	7, 4 8 8万 8千円
畜産クラスター構築事業費	4億 6, 6 5 7万 4千円

長崎和牛生産・流通強化促進事業費

1億 5,762万 7千円

を計上いたしております。

(酪農の振興について)

生乳の安定的な生産による酪農家の所得向上、地域内における後継牛の育成確保体制を構築する取り組み等に要する経費として、

酪農振興対策費

1,362万 8千円

を計上いたしております。

(家畜の衛生対策について)

高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病の防疫体制の整備等に要する経費として、

家畜伝染病予防対策費

5,413万 4千円

を計上いたしております。

(農業農村の整備について)

意欲ある担い手の規模拡大を推進し、農業農村の健全な発展を図るため、その基礎的条件である生産基盤整備の推進に要する経費として、

県営かんがい排水費

5億 7,686万 9千円

県営畑地帯総合農地整備費

8億 6,775万 6千円

基幹農道整備費

4億 3,421万 1千円

経営体育成基盤整備費

5億 6,731万 6千円

等を計上いたしております。

(農地等の保全について)

災害を未然に防ぎ、安定的な農業生産を確保するため、農地及び農業用施設等の

保全対策の推進に要する経費として、

ため池等整備費	10億 2,719万 9千円
海岸保全費	1億 9,950万 円
自然災害防止費	1億 3,525万 3千円

等を計上いたしております。

(国営諫早湾干拓事業について)

諫早湾干拓事業に伴う県の負担金及び潮受堤防施設等の管理経費並びに国の開門調査にかかる対策工について、その妥当性や問題点の検証等に要する経費や開門問題の進展に伴い、法律問題を抱える地元の農業者、漁業者等の法的相談等を支援するとともに、本県の実情について県内外への正確な情報提供等による理解促進を図るための経費等として、

諫早湾干拓事業推進費	6億 7,964万 1千円

を計上いたしております。

(ながさき森林環境保全事業について)

「ながさき森林環境税」を活用し、里山林を含めた未整備森林や保安林等重要な森林の整備、作業路の整備などの間伐促進対策並びに地域の実情に合わせて市町が行う提案型事業、森林ボランティアの連携促進に要する経費として、

森林環境保全事業費	10億 5,769万 5千円

を計上いたしております。

(森林の整備について)

森林の多様な機能の発揮及び木材の安定供給と木材利用の推進を図るため、間伐等の森林整備、林道などの路網整備、製材加工施設の整備、高性能林業機械の導入、森

林所有者等の施業集約化への合意形成等に要する経費として、

森林整備地域活動支援事業費	2億	1, 228万	2千円
森林環境保全整備事業費（造林公共）	6億	4, 121万	5千円
森林環境保全整備事業費（林道公共）	3億	9, 442万	円
森林居住環境整備事業費	1億	4, 240万	円

等を計上いたしております。

（林業担い手育成と林産物の生産振興について）

林業担い手の確保・育成や、県産材の流通拡大、対馬しいたけ及び五島ツバキ等の各地域における特用林産物の生産振興に要する経費として、

林産物生産流通振興対策費	4, 780万	5千円
ながさき森林づくり担い手対策事業費	4, 753万	6千円
次世代につなぐもりのちからフル活用事業費	9, 527万	9千円

等を計上いたしております。

（森林の保全について）

国の国土強靱化計画等に基づき、安全で住みよい県土づくりのための治山事業に要する経費として、

山地治山費	14億	2, 403万	4千円
水土保持治山費	6億	1, 320万	円
水源地域整備費	4, 725万	円	
地すべり防止費	2億	8, 329万	円

等を計上いたしております。

平成27年・28年に発生した農地・農業用施設災害、海岸保全施設災害及び林地・

林業用施設災害の早期復旧、また、平成29年の災害に迅速に対応するための経費として、

農業施設災害復旧費	11億 5,156万	円
農地海岸災害復旧費	5,946万	円
林業施設災害復旧費	2億 5,700万	円
林地荒廃防止施設災害復旧費	3,100万	円

を計上いたしております。

(債務負担行為について)

- 1 「農林行政事務機器賃借等」は、複写機の賃借等にかかる平成30年度から36年度までに要する経費の債務負担として、3,247万4千円を措置するものであります。
- 2 「農林行政県有施設等管理業務」は、庁舎の警備業務等にかかる平成30年度から35年度までに要する経費の債務負担として、1億524万8千円を措置するものであります。
- 3 「農林行政機器等保守業務」は、公共工事等積算システムの保守管理業務等にかかる平成30年度に要する経費の債務負担として、690万円を措置するものであります。
- 4 「公益財団法人長崎県農業振興公社が農地中間管理事業のために借入れる資金に対する損失補償」は、同公社の農地取得及び農地利用条件改善に要する資金の借入れに対して損失が生じた場合に、7,000万円の枠内で当該損失を補償しようとするものであります。

5 「農業経営負担軽減支援資金利子補給費」は、平成29年度に3億円の枠内で承認予定の融資額につき、平成30年度以降に要する利子補給について措置するものです。

6 「農業近代化資金利子補給費」は、平成29年度に20億円の枠内で承認予定の融資額につき、平成30年度以降に要する利子補給について措置するものであります。

7 「肉畜経営改善推進費」は、平成29年度中における畜産特別資金及び畜産経営体質強化資金の6億円の枠内での融資に対し、平成30年度以降に要する利子補給について措置するものであります。

8 「長崎和牛生産強化促進事業費（肥育対策利子補給）」は、平成29年度に2億1千万円の枠内で承認予定の融資額につき、平成30年度以降に要する利子補給について措置するものであります。

9 「家畜伝染病関連業務」は、死亡牛のBSE検査円滑化対策事業の委託にかかる平成30年度に要する経費の債務負担として、1,398万円を措置するものであります。

10 「ため池等整備費」は、佐世保地区等における平成30年度の工事請負契約にかかる支払額及び大村北部地区等における平成30年度の工事用仮設道路等の借地補償契約にかかる支払額の債務負担として、2億9,010万円を措置するものであります。

11 「森林ボランティア支援センター運營業務」は、森林ボランティア団体等の連携強化を図るための相談窓口業務にかかる平成30年度に要する経費の債務負担として、305万2千円を措置するものであります。

12 「長崎県林業公社が借り入れる株式会社日本政策金融公庫資金に対する損失補償」は、林業公社が林業基盤整備資金として株式会社日本政策金融公庫から借り入れる事業資金に対して損失が生じた場合に、当該損失を補償しようとするものであります。

次に、第3号議案「平成29年度長崎県農業改良資金特別会計予算」について、ご説明いたします。

(歳 入)

繰 入 金	1, 210万 3千円
繰 越 金	2, 676万 7千円
諸 収 入	6, 520万 7千円
県 債	1, 332万 5千円
合 計	1億 1, 740万 2千円

(歳 出)

農業改良資金貸付費	2, 746万 2千円
農業改良資金貸付業務費	462万 8千円
就農支援資金貸付費	8, 448万 8千円
就農支援資金貸付業務費	82万 4千円
合 計	1億 1, 740万 2千円

を計上いたしております。

これは、農業改良資金について、県による貸付事業の終了に伴い貸付金償還金を国及び一般会計に返納する処理等を行うとともに、新規就農者が経営開始時の施設等を導入する場合に必要な資金を無利子で貸し付けるものであります。

次に、第4号議案「平成29年度長崎県林業改善資金特別会計予算」についてご説明いたします。

(歳 入)		
繰 入 金		74万 5千円
繰 越 金		1,810万 1千円
諸 収 入		190万 2千円
合 計		2,074万 8千円

(歳 出)		
林業改善資金貸付金		2,000万 円
管 理 指 導 費		74万 8千円
合 計		2,074万 8千円

を計上いたしております。

これは、林業・木材産業の経営改善、林業労働に係る労働災害の防止、林業労働に従事する者の確保のために、林業従事者等に対して必要な資金を無利子で貸し付けるものであります。

次に、第5号議案「平成29年度長崎県県営林特別会計予算」についてご説明いたします。

(歳 入)		
国 庫 支 出 金		73万 4千円

財 産 収 入	9, 0 8 0 万 7 千円
繰 入 金	1 億 1, 8 7 4 万 6 千円
繰 越 金	1 千円
諸 収 入	1 千円
県 債	7 0 万 円
合 計	2 億 1, 0 9 8 万 9 千円

(歳 出)

県 営 林 事 業 費	7, 6 6 8 万 9 千円
元 金	8, 8 4 3 万 4 千円
利 子	4, 5 8 6 万 6 千円
合 計	2 億 1, 0 9 8 万 9 千円

を計上いたしております。

これは、県営林経営計画に基づく県有林及び県行造林の管理経営に要する経費であります。

第47号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算(第7号)」のうち農林部関係部分についてご説明いたします。

(歳 入)

分担金及び負担金	9 0 7 万 円の増
国 庫 支 出 金	2 5 億 7, 8 4 7 万 2 千円の減
財 産 収 入	8 6 万 4 千円の減
繰 入 金	4 億 6, 2 4 1 万 9 千円の減
諸 収 入	6 億 1, 0 4 3 万 7 千円の減
合 計	3 6 億 4, 3 1 2 万 2 千円の減

(歳 出)

企 画 費	1, 9 9 3 万	円の減
農 業 費	2 1 億 4, 5 1 0 万	4 千円の減
畜 産 業 費	2 億 2, 9 9 9 万	4 千円の減
農 地 費	1 億 7, 3 5 6 万	8 千円の減
林 業 費	1 8 億 3, 5 9 7 万	9 千円の減
農林水産施設災害復旧費	1 億, 1, 4 5 8 万	2 千円の増
公共土木施設災害復旧費	8, 0 9 6 万	円の減
合 計	4 3 億 7, 0 9 5 万	3 千円の減

を計上いたしております。

次に、今回補正予算の主な事業についてご説明いたします。

(職員給与費について)

職員給与関係既定予算の過不足の調整に要する経費として、

農 業 費	2 7 1 万	5 千円の減
畜 産 業 費	1 6 5 万	5 千円の減
農 地 費	2 4 3 万	9 千円の減
林 業 費	1, 0 4 1 万	7 千円の減
合 計	1, 7 2 2 万	6 千円の減

を計上いたしております。

(地方創生拠点整備交付金事業について)

未来への投資に向けて、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、施設整備等の取組を推進するために創

設された地方創生拠点整備交付金を活用し、農林技術開発センターにおけるいちご育種研究施設及び肉用牛改良センターにおける種雄牛育成牛舎の改築などの施設整備等を実施するため、

施設整備費	1億 6,766万 1千円の増

肉用牛改良センター施設運営費	1,723万 2千円の増

を計上いたしております。

(農業構造の改善について)

事業実績の減に伴い、

経営構造対策費	6,561万 2千円の減

農村地域定住促進対策費	27万 2千円の減

等を計上いたしております。

(イノシシ等による農作物被害防止対策について)

国の内示の減等に伴い、

病虫害防除対策費	5億 5,719万 6千円の減

を計上いたしております。

(農業・農山村の多面的機能の支援対策について)

国の内示の減に伴い、

多面的機能支払事業費	1億 1,163万 2千円の減

を計上いたしております。

(農地中間管理機構事業促進対策について)

事業実績の減に伴い、

農地中間管理機構事業促進対策費

8億 3,884万 5千円の減

を計上いたしております。

(新規就農者総合対策の推進について)

事業実績の減に伴い、

新規就農者総合対策費

9,034万 8千円の減

を計上いたしております。

(農業金融対策について)

事業実績の減に伴い、

認定農業者支援制度融資費

2,596万 6千円の減

農業近代化資金融資費

1,560万 円の減

等を計上いたしております。

(園芸産地の振興について)

事業実績の減に伴い、

産地総合整備費

2億 1,199万 4千円の減

等を計上いたしております。

(水田農業の経営確立について)

事業実績の減に伴い、

経営所得安定対策等推進事業費

1,979万 円の減

等を計上いたしております。

(農畜産物の加工・流通対策について)

事業実績の減に伴い、

農林振興費

1, 9 8 3 万 7 千円の減

を計上いたしております。

(畜産振興対策について)

事業実績の減等に伴い、

畜産クラスター構築事業費

1 億 9, 9 5 3 万 3 千円の減

長崎和牛生産・流通強化促進事業費

2, 0 3 8 万 8 千円の減

等を計上いたしております。

(農業農村の整備と農地等の保全について)

国内示の増、事業実績の減に伴い、

県営かんがい排水費

6 億 8 0 4 万 8 千円の増

県営畑地帯総合農地整備費

8 億 3, 5 9 7 万 2 千円の減

基幹農道整備費

4 億 1 0 3 万 3 千円の増

経営体育成基盤整備費

9, 5 9 1 万 5 千円の減

地すべり防止対策費

2, 6 2 8 万 5 千円の減

自然災害防止費

9, 3 4 0 万 6 千円の減

等を計上いたしております。

(国営諫早湾干拓事業について)

事業実績の減に伴い、

諫早湾干拓事業推進費

2, 7 4 7 万 円の減

を計上いたしております。

(林業の振興と森林の整備・保全について)

事業実績の減等に伴い、

森林環境保全事業費	5, 5 5 6 万	5 千円の増
森林整備地域活動支援事業費	1 1 億 8, 8 3 8 万	8 千円の減
森林環境保全整備事業費（造林公共）	1 億 3, 0 6 2 万	3 千円の減
山地治山費	5, 7 5 7 万	7 千円の減
緊急治山費	4 億 9, 3 0 0 万	円の減

等を計上いたしております。

(災害復旧対策について)

平成 2 6 年、2 7 年及び 2 8 年に発生した農地・農業用施設災害復旧の事業実績及び査定結果に伴い、

農業施設災害復旧費	2 億 3, 0 4 7 万	1 千円の増
農地海岸災害復旧費	5, 9 4 6 万	円の減

平成 2 7 年、2 8 年に発生した林業施設災害復旧及び公共土木施設災害復旧の事業実績に伴い、

林業施設災害復旧費	1 億 1, 5 8 8 万	9 千円の減
林地荒廃防止施設災害復旧費	2, 1 5 0 万	円の減

を計上いたしております。

(債務負担行為について)

「ため池等整備費（工事国債）」は、佐世保地区等における平成 2 8 年度から 2 9 年度の工事請負契約に係る支払額の債務負担として、1 億円を措置するものであります。

「山地治山費（工事国債）」は、広刈地区等における平成28年度から29年度の工事請負契約に係る支払額の債務負担として、1億4,700万円を措置するものがあります。

「地すべり防止費（工事国債）」は、大瀬地区における平成28年度から29年度の工事請負契約に係る支払額の債務負担として、5,250万円を措置するものがあります。

（繰越明許費について）

繰越明許費については、計画、設計及び工法の変更による工事の遅延や災害復旧に係る国の交付決定の遅れ等により、事業の年度内完了が困難であることから、

農林技術開発センター施設整備費	1億	1,107万	5千円
果樹研究部門施設整備費		5,658万	6千円
長崎県耕作放棄地解消総合対策事業費		980万	円
産地総合整備費	16億	610万	3千円
畜産クラスター構築事業費	17億	1,290万	1千円
肉用牛改良センター施設運営費		1,723万	2千円
農業施設災害復旧費	8億	471万	6千円
林業施設災害復旧費		3,586万	5千円

に設定するものであります。

また、先に設定した繰越明許費に今回の補正予算に関する繰越明許費を追加することにより、

土地改良費	29億	8,963万	2千円
農地防災費	6億	9,582万	8千円

林業振興費	5億 6,481万 6千円
造林費	6億 2,767万 9千円
林道費	2億 2,280万 6千円
治山費	5億 7,519万 7千円

に繰越明許費を変更しようとするものであります。

次に、第49号議案「平成28年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算(第1号)」についてご説明いたします。

これは、農業改良資金貸付金の事業実績等に伴い、

歳入、歳出それぞれ 5,081万 4千円の減
を計上いたしております。

次に、第50号議案「平成28年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)」についてご説明いたします。

これは、林業改善資金貸付金の事業実績等に伴い、

歳入、歳出それぞれ 2,000万 円の減
を計上いたしております。

次に、第51号議案「平成28年度長崎県県営林特別会計補正予算(第2号)」についてご説明いたします。

これは、県営林事業費の事業実績等に伴い、

歳入、歳出それぞれ 3,159万 2千円の減
を計上いたしております。

最後に、平成28年度予算につきましては、本議会に補正をお願いいたしております。

すが、国庫補助金等になお未確定のものがあり、また、歳出面でも年間の執行額確定に伴い整理を要するものがあります。

従いまして、これらの調整、整理を行うため、3月末をもって、平成28年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、あらかじめご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成 2 9 年 2 月 定例 県 議 会

農 水 経 済 委 員 会 関 係 議 案 説 明 資 料

産	業	労	働	部
水		産		部
農		林		部

産 業 労 働 部

産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 3 3 号議案 「長崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例を廃止する条例」

第 3 4 号議案 「長崎県工業技術センター条例の一部を改正する条例」

第 3 5 号議案 「長崎県窯業技術センター条例の一部を改正する条例」

第 3 6 号議案 「長崎県勤労福祉会館条例及び長崎県技能会館条例の一部を改正する条例」

第 3 7 号議案 「長崎県職業能力開発関係手数料条例の一部を改正する条例」

であります。

第 3 3 号議案「長崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例を廃止する条例」については、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金の交付を受けて実施した緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の終了に伴い、長崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例を廃止しようとするものであります。

第 3 4 号議案「長崎県工業技術センター条例の一部を改正する条例」については、関係経費の増減に伴い、手数料等について所要の改定をしようとするものであります。

第 3 5 号議案「長崎県窯業技術センター条例の一部を改正する条例」については、関係経費の増減に伴い、手数料について所要の改定をしようとするものであります。

第 3 6 号議案「長崎県勤労福祉会館条例及び長崎県技能会館条例の一部を改正する条例」については、指定管理者の指定基準の見直し等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第37号議案「長崎県職業能力開発関係手数料条例の一部を改正する条例」については、若者が技能検定を受検しやすい環境を整備するための国による受検手数料減免措置の実施に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(経済・雇用の動向について)

我が国の景気は、政府が1月に発表した月例経済報告によりますと、「一部に改善の遅れもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」とされております。

また、本県の景気については、日銀長崎支店が2月に公表した県内金融経済概況によりますと、「全体として緩やかな回復基調が続いている。」とされております。

まず、生産面をみますと、大手・中堅造船では、生産水準は高水準横ばい圏内の動きとなっており、地場中小造船では、更新需要等を背景に高水準の受注残となるなど、高操業が続いております。また、原動機は高水準横ばい圏内で推移し、冷熱機器では弱含みで推移しております。大・中型モーターは持ち直しの動きが一服しており、電子部品等では生産体制変更に伴う一時的な振れがあるものの、基調として持ち直しの動きが続いていることから、生産面全体としては横ばい圏内の動きとなっております。

一方、需要面をみますと、公共投資は、大型案件を中心に増加しており、個人消費は、全体として底堅く推移しております。

なお、平成28年10月から平成28年12月まで直近3ヶ月間の企業倒産件数は9件で、昨年同期に比べて1件の増加となっております。

また、12月の有効求人倍率は、全国平均が1.43倍と前月を0.02ポイント上回る中、本県においては、前月を0.03ポイント上回る1.15倍と、10か月連続の1.1倍台となり、雇用情勢は引き続き改善が続いております。

(企業支援体制の強化による中小企業の支援について)

本県中小企業の振興を図るため、平成29年度から県と商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、産業振興財団等の支援機関が有する知識やノウハウ、支援施策等についてお互いに情報を共有し、連携を強化して企業支援を進めてまいります。

具体的には、各企業のニーズに対応するため、支援内容の見える化など、相談体制を強化するとともに、目標の共有化を図り、一丸となって企業の支援を推進してまいりたいと考えております。

また、食品製造業等、小規模事業者においては、中小企業団体中央会を中心に、商工会、商工会議所、金融機関等からなる推進チームを組織し、事業の協同化並びに協業化を推進し、規模拡大による生産性の向上を図ってまいります。

さらに、民間調査会社を活用して、事業後継者不在の企業をリストアップし、当該企業に対してアンケート調査等を実施したうえで、雇用数が大きく地域経済に与える影響が強いなどの優先度の高い企業を中心に、商工会・商工会議所の経営指導員による巡回訪問や事業引継ぎ支援センターとの連携、さらには新たな制度資金の創設・活用などを通して、事業承継を積極的に推進してまいります。

(地場企業の支援について)

県外需要の獲得と県内企業間の取引拡大を目指し、地域経済を牽引する中堅企業支援を核とした事業を推進しておりますが、平成27年度までに30社、平成28年度も新たに5社を助成対象として認定し、技術開発や販路拡大等の事業活動を支援しているところであります。認定企業においては、半導体製造装置の関連機器や船舶用の防音扉などで県外・国外からの受注につながるなど、支援の成果が着実に現れております。

平成29年度からは、これまでの専門家による技術高度化の支援や補助金による支援に加え、地場企業支援の第三の施策として、中小企業の生産性向上や意識改革を図るた

め、県において新たに中小企業診断士を配置し、昨年7月に施行された中小企業等経営強化法に基づく「経営革新計画」や「経営力向上計画」の策定について、商工会・商工会議所等の支援機関と連携して支援することとしております。

本事業により、設備投資の意欲喚起など攻めの経営に向け、経営者の意識改革を図るとともに、国のものづくり補助金などの外部資金獲得を促進することで、中堅企業の厚みの拡大と県民所得の向上につなげてまいります。

(食料品製造業の振興について)

県内の食料品製造業の付加価値額を高めるため、高度加工設備導入や衛生体制の強化、商品開発から販路拡大まで研修と実践を組み合わせた包括的支援、農商工連携の推進、大規模商談会への出展支援などに取り組んでおります。

去る1月17日には、「ふるさと企業包括支援事業」で支援する企業を対象に品評会を開催したところ、18企業から32商品が出品され、首都圏から招へいした審査員からは、商品改良についてのアドバイスをいただくとともに、商談成立や取引開始にもつながっております。

また、島原手延そうめんと五島手延うどんなど産地ブランド製品の認知度向上と販路拡大を図るため、平成26年度から欧州でのプロモーション活動や販路開拓に取り組んでおります。これまでの活動により、パリ市内の二つの高級百貨店においてうどんとそうめんの常設販売が始まったほか、ミラノやパリ等の飲食店では17店舗において正式メニューとして採用していただいております。

今後は、ヨーロッパでの活動の成果を国内向けに情報発信することで知名度向上を図るとともに、産地や市町、商工団体と一体となって産地ブランドの確立に取り組んでまいります。

(研究事業評価に関する意見書について)

外部有識者からなる長崎県研究事業評価委員会へ諮問しておりました県の研究機関が行う研究事業について、昨年12月16日に委員会から知事へ意見書が提出されました。平成29年度開始予定の新規研究18件、現在実施中の研究9件及び平成27年度で終了した研究26件の合計53件をご審議いただき、うち10件が「計画以上の成果を上げた」等のS評価、41件が「概ね計画を達成した」等のA評価、2件が「一部に成果があった」とのB評価を受けたところであります。

また、「国等の競争的資金など外部資金の獲得が今後も重要であり、採択率向上に向けて、事前に専門家に相談できる仕組みの整備を検討して欲しい。」などのご意見をいただきました。

なお、評価結果については、ホームページ等を通じ県民の皆様に広く公表するとともに、評価を踏まえて研究内容等について所要の見直しを行い、研究事業の効果的・効率的な実施、外部資金の獲得や研究員の意識改革につながるよう努めてまいります。

(ナガサキ・グリーンイノベーション戦略について)

海洋再生可能エネルギー関連産業の創出については、実証フィールドの早期構築を推進する中、実証事業実施者と地元関係者等との調整や事業立案に欠かせない海域データマップの運用を行うワンストップ窓口を昨年7月に設置いたしました。

平成29年度は、ワンストップ窓口誘致機能を追加し、国内外の実証プロジェクトの誘致を促進してまいります。また、商用化の推進については、本県海域で実用化された洋上風力発電機事業のノウハウを活用し県内企業のメンテナンス産業への参入促進を図るため、同分野の人材育成手法の構築等に取り組むこととしております。

また、県内産業界においては、県内企業の自主的な連携組織である長崎海洋産業クラスター形成推進協議会が、海洋エネルギー産業のサプライチェーン構築のためのネットワーク形成や、その中核とすべき企業のあり方等の研究、先行する欧州地域との

商談会を実施され、さらには、去る2月16日、スコットランドのフィオナ・ヒスロップ文化・観光・対外関係大臣との意見交換等、海洋産業振興に向けた積極的な活動を展開されており、県としましても、引き続き産学官の連携強化を図りながら、海洋エネルギー関連産業の拠点形成に向け、地域と一体となって海洋分野の産業づくりに取り組んでまいります。

さらに、燃料電池船建造プロジェクトについては、地元中小造船所が中心となる産学官のプロジェクトチームを昨年4月に設置し、中小型の燃料電池船の研究開発のため、県内中小造船所のグループの国プロジェクト獲得支援に取り組んでまいりました。本年度の国事業については採択には至りませんでした。国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で示されたCO2削減目標の達成や船舶分野における排ガス規制の強化といった状況から、今後、環境配慮型船舶の市場性は益々高まってくると期待されることから、引き続き国プロジェクトの獲得に向け支援を行いながら、新技術による県内企業の競争力の強化に努めてまいります。

（サービス産業の振興について）

地域経済を支えるサービス産業の活性化を図ることを目的とした「サービス産業生産性向上セミナー」が1月16日から2月14日にかけて県内7会場で開催されました。

本セミナーでは、「地域に選ばれ生き残っている身近な事業者の優良事例」の紹介とともに、県内サービス産業事業者の生産性向上に向けた具体的な取組を促す対話形式のワークショップが行われました。

また、長崎会場では、株式会社 ^{エー アンド ライブ} A and Live 代表取締役であり、株式会社 ^{たかたあきら} ジャパネットたかた前社長の高田 明 氏による特別講演も行われ、当日参加した事業者等210名に対して、「夢を持ち続け日々精進していくことの大切さ」をはじめとした貴重なお話をいただきました。

今後、本セミナーの結果の検証を行うとともに、本県サービス産業の活性化に向けた取組を進めてまいります。

（伝統的工芸品の振興について）

伝統的工芸品については、長崎べっ甲が、三川内焼、波佐見焼に続く本県からの3品目目として、去る1月26日付で国の伝統的工芸品の指定を受けました。関係の皆様は長年にわたるご尽力のたまものであり、今後は、国の補助制度を活用し、認知度向上や後継者育成を行えるなど、長崎べっ甲振興の大きな力になるものと考えております。県としても、国と連携し、長崎べっ甲産業の振興に引き続き取り組んでまいります。

また、三川内焼と波佐見焼については、去る1月2日から31日まで、東京ミッドタウンにおける「三川内焼フェア」の開催支援や、1月20日から3日間、日本橋長崎館における「長崎やきものカフェ」の開催、1月29日から2月6日まで開催された東京ドームでの「テーブルウェア・フェスティバル」への波佐見焼出展支援などにより、本県陶磁器の認知度向上と販路拡大を図ったところであります。

引き続き、市町や産地と一体となって陶磁器産業の活性化に努めてまいります。

（企業誘致の推進について）

企業誘致については、去る1月16日に、兵庫県に本社を置く鳴本ダイカスト株式会社の本県への立地が決定しました。同社は、大村市の賃貸工場に入居し、56名を雇用して、自動車シートベルトなどの部品を検査・仕分けする業務を行うこととしております。

また、平成26年に佐世保市に立地が決定した、株式会社シーヴィテック九州の開所式が1月23日に行われました。同社においては、昨年12月から自動車用CVTベルトの製造を開始し、既に当初計画を上回る220名を雇用していただいております。

すが、同日、工場を拡張し、更に120名を雇用する計画を発表されたところであります。

さらに、同じく佐世保市に昨年立地が決定した株式会社ハウコムの開所式が2月7日に行われ、業務を開始されております。

県としては、雇用の拡大と地域経済の活性化につながるよう、地元自治体及び関係機関とも連携しながら、引き続き企業誘致の推進に努めてまいります。

(産業人材の育成について)

「長崎県産業人材育成産学官コンソーシアム」では、産学官が連携して県内企業の成長を人材面から支えるため、現在、ワーキンググループや業種別の検討チームを設置して「長崎県産業人材育成戦略（仮称）」の策定に向けた検討を行っており、今月開催予定の当コンソーシアム会議において決定されることとなっております。

この戦略においては、産業人材育成の現状を踏まえたうえで、次代の本県産業を支える人材を育成するため、義務教育段階から企業の管理監督者に至るまでの産業人材像を示すとともに、産学官の役割や取組事項、人材育成の方向性及び具体的な手法を明確にしております。

検討に当たっては、人材育成により企業の稼ぐ力の向上が考えられる分野として「造船業を中心とした機械・金属系製造業」、企業誘致が進んでいる「オフィス系企業」、「宿泊業を中心とした観光関連産業」、幅広い分野のIT化を促進する「情報サービス業」の4分野を中心にしており、産学連携によるキャリア教育、企業におけるキャリアパスや新入社員向け教育モデルの作成、企業内OJT指導者の育成など、産業全般で適用できる部分も含め、具体的な課題と戦略を示すことにしております。

また、戦略策定後は、引き続き産学官が連携し、戦略に盛り込まれた項目の具体的な実施に向けた取組を進めてまいります。

(雇用対策について)

今春卒業の高校生を対象とした県内の求人数は、12月末現在で前年度を579人上回る4,585人、内定率は0.6ポイント下回る91.4%、県内就職率は前年度を5.0ポイント上回る62.0%となっております。

一方、大学生等の内定率は、12月末現在で前年度を2.6ポイント上回る78.9%、県内就職率は前年度を0.2ポイント上回る39.7%となっております。

引き続き、一人でも多くの生徒・学生が採用内定を得られるよう高校・大学と連携を図りながら取り組んでまいります。

また、県外に進学した学生に一人でも多く長崎県に戻っていただくため、去る2月9日、京都府の立命館大学と本県において2校目となる「就職支援に関する協定」を締結いたしました。今後、同大学と連携・協力し、長崎県内の企業等による合同企業説明会を開催するなど、学生の就職活動を支援することにより、本県へのU・Iターン就職を促進してまいります。

さらに、去る2月9日に「誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度創設記念式」を開催し、第1回認証企業10社に認証書を交付いたしました。今後とも、認証制度を普及し優良企業を増やすことで、働きがいのある魅力的な職場環境の整備を促進してまいります。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

水 産 部

はじめに、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

平成28年6月18日、長崎漁港臨港道路で発生した県の管理瑕疵により、個人に負傷を与えた事案について、和解及び損害賠償の額の決定を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

当案件は、長崎漁港臨港道路の歩道において、近隣住民が歩行していた際、歩道に生じていた窪みで転倒し、左足に負傷を与えたもので、6,955円を賠償金としたものです。

続きまして、議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

(有明海振興基金（仮称）（案）について)

昨年12月に行われた第11回和解協議を受けて、長崎地方裁判所から、有明海振興基金（仮称）の運営を担うことが想定されている、有明海沿岸4県の漁業団体及び自治体に対して、基金案を受け入れるかどうか、回答を求める意見照会が行われました。

本県としては、長崎県漁連が基金案は必要不可欠だと考え、受け入れると決断されたこと、また、本県では、意義のない開門に巨費を投ずるよりも、有明海再生を図るための効果的な水産振興策に活用すべきであると、繰り返し、国に対して要請してきたことを踏まえ、去る1月16日、今般の開門しないことを前提とした基金案は、有明海の漁業振興を図っていく上で核となるものであり、必要不可欠と考え、受け入れると回答いたしました。

1月17日の第12回和解協議において、国から、福岡県、熊本県、本県及び各県

漁業団体の6団体は、和解の成立により基金を受け入れるとの回答があり、佐賀県有明海漁業協同組合及び佐賀県の2団体は受け入れないとの回答があった旨の報告がなされました。

また、1月27日、長崎地方裁判所から、総額100億円の基金の創設に加え、^{きばらい}既払の間接強制金や和解金相当額を基金案に組み入れ、諫早湾及びその近傍部の漁業環境改善のために活用することなどを内容とする新たな和解案が改めて勧告され、当事者及び補助参加人は今月24日までに受諾の可否について検討し、その上で、^{じご}爾後の進行が検討されることとなっております。

県としては、改めて示された和解案を契機として、真の有明海再生につながるような具体的な成果が得られるよう期待しているところであります。

(シンガポールにおける水産物(県産品)販路拡大セミナーについて)

アジア・国際戦略における戦略プロジェクトの1つとして「県産品の輸出拡大」を掲げ、東アジア、東南アジア諸国を中心に県産品の輸出拡大を図っているところであります。

この取組の一環として、去る1月16、17日の2日間、シンガポール共和国において、現地ホテルグループやシェフ協会等に向けたセミナーを実施し、知事による県産品のトップセールスを行いました。

セミナーでは、「長崎の魚と寿司」をテーマとして、寿司ネタにはクロマグロ、トラフグ、アカムツ、アラに加え、長崎和牛を使用し、米・醤油・のりなどの食材も県産品を、また、料理に合わせるお酒も県産酒という趣向で企画し、更にお茶や陶磁器、観光などの長崎県のアピールも実施してまいりました。

セミナーの参加者は、展示した長崎産鮮魚の鮮度の高さとおいしさに驚かれるとともに、その他の県産品にも大変興味を持っていただき、具体的な商談をしたいとの申

し入れもいただきました。

今後も輸入業者や生産者としっかりと連携し、フェア開催等による本県のPRを継続して行っていくなど、輸出の実現に向けて努力してまいります。

(長崎県水産加工振興祭について)

本県水産加工品の品質向上と県民へのPRを目的として、昨年12月7日から11日までの間、「第54回長崎県水産加工振興祭」を長崎市元船町のおくんち広場において開催いたしました。

7日の水産製品品評会では、乾製品部門、ねり製品部門、塩干・みりん干・塩蔵部門、調味加工品・漬物部門、デザイン部門の5部門に出品された331点の中から、優秀な製品37点に農林水産大臣賞をはじめ、水産庁長官賞など、8つの賞が授与されております。

また、9日から11日までの3日間は、品評会入賞製品の展示とともに、県立長崎鶴洋高等学校を含む50団体が参加した水産加工品の即売会が行われ、多くの県民の皆様にも本県水産加工品の良さについて認識を深めていただきました。

(クロマグロ養殖の振興について)

長崎県産養殖クロマグロの品質向上と県内消費拡大を図る取組として、県内のマグロ養殖関係者で構成される「長崎県まぐろ養殖協議会」による第5回長崎発「旨い本マグロまつり」が、昨年12月10日から12日にかけて開催されました。

12月10日、11日は、県水産加工振興祭においてマグロ解体ショーと試食及び即売会を実施し、県産マグロのPRに努めました。

12日には養殖マグロの高品質化を競う肉質品評会が開催され、県内の7養殖業者が生産したマグロについて、築地や大阪等の国内各消費地のマグロ流通関係者や学識経験者、報道関係者、高校生等による審査が行われました。併せて「マグロの資源管

理や養殖の方向性」について、水産庁長谷次長による講演会も開催されております。

今後とも、長崎県マグロ養殖振興プランに基づき、「長崎県まぐろ養殖協議会」と連携しながら、本県のクロマグロ養殖の収益性の向上を進めてまいります。

(国直轄フロンティア漁場整備について)

平成27年度に完成した五島西方沖マウンド礁に続く国直轄フロンティア漁場整備事業の新たな候補地として、水産庁においては、対馬海峡地区を想定し、県内の関係する海区漁業協同組合長会など漁業団体に対し、事業制度の説明や直轄漁場整備の候補地に関する意見聴取等が行われました。

県といたしましても、国に対し新たな事業採択を要望するとともに、関係漁業協同組合等への協力要請や連絡調整を行うなど積極的に取り組んでまいりました。その結果、対馬海峡地区での整備について関係者の了解が得られたことから、国において平成29年2月15日に日本海・九州西広域漁業調整委員会で同地区の事業計画案に係る意見聴取が行われ、事務手続きが進められているところであります。

今後は、対馬周辺海域での国直轄による大規模な漁場整備事業が着実に実施できるよう努めてまいります。

(住宅団地「マリンヒル三京」の販売状況について)

住宅団地「マリンヒル三京」は、平成元年の新長崎漁港の開港に伴う急激な人口増加への対応と健全な街づくりに寄与することを目的として、平成5年度から長崎県港湾整備事業会計により一般住宅団地として造成工事を開始し、平成9年度の第一期から平成12年度の第四期まで全359区画の分譲を行ってきました。

分譲開始当初は、好調な販売状況であり、平成13年度までに165区画を売却しましたが、景気低迷や競合する近隣の大型住宅団地の分譲開始の影響により、平成14年度以降の販売実績は一桁台に落ち込み、平成23年度末においては残区画数は

157区画、販売率は56.3%という状況にありました。

このため、販売促進に向けた主な取組として、土地鑑定評価に基づく販売価格の見直しを平成17年度から3度実施したほか、平成22年度からはハウスメーカーとの業務提携を開始するとともに、モデルハウス減額制度・オープンハウス減額制度を創設し「建物を見せる」しくみづくり等に取り組み、積極的な販売展開を図ってまいりました。

その結果、平成24年度以降、販売実績は着実に回復し、平成27年度は緩やかな景気回復基調や競合する他団地が完売となったこと等により、単年度の販売実績は63区画となり、今年度において、残り36区画を12月上旬までに販売し、全359区画の売却を終了しました。

なお、本年1月末に販売代金が完納となり、2月初旬に土地の引渡しを完了しました。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

農 林 部

農林部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第38号議案 「長崎県獣医修学資金貸与条例の一部を改正する条例」

であります。

この条例は、長崎県獣医修学資金の貸与条件を、国の獣医師養成確保修学資金貸与事業の貸与条件に合わせるため、所要の改正をしようとするものであります。

続きまして、議案外の主な報告事項について、ご説明いたします。

(国家戦略特区を活用した農業分野における外国人の就労について)

これまで、産地の課題となっていた経営規模拡大等に必要な労力を確保するため、県下7地区で労力支援システムを構築し、作業支援者の募集や技術力向上、夏場の作業確保などに取り組んできたところでありますが、高齢化や人口減少、他産業との競合などにより生産現場における労力不足はますます深刻化しています。

このような状況を踏まえ、昨年7月に国家戦略特区として外国人材の農業就労を可能とする新しい仕組みを提案していましたが、12月に開催された国家戦略特区諮問会議において規制改革メニューに追加することが決定されたところです。

今後、法案審査、国会審議等を踏まえ、今年7月頃を目処に改正特区法が成立するものと考えております。

なお、本県で規制改革メニューを実施するためには、国家戦略特区として区域指定されることが必要となりますので、指定に向けた国への働きかけを行うとともに、外国人の農業就労の実現に向け、関係機関との調整を進めてまいります。

(家畜伝染病の防疫対策の強化について)

家畜伝染病である「高病原性鳥インフルエンザ」については、県内での防疫体制を

強化する目的で、去る10月20日に鳥インフルエンザ防疫対策会議を開催し、注意喚起と飼養衛生管理基準遵守の徹底を図るとともに、万一の発生時に迅速かつ的確な初動防疫が実施できるよう、11月7日及び8日に本病発生を想定した県域の防疫演習を実施したところであります。

その後、全国において、過去の発生を上回るペースで野鳥や家きん飼養農場において本病の発生が報告されており、このうち家きんについては、2月4日時点で7道県10例が発生し、約138万羽が殺処分され、本県においても、去る12月22日に諫早市で死亡したハヤブサ1羽で本病が確認されております。

このように本病の発生リスクが高まっていることから、県といたしましては、県内での防疫体制を強化するため、養鶏関係団体や飼料会社などを召集した緊急の鳥インフルエンザ防疫対策会議を昨年11月以降4回開催し、情報の共有と注意喚起を行うとともに、農場における飼養衛生管理基準の遵守並びに早期通報を徹底し、また、100羽以上を飼養する155戸の家きん飼養農場に対しては、昨年12月と今年1月の2回、消石灰を配布し、県下一斉に農場の緊急消毒を実施しております。

本病の本県家きん飼養農場への侵入を防ぐために、引き続き、農家等への注意喚起と防疫体制の徹底に万全を期してまいります。

また、「口蹄疫」については、平成22年以降、国内での発生は確認されておきませんが、中国、韓国、台湾などの東アジア地域では継続して発生し、最近では、本年1月に中国において、2月には韓国において発生が確認されております。

さらに、本県においては、クルーズ船等により訪日外国人旅行者数が急増する中で、春節にあたる時期を迎え、人や物の動きが盛んになり、本病ウイルスの侵入リスクが一段と高まることが懸念されることから、去る1月25日に、牛及び豚の畜産関係団体や飼料会社などの出席のもと口蹄疫防疫対策会議を開催しました。

会議では、各国における発生状況や県内空海港での水際防疫の実施状況などの最新の情報を共有するとともに、農場内に出入する人や車両の消毒、入場制限などの飼養

衛生管理基準の遵守による発生予防、異状発見時における早期通報、畜産関係者の発生国への渡航自粛などについて改めて確認を行いました。

口蹄疫については、伝播力が強く、ひとたび蔓延すると長期にわたり畜産業の生産性を低下させることから、改めて飼養衛生管理基準の再点検の指導を行うとともに、万一の発生に備え、防疫体制の強化に取り組んでまいります。

(第53回全国カーネーション長崎大会について)

去る1月26日及び27日に、諫早市並びに雲仙市において、全国カーネーション長崎大会実行委員会と一般社団法人日本花き生産協会カーネーション部会の主催により、農林水産省、県議会議長、県農水経済委員会委員長等ご臨席のもと、全国のカーネーション生産者及び農業団体、卸売市場、種苗関係者、県、関係市町等約320名が参加し、「第53回全国カーネーション長崎大会」が開催されました。

本大会は、栽培技術の研鑽と生産意欲の高揚を図り、わが国のカーネーションの振興を図ることを目的としており、本県では平成10年以来、3回目の開催であり、全国を代表して雲仙市の若手生産者による講演や、主要産地である諫早市飯盛町、雲仙市瑞穂町における現地研修会が開催され、活発な討議や意見交換がなされました。

全国的な花きの消費低迷、コロンビア、中国などからの切り花の輸入増加といった課題がある一方、本県の花き産出額は84億円と平成17年と比較して22億円伸びており、全国1位の伸び率となっている中、本県のカーネーション産出額はきくに次いで2番目に産出額が多い品目であり、オリジナル品種「だいすき」や「あこがれ」をはじめとした高品質な切花が生産され、市場から高い評価を得ております。

今後、さらなる若手農業者の育成、経営規模の拡大、省力化、オリジナル品種の育成を進めていき、農業者の所得向上と産地の活性化について、関係機関一体となって推進してまいります。

(本県歴代1位の但馬系県有種雄牛「弁慶^{べんけい}3」の誕生について)

県肉用牛改良センターで飼養する但馬系の種雄牛「弁慶^{べんけい}3」が、種雄牛の遺伝的能力を調査する現場後代検定で、肉質において最も重要視される脂肪交雑(BMSナンバー)において8.8と、県平均(6.6)及びこれまで但馬系種雄牛本県1位であった「政一^{まさいち}」(7.5)を上回り、但馬系種雄牛の本県歴代最高となる好成績を収めました。

また、主要な産肉能力形質である枝肉重量は542.2kg、ロース芯面積は69.0cmと、県平均(479.3kg、57.8cm)を大きく上回り、昨年4月にBMSナンバー10.3と日本一の成績を収めた「勝乃幸^{かつのさち}」の枝肉重量、ロース芯面積を上回る優秀な成績を記録しました。

全国トップクラスの但馬系種雄牛「弁慶^{べんけい}3」の誕生により、今後「平茂晴^{ひらしげはる}」、「茂晴^{しげはる}23」などの糸桜系種雄牛と「金太郎^{きんたろう}3」、日本一の「勝乃幸^{かつのさち}」などの気高系種雄牛との3系統を交配することで、「長崎和牛」の一層の品質向上が図られるよう取り組んでまいります。

(諫早湾干拓事業の開門問題について)

潮受堤防排水門開門差止請求事件については、長崎地方裁判所において、平成27年10月6日結審し、その後、昨年1月18日には、開門によることなく、有明海全体の漁業環境を改善する方策を検討し、全体の解決を図る和解の協議が勧告され、これまで13回の協議が行われました。

去る12月12日に行われた第11回目の協議を受けて、長崎地方裁判所から、有明海沿岸4県の漁業団体及び自治体に対して、基金案を受け入れるかどうか、回答を求める意見照会が行われました。

これに対し、長崎県漁連においては受け入れると決断され、本県としても、意義のない開門に巨費を投ずるよりも、有明海再生を図るための効果的な水産振興策にこそ

活用すべきであると、繰り返し、国に対して要請してきたことを踏まえ、去る1月16日に、今般の開門しないことを前提とした基金案は、有明海の漁業振興を図っていく上で核となるものであり、必要不可欠と考え、受け入れると回答したところです。

その後、去る1月17日の第12回和解協議において、国から、福岡県、熊本県、本県及び各県漁業団体の6団体は、和解の成立により基金案を受け入れるとの回答があり、佐賀県有明海漁業協同組合及び佐賀県の2団体は、受け入れないとの回答があった旨の報告がなされました。

これを受け、去る1月27日、長崎地方裁判所は、改めて、国の基金案を前提として和解を勧告し、その中で、「対策工事等をしないまま開門すれば、調整池近傍における農業、漁業、生活への重大な被害の発生は避けられず、対策工事等が進捗しない現状での開門は現実的にすることができない」、「基金案が実現不可能ということはない。ここに至る苦渋の決断は重く受け止められるべき」、「開門と基金案は両立するものではない」等とされ、「国は、有明海再生のためにこれまでの取組に加え、総額100億円の基金を創設する」、「^{きばらい}既払の間接強制金や和解金相当額の金員を基金案に組み入れ、同金員については、諫早湾周辺に所在する佐賀県有明海漁協及び長崎県漁連が対等の立場で諫早湾及びその近傍部の漁業環境改善のために活用する」、「原告（開放差止原告）及び国は、和解の前提の中で、有明海の漁業環境改善のための関係漁業者等の要望に応えるよう、関係自治体や農業者等に協力を働きかける」、「前訴判決の勝訴原告（平成22年12月の開門を命じた福岡高裁判決（確定）の勝訴原告）らは、前訴判決の執行力ある判決正本に基づく強制執行をしない」、「原告らは、本件請求を放棄する」、「現在係属中の本件事業を巡る裁判の提起者は、提起した裁判を取り下げ、国はこれに同意する」、「補助参加人（前訴判決の勝訴原告を含む開門を求める者）の訴訟費用及び弁護士費用等は国の負担とし、その額は当裁判所が定めるものとする」等の基本的考えが示され、当事者である国及び原告並びに補助参加人は、2月24日までに受諾の可否について検討し、その上で、長崎地方裁判所において、爾後の進行

が検討されることとなっております。

今般、引き続き開門しないことを前提とした基金案を基礎とした和解による解決をさらに進めるために、本和解案が示されたものと考えており、本県としては、開門することなく有明海再生を目指す今回の和解協議を契機として、真の有明海再生につながるような具体的な成果が得られるよう期待しているところであります。

この他、排水門の開門差止を求めた仮処分申立事件の保全抗告審につきましては、現在、福岡高等裁判所で係属中であり、第7回期日が2月9日に行われ、今後、第8回期日が3月21日に行われる予定となっております。

また、福岡高裁判決（確定）の勝訴原告を含む漁業者が、国を提訴した小長井・大浦漁業再生請求事件につきましては、平成27年9月7日、小長井町漁業者原告が求めている排水門の即時開門請求並びに小長井町漁業者原告及び大浦漁業者原告が求めている損害賠償請求のいずれをも認めないとする控訴審判決が出され、現在、最高裁判所において審理中であります。

国が、平成22年の福岡高裁判決（確定）の勝訴原告に対して、その執行力の排除を求めて提訴した請求異議訴訟につきましては、現在、福岡高等裁判所において和解協議中であります。

県としましては、開門により地元の方々に被害が及ぶようなことが決してないよう、引き続き県議会や関係者の皆様とともに、適切に対処してまいります。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成 2 9 年 2 月 定例 県 議 会

農 水 経 済 委 員 会 関 係 議 案 説 明 資 料 (追 加 1)

産	業	労	働	部
水		産		部
農		林		部

産 業 労 働 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） 2頁20行目から21行目までを削除し、次のように挿入する。】

なお、平成28年11月から平成29年1月まで直近3ヶ月間の企業倒産件数は9件で、昨年同期と同数となっております。

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） 9頁2行目から7行目までを削除し、次のように挿入する。】

今春卒業の高校生を対象とした県内の求人数は、1月末現在で前年度を556人上回る4,604人、内定率は0.4ポイント下回る94.2%、県内就職率は前年度を4.1ポイント上回る62.1%となっております。

一方、大学生等の内定率は、1月末現在で前年度を1.9ポイント上回る83.6%、県内就職率は前年度を0.5ポイント上回る40.5%となっております。

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） 9頁14行目の次に、次のように挿入する。】

加えて、来春大学等卒業予定者を対象とした3月1日からの企業の広報活動の解禁にあわせ、2月20日に県として初めて、知事とCOC+事業の中心大学である長崎大学学長から、経済団体の代表に対し採用情報の早期公開の要請を行ったところであり、引き続き、大学生の県内就職の促進に取り組んでまいります。

水 産 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（水産部）の３頁１４行目の次に、次のとおり挿入する。】

（ながさきの水産見本市イン広島について）

県産水産物の販売促進として、「長崎県水産物販売戦略」に基づき、関係団体と連携しながら、ブランド製品の育成強化、大消費地における見本市の開催や商談会への出展支援などの取組を進めております。

去る２月７日には、広島市内において、本県水産加工業者１５団体１７業者の出展による本県主催の見本市を開催いたしました。会場には市場流通関係者や量販店のバイヤー等約１６０名に来場いただき、トラフグ・マグロ等の養殖魚、平成「長崎俵物」をはじめとした県産水産加工品等のＰＲと活発な商談が行われ、既に５件の新たな取引が始まっております。

今後とも、生産者の県内外での商談に対する支援を通じて、生産者の所得向上を目指してまいります。

農 林 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（農林部）の１頁２０行目の次に、次のとおり挿入する。】

（第１１回全国和牛能力共進会宮城大会へ向けた対応について）

全国和牛能力共進会は５年毎に開催され、前回の第１０回長崎大会では、本県から出品された全９区すべてで優等賞を獲得し、特に種雄牛の能力の高さが競われる第８区（若雄後代検定牛群）においては、共進会で本県勢初となる最高位の優等賞１席を獲得するとともに、肉牛部門では最高賞に当たる内閣総理大臣賞を受賞し、見事肉牛の部日本一の栄冠に輝いたところです。

現在、今年９月に開催される第１１回全国和牛能力共進会宮城大会での「日本一連覇」に向け、肉牛の部においては、育種価判明率の向上など高能力候補牛の生産対策の強化に取り組み、前回大会時より３７頭多い１４１頭の候補牛を確保し、その候補牛の中から発育等の優れた５８頭を県内の優秀肥育農家へ引き渡し、県で作成した農家ごとの肥育マニュアルによる飼養管理、ＪＡ及び県等からなる出品対策技術指導班による毎月の巡回指導、脂肪交雑等の肉質診断ができる超音波画像診断装置を活用した飼養管理状況の確認などの出品対策を行っており、種牛の部においても、優秀な雌牛群の中から優れた候補牛の確保を進めているところであります。

今後は、７月の代表牛選考会及び選抜会議において、種牛の部へ出品する１８頭、肉牛の部へ出品する８頭を選定し、生産者、関係団体、市町と一体となって、第１１回全国和牛能力共進会宮城大会での「日本一連覇」を目指すとともに、「長崎和牛銘柄推進協議会」と連携して、統一的な広報や販売を展開し、長崎和牛の品質の高さを全国に発信してまいります。

【農水経済委員会関係議案説明資料（農林部）の６頁１８行目の次に、次のとおり挿入する。】

(長崎県林業公社第7次経営計画の策定について)

長崎県林業公社の経営改善につきましては、「林業公社経営計画検討委員会」の提言を受けて、平成17年3月から第6次経営計画として取り組みを始め、平成23年に一部見直しを行い、経営の改善に取り組んで来たところであります。

この間、森林機能の維持と木材生産の調和のため、長伐期施業への契約変更を実施し、さらに国の造林補助制度を活用した間伐の実施による収益の確保など計画に沿った実績を上げておりますが、木材販売価格の低下、バイオマス利用等の低質材や輸出等への新たな需要の拡大といった森林・林業を取り巻く環境の変化があったことから、これらの実情を取り入れた第7次経営計画を策定することとしました。

具体的には、大規模ロットや複数年契約等による生産コストの縮減、立木販売から間伐補助が活用可能で規格に応じた有利販売ができる丸太生産販売への変更、バイオマス等新たな販路拡大に取り組むことなどにより、平成76年末の長期収支見込みについて、現計画における収支不足見込56億円を圧縮し、12億円の収入不足と見直しました。

林業公社におきましては、今回の経営計画を着実に実行し、更なる経営改善に努めることとしております。

県といたしましても、無利子貸付金などの財政支援を引き続き行うとともに、日本政策金融公庫の融資制度の改正など、国に働きかけてまいります。

今後とも、国の動向や林業公社が行う経営改善策を踏まえ、県議会のご意見も伺いながら、林業公社の適切な経営と森林機能の維持に取り組んでまいります。

平成 2 9 年 2 月 定例 県 議 会

農水經濟委員會關係議案説明資料
(追加 2)

産	業	労	働	部
農		林		部

産 業 労 働 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） 2頁8行目から9行目までを削除し、次のように挿入する。】

我が国の景気は、政府が2月に発表した月例経済報告によりますと、「一部に改善の遅れもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」とされております。

【農水経済委員会議案説明資料（産業労働部） 7頁16行目の次に、次のように挿入する。】

（ベンチャー支援外部専門家委員会からの提言について）

平成28年11月定例会の当委員会において、平成15年度から19年度にかけて長崎県産業振興財団が「大学等発ベンチャー創出事業」及び「元気ベンチャー創出事業」を通じてベンチャー企業に対して行った投資について、同財団が設置したベンチャー支援外部専門家委員会が株式の売却等についての検討を進めていること、及びその検討状況について報告を行ったところですが、去る2月24日、同専門家委員会から検討結果を取りまとめた提言書の提出を受けました。

提言においては、支援先8社の株式の売却価格について、投資先の財務状況に応じ、債務超過となっている5社の株式は備忘価額での売却もやむを得ないが、債務超過でない3社の株式は出資額や純資産に基づく株価など複数の方式を総合的に考慮し当事者間で協議のうえ慎重に決定すべき、とされるとともに、その売却時期については、投資先の経営に支障が出ないよう十分に配慮すべきものとされております。

このほか、今後の県や財団によるベンチャー企業支援のあり方に関し、民間からの投資も含めた資金調達や内部統制の厳格な運営、企業の組織化など企業の発達段階に応じた多面的な支援等について提言をいただいたところであり、県及び財団といたしましては、本提言の趣旨を踏まえ、適時適切に株式の売却を進めるとともに、ベンチ

ャー企業の発達段階に応じ必要となる支援を含め、地域経済の活性化に向け更なる創業・起業支援施策の推進に取り組んでまいります。

【農水経済委員会議案説明資料（産業労働部） 7頁22行目の次に、次のように挿入する。】

2月24日には、千葉県に本社を置く株式会社フェローの本県への立地が決定しました。同社は、佐世保市が所有する用地を取得し、6名を雇用して、各種プラント向けダンパーを製造することとしております。

農 林 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（追加１）（農林部）の１頁１６行目の次に、次のとおり挿入する。】

また、去る２月２２日、長崎市において、県、ＪＡグループ、全国和牛能力共進会長崎和牛推進協議会等の主催により、農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、公益社団法人全国和牛登録協会会長、県農水経済委員会委員長はじめ県議会議員等ご臨席のもと、生産者や関係者約２５０名が参加し、長崎県肉用牛活性化推進大会を開催いたしました。

大会では、生産者代表から「第１１回全国和牛能力共進会宮城大会で、全区優等賞、日本一獲得を達成しよう」など力強い大会宣言が行われ、大会連覇に向けた機運向上が図られたところであります。

平成 2 9 年 2 月 定例 県 議 会

農 水 経 済 委 員 会 関 係 議 案 説 明 資 料
(追 加 3)

水
農

産
林

部
部

水 産 部

【農水経済委員会関係議案説明資料(水産部) 2頁4行目から10行目までを削除し、次のとおり挿入する。】

また、1月27日、長崎地方裁判所から、総額100億円の基金の創設に加え、^{きばらい}既払の間接強制金や和解金相当額を基金案に組み入れ、諫早湾及びその近傍部の漁業環境改善のために活用することなどを内容とする新たな和解案が改めて勧告されたところであります。

2月24日の第14回和解協議において、長崎地方裁判所から「開門しないことを前提とする基金案の協議とともに、開門することを前提とした協議を並行して行えないか」との提案がありましたが、開放差止弁護団は、即日、「開門を前提とした協議を行うことには応じられない」旨、意見書を出したと伺っております。

当事者及び補助参加人は、3月27日に予定されている第15回和解協議の前に、長崎地方裁判所へ書面で回答することとなっており、県としては、開門しないことを前提とした基金による取り組みを通じて、真の有明海再生につながるような具体的な成果が得られるよう期待しているところであります。

(太平洋くろまぐろの資源管理について)

国は、太平洋くろまぐろの資源回復に向けて、「くろまぐろ型の数量管理に関する基本計画(試行)」を昨年7月1日に公表しました。本県においても、国の指導を受け「くろまぐろ型の数量管理に関する長崎県計画(試行)」を作成し、関係漁業者に対して、適切な資源管理の遂行について周知、指導してきたところです。

このような中、対馬の沿岸漁業者が、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づく承認を受けずにくろまぐろ漁業を営んでいるとの情報をもとに、平成28年12月上旬に水産庁と本県が共同で調査を行った結果、未報告の漁獲量が11漁協で34トンあり、この内承認を受けずに操業を行った無承認者17名による漁獲量が12トンあることを確認しました。また、その後、県内全ての漁協で調査を行ったところ、対

馬以外で8漁協11.44トンの未報告を確認し、これらのことについて、2月28日付けで公表をしました。

県は、資源管理の遵守、徹底が図られず無承認者の漁獲や未報告が発生したことを厳正に受け止め、指導が行き届かなかったことを深く反省しております。

また、違反等の事実が確認された漁協に対しては、今般の原因究明と再発防止策について、漁協理事会に諮り組織決定のうえ、漁協職員及び関係漁業者まで周知徹底を図ることを文書で通知し、対応状況について県への文書での提出を求めるとともに、振興局等による定期的な浜周りなどを通じて各漁協における再発防止策の徹底等の指導に努めてまいります。

一方、国は、沖合漁業は来年1月から、沿岸漁業は来年7月から「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（所謂TAC法）」に基づき、漁獲可能量（TAC）を定め数量管理を行う罰則付きの規制措置に移行する予定としています。

こうした点も踏まえ、太平洋くろまぐろの資源管理の遵守、徹底が図られるよう、関係者に対する周知、指導に努めてまいります。

農 林 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（農林部）の5頁8行目から6頁目5行目まで削除し、次のように挿入する。】

これを受け、去る1月27日、長崎地方裁判所は、改めて、国の基金案を前提として和解を勧告し、その中で、「対策工事等をしないまま開門すれば、調整池近傍における農業、漁業、生活への重大な被害の発生は避けられず、対策工事等が進捗しない現状での開門は現実的にすることができない」、「基金案が実現不可能ということはできない。ここに至る苦渋の決断は重く受け止められるべき」、「開門と基金案は両立するものではない」等とされ、「国は、有明海再生のためにこれまでの取組に加え、総額100億円の基金を創設する」、「^{きばらい}既払の間接強制金や和解金相当額の金員を基金案に組み入れ、同金員については、諫早湾周辺に所在する佐賀県有明海漁協及び長崎県漁連が対等の立場で諫早湾及びその近傍部の漁業環境改善のために活用する」、「原告（開放差止原告）及び国は、和解の前提の中で、有明海の漁業環境改善のための関係漁業者等の要望に応えるよう、関係自治体や農業者等に協力を働きかける」、「前訴判決の勝訴原告（平成22年12月の開門を命じた福岡高裁判決（確定）の勝訴原告）らは、前訴判決の執行力ある判決正本に基づく強制執行をしない」、「原告らは、本件請求を放棄する」、「現在係属中の本件事業を巡る裁判の提起者は、提起した裁判を取り下げ、国はこれに同意する」、「補助参加人（前訴判決の勝訴原告を含む開門を求める者）の訴訟費用及び弁護士費用等は国の負担とし、その額は当裁判所が定めるものとする」等の基本的考えが示され、当事者である国及び原告並びに補助参加人は、2月24日までに受諾の可否について検討し、その上で、長崎地方裁判所において、^{じこ}爾後の進行が検討されることとなりました。

去る2月24日に行われた第14回目の協議において、本和解勧告について、国及び原告は受け入れる旨を、補助参加人は受け入れる余地はない旨を説明し、長崎地方裁判所は、当事者である国、原告及び補助参加人に対し、本和解案と並行して、開門することを前提とした協議ができないか各自検討し、次回3月27日の和解期日まで

に文書により回答するよう求めました。

これに対し、同２月２４日、原告は、長崎地方裁判所に対し、「そもそも開門をしないという前提で協議に応じたもの」、「開門を前提とした協議を行うことには応じられない」、「はじめて和解勧告が示されて以降、１年以上の歳月を費やし、被告国が提案した開門に代わる措置としての基金案について各当事者が議論を重ね、しかも、基金案の担い手である８団体のうち６団体が、基金案を基礎とした有明海の再生に賛意を示し、前向きに取り組もうとしている努力を決して無にしてはならない」、「これまでの議論を更に深めるべく、開門に代わる措置としての基金案を基礎として、和解協議を継続することを要望する」とした意見書を提出したと伺っております。

本県としては、開門することなく有明海再生を目指す今回の和解協議を契機として、真の有明海再生につながるような具体的な成果が得られるよう期待しているところであります。

平成 2 9 年 2 月定例県議会

農水経済委員会関係議案説明資料

(追加 4)

水

産

部

水 産 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（追加１）（水産部）の１頁１３行目の次に、次のとおり挿入する。】

（平成「長崎俵物」の認定状況について）

平成「長崎俵物」につきましては、本県水産加工品のリーディング商品として知名度向上と販路拡大を図るため、水産加工業界と県が一体となって育成強化に取り組んでおります。

去る３月１日、第２８回平成「長崎俵物」認定委員会が長崎市で開催され、流通関係者、料理専門家及び消費者等による厳格な審査が行われた結果、更新も含めた２８商品が認定され、平成「長崎俵物」は１０７商品となりました。

今後とも、平成「長崎俵物」の知名度向上と販売額の増大を目指し、原料や味、安全・安心等にこだわった長崎らしい商品づくりを積極的に推進してまいります。

平成 2 9 年 2 月 定例 県 議 会

農 水 経 済 委 員 会 関 係 議 案 説 明 資 料
(追 加 5)

農 林 部

農 林 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（農林部）（追加1）の1頁23行目の次に、次のように挿入する。】

（諫早湾干拓農地の利用権再設定について）

諫早湾干拓農地の利用権再設定については、去る2月1日、農業関係者の代表や法律の専門家、学識経験者11名からなる「諫早湾干拓農地の利用権再設定等に関する検討委員会」を設置し、再設定等の基本的な進め方、再設定の条件、再設定にあたっての審査の視点と評価方法、更には空き農地が発生した場合の再募集の条件や審査方法等についてご議論いただき、3月3日に検討委員会からご意見をいただいたところであります。今後、利用権の再設定に向けた基本方針を策定し、平成29年度中の更新作業が可能となるよう、事務作業を進めてまいります。